

事務事業現況調書

相模原市・城山町・藤野町

相模原市・城山町合併協議会

各種事務事業の取扱いについて
(Cランク) その1

事務事業現況調書 目次

報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（Cランク）その1

| | | |
|--------|------------------|-------|
| 企画部会 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 総務部会 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 7 |
| 財務部会 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 6 |
| 保健福祉部会 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 8 |
| 市民部会 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 3 1 |

※ この事務事業現況調書のうち、藤野町の欄については、参考として主に相模原市・藤野町合併協議会の事務事業現況調書の内容を記載しております。

企 画 部 会

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-------|------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 7 | 事務事業名 民間活力導入促進事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 企画政策課 | | | 政策秘書課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,600千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 本事業は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することにより、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的にサービスを提供できるPFI事業を推進するため、平成14年に策定した『PFI導入の方針』に基づき、導入の可能性等の検討を行なっている。</p> <p>【内容】 1) 1次検討調査 事業課が策定する基本事項の整理を基に、定性評価、簡易定量分析を行い、PFI事業として評価の高い事業については2次検討を行う。 2) 2次検討調査 民間意向調査、リスク分析、定量分析、VFM算定等をコンサルタントに委託し、PFI事業の可能性の判断を行う。</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|----------------------|--|---------|--|--------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 11 | 事務事業名 ふるさと創生事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 企画政策課 | | | 政策秘書課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | | | 城山町ふるさと創生事業基金の設置、管理及び処 分に関する条例 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | | | | 0千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | | | | 108千円 | |
| 【事務事業の内容】 | 該当なし | <p>【参考】</p> <p>基金を原資として種々の事業を所管課にて展開</p> <p>○平成17年度事業及び予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流推進事業 2,743千円 ・ 中学生海外派遣事業 8,171千円 ・ 津久井城址城山のイメージを高める事業 1,571千円 ・ 郷士の偉人尾崎琴堂に学ぶ事業 2,270千円 ・ 合唱の里づくり事業 1,200千円 ・ 町史編さん事業 19,922千円 <p>他7事業</p> <p>○平成16年度末基金現在高 416,118千円</p> | | <p>【目的】</p> <p>市町村が自主的・主体的に実施する地域づくりへの取組みを支援するために創設された「自ら考え自ら行う地域づくり」事業（ふるさと創生1億円事業）により交付税措置された1億円を原資として魅力ある地域づくりに繋がる特色ある事業を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>平成元年に「城山町ふるさと創生事業基金」を設置して積み立てている。</p> <p>平成3年に「ふるさと創生1億円事業選考委員会」等により、その活用方策を検討し、基金の一部を活用して保健福祉センターの中庭に、町民の健康と子供たちの健やかな成長を願い、シンボルとなるフロンスの母子象を設置した。</p> <p style="text-align: right;">事業費 12,669千円</p> <p>平成16年度末基金現在高 134,438千円 平成17年度末基金現在高 134,546千円 平成18年度末残高見込 134,654千円</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|-----------------------------|---------|--|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 市町村合併を除く広域行政に関する事務 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 企画政策課 | | | 政策秘書課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 53千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市民の行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 旧津久井町、旧相模湖町、城山町及び藤野町との1市4町で首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施。 町田市とは、首長懇談会を毎年1回開催し、図書館、宿泊施設、高齢者福祉センター等の相互利用、乳幼児健康診査の相互受診、広報紙の相互掲載、行政資料の相互配架などを実施するとともに、道路・交通問題への対応、災害時における相互応援、大学と地域の連携方策の調査研究などに取り組んでいる。</p> | | | <p>【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補完あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 相模原市、城山町及び藤野町では、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施。</p> | |
| | <p>【内容】 旧相模湖町では、八王子市・藤野町との間に平成15年10月2日に「公の施設の相互利用に関する協定書」締結し、図書館・林間総合公園・スポーツ広場等の相互利用を行っている。</p> <p>※相互利用施設 旧相模湖町 桂北公民館(図書室) 林間総合公園 艇(ナックルフォア)</p> <p>八王子市 中央図書館 南大沢図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館</p> <p>藤野町 図書室 スポーツ広場 日連運動場 吉野イベントパーク</p> | | | <p>【内容】 相模原市、城山町及び藤野町では、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施してきた。</p> <p>藤野町では、八王子市・旧相模湖町との間に平成15年10月2日に「公の施設の相互利用に関する協定書」を締結し、図書館・林間総合公園・スポーツ広場等の相互利用を行っている。</p> <p>※相互利用施設 八王子市 中央図書館 南大沢図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館</p> <p>旧相模湖町 桂北公民館(図書室) 林間総合公園 艇(ナックルフォア)</p> <p>藤野町 図書室 スポーツ広場 日連運動場 吉野イベントパーク</p> <p>藤野町では、上野原町・秋山村との間に平成10年8月3日に「公の施設の相互利用に関する協定書」を締結し、スポーツ施設・キャンプ場・図書室等の相互利用を行っている。(平成17年2月に上野原町と秋山村が合併し、上野原市となっている)</p> <p>※相互利用施設 上野原市 上野原スポーツプラザ市民プール 桂川少年野球場兼ソフトボール球場 桂川野球場 桂川テニス場 仲間川テニス場 西原テニス場 旧上野原中学校グラウンド</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|--------------------|---|-----|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 12 | 市町村合併を除く広域行政に関する事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | | | | 上野原市民会館 上野原市立図書館 観光スポーツ広場 東部スポーツ広場 中央会館（講堂のみ） YL O会館 緑と太陽の丘キャンプ場 緑と太陽の丘キャンプ場 （テニスコート） 健康増進プール 高金山麓キャンプ場 マス釣り場 スポーツ広場 佐野川青少年広場 図書室 藤野町 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|--|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 14 | パブリックコメントの実施 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 企画政策課 | | | 政策秘書課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市パブリック・コメント手続実施要綱 | | | 城山町パブリック・コメント手続条例 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>市の政策等の策定にあたって、幅広い市民の意見を反映するため、政策等の策定過程における透明性、公正性を確保するとともに、市民への説明責任を果たし、市民の市政への参画を推進することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>1 実施機関 市長・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会</p> <p>2 対象となる市民等 市内に住所を有する者・市内の事務所又は事業所に勤務する者・市政に関し意見等を有する者</p> <p>3 パブリック・コメント手続の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の基本的な制度や方向性を定める条例の制定又は改廃 ・ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く）の制定又は改廃 ・ 総合計画等、市の基本的政策を定める計画及び部門別・分野別の計画の策定又は改定 ・ 大規模なまちづくりに関する構想等の策定又は改定 ・ 市が整備する施設の基本計画の策定又は改定 ・ その他前各号に準ずるもの <p>4 手続等</p> <ol style="list-style-type: none"> ①パブリック・コメント手続の実施予告…実施の10日前までに予告 ②条例・政策等の素案の策定 ③素案公表・意見募集…意見募集期間は20日以上 ④市民意見を踏まえた原案策定 ⑤意思決定 ⑥市民意見及び市の考え方の公表 <p>5 公表及び意見提出の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表…市HP、指定場所での閲覧及び概要版の配付、広報誌 ・ 意見提出…指定場所への書面提出、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他 | | | <p>【目的】</p> <p>町の政策等の形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、町の町民に対する説明責任を果たすとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働による開かれた町政を実現することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>1 実施機関 町長・教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会</p> <p>2 対象となる町民等 町政に関し意見等を有するすべてのもの</p> <p>3 パブリック・コメント手続の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃 ・ 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 ・ 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く）の制定又は改廃 ・ 総合計画等、町の基本的政策を定める計画及び部門別・分野別の計画の策定又は改定 ・ その他前各号に準ずるもの <p>4 手続等</p> <ol style="list-style-type: none"> ①パブリック・コメント手続の実施予告…実施の10日前までに予告 ②条例・政策等の素案の策定 ③素案公表・意見募集…意見募集期間は20日以上（休日含まず） ④町民意見を踏まえた原案策定 ⑤意思決定 ⑥町民意見及び町の考え方の公表 <p>5 公表及び意見提出の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表…町HP、指定場所での閲覧及び概要版の配付、広報紙 ・ 意見提出…指定場所への書面提出、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他 | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|---|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 6 | 都市経営ビジョン推進事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 企画政策課都市経営ビジョン推進室 | | | 政策秘書課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 3,699千円 | | | 70千円 | 120千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 新相模原市行政改革大綱の理念を継承・発展させるとともに、民間の経営手法の考え方を取り入れた『さがみはら都市経営ビジョン』に基づき、市民とともに「都市を経営する」という視点に立ち、改革を推進する。</p> <p>【事業の概要】 『アクションプラン』に基づく取組みの進行管理。 ・相模原市経営評価委員会（学識・団体・公券市民で構成）の開催 ・相模原市都市経営推進本部（市長・助役・収入役・教育長・各部長・保健所長・各担当部長で構成）の開催 ・経営戦略会議（市長・助役・収入役・教育長・関係部長で構成）の開催</p> <p>※平成16年度で『新相模原市行政改革大綱』の第2次実施計画である『さがみの風』の計画期間終了。（平成17年度以降は、「さがみはら都市経営ビジョン」に発展的継承）</p> | | | <p>【目的】 新城山町行政改革大綱、に基づき行政改革の取組みを推進する。</p> <p>【事業の概要】 行政改革推進計画の継続項目などの進行管理。 ・行政改革推進本部（町長、助役、収入役、教育長、各部長で構成）の開催 ・行政改革推進本部幹事会（各課・室長で構成）の開催 ・行政改革推進委員会（学識・団体・町民で構成）の開催</p> | |
| | | | | <p>【目的】 行政改革（案）を策定し、平成18年度当初予算・事業で実現可能な行政改革（案）を策定し、平成18年度予算・事業編成のための検討資料とすること。</p> <p>【事業の概要】 職員で行政改革案策定ワーキングを組織し、行革（案）を策定する。 これまで（案）として取り上げられてはいたが、実施に当たったの具体的な検討がなされていなかったものについて、平成18年度での実施可能性を検討し、行革（案）として検討結果報告書を策定する。 関係課は、報告書を予算編成の際の検討資料として扱う。</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|--|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 12 | 行政評価 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 企画政策課都市経営ビジョン推進室 | | | 政策秘書課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 2,100千円 | | | 0千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市民の視点に立った成果重視への市政への転換を行うために、市の政策・施策や事務事業等について、有効性や効率性などの視点から評価を行いP-D-C-Aサイクルを確立し、評価結果を公表することにより、市民に対する説明責任を果たすとともに、職員の意識改革を図り、効率的で質の高い行政サービスの提供に努める。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の実施(毎年実施) ・施策評価の実施(17年度試行、19年度より隔年で本格実施) ・市民満足度調査の実施(18年度より隔年実施) ・大規模事業評価、政策評価の導入に向けた検討、及び、既に導入している事務事業評価、施策評価の改良。 | | | <p>【目的】 城山町新総合計画「しろやま21プラン」に位置づけられた事業について事後評価を実施。 予算・人員の適性配分・住民への説明責任・事務の簡素効率化を目的とし、結果は翌年度以降の予算へ反映させる。 結果を公表することにより職員の意識改革を進め、より効率的に行政運営をするためのツールとし併せて住民への説明責任を果たす。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価の実施(前年度決算見込を評価) ・新規事業評価の実施(事前評価の位置付) ・上記を受け、総合計画における実施計画(毎年ローリングによる5年計画)を策定。 | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-------|------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 6 | 事務事業名 東京事務所の運営 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 東京事務所 | | | 政策秘書課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 8,547千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 各省庁その他諸機関等との連絡調整等を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁その他諸機関等との連絡調整に関すること ・ 市政に関連のある情報及び資料の収集に関すること ・ 本市施策の紹介、宣伝等に関すること ・ その他特命事項に関すること | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--------------------|---------|-------|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 6 | パートナーシップ推進事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | パートナーシップ推進課 | | | 政策秘書課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | さがみはらパートナーシップ推進指針 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 11,325千円 | | | | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 「さがみはらパートナーシップ推進指針」に基づき、市民相互が協力、連携、補完しあってパートナーシップを構築することにより、個人や団体、NPO、企業、行政など、「みんなで担う市民社会」を実現する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 市民参加推進事業</p> <p>①パートナーシップモデル事業 26事業の推進を専門家の助言を得て支援する。 (事業費) 1,000千円</p> <p>②NPO活動推進自治体フォーラム参加費ほか (事業費) 281千円</p> <p>2 市民活動推進事業</p> <p>①地域パートナーシップモデル事業 「都市内分権」の研究成果に基づき、モデル事業を実施する。 (事業費) 3,360千円</p> <p>②パートナーシップ事業助成金 市民団体が他の団体と連携して行う公益的な事業に要する経費の一部を助成する。 (事業費) 2,211千円</p> <p>③市民活動推進普及啓発事業 (事業費) 900千円</p> <p>3 街美化アダプト制度の推進 制度の周知と普及を推進する。 (事業費) 370千円</p> <p>4 パートナーシップ市民フォーラムさがみはら 運 営支援事業 パートナーシップの推進に関する中心的な市民組織である「パートナーシップ市民フォーラムさがみはら」の活動を支援する。 (事業費) 3,203千円</p> <p>5 パートナーシップ意識の普及啓発 ホームページ等による情報提供や職員研修の実施。</p> | | | 該当なし | <p>【事業名】 特定非営利活動促進法(NPO)の推進事業</p> <p>【事業概要】 ボランティア活動をはじめとする町民の自由な社会貢献活動を行う団体に対して、活動の健全な発展を図っていく。 具体的には、主に情報提供、アドバイスを行っている。 現在、藤野町内で二つのNPO法人が設立されている。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|--------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | さがみはら市民活動サポートセンター管理運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | パートナーシップ推進課 | | | 政策秘書課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | さがみはら市民活動サポートセンターの設置等に関する規程 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 19,234千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【設置の目的】 社会福祉や環境保全など、さまざまな分野で行われている市民の自主的・非営利の社会に貢献する活動を支援する。</p> <p>【概要】</p> <p>①平成14年10月設置</p> <p>②所在地 相模原市富士見6-6-23けやき会館3階</p> <p>③施設内容 交流サロン、会議室、作業コーナー</p> <p>④開館時間 午前9時～午後10時 (12月29日から1月3日、定期点検日、定期清掃日は休館)</p> <p>⑤運営体制 公設民営（NPO法人さがみはら市民会議に運営委託。委託先は公募にて決定した。）</p> <p>⑥事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流サロン・会議室など打合せ用スペースの提供 ・市民活動全般に関する相談受付 ・市民活動に関する情報の収集、ホームページ・広報誌による情報提供 ・コピー機、印刷機の提供（有料） ・ロッカー、レターケースの提供（登録団体のみ） ・サポートセンターフェルティバルの開催 ・利用者懇談会の開催 <p>⑦予算 平成18年度 19,234千円</p> <p>⑧平成16年度の利用状況</p> <p>利用者 約14,500人 相談件数 約100件 登録利用団体 171団体</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|-------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 大学機能活用方策調査研究事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | パートナーシップ推進課 | | | 政策秘書課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,520千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 大学と地域の連携のあり方を検討する相模原・町田大学地域連携方策研究会において、情報発信などの事業を行うとともに、(仮称)「市民・大学交流センター」の事業内容や運営方法の検討を行う。</p> <p>【内容】 1. 情報発信プロジェクト ①ホームページによる情報発信 大学等の公開講座やイベント等の最新情報を発信 ②紙ベースによる情報発信 大学を身近に感じられるような情報誌を年2回程度発行</p> <p>【予算】 ・市負担金 相模原市150万円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|--|-------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 6 | 公共用地対策の調整 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 土地利用調整課 | | | 都市計画課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>土地利用・調整会議の運営</p> <p>所掌事項</p> <p>①低未利用市有財産の活用方針の策定に関すること。</p> <p>②民間開発で本市の土地利用上重大な影響を及ぼす立地計画の調整に関すること。</p> <p>③その他本市の土地利用に関し調整を要する事項に関すること。</p> <p>対象</p> <p>①低未利用市有財産は、1件1000㎡以上の土地又は1件500㎡以上の建物</p> <p>②立地計画等にあつては、1件5000㎡以上の敷地面積に該当するもの。</p> <p>③その他、この会議で検討を特に要すると認めたもの。</p> <p>構成</p> <p>①企画部長(座長)</p> <p>②企画部次長</p> <p>③調整参事</p> <p>④企画政策課長</p> <p>⑤土地利用調整課長</p> <p>⑥その他、案件により影響を受ける分野の事務を所掌する課相当の組織の長</p> <p>下部組織</p> <p>①市有地等検討部会(土地利用調整課長が座長)企画政策課、土地利用調整課、財務課、管財課、営繕課、開発指導課、土木計画課、事業担当課及び課題担当課の職員のうち、各課長が推薦する者で構成。</p> <p>②民間土地利用調整部会(土地利用調整課長が座長)企画政策課、土地利用調整課、環境対策課、産業振興課、都市計画課、開発指導課、土木計画課、学務課、課題担当課及び情報提供課の職員のうち、各課長が推薦する者で構成。</p> <p>担当職員数</p> <p>主幹1名を含む3名</p> | | <p>土地利用調整委員会の運営</p> <p>所掌事務</p> <p>①土地利用に関する諸計画の策定に関すること。</p> <p>②都市計画の決定・変更に関すること。</p> <p>③その他土地利用調整を要する事項に関すること。</p> <p>構成</p> <p>委員会</p> <p>①部長</p> <p>②政策秘書課長</p> <p>③財務課長</p> <p>④環境防災課長</p> <p>⑤都市計画課長</p> <p>⑥都市整備課長</p> <p>⑦経済課長</p> <p>幹事</p> <p>①政策秘書課企画政策班</p> <p>②財務課財政班</p> <p>③環境防災課環境班</p> <p>④都市計画課企画調整班</p> <p>⑤都市整備課市街地開発班</p> <p>⑥経済課農政班</p> <p>担当職員数</p> <p>4名</p> | | <p>土地利用協議会</p> <p>土地の有限性及び公共性の認識を基に藤野町の土地利用に関する諸問題について、総合的かつ計画的に検討し、公共の福祉を優先させ、「自然と調和した創造性豊かな文化のまち」を実現していくため、設置している。</p> <p>(藤野町土地利用協議会要綱)</p> <p>所掌事項</p> <p>①土地利用の基本方針に関すること</p> <p>②土地利用に係る諸計画の策定に関すること</p> <p>③住宅団地、工場その他土地利用上重要な施設の立地計画に関すること</p> <p>④その他土地利用に関すること</p> <p>構成</p> <p>総務部長、民生部長、産業建設部長、総務課長、企画課長、財務課長、町民課長、健康福祉課長、まちづくり課長、地域整備課長、上下水道課長、教育総務課長、社会教育課長、議会事務局長、やまなみ温泉館長</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---------|--|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | | 専門部会名 | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | | 企画部会 | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | | 協議ランク | |
| 7 | 公有地の拡大の推進に関する法律に関する事務 | | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 土地利用調整課 | | | 財務課・都市計画課 | |
| 根拠法令等 | 公有地の拡大の推進に関する法律 | | | 公有地の拡大の推進に関する法律 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準</p> <p>①市街化区域で5000㎡以上 ②市街化調整区域で10000㎡以上 ③都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、200㎡以上で届出が必要</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：13件（H16年度） 買取件数：なし（H16年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準</p> <p>①都市計画区域で200㎡以上</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：5件（H16年度） 買取件数：3件（H16年度）</p> <p>回答期限（第4条・第5条とも） 市長は届出から3週間以内に買取希望団体の有無について通知する。</p> <p>その他（第4条・第5条） 買取協議を行う旨の通知があった場合は、通知があった日から起算して3週間以内までは譲渡（売買など）できない。</p> <p>担当職員数 2名</p> | | | <p>【参考】</p> <p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>○年間受理件数：1件（H16年度） ○買取件数：なし（H16年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>○年間受理件数：なし（H16年度） ○買取件数：なし（H16年度）</p> <p>【参考】</p> <p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>○年間受理件数：1件（H16年度） ○買取件数：なし（H16年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>○年間受理件数：なし（H16年度） ○買取件数：なし（H16年度）</p> <p>該当なし</p> <p>※ 本町では、第4、5条の届出は、經由事務のみを実施しています。</p> <p>【平成17年度經由実績】 第4条 なし 第5条 なし</p> <p>担当職員 4名（兼務）</p> | |
| | <p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準</p> <p>①都市計画区域内で10,000㎡以上 ②都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要（都市計画区域外は、200㎡以上）</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：なし（H16年度） 買取件数：なし（H16年度）</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準</p> <p>①都市計画区域で100㎡以上（都市計画区域外は200㎡以上）</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：0件（H16年度） 買取件数：0件（H16年度）</p> <p>※本町においては届書の經由事務となる。その他、買取希望の有無について県事に申出書を送付。</p> <p>担当職員数 1名（兼任）</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--|--|---|---------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 国土利用計画法に関する事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 土地利用調整課 | | | 都市計画課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | 国土利用計画法 | | | 国土利用計画法 | 国土利用計画法 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | 65千円 | 64千円 | 0千円 | 43千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 159千円 | 65千円 | 45千円 | 45千円 | 43千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関する事。</p> <p>基準 ①市街化区域で2,000㎡以上 ②市街化調整区域で、5,000㎡以上 ※取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一団」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（市からの意見書付き）：52件（H16年度） うち参考意見等あり：24件 うち参考意見等なし：28件</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数：52件（16年度） うち県からの勧告件数：なし うち県からの助言件数：なし うち県からの不勧告件数：52件</p> <p>担当職員数 2名</p> | | | | |
| | <p>基準 ①非線引き都市計画区域で5,000㎡以上 ②都市計画区域外で、10,000㎡以上 ※取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一団」は届出が必要</p> <p>【参考】 ○年間進達件数（町からの意見書付き）：1件（H16年度） うち参考意見等あり：1件 うち参考意見等なし：0件 ○年間回答件数：1件（16年度） うち県からの勧告件数：なし うち県からの助言件数：なし うち県からの不勧告件数：1件</p> | <p>基準 ・5,000㎡以上 ※取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一団」は届出が必要</p> <p>【参考】 ○年間進達件数（町からの意見書付き）：2件（H16年度） うち参考意見等あり：1件 うち参考意見等なし：1件 ○年間回答件数：2件（16年度） うち県からの勧告件数：なし うち県からの助言件数：なし うち県からの不勧告件数：2件</p> | <p>基準 ①市街化区域で2,000㎡以上 ②市街化調整区域で、5,000㎡以上 ※取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一団」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（町からの意見書付き）：2件（H17年度）</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>担当職員数 4名（兼務）</p> | <p>基準 ①非線引き都市計画区域で5,000㎡以上 ②都市計画区域外で、10,000㎡以上 ※取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一団」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数（町からの意見書付き）：0件（H16年度）</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数：0件（16年度）</p> <p>担当職員数 1名（兼務）</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---------------------------|---|---|-------|---|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 9 | 事務事業名 特定地域土地利用計画に関すること | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 土地利用調整課 | | | 都市計画課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | 特定地域土地利用計画策定指針（神奈川県） | 特定地域土地利用計画策定指針（神奈川県） | | 特定地域土地利用計画策定指針（神奈川県） |
| 歳出予算額（平成18年度） | | 0千円 | 0千円 | | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | | 95千円 | 0千円 | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | 該当なし | 津久井町特定地域土地利用計画 【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。 【内容】 ○特定地域における土地利用の基本的な方向性 ○保全ゾーンの設定 ○利用検討ゾーンの設定 6箇所 75.4ha 《利用検討ゾーン内訳》 産業系 4箇所 72.6ha (内、土地利用転換面積 23.7ha) 住居系 2箇所 2.8ha (内、土地利用転換面積 1.9ha) 【策定年月】 平成13年7月 【計画期間】 平成13年度～平成17年度 | 相模湖町特定地域土地利用計画 【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。 【内容】 ○特定地域における土地利用の基本的な方向性 ○保全ゾーンの設定 ○利用検討ゾーンの設定 4箇所 123.7ha 《利用検討ゾーン内訳》 産業系 3箇所 122.9ha (内、土地利用転換面積 23.0ha) 社会福祉系 1箇所 0.8ha (内、土地利用転換面積 0.8ha) 【策定年月】 平成6年3月 【計画期間】 平成7年度～平成17年度 | 該当なし | 藤野町特定地域土地利用計画 【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。 【内容】 ○特定地域における土地利用の基本的な方向性 ○保全ゾーンの設定 ○利用検討ゾーンの設定 4箇所 22.9ha 《利用検討ゾーン内訳》 住居系 2箇所 2.3ha (内、土地利用転換面積－ha) 産業系 2箇所 11.0ha (内、土地利用転換面積－ha) ｽﾎﾞｰﾙ系 2箇所 4.4ha (内、土地利用転換面積－ha) その他 2箇所 5.2ha (内、土地利用転換面積－ha) 【策定年月】 平成12年9月 【計画期間】 特に定めなし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|----------------------|--|--|--|-------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 10 | 事務事業名 地籍調査事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 土地利用調整課 | | | 経済課 | 地域整備課 |
| 根拠法令等 | | | 国土調査法、地籍調査作業準則、運用基準 | 国土調査法、地籍調査作業準則、運用基準 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | | | 30千円 | 3,699千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | | | 0千円 | 713千円 | |
| 【事務事業の内容】 | 該当なし | | <p>【目的】 現在の公図や登記簿は、明治の地租改正時に作られたものが基となっており、実際の土地と記載事項が合わなくなっている。これを是正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする。</p> <p>【内容】 ①調査 ②取りまとめ・閲覧 ③認証 ④登記 ⑤窓口閲覧 ⑥誤り等訂正</p> <p>【手数料】 地籍調査成果証明（1件 300円）</p> <p>【負担金】 神奈川県国土調査推進協議会会費</p> <p>【特定財源】 地籍調査費補助 国 50% 県 25% 町 25%</p> <p>【参考】 町の計画面積 1.7km² 調査完了面積 0.29km²（16年度末現在） 現在の進捗状況 約17.1%</p> <p>※平成12年度より休止中。</p> | <p>【目的】 現在の公図や登記簿は、明治の地租改正時に作られたものが基となっており、実際の土地と記載事項が合わなくなっている。これを是正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする。</p> <p>【内容】 ①調査 ②取りまとめ・閲覧 ③認証 ④登記 ⑤窓口閲覧 ⑥誤り等訂正</p> <p>【手数料】 地籍調査成果証明（1件300円）</p> <p>【負担金】 神奈川県国土調査推進協議会会費</p> <p>【特定財源】 地籍調査補助金 国 50% 県 25% 町 25%</p> <p>【参考】 町の計画面積 16.44km² 調査完了面積 2.32km²（17年度末現在） 現在の進捗状況 約14.1%</p> | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---------|---|-----|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 企画部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 11 | 県土地利用調整条例に関する事務 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 土地利用調整課 | | 都市計画課 | | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | 神奈川県土地利用調整条例 | | 神奈川県土地利用調整条例 | | 神奈川県土地利用調整条例 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>市内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 ①市街化調整区域における1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為(開発行為)。</p> <p>基準 ①1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 (主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3000㎡以上が対象)</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 2名</p> | | <p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 ①市街化調整区域における1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為(開発行為)。</p> <p>基準 ①1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為。 (主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3000㎡以上が対象)</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員 4名(兼務)</p> | | <p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 ①1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為 (主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3,000㎡以上が対象)</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 1名(兼任)</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|--------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 12 | 生産緑地法に関する事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 土地利用調整課 | | | 政策秘書課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | 生産緑地法 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>生産緑地法に規定する、生産緑地に係る農業の主たる従事者または土地の所有が生産緑地を地方公共団体等へ買取申出する場合の調整事務</p> <p>基準</p> <p>①生産緑地地区に指定後、30年を経過したとき</p> <p>②農業の主たる従事者が死亡したとき</p> <p>③農業の主たる従事者に営農できなくなるような故障が生じたとき</p> <p>年間受理件数：12件（H16年度） うち買取件数：なし うち買取らない件数：12件</p> <p>回答期限 市長は申出から1ヶ月以内に買取または買取らない旨の通知をする。</p> <p>その他</p> <p>①買取らない場合は、他の農業従事者に斡旋をする。</p> <p>②申出から3ヶ月以内に所有権の移転がおこなわれなかったときは、生産緑地地区内の行為（建物の建築や宅地造成など）の制限が解除される。</p> <p>担当職員数 2名</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|--|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 6 | 広報紙発行事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 広報課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 142,648千円 | | | 6,809千円 | 4,720千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 100千円 | | | 193千円 | 150千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市政の現状や課題、市民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。</p> <p>【内容】 ①広報さがみはらの発行 ・発行 定例号毎月2回(1日・15日) ・規格 タブロイド判12ページ(記事量により8ページ、16ページの場合もあり) ・発行部数 平均245,000部/回 ・配布対象 市内各世帯 ・配布方法 新聞折込、新聞未購読者への郵送、出張所・公民館・各駅等に配置 ・事業費138,635千円 ②地域自治体広報紙の発行(津久井町地域自治体広報紙「広報つくい」) ・発行 定例号毎月1回(15日) ・規格 A4判4ページ ・発行部数 11,400部 ・配布対象 津久井町地域自治体内の各世帯 ・配布方法 新聞折込み、郵送、公共施設等への配置 ・事業費 2,763千円 (相模湖町地域自治体広報紙「広報さがみこ」) ・発行 定例号毎月1回(15日) ・規格 A4判4ページ ・発行部数 3,600部 ・配布対象 相模湖町地域自治体内の各世帯 ・配布方法 新聞折込み、郵送、公共施設等への配置 ・事業費 1,250千円</p> <p>【参考】 ①広報さがみはらの発行 ・発行部数 平均245,000部/回 (内訳) ・新聞折込 237,000部(朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経) ・新聞未購読者への郵送約2,500部(年平均) ・駅(JR9、京王1、小田急3) 1,850部 ・本庁 2,085部 ・出張所・公民館等(41箇所) 1,565部</p> | <p>【参考】 ①-1広報つくいの発行 ・発行回数 12回 A4判 平均16ページ ・発行部数 9,650部/回 ・自治会経由で配布8,600部 関係機関等へ配布800部 庁舎内等250部 ①-2広報つくいお知らせ版 ・発行回数 12回 A4判 4ページ ・発行部数 10,700部/回 ・新聞折込 10,400部(朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経) ・関係機関等へ配布250部 ・庁舎内等50部</p> | <p>【参考】 ①-1広報さがみこの発行 ・発行回数 12回 A4判 16ページ ・発行部数 3,600部/回 ・自治会等経由で配布3,019部 ・関係機関等へ配布434部 ・本庁等147部 ①-2広報さがみこお知らせ版 ・発行回数 12回 B4判(両面1枚) ・発行部数 3,500部/回 ・新聞折込 3,100部(朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経等) ・関係機関等へ配布 346部 ・本庁等 54部</p> | <p>【目的】 町の施策や制度をはじめとして、各種相談や検診など町民の暮らしに必要な情報を分かりやすく周知することにより、町民の町政への理解と関心を高め、町政への参加を推進する。</p> <p>【内容】 ①-1広報ふりに一すの発行 ・発行 毎月1日発行(年12回) ・規格 A4判 平均20ページ ・発行部数 7,200部/回 ・配布方法 自治会配布、金融機関、コンビニ等に配置 ①-2広報おしらせ版ホットラインの発行 ・発行 毎月15日発行(年12回) ・規格 タブロイド判 平均4ページ ・発行部数 8,000部/回 ・配布方法 新聞折込、コンビニ等に配置</p> <p>【参考】 ①-1広報ふりに一す ・発行回数 12回 A4判 平均20ページ ・発行部数 7,200部/回 (内訳) ・自治会(12団体) 6,545部 ・金融機関(6箇所) 50部 ・コンビニ(6箇所) 50部 ・県市町村(県、郡3町、八王子市) 85部 ・報道機関など 17部 ・庁舎内 370部 ①-2広報おしらせ版ホットライン ・発行回数 12回 タブロイド判 平均4ページ ・発行部数 8,000部/回 (内訳) ・新聞折込 7,600部(朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経) ・コンビニ(6箇所) 60部 ・報道機関など 12部 ・庁舎内 200部</p> <p>【特定財源の内容】 県市町村振興協会広報掲載料等交付金150千円 自衛官募集事務委託金43千円</p> | <p>【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。</p> <p>【内容】 ①-1広報ふじの発行 ・発行 1日 ・規格A4判16ページ ・配布方法 各自治会経由での配布 駅・公共機関・農協などに配置 ・事業費4,587千円 ①-2広報ふじの「お知らせ版」の発行 ・発行 15日 ・規格 A3判(両面1枚) ・発行部数3,000枚/回 ・配布方法 新聞折込 駅・公共機関・農協などに配置 ・事業費133千円</p> <p>【参考】 ①-1広報ふじの発行 ・発行回数12回A4判 16ページ ・発行部数3,800部/12回 ・自治会等経由で配布3,287部 関係機関等へ配布325部 本庁等188部 ①-2広報ふじのお知らせ版の発行 ・発行回数 12回 A3判(両面1枚) ・発行部数 3,000枚/回 ・新聞折込 2,730部(朝日、毎日、読売、産経、東京、日経等) ・関係機関等へ配布 160部 ・庁舎内等 110部</p> <p>【特定財源の内容】 県市町村振興協会広報掲載料等交付金</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | ビデオ・テレビ・ラジオ広報 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 広報課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 20,424千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市の取り組みやイベント、街の話題、各分野で活躍する人物などの情報を市内外に発信することで、市のPRに努める。</p> <p>【内容】</p> <p>①ビデオ広報 ・「新相模原市キャンペーンビデオ(仮称)」の制作…年1回、25分番組 ・J:COM相模原、公共施設等で放映。市ホームページでも動画配信 ※事業費 5,750千円</p> <p>②テレビ広報 ・テレビ神奈川スポット放送 テレビ神奈川が放送する生番組「とっておき自遊食感ハマランチョ」内のマイコミューティのコーナーで、観光案内やイベント情報等を提供する。毎月第1・第3金曜日 午後1時10分頃から3分間 ・ケーブルテレビ情報番組 市内のケーブルテレビ局J:COMで、市内のイベントやお祭りなどの出来事や新しく始まる制度などを映像で紹介する。制作=毎月2回(5分番組)、放映=①J:COMで毎日2~3回 ②市内公共施設 ③市ホームページでも動画配信 ・文字放送 広報紙からピックアップした記事をJ:COM相模原で毎日放映 ※事業費 8,878千円</p> <p>③ラジオ広報 ・相模原インフォメーション(エフエムさがみ) 月~金曜日 午前7時54分、午後5時54分から5分間 土・日曜日 午前8時54分、午前11時54分から5分間 ・地域エフエムスポット(FMヨコハマ) 毎月第1・第3水曜日 午前9時45分~48分 ※事業費 5,796千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 11 | 点字・声の広報発行事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 広報課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 5,460千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 3,639千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 「広報さがみはら」及び「地域自治区広報紙」に掲載された情報を、目の不自由な人に届ける手段として点字・録音版を作成する。</p> <p>【内容】</p> <p>①点字版広報さがみはら ・発行回数 月2回 年24回 ・発行部数 80部/回（利用者=32人、その他関係機関に配布） ・規格 B5判 約120ページ ・委託先 点訳赤十字奉仕団 ※事業費 2,110千円</p> <p>②声の広報さがみはら ・制作回数 月2回 年24回 ・制作数 160組/回（利用者=100人、その他関係機関に配布） ・規格 90分テープ 2本 ・委託先 録音奉仕会 ※事業費 2,630千円</p> <p>③声の地域自治区広報 (津久井町) ・制作回数 月1回 ・制作数 15部 ・規格 60分テープ 1本 ・委託先 録音奉仕会「かつら」 ※事業費 360千円 (相模湖町) ・制作回数 月1回 ・制作数 15部 ・規格 60分テープ 1本 ・委託先 録音奉仕会「かつら」 ※事業費 360千円</p> <p>【補助金の概要】 身体障害者福祉費補助金（国庫補助金） 補助率2/3</p> | | | 該当なし | <p>【参考】 録音奉仕会が毎月行っている。社会福祉協議会から年間事務費として2万円出ている。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 12 | 新聞広告による広報 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 広報課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,654千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 新聞に広告を掲載することにより、市政や観光事業などを市民や市外の人に広くPRする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村特集 朝日・読売・毎日・産経・東京 各1回掲載 ・ふるさと相模原…神奈川新聞8回掲載 ・夏のまつり特集 武相、相模経済新聞各1回掲載 ・ふらり相模原 神奈川新聞年間24回掲載 (毎月第1・第3水曜日) ・さがみはらワンポイント (掲載料無料) 神奈川新聞 (毎週土曜日)、市民カメラマンによる写真での市の行事紹介 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--------------------|---------|---|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 13 | インターネット広報 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 広報課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市ホームページ管理運用基準 | | | 城山町ホームページ運営規程 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 23,292千円 | | | 819千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 1,800千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市ホームページや、iモード等の携帯電話を活用して、市の行政情報などを提供する。</p> <p>【内容】</p> <p>①市ホームページの作成・更新 市政に関する情報を市内外に発信するため、市ホームページの作成・更新作業を行う。 ※事業費 16,980千円</p> <p>②テレモ！情報コンテンツ作成 携帯電話等に広報紙の記事からピックアップして情報を掲載 提供先…iモード、vodafone live! EZ web、Lモード 委託先…日本文字放送 ※事業費 1,512千円</p> <p>③インターネットによるビデオ広報配信 現在、ケーブルテレビや公共施設等で放映しているビデオ広報を議会中継システムの一部を借り受け、インターネット上で放映する。 委託先…株式会社社会記録研究所 ※事業費 300千円</p> <p>④メールマガジンの配信 パソコン・携帯端末にEメールで市の情報を配信する。 ※事業費 3,700千円</p> <p>⑤ホームページバナー広告の運営 自主財源の確保を図ることを目的に、市ホームページ（トップページ）に5枠分のバナー広告欄を設け、有料広告を掲載している。 ※歳入予算額 1,800千円</p> | | | <p>【目的】 インターネットを利用した町のホームページを運営することにより、情報提供機能の強化、広聴手段の拡充、町民の申請などの利便性の向上を図り、町政への町民参加を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>①町ホームページの作成 原則としてすべてのコンテンツを、情報所管課からの依頼で町民課が作成。ただし各課においての作成も可としており、担当部署において作成している情報も一部有り。また掲載内容の一部は、モバイル版として携帯電話などからも見ることができる。 ②広報紙ぶりに一ず 毎月1日に発行の「ぶりに一ず」をPDFデータにして、ホームページ上でも見ることができる。</p> | |
| | <p>【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報などを提供する。</p> <p>【内容】</p> <p>①町ホームページの作成 基本的に各課で掲載する事項の原稿を作成し、内容を確認し企画課で更新する。しかし、随時のお知らせは、各課で入力・掲載する。</p> <p>②広報ふじの 毎月1日に発行の広報ふじのをPDFのデータにして、ホームページ上で提供している。</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|--|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 14 | 市政紹介冊子等作成事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 広報課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 7,796千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 主要施策・事業紹介冊子、市政情報誌、暮らしのガイド等を発行する。</p> <p>①主要施策・事業紹介冊子 ・年1回発行(6月) ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 12ページ ・配布対象 地域市政懇談会で自治会長に配布、希望する市民へ配布(視察対応含む) ※事業費 440千円</p> <p>②相模原市の概要 市の統計数値等をコンパクトにまとめた携帯用リーフレットを作成する。 ・年1回発行(6月) ・発行部数 8,000部 ・規格 縦11$\frac{1}{2}$×横42$\frac{1}{2}$(折りたたみ時…横7$\frac{1}{2}$) ・配布対象 市職員、市民 ※事業費 376千円</p> <p>③市政情報誌 市政をビジュアルで紹介する市民参加型の情報誌を作成する。 ・発行回数 年1回発行(2月) ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 20ページ オールカラー ・配布対象 各公共機関、銀行・郵便局、理美容室 ほか ※事業費 2,330千円</p> <p>④暮らしのガイド 市民生活に密接に関わりのある窓口案内、相談案内、各種の制度紹介などを分かりやすくまとめ、市民の「生活便利帳」として利用してもらうために発行する。 ・発行部数 50,000冊 ・規格 B5判 80ページ(行政情報部分) ・配布方法 市内転入者や希望者に出張所等の窓口で配布</p> <p>⑤市勢要覧 市の歴史、自然、都市像などをビジュアルで紹介する。 ・発行 2～3年に1回 ・発行部数 10,000部(平成16年度実績)</p> | <p>【参考】</p> <p>①町の概要 統計数値を中心に、町の概要をコンパクトにまとめたもの ・年1回発行 ・発行部数 150部 ・規格 縦13$\frac{1}{2}$×横36.5$\frac{1}{2}$(折りたたみ時…横8$\frac{1}{2}$) ・配布対象 町職員 ※事業費 0千円</p> <p>②暮らしのガイド(平成13年度事業) ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 36ページ ・配布対象 全戸配布・公共機関等(約9,000部)</p> <p>③町勢要覧(平成13年度事業) ・発行部数 10,000部 ・英訳版…2,000部 ・規格 A4判 52ページ オールカラー(英語版) A4判 36ページ オールカラー ・配布対象 全戸配布・公共機関等約9,000部 英語版…必要に応じ ※事業費 1,459千円 英語版…738千円</p> | <p>【参考】</p> <p>①暮らしのガイド ・平成5年度に作成、以後作成なし</p> <p>②町勢要覧(平成9年度事業) ・発行部数 5,000部 ・規格 A4判 44ページ(36ページ カラー 8ページ 白黒) ・配布先 町内各世帯、金融機関、学校等 ※事業費 3,738千円</p> | <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>①暮らしのガイド(平成12年度発行) ・発行部数 10,000部 ・規格 A4判 32ページ ・配布方法 自治会を通じて配布 転入世帯へ窓口で配布</p> <p>②町勢要覧(平成7年度<町制40周年>) ・発行部数 8,000部 ・規格 A4判96ページ オールカラー ・配布先 町内各世帯、金融機関、学校等 ・事業費 5,490千円</p> | <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>①平成15年度発行「暮らしの便利帳」 ・発行部数 1,000部 ・配布対象 転入者</p> <p>②町勢要覧 ・発行 平成14年度事業 ・発行部数 5,000部 ・規格 変形A4判 50ページフルカラー ・配布先 町内各世帯・近隣市町村・報道機関 ・その他 1冊700円販売 ※事業費 3,675千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 行政事務情報化事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 情報システム課 | | | 総務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 相模原市職員の電子情報資産の安全管理対策に関する規定 ネットワークシステム管理運用要綱 インターネット管理運用要領 グループウェア管理運用要領 OA機器管理運用要領 | | | ネットワークシステム管理要綱 インターネット管理運用要領 グループウェア管理運用要領 インターネット等に関する個人情報保護管理要綱 OA機器管理運用要領 | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 386,918千円 | | | 23,991千円 | 4,037千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 目的 ITをツールとした庁内業務の効率化、高度化推進する電子自治体の実現、ノンストップ・ワンストップサービスの実現を目指します。</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN、グループウェアシステム、職員認証基盤システム等の維持管理 ・通信回線の光ファイバー化、維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ①通信回線数：297回線 スーパーワイドLAN(NTT)：267回線(学校、図書館、消防含む。) デジタルアクセス(NTT)：2回線 フラットイサー(NTT・LGWAN用)：1回線 パスワードイサー(KDDI)：27回線 専用線(KDDI)：2回線 ②ネットワーク機器保守(ルータ、スイッチ) ・情報セキュリティ外部監査の実施 ・セキュリティ対策 <ul style="list-style-type: none"> 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止への対策 ①ウイルス対策ソフト ライセンス数：3,028ライセンス 適用方法：リモート配信 ②セキュリティ診断(年2回) ・GIS運用管理 ・庁内システムの統合運用管理 ホストコンピュータ、グループウェア、ネットワーク等総合的に庁内のシステムに関わる運用管理及びヘルプデスクサービス <ul style="list-style-type: none"> ①常駐職員：4名 ②常駐時間：8:15～18:00 ・パソコン、プリンタの維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ①所有数 PC(買取)2,436台 PR25台(買取)25台・PR(リース)25台 ③保守形態：オンサイト保守 <p>3 事業費(単位：千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 需用費(8,130) 消耗品、物品修繕料 役務費(111,001) 回線使用料 委託料(144,834) システム機器運用保守 使用料及び賃借料(27,181) GISソフトライセンス・旧2町システム機器備品購入費(58,613) PC増設・インターネット環境サーバなど | | | <p>【目的】 電子自治体の推進及び庁内情報化を推進</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN、グループウェアシステム等の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・通信回線の維持管理 通信回線数：5回線(内訳) 光通信(Bフレッツ 1回線) VDSL回線：1回線 ISDN回線：2回線 LGWAN県域アクセス回線：1回線 ・セキュリティ対策 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止への対策 <ul style="list-style-type: none"> ①ウイルス対策ソフト ライセンス数：205ライセンス 適用方法：リモート配信 ・グループウェアシステムの保守管理 ・パソコン、プリンタの維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ①導入形態：リース ②所有数：178台(パソコン)22台(プリンタ) ③保守形態：オンサイト保守 | <p>【目的】 庁内業務の効率化、高度化の推進 電子自治体事業への参加</p> <p>【内容】</p> <p>1. 庁内LANの維持管理 通信回線：H16.7月Bフレッツ回線に接続 LAN通信機器保守(ルータ、ファイアウォール) セキュリティ対策 ・外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止 ①ウイルス対策ソフト 110ライセンス 適用方法：リモート配信 ②ファイアウォール(リニッケナル) コンテンツ制御、クッキーなどの排除 機器などの維持管理 メールアドレス付与可能端末 50台 (プリンタ共有及びwebページ閲覧)</p> <p>2. LGWAN専用端末の維持管理 通信回線：LGWAN県域アクセス回線1回線 現段階で運用環境は整備の状態。 平成17年度から開始予定の電子申請及び電子入札で活用する。</p> <p>・今後の計画 現行の庁内LANに接続されている機器へのメールアドレス付与インターネット接続をする。 LGWAN活用については、セキュリティポリシーに従って設定する計画である。 (LGWAN端末として各課1台を配備) 削除</p> <p>※LGWANの運用については総務課が所管している</p> <p>経費(平成17年度) LGWAN関連 ・機器保守 1,764千円 ・機器借上 792千円</p> <p>庁内LAN関連 ・機器保守(リース)35台 132千円 ・機器借上(リース)35台 844千円 ・ウイルス対策 202千円 ・ホスティングサービス 303千円</p> <p>※残りは買取の機器となる (庁内LAN端末数 90)</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|---|-------|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | |
| 8 | 地域情報化事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 情報システム課 | | | 政策秘書課 | 総務課 | |
| 根拠法令等 | 相模原市総合情報システム利用者登録カードの交付等に関する規則 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 104,085千円 | | | 1,029千円 | 975千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 目的 ホームページ及び施設予約システムを一体化した「さがみはらネットワークシステム(以下「SNET」という。)」でインターネットや街頭端末機、携帯電話、電話回線による音声などのメディアにより情報発信及び公共施設予約サービスを提供します。</p> <p>2 内容 ・システムオペレーション SNETの利用者登録処理、予約管理系サービス業務、情報提供サービス業務、統計管理業務 ①常駐職員：オペレータ3名 ②常駐時間：7:45～23:30 ・街頭端末機 上記のサービスを提供するためのタッチパネル式の端末機 ①設置箇所：56箇所 ②設置台数：56台 ③通信回線：35回線 ・SNET機器の維持管理 ・電子会議室の運用管理 ホスティングサービスによる電子会議室の提供 ・申請書類、ガイドブックの作成 ・共同運営事業 電子自治体共同運営協議会による共同運営 ①共同運営センター運用 ②電子申請・届出システム運用</p> <p>3 事業費(単位：千円) 需用費(3,060) 消耗品、物品修繕料、申請書類作成 役務費(15,300) 業務端末、街頭端末の回線使用料 委託料(85,430) 施設予約システム保守 電子申請・届出システム及び共同運営センターの運用保守 公共施設GISの開発 負担金(295) 共同運営事業負担金など</p> | | | <p>【目的】 町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、電子申請・届出システムの整備について検討する。</p> <p>【内容】 電子申請・届出システムの開発 ①開発体制：県及び県内市町村で構成する共同運営協議会による共同開発 ②稼動時期：未定</p> | | <p>【該当なし】 インターネットや街頭端末機などを利用した情報発信及び公共施設予約サービスは提供していない。</p> <p>・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発 電子申請・届出システムを開発予定 稼動時期：未定 (平成17年度中の実施について検討中)</p> <p>・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発 施設予約システム 稼動時期：未定(平成16年度脱退) ※参加しないこととした。</p> <p>平成17年度予算(単位：千円) ①協議会負担金 201 ②共同センター運営委託 653 ③電子申請システム運用 121</p> <p>【参考】 ・電子入札システム経費 負担金 730千円 委託料 1617千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 6 | 事務事業名 統計解析事務 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 情報システム課統計室 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,041千円 | | | 10千円 | 150千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 60千円 | | | 0千円 | 150千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 地理情報システムによる各種統計資料の解析 【概要及び目的】 GISにより国勢調査結果等の各種統計資料を地域メッシュ統計などに加工することにより、より視覚的で、地域分析に有効なデータを提供することを目的とする。 【費用】 116千円（保守委託78千円、講習会118千円） 2 人口将来推計 【概要及び目的】 各歳別、地域別の将来人口を推計することにより福祉、教育その他各種施策・計画立案に寄与することを目的とする。市総合計画の実施計画にあわせて作成。 3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 ○統計書（毎年） ○国勢調査結果報告書（5年に1回） ○事業所・企業統計調査結果報告書（5年に1回） ○商業統計調査結果報告書（5年に1回） ○工業統計調査結果報告書（全数調査のみ） 【18年度歳出予算】 ○統計書 700千円（700冊） 【18年度歳入予算】60千円（物品売払収入）</p> <p>4 各種統計資料の作成 ○月報統計さがみはら 町丁別世帯と人口等 ○相模原の人口と世帯（毎月） ○年齢別人口（年3回）出張所別、公民館区別 ○有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告（学校基本調査、工業統計調査（4人以上）、就業構造基本調査、全国物価統計調査等）</p> <p>5 ホームページの作成と更新 【内容】人口と世帯、町丁別人口、年齢別人口、各種統計調査結果報告、統計書等 【更新】月1回</p> | | | | |
| | | | | <p>1 地域情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし</p> <p>2 人口将来推計 該当なし</p> <p>3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 ○統計書（毎年） ○各種指定統計調査結果報告書（該当なし） 【18年度歳出予算】 ○統計書 庁内印刷のため予算計上なし（250冊） 旅費10千円 4 各種統計資料の作成 ○町丁字別世帯と人口（毎月） ○有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし</p> <p>5 ホームページの更新 【内容】人口と世帯、町丁別人口、世帯数、人口推移 【更新】月1回</p> | <p>1 地域情報システムによる各種統計資料の解析 の解析：該当なし</p> <p>2 人口将来推計：該当なし</p> <p>3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 ○統計書（毎年） ○各種指定統計調査結果報告書（該当なし） 【17年度歳出予算】 ○統計書 表紙及び製本 150千円（100冊） * 各種統計資料の作成 ○町丁字別世帯と人口（毎月） ○有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告：該当なし 【17年度歳入予算】</p> <p>4 ホームページの更新 【内容】人口と世帯 【更新】月1回</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 統計グラフィコンクール事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 情報システム課統計室 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,749千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 180千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】統計思想の普及高揚と統計の表現技術の向上を図ることを目的に実施する。</p> <p>【平成18年の事業の概要】</p> <p>対象 市内在住の小・中学校の児童・生徒</p> <p>応募内容 第1部(小学校1・2年生) 第2部(小学校3・4年生) 第3部(小学校5・6年生) 第4部(中学生)</p> <p>に分け、統計資料の利用又は児童生徒が観察・調査した結果をB2版の紙にグラフ化したものを募集。(1作品につき3人まで合作可能) 審査：市内の小・中学校の先生、市教育委員会指導主事、県統計協会職員計19名で審査</p> <p>表彰 入賞(特選・入選・佳作)、奨励賞及び学校賞(優秀校・奨励校)</p> <p>その他 表彰式、入賞作品展の実施、入賞作品集の作成</p> <p>【平成17年度実績】</p> <p>応募状況 小学校 (55校、1178点、2562人、入賞者37人) 中学校(12校、94点、149人、入賞者 11人)</p> <p>【特定財源】180千円(県交付金)</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|-----------------------------|---------|---|---------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 8 | 事務事業名 国委託統計調査 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 情報システム課統計室 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 統計法 | | | 統計法 | 統計法 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 36,473千円 | | | 814千円 | 5,217千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 34373千円 | | | 813千円 | 5,217千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】（特定財源）</p> <p>①平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所企業統計調査 予算額：29919千円 調査区数：838調査区 調査員：約490人 指導員：30人 ○工業統計調査（4人以上） 予算額：3847千円 調査員：約111人 ○学校基本調査 予算額：75千円 ○事業所・企業統計調査調査区設定経費 予算額：448千円 ○商業統計調査 予算額：84千円 <p>②平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商業統計調査 調査員：約260人 ○工業統計調査 ○就業構造基本調査 調査員：約70人 ○全国物価統計調査 調査員：約12人 ○学校基本調査 <p>③平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅土地統計調査 調査員：約200人 ○工業統計調査（全数） ○学校基本調査 | | | <p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【指定統計調査】（特定財源）</p> <p>①平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所企業統計調査 予算額：717千円 調査員：約12人 ○工業統計調査 予算額：834円 調査員：3人 ○学校基本調査 予算額：7千円 ※歳入のうち5千円は通信運搬費へ充当 <p>②平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商業統計調査 調査員：約7人 ○工業統計調査 ○就業構造基本調査 調査員：3人 ○全国物価統計調査 調査員：2人 ○学校基本調査 <p>③平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅土地統計調査 調査員：約17人 ○工業統計調査（全数） ○学校基本調査 <p>【調査地図システム】 該当なし</p> <p>④平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国消費実態調査 調査員：1人 ○経済センサス 調査員：12人 ○工業統計調査 調査員：2人 ○学校基本調査 | |
| | <p>④平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国勢調査 予算額：5000千円 調査区数：65調査区 調査員：58人 指導員：7人 ○工業統計調査（全数） 予算額：210千円 調査員：5人 ○学校基本調査 予算額：7千円 ○事業所企業統計調査調査区設定経費 予算額：15千円 <p>②平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所企業統計調査 調査員：8人 ○工業統計調査 調査員：5人 ○学校基本調査 <p>③平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商業統計調査 調査員：8人 ○就業構造基本調査 調査員：1人 ○全国物価統計調査 調査員：1人 ○学校基本調査 <p>④平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅土地統計調査 調査員：5人 ○工業統計調査（全数） ○学校基本調査 <p>【調査地図システム】 該当なし</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|--|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 8 | 国委託統計調査 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【統計調査支援システム】(一般財源)</p> <p>目的 調査区及び調査員の管理を目的とし、各種統計調査における調査員用の調査区地図に利用</p> <p>システム内容 システムは、平成18年度更新予定 統計調査支援システム及びPC2台、 カラーレーザープリンター 予算：2577千円</p> | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 9 | 県委託統計調査及び登録調査員事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 情報システム課統計室 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 統計法 県条例 | | | 統計法 県条例 | 統計法 県条例 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 497千円 | | | 65千円 | 61千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 401千円 | | | 66千円 | 61千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>①神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 ○男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 ○市町村別転入者数等</p> <p>②神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転入者数(男女別)等</p> <p>③神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 217千円(旅費17千円、消耗品費200千円) 【歳入予算】217千円(県交付金)</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】421名(定数) 【研修会】 ○施設見学会 年2回 ○事務研究会 統計功労者の表彰式と講演会 【登録調査員システム】 登録調査員のデータベースシステムにより登録調査員の調査歴等を管理</p> <p>【表彰】 ○相模原市統計功労者 調査員歴13年以上調査回数30回以上 ○市政功労者 調査員歴18年以上調査回数50回以上 【歳出予算】280千円(報償費30千円、旅費12千円、需用費209千円、役務費16千円、使用料13千円) 【歳入予算】184千円(県交付金)</p> | | | <p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>①神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務の処理に処する。</p> <p>調査事項 ○男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 ○市町村別転入者数等</p> <p>②神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転入者数(男女別)等</p> <p>③神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁・字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 65千円、消耗品費65千円 【歳入予算】66千円</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】12名(定数) 【研修会】 該当なし</p> <p>【登録調査システム】登録調査員の調査歴・表彰歴をエクセルにより管理</p> <p>【表彰】 ○(町) 該当なし</p> <p>【歳出予算】65千円(需用費65千円) 【歳入予算】66千円(県交付金)</p> | <p>1 県委託統計調査 【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>①神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 ○男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 ○市町村別転入者数等</p> <p>②神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転入者数(男女別)等</p> <p>③神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】61千円(旅費12千円、需用費19千円、役務費5千円、使用料25千円) 【歳入予算】61千円(県市町村統計事務交付金)</p> <p>2 登録調査員事務 【登録調査員数】7名(定数) 【登録調査員システム】登録調査員の調査・表彰歴等を台帳により管理</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 文化行政推進事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 文化国際課 | | | 政策秘書課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 19,680千円 | | | 0千円 | 5千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 豊かで彩りのある市民文化を創造していくため新世紀さがみはらプラン」や文化振興の指針である「さがみはら文化振興プラン」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 ○相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら 相模原市が21世紀において、新たなさがみはら文化を全国、世界に発信する事業として推進するもの。（相模原市共催事業） ・相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら実行委員会への補助金の交付 17,900,000円</p> <p>○優秀映画鑑賞推進事業 東京国立近代美術館フィルムセンターで保存している数々の名画の鑑賞を通じ、映像文化の振興を図り、市民文化の向上に寄与する。 ・優秀映画鑑賞会映写機使用料及び会場使用料 360,000円</p> <p>○相模原市邦舞三曲連盟への補助金の交付 相模原市邦舞三曲連盟に対して補助金を交付し、市民文化の向上に寄与する補助事業の推進を図る。 ・相模原市邦舞三曲連盟補助金 36,000円</p> <p>○公共施設使用料 ・フォトシティさがみはらなどの事業を行なうにあたっての公共施設使用料 1,384,000円</p> | | | | <p>【目的】 里山の伝統文化とふるさと芸術村の融合を図り、「藤野町第4次総合計画」に基づき、藤野町固有の文化行政の総合的な企画及び推進を行う。</p> <p>【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。</p> <p>【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 5,000円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|--------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 相模原市民文化財団経費 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 文化国際課 | | | 政策秘書課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | 民法第34条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 財団法人相模原市民文化財団寄附行為 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 233,612千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民文化活動の支援、文化情報の収集提供等の幅広い事業を実施する財団法人相模原市民文化財団に対し、事業費及び法人運営に係る経費の助成を行う。 <p>【助成の内容】</p> 1. 市民文化財団事業費補助金 110,466千円 (内訳) ・生活文化・芸術文化事業費 35,450千円 ・文化情報収集提供等事業費 74,516千円 ・調査研究事業費 500千円 2. 市民文化財団運営費負担金 123,146千円 (内訳) ・法人運営費、固有職員人件費等 61,339千円 ・市派遣職員人件費等 61,807千円 <p>【財団法人相模原市民文化財団】</p> 1. 設立年月日 平成元年4月28日 2. 設立者（設立代表者） 相模原市 3. 所在地 相模原市相模大野4丁目4番1号 4. 基本財産 100,000千円（全額相模原市出資） 5. 設立目的 市民文化の向上及び振興に関する事業を行うとともに、市民の自主的、創造的な文化活動の促進を図ることにより、いきいきとした市民文化の創造に寄与する。 6. 役員 理事長 1人 副理事長 2人 常務理事 1人 理事 （理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 10人以上15人以内 監事 2人 7. 組織及び職員数（H17.6.1現在） 市派遣職員7人 固有職員10人 任期付16人 嘱託7人 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|--|---|---------|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 8 | 相模原市民文化財団経費 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局長 1人 (市) 総務班 6人 (市2人、固有2人、任期付2人) 企画班 6人 (市2人、固有2人、任期付2人) 相模原市文化会館11人 (固有3人、任期付6人、嘱託2人) 社のホールはしもと 9人 (市1人、固有2人、任期付5人、嘱託1人) 相模原市民会館6人 (市1人、固有1人、任期付1人、嘱託3人) 相模原南市民ホール1人 (嘱託1人) <p>8. 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民各層の多様な観賞要求に応えるため、各文化施設の規模、特性を生かした多彩な事業を実施し、舞台芸術の鑑賞機会の提供を行う。 ○ワークショップ等市民自らが芸術文化活動に参加し、相互に交流できる機会を提供することで、市民の自主的な文化活動を支援し活性化を図る。 ○各文化施設の利用案内、公演情報等を情報誌やホームページなどを通じて、市民等に情報提供する。 ○市内の文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で見守られるよう、施設の管理運営を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市文化会館 ・社のホールはしもと ・相模原市民会館 ・相模原南市民ホール | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|---|------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 9 | 事務事業名 文化施設管理運営事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 文化国際課 | | | 政策秘書課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市立文化会館条例 相模原市立社のホールはしもと条例 相模原市立市民会館条例 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,005,345千円 | | | 0千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 138千円 | | | 333千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で行き届くよう施設の維持管理及び運営に努める。</p> <p>【施設名】 1. 相模原市文化会館 2. 社のホールはしもと 3. 相模原市民会館 4. 相模原南市民ホール</p> <p>【事業内容】 1. 施設の管理運営業務（指定管理者に財団法人相模原市民文化財団を指定） 2. 施設賠償責任保険料の支払 3. 「社のホールはしもと」賃借料等の支払</p> <p>【主な指定管理業務の範囲】 1. 施設の利用承認等に関する業務 2. 市民文化の振興と向上を図るための事業の実施に関する業務 3. 施設の維持管理に関する業務（清掃・舞台操作管理・設備保守点検・機械警備・環境衛生・備品の管理業務等）</p> <p>【利用料金】 施設ごとのホールの一日の基本利用料金は次のとおり 1. 相模原市文化会館 平日 215,000円 土・日・休日 284,000円 2. 社のホールはしもと 平日 80,000円 土・日・休日 107,000円 3. 相模原市民会館 平日 82,000円 土・日・休日 110,000円 4. 相模原南市民ホール 平日 28,000円 土・日・休日 38,000円 なお、施設の利用料金は施設管理者の収入となる利用料金制度を導入しているため、予算編成時に利用料金収入見込額を委託料から差引く。</p> <p>【ホールの利用実績】（平成16年度） 1. 相模原市文化会館大ホール 213件 279,314人 2. 社のホールはしもとホール 213件 77,513人 3. 相模原市民会館ホール 195件 148,813人 4. 相模原南市民ホール 237件 41,890人</p> | | | <p>【目的】 市民の多様な芸術文化活動や文化的交流を促進するため、その拠点となる文化施設等の整備について検討する。</p> <p>【内容】 ・取得済用地の管理 中央公園計画に基づき取得した文化センター建設用地の管理（3筆 2,004㎡） ・文化センター等建設事業基金の管理 平成5年に基金を設置し、文化センター等建設事業に充当するため積み立てている。 平成16年度末現在高 448,991千円 平成17年度末残高 449,422千円</p> | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|-----------|---|---|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 9 | 文化施設管理運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【相模原市民文化財団の概要】</p> <p>1. 目的 相模原市民文化の向上及び振興に関する事業を行うとともに、市民の自主的、創造的な文化活動の促進を図ることにより、いきいきとした市民文化の創造に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 役員 理事長 1人 副理事長 2人 常務理事 1人 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 10人以上15人以内 監事 2人</p> <p>3. 基本財産 100,000千円（全額相模原市出資）</p> <p>4. 職員数（H17.6.1現在） 市派遣職員7人 固有職員10人 任期付16人 嘱託7人</p> <p>【特定財源】</p> <p>1. 名称 貸付業者電気料等収入 2. 内容 食堂・売店・自販機等の実費負担金 3. 金額 138千円</p> <p>【その他】 平成18年4月に指定管理者制度へ移行</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 10 | 国際交流事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 文化国際課 | | | 総務課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 21,299千円 | 695千円 | | | 760千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 1,766千円 | | | | 600千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1. 友好都市交流(相模原市国際化推進委員会委託事業)</p> <p>【目的】 世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界各都市との幅広い国際交流・国際協力を進めることを目的に、相模原市は1985年に中国江蘇省無錫市と、1991年にカナダ旧スカボロー市(現・トロント市)と友好都市を締結した。 また、カナダ・トレイル市については、旧津久井町において1991年に友好都市を締結しているため今後も継続して交流を図る。</p> <p>【事業概要】 ○無錫市 相互友好訪問、研修生の受入れ等 ○トロント市 相互友好訪問等 ○トレイル市 相互友好訪問等</p> <p>2. 市国際化推進事業支援金</p> <p>【目的】 市内の市民団体に対し、国際理解と国際協調を促進するため、市が市国際化推進事業支援金を交付し本市の国際化の推進を図っている。</p> <p>【事業概要】 ○友好都市交流事業 市民団体が教育、文化、スポーツ等を通じて本市の友好都市を訪問する場合に交付 市内在住者1人につき5000円、1事業10万円以下 17年度交付実績 3件 230,000円 ○国内交流事業 市民団体が教育、文化、スポーツ等を通じて国外諸都市から招聘する訪日団又は外国籍の相模原市民と交流する事業に交付 1事業につき事業費の1/3以内で15万円以下 17年度交付実績 3件 286,000円 ○国際協力事業 市民団体が国外の開発途上地域への物的支援又は人的支援を目的として実施する事業及び国内の留学生を支援する事業に交付 1事業につき事業費の1/3以内で15万円以下 17年度交付実績 0件 ○友好都市締結20周年記念事業参加支援金 無錫市で開催した記念事業に参加した市民に一人あたり5,000円を交付 17年度交付実績 18団体 780,000円</p> <p>3. 市内在住外国人支援(相模原市国際化推進委員会委託事業)</p> <p>【目的】 外国人と共に住みよい環境づくりを推進するため日常生活に必要な情報の提供を行っている。</p> <p>【事業概要】 ○日本語ボランティア養成講座の開催 ○通訳ボランティア派遣 ○外国語版暮らしのガイド作成</p> | | | 該当なし | <p>【目的】 基の根の国際交流機会を身近な地域で創出する。</p> <p>【内容】 ①駐日オーストリア大使館を仲介とする「オーストリア教育芸術省藤野芸術家の家」としての活動拠点 ②駐日オーストリア大使館員と国際交流サッカー大会「ふじのカップ」を開催 ③かながわ自治体の国際政策研究会議に参加</p> <p>【負担金】 かながわ自治体の国際政策研究会負担金 8,000円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|------|--------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 11 | 事務事業名 国際交流ラウンジ管理事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 文化国際課 | | | 総務課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 23,302千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 770千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【さがみはら国際交流ラウンジ設置の目的】 地域の国際化や国際理解を推進するため、外国人市民に対する情報提供を図るとともに、市民との交流の場、外国人市民及び外国人市民を支援する団体の活動の場として「さがみはら国際交流ラウンジ」を設置した。同所は、市が設置、管理し、ボランティアを中心とした「さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会」が運営を行っている。</p> <p>【設置場所及び規模】 相模原市鹿沼台1丁目9番15号 神奈川県企業庁「プロミティふちのペビル2階」 160.2平方メートル</p> <p>【さがみはら国際交流ラウンジの施設】 (1) 談話室 (2) 会議室 (開所時間) ラウンジの開所時間は、午前10時から午後8時50分までとする。(ただし、日曜日は午後6時まで) 毎週木曜日休み、12月28日から1月3日休館</p> <p>【国際交流ラウンジ運営委員会の概要】 国際交流ラウンジの運営方針などを協議、検討、運営する機関として、ラウンジに関わる国際交流関係団体から選任された者、ラウンジスタッフ・各部会(4部会)等の代表、相模原市職員の16人程度の委員をもって組織している。</p> <p>【ラウンジ事業内容】 現在、次の4部会を中心に様々なボランティア事業を自主的な活動計画を基に継続運営している。 ・サポート部 ・交流企画部 ・防災部 ・情報・広報部</p> <p>*時代の要請に応じて、総合学習や災害時の外国人支援(平成13年4月に市と防災協定を締結)などに対応するため、自発的に各種プロジェクトチームを作って活動している。</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|-------|--------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 銀河連邦サガミハラ共和国事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 文化国際課 | | | 政策秘書課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 8,065千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)宇宙科学研究本部の研究施設のある4市1町がユーマとバロディで連邦国家を組織し、共和国相互に経済、教育、文化、福祉等、多様な交流を通じて地域間のコミュニティの醸成・活性化を図る。</p> <p>【概要】 建国日 : 昭和62年10月20日 建国趣旨 : 銀河連邦を構成する各共和国と連携し、宇宙平和の一翼を担うとともに人々の笑顔あふれるユートピアの創造を目指す。</p> <p>【組織】 サガミハラ共和国の行政を担当するため各府省を置き、それぞれの担当課が業務にあたる。 大統領府、国務省、通商産業省・農業水産省、教育文化省</p> <p>【主な事業内容】 1. 銀河連邦フォーラムへの参加 2. 各共和国行事への特使派遣 3. 市民まつり等への各共和国首脳招待 4. 銀河連邦物産展や物産幹旋などを通じての物産交流の実施 5. 銀河連邦子ども留学交流事業への参加 6. 宇宙科学啓発事業「宇宙セミナー」の開催 7. スポーツを通じての各共和国との交流事業の実施</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|------|--------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 13 | 事務事業名 国際交流基金の運用管理 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 文化国際課 相模原市国際交流基金条例 | | | 総務課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 150千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 150千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【背景及び目的】 世界各国の相互依存関係が深まる中、地域社会においても急速な国際化時代を迎え、本市においても「世界に開かれた地域社会の形成」を国際化施策とし、友好都市や海外諸都市の人々と市民の方々との交流をはじめ、芸術、文化での交流、在住外国人への支援など、様々な分野での活動を展開している。こうした中、市民の方々を主体とする国際交流をさらに推進するためには、継続的で安定的な環境づくりが必要と考え、平成6年4月に相模原市国際交流基金を設置した。</p> <p>【概要】 当該基金は、本市の積立金と市民の皆様や団体、企業などからの寄付金を原資として積立て、その運用益を利用して広範で多様な活動を財政的に支援することによって、本市の活動を一層推進するものである。</p> <p>【活用状況】 国際交流基金の運用額については、国際交流事業経費・国際交流ラウンジ事業経費の一部として活用している。</p> <p>○平成13年度寄付金実績 2件 計150,000円</p> <p>○平成14年度寄付金実績 1件 計100,000円</p> <p>○平成15年度寄付金実績 3件 計204,196円</p> <p>○平成16年度寄付金実績 2件 計150,000円</p> <p>○平成17年度寄付金実績 3件 計180,000円</p> <p>※寄付金累計 35件 9,600,963円 (平成18年3月現在)</p> <p>※平成17年 6,025,000円を取り崩し、国際交流事業へ繰入れ</p> <p>※3月31日現在の基金総合計 243,575,963円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|--|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 男女共同参画に関する事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 男女共同参画課 | | | 政策秘書課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 男女共同参画社会基本法 さがみはら男女共同参画推進条例 | | | 男女共同参画社会基本法 男女共同社会づくり推進委員会設置要綱 神奈川県、県内市町村及び民間活動団体の協働による女性の暴力に対する緊急一時保護事業実施要綱 | 男女共同参画社会基本法 男女共同社会プラン 神奈川県、県内市町村及び民間活動団体の協働による女性の暴力に対する緊急一時保護事業実施要綱 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 15,557千円 | | | 123千円 | 153千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 450千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>○ 男女がともにその個性と能力を発揮できる社会の実現をめざし、男女共同参画推進条例に基づき基本計画の総合的、効果的な推進を図る。また、市民とのパートナーシップのもと、男女共同参画に関する啓発等の事業を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 男女共同参画審議会の開催 ・ 市民、学識経験者等により男女共同参画の推進に関わる審議を行う。 756千円</p> <p>○ 男女共同参画専門員の設置 ・ 男女共同参画の推進や、関連する市の施策についての意見・苦情のほか、男女共同参画に関連する人権侵害についての相談などに対して調査をし、関係機関や関係者に、助言・是正の要望等を行う。 1,440千円</p> <p>○ ドメスティック・バイオレンス防止等事業 ・ 顕在化、深刻化するDVに対応するため、防止に向けた啓発等を実施する。また、被害者を一時的に保護する施設（シェルター）を運営する民間団体に助成をする。 7,825千円</p> <p>○ さがみはら女と男のいきいきフォーラム等講演会の実施 ・ さがみはら女と男のいきいきフォーラムの開催 ・ さがみはらウィメンズ・カレッジの実施 1,190千円</p> <p>○ 情報誌等の発行（男女共同参画に関する市民意識の啓発を図るため、情報誌等を発行する。） ・ 情報誌「と・も・に」（年3回・各8,000部） ・ ハンドブック「お父さんといっしょ」 ・ 啓発用冊子 2,800千円</p> <p>【特定財源】</p> <p>○ 人権啓発活動委託金 県委託金 450千円</p> | <p>【目的】</p> <p>○ 男女共同社会づくり行動プランに基づき、社会のあらゆる分野に女性と男性が共同で参画する男女共同参画社会の実現をめざし、女性施策を総合的、効果的に推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 男女共同社会づくり推進委員会の開催 ・ 町民、学識経験者等により男女共同社会づくり行動プランの推進に関わる審議を行う。 18千円</p> <p>○ 男女共同参画支援事業 ・ 民間活動団体と協定を締結し、DV被害者の緊急一時保護事業を実施する。 65千円</p> <p>○ 1市2町男女共同参画啓発事業 ・ 相模原市と津久井郡2町の共催による1市2町男女共同参画フォーラムを開催する。 40千円</p> | <p>【目的】</p> <p>○ 男女共同参画プランに基づき、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、その実現に向けて啓発活動を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>・ フォーラム開催費 88千円 ・ シェルター運営費負担金 65千円</p> | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|-------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 男女共同参画推進センター管理運営事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 男女共同参画課 | | | 政策秘書課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市立男女共同参画推進センター条例 | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 33,844千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 6,614千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>○ 男女共同参画を推進する活動拠点として、女性にも男性にも、あらゆる世代に開かれた施設として、新たなパートナーシップの創造を目指し、センター事業体系に基づき具体的な事業を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 指定管理者による管理運営（センターで行う男女共同参画を推進するための事業並びに、管理運営を指定管理者に委任する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人男女共同参画さがみはらへ委託 22,500千円 <p>○ 女性相談員による女性のための相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソレイユさがみ女性相談室において、相談事業を実施する。（一般相談、専門相談） 10,493千円 <p>【男女共同参画推進センター使用料】</p> <p>○ 使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナールーム使用料 7,888千円…① うち減免見込額 Δ1,577千円…②(20%) 個人利用分 183千円…③ <p>① - ② + ③ = 6,494千円(収入見込)</p> <p>【雑入ほか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話使用料 48千円 ○ 男女共同参画推進センター複写費用 72千円 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|--|-----|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | |
| 6 | 平和思想普及啓発事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 渉外課 | | | 総務課 | 総務課 | |
| 根拠法令等 | | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 3,854千円 | | | 190千円 | 0千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【概要】 「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づく、平和思想普及啓発のため、関連事業の開催等を行う。</p> <p>[核兵器廃絶平和都市宣言] 昭和59年12月に、非核三原則の遵守及び全ての核兵器廃絶、世界の恒久平和を願い都市宣言をした。</p> <p>【内容】 1 「市民平和のつどい」の開催 [目的] 核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に基づく、平和思想の普及啓発を図るため、「市民平和のつどい」開催する。 [内容] (1) 市民平和フォーラム (2) 平和映画の上映 (3) 平和写真展 (4) 被爆等戦争体験者のおはなし (5) 平和パネル巡回展 [主催] 相模原市 [企画・立案・運営] 「市民平和のつどい」実行委員会 [予算] 3,577千円</p> <p>2 日本非核宣言自治体協議会総会(長崎)及び平和祈念式典(広島)に職員を派遣 [予算] 162千円</p> <p>3 平和関連団体等の負担金、補助金及び交付金 日本非核宣言自治体協議会分担金 60,000円 日本非核宣言自治体協議会総会参加負担金 5,000円 核兵器廃絶平和行進賛助金 10,000円 原水爆禁止相模原地区平和行進賛助金 10,000円 原水爆禁止世界大会賛助金 10,000円 反核・平和の火りレー激励金 10,000円 神奈川核禁会議への被爆者救援賛助金 10,000円</p> | | | <p>【概要】 「非核平和都市宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、平和のつどいの開催などを行う。</p> <p>[非核平和都市宣言] 昭和60年12月に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>【内容】 1 「平和のつどい映画会」の開催 [目的] 非核平和都市宣言の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため開催する。 [内容] 平成17年度 「ぞう列車がやってきた」の上映 平成17年8月30日 (午前・午後の部計2回上映) [予算] 190千円</p> | | <p>【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。</p> <p>[核兵器廃絶平和宣言] 昭和60年9月12日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>【内容】 1 近年、具体的事業の実施なし</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 基地対策事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 渉外課 | | | 総務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 日米安全保障条約 日米地位協定 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律など | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 21,879千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 1,177,836千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【概要】</p> <p>市内米軍基地の返還の促進、厚木基地の米軍機による騒音の解消、基地周辺の生活環境の保全等を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>1 市内米軍基地の早期返還など基地対策</p> <p>【内容】</p> <p>市内の米軍基地は、市民生活やまちづくりの大きな障害となっていることから、早期の全面返還を基本として、特に必要などところについては、一部返還などにより早急に実現が図られるよう国や米軍に対し、相模原市米軍基地返還促進市民協議会とともに要請している他、基地に起因する諸問題の解決に取り組んでいる。</p> <p>(1) キャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部等の移転問題に関する取り組み</p> <p>(2) 相模総合補給廠の野球場及び北側部分の早期返還</p> <p>(3) キャンプ座間の市道新戸相武台の共同使用区域の拡大及び外周道路部分の一部返還</p> <p>(4) 相模原住宅地区の共同使用</p> <p>(5) P C B など基地内の廃棄物等の対策</p> <p>(6) 市民生活に不安を与える演習・訓練等の禁止 など</p> <p>【歳入予算】</p> <p>施設区域提供事務委託費 470千円</p> <p>【歳出予算】</p> <p>12,486千円</p> <p>2 基地周辺の航空機騒音の対策</p> <p>【内容】</p> <p>厚木基地の航空機による騒音は、市民生活に大きな影響を及ぼしており、その対策として騒音計を設置して騒音測定を行うとともに、国や米軍に対し、厚木基地周辺各市とともに要請活動等に取り組んでいる。</p> <p>(1) 夜間連続離着陸訓練（NLP）の硫黄島での全面実施</p> <p>(2) 訓練全般に伴う事前の情報提供</p> <p>(3) 住宅防音工事助成対象区域の拡大</p> <p>(4) NHKテレビ受信料助成制度の適用 など</p> <p>【航空機騒音オンライン監視システム】</p> <p>市南部地域の4箇所に騒音計を設置し、航空機騒音を測定するとともに、測定機と渉外課をオンラインで結び、騒音把握把握及び騒音データ</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|---|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 企画部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 7 | 基地対策事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>の集計等を行っている。</p> <p>〔歳入予算〕 騒音調査委託費 386千円</p> <p>〔歳出予算〕 8,799千円</p> <p>3 基地交付金 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律に伴う交付金 〔基地交付金資産調査システム〕 基地交付金の算定基礎となる基地内資産台帳調査のためのシステム。 〔歳入予算〕 国有提供施設等所在市町村助成交付金 1,093,000千円 施設等所在市町村調整交付金 81,000千円</p> <p>4 基地関係連絡協議会等負担金、補助金及び交付金 〔予算〕 全国基地協議会負担金 312,000円 防衛施設周辺整備全国協議会負担金 12,000円 県基地関係県市連絡協議会負担金 60,000円 県基地関係県市連絡協議会視察費 90,000円 厚木基地騒音対策協議会負担金 70,000円 厚木基地関係8市連絡会議負担金 40,000円 県央地区渉外連絡委員会負担金 10,000円</p> | | | |

総務部会

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 総務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 6 | 褒賞及び表彰事業（職員表彰を除く） | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 秘書課 | | | 総務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 市表彰条例 | | | 町表彰条例 町名誉町民条例 | 町表彰条例 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 5,572千円 | | | 777千円 | 1,050千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【概要】 市表彰条例に基づき、市政の振興、公共の福祉増進、文化の向上等に功労のあったもの又は広く市民の模範となるものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 市政功勞表彰、自治功勞表彰、市民文化表彰</p> <p>(1) 市政功勞表彰（対象は、市民又は市に関係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、衛生、消防等本市の公共の福祉増進、教育、芸術、科学等分野の業績顕著なもの、善行著しいもの、その他</p> <p>(2) 自治功勞表彰 市長：8年以上その職にあった者 市議会議員：10年以上その職にあった者 助役・収入役：12年以上その職にあった者 執行機関の委員：15年以上その職にあった者</p> <p>(3) 市民文化表彰（対象は市民） 教育、芸術、科学、福祉の向上等市民文化の進展に寄与し、その業績特に顕著なもの</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（11月20日）</p> <p>3. 表彰審査委員会（付属機関） 市長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 1年 報酬 12,600円（日額） 委員の数 15人以内（17年度は14人） 市議会の議員 3人 市の執行機関の委員 3人 学識経験のある者 6人 関係行政機関の職員 2人</p> | | | <p>【概要】 町表彰条例に基づき、町の振興寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 一般表彰、功勞表彰、特別功勞表彰</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民又は町に関係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、消防等に尽力、教育、芸術、科学等の文化向上に寄与し、その業績顕著な者、非常災害に際し特に功績が顕著な者、善行著しい者、その他</p> <p>(2) 功勞表彰 町長：4年以上在職した者 町議会議員：8年以上在職した者 議会の選挙、推薦又は同意を得て選任される各種委員及び 助役・収入役：12年以上在職した者 消防団の団長及び副団長、総合計画審議会委員、民生委員、地区行政委員：12年以上在職した者 非常勤特別職で16年以上在職し、特に功績顕著と認められる者</p> <p>(3) 特別功勞表彰 町長：8年以上在職し退職した者 町議会議員：16年以上在職し退職した者 助役・収入役・教育長：20年以上在職し退職した者 議会の選挙、推薦又は同意を得て選任される各種委員及び ：24年以上在職し退職した者 その他特に功績が顕著と認められる者</p> <p>(2)(3)の職に在職した者の在職年数は通算する</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（11月3日） （消防団員や交通指導隊員は、出初式等で実施）</p> <p>3. 表彰審査委員会 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 1年 謝礼 3,000円 委員の数 12人 ※例年、地区行政委員に委嘱</p> | <p>【概要】 町表彰条例に基づき、町の振興寄与し、又は広く町民の模範となる行為をしたものについて表彰を行うもの。</p> <p>【内容】 1. 表彰の種類 一般表彰、功勞表彰</p> <p>(1) 一般表彰（対象は、町民又は町に関係ある個人若しくは団体） 産業、経済、土木、厚生、消防等に尽力、教育、芸術、科学等の文化向上に寄与し、その業績顕著な者、非常災害に際し特に功績が顕著な者、徳行著しい者、その他</p> <p>(2) 功勞表彰（4月1日基準日） 町長：8年以上在職した者 町議会議員：10年以上在職した者 助役・収入役：10年以上在職した者 非常勤特別職：10年以上在職した者 上記の者で特に功績顕著と認める者は、その年数に達しない場合も該当できる。 ※消防団員については、別に規則で定める。</p> <p>(3) 名誉町民（藤野町名誉町民条例） 2名（いずれも故人）</p> <p>2. 実施時期 毎年実施（1月4日）</p> <p>3. 表彰審査委員会 町長の諮問に応じ、表彰について審査し答申する。</p> <p>任期 その都度任命する。 報酬 委員長 日額8,600円 委員 日額8,100円 委員の数 10名以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の職員 3名 ・町議会の議員 3名 ・町教育委員会の委員 1名 ・町農業委員会の委員 1名 ・知識経験のあるもの 2名 |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|-------------------|---|-----|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 総務部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 6 | 褒賞及び表彰事業（職員表彰を除く） | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | | | | <p>【概要】 町名誉町民条例に基づき、町民又は町に関係の深い者で社会、政治、経済、教育、文化等の進展に貢献し、その功績が特に顕著で町民の敬愛を受けるものに対し名誉町民の称号を贈る。</p> <p>【内容】 名誉町民には、名誉町民の称号、名誉町民章及び金一封又は記念品を贈る。 現在まで1名に贈る。存命者なし</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 総務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 私学振興に関する事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 総務課 | | | 総務課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市内の学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、私立学校が行う施設整備事業等に対し、助成を行うことにより、私立学校の健全な発達に資する事を目的とする。</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
|---------------|---|---|---|---|--|
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 総務部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 6 | 情報公開に関する事務 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 総務課情報公開室 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市情報公開条例、同施行規則（規程）、同事務処理規程、同情報公開審査会規則、同情報公開審査会運営規程 | | | 城山町情報公開条例、同施行規則（規程）、同事務処理規程、同情報公開審査会規則、同情報公開審査会運営規程 | 藤野町情報公開条例、同施行規則、同事務処理規程、藤野町情報公開・個人情報保護委員会条例、同審議要領、同不服審査部会審議要領 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,257千円 | | | 163千円 | 210千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 4千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市民の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：市のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの (3)公開請求できる者：市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者その他市政に関わりを有するもの又は市政に関し公開を必要とする理由を明示するもの (4)請求受付窓口：行政資料コーナー。なお、電子メールによる請求可 (5)請求に対する決定：請求書提出日翌日から起算して14日以内に公開する等の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開：一定の法人について必要な措置を講ずる</p> <p>【運用実績（平成16年度）】 請求者数：144人 請求件数：220件 不服申立て件数：2件</p> <p>【情報公開審査会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：2年間 17年度諮問件数：1件 17年度開催回数：9回 委員報酬：@12,600円</p> | <p>【参考】 〔運用実績（平成17年度）〕 請求者数：7人 請求件数：13件 不服申立て件数：0件</p> <p>〔審査会の運営状況〕 17年度諮問件数：0件 17年度開催回数：0回 17年度答申件数：0件</p> | <p>【参考】 〔運用実績（平成17年度）〕 請求者数：8人 請求件数：18件 不服申立て件数：0件</p> <p>〔委員会不服審査部会の運営状況〕 17年度諮問件数：0件 17年度開催回数：0回</p> | <p>【目的】 町民等の請求に基づき実施機関が保有する公文書の閲覧や写しの交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)対象となる公文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関において管理しているものをいう。 (3)公開請求できる者：何人 (4)請求受付窓口：町民情報コーナー (5)請求に対する決定：公開請求があった日から起算して15日以内に公開する等の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資団体等の情報公開：町が出資その他の財政上の援助を行う団体（出資団体等）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。</p> <p>【運用実績（平成17年度）】 請求者数：16人 請求件数：91件 不服申立て件数：0件</p> <p>【情報公開審査会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：3年間 17年度諮問件数：0件 17年度開催回数：0回 委員報酬：@10,000円</p> | <p>【目的】 町民等の請求に基づき実施機関が保有する行政文書の閲覧や写し等の交付を行う制度</p> <p>【情報公開条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)対象となる行政文書：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関において管理しているもの (3)公開請求できる者：何人も (4)請求受付窓口：企画課。なお、郵送、FAX、電子メールによる請求可 (5)請求に対する決定：公開請求のあった日から起算して15日以内に当該公開請求に対する可否の決定をしなければならない。 (6)費用：無料。ただし写し等の交付に要する費用は請求者の負担 (7)出資法人等の情報公開：町が出資その他財政上の援助を行う団体（出資団体）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。</p> <p>【運用実績（平成16年度）】 請求者数：5人 請求件数：28件 不服申立て件数：1件</p> <p>【委員会不服審査部会の運営状況】 委員数：5名 委員任期：2年間 16年度諮問件数：1件 16年度開催回数：0回 委員報酬：学識経験者@15,000円 以外の者 @ 8,100円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--|--|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 総務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 個人情報の保護に関する事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 総務課情報公開室 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市個人情報保護条例、同施行規則(規程)、同事務処理規程、個人情報保護審議会規則、同運営規程、個人情報保護審査会規則、同運営規程 | | | 城山町個人情報保護条例、同施行規則(規程)、同事務処理規程、個人情報保護審議会規則、同運営規程、個人情報保護審査会規則、同運営規程 | 藤野町個人情報保護条例、同施行規則、同事務処理規程、藤野町情報公開・個人情報保護委員会条例、同審議要領、同不服審査部会審議要領 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 1,296千円 | | | 285千円 | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 1千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：市のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、正確性、安全性等の確保 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権 (4)請求受付窓口：行政資料コーナー (5)請求(訂正、利用停止)に対する決定：請求書提出日翌日から起算して14日(30日)以内に開示(訂正、利用停止)する等の決定をしなければならない。期間延長60日を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、一定の出資法人が講ずべき措置 (8)罰則 実施機関、受託者、指定管理者に対して規定あり</p> <p>【運用実績(平成16年度)】 開示請求件数：102件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度を実施するため、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会を設置し運営するもの。 (委員数：審議会10名 審査会5名) (2)平成17年度事業の内容 ○個人情報保護審議会の開催：4回 ○個人情報保護審査会の開催：8回 委員報酬：@12,600円</p> | <p>【参考】 【運用実績(平成17年度)】 開示請求件数：4件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【情報公開・個人情報保護審議会、同審査会の運営】 平成17年度事業の内容 ○個人情報保護審議会の開催：4回 ○個人情報保護審査会の開催：0回</p> | <p>【参考】 【運用実績(平成17年度)】 開示請求件数：6件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【情報公開・個人情報保護委員会の運営】 平成17年度事業の内容 ○委員会の開催：1回</p> | <p>【目的】 個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例(平成11年城山町条例第9号)に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：町民情報コーナー (5)請求(訂正)に対する決定：請求書提出日から起算して15日(30日)以内に公開(訂正)する等の決定をしなければならない。期間延長60日(75日)を限度 (6)費用：無料。ただし写しの交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者の責務、指定管理者、出資団体等が講ずべき措置</p> <p>【運用実績(平成17年度)】 開示請求件数：8件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【個人情報保護審議会、個人情報保護審査会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度を実施するため、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会を設置し運営するもの。 (委員数：審議会5名 審査会5名) (2)平成17年度事業の内容 ○個人情報保護審議会の開催：3回 ○個人情報保護審査会の開催：0回 委員報酬：@10,000円(有識者) @7,000円(委員)</p> | <p>【目的】 個人情報の取扱による個人の権利利益の侵害を防止しようとする制度で、個人情報保護条例(平成14年藤野町条例第15号)に基づき実施</p> <p>【個人情報保護条例の概要】 (1)実施機関：町のすべての機関 (2)実施機関の義務：取扱いの制限、取扱事務の登録、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な管理等 (3)自己情報に関する権利等：開示請求権、訂正請求権、是正の申出 (4)請求受付窓口：企画課 (5)請求(訂正)に対する決定：請求のあった日から起算して15日(30日)以内に公開(訂正)する等の決定をしなければならない。期間延長45日(60日)を限度 (6)費用：無料。ただし写し等の交付に要する費用は請求者の負担 (7)事業者が保有する個人情報に関する保護制度：事業者の責務、受託者又は受任者の責務、出資団体等の責務</p> <p>【運用実績(平成16年度)】 開示請求件数：0件 訂正請求件数：0件 不服申立て件数：0件 是正の申出：0件</p> <p>【情報公開・個人情報保護委員会の運営】 (1)目的 個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護委員会を設置し運営するもの。 (委員数：5名) (2)平成16年度事業の内容 ○委員会の開催：0回 ○委員報酬：学識経験者@15,000円 以外の者 @8,100円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 総務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 行政資料の収集、管理及び提供事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 総務課情報公開室 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市行政資料コーナー管理規程 相模原市有償刊行物取扱要綱 | | | 公文書の公開に係る事務取扱要領 | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 205千円 | | | 381千円 | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市政をより深く理解していただくため、行政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 市の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、市政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、図録、都市計画図など地図類の市刊行物の販売や行政資料の貸出しも行っている。尚、市内12出張所でも有償刊行物の取次販売を行っている。 公文書公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 市役所本庁舎1階</p> <p>【面積】 103.9㎡ (情報公開室事務室を除く)</p> <p>【資料点数】 16,390点 (平成17年度当初)</p> <p>【有償刊行物数】 415種類 (平成17年度当初)</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで (販売については午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)</p> <p>【平成16年度実績】 (1)開所日数 243日 (2)利用人数 19,492人 (3)有償刊行物販売 3,406,030円 (出張所販売分37,570円含む) (4)複写機利用 ・モノクロコピー@10円×58,079枚=580,790円 @60円×10枚=600円 @120円×8枚=960円 ・カラーコピー @140円×129枚=18,060円</p> | <p>【参考】 【場所】 本庁舎2階町政情報コーナー</p> <p>【面積】 約20.0㎡ (企画政策室事務室を除く)</p> <p>【有償刊行物数】 32種類 (平成17年度当初)</p> <p>【平成17年度実績】 (1)開所日数 235日 (2)利用人数 696人 (3)有償刊行物等販売 342,400円 (4)複写機利用 ・モノクロコピー@10円×3,760枚=37,600円 ・カラーコピー 該当なし</p> <p>【合併後の体制】 【場所】 相模湖総合事務所2階相模湖行政資料コーナー</p> <p>【面積】 9.9㎡</p> <p>【資料点数】 約600点</p> | <p>【参考】 【場所】 町役場3階行政資料コーナー</p> <p>【面積】 39.6㎡</p> <p>【合併後の体制】 【場所】 相模湖総合事務所2階相模湖行政資料コーナー</p> <p>【面積】 9.9㎡</p> <p>【資料点数】 約600点</p> | <p>【目的】 町政をより深く理解していただくため、町民情報コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧していただくとともに、町政情報に関する相談・案内や複写サービスを行っている。また、統計書、総合計画書、予算書、都市計画図など地図類の町刊行物の委託販売を行っている。情報公開請求や個人情報開示等請求の窓口でもある。</p> <p>【場所】 役場庁舎1階</p> <p>【面積】 30㎡ (情報公開室事務室を除く)</p> <p>【資料点数】 約1,100点 (平成18年度当初)</p> <p>【有償刊行物数】 31種類 (平成18年度当初)</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで (販売については午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)</p> <p>【平成17年度実績】 (1)開所日数 246日 (2)複写機利用 ・白黒 1枚 10円 ・カラー1枚100円</p> | <p>【目的】 町政をより深く理解していただくため、町政資料コーナーを開設する。</p> <p>【概要】 統計書、総合計画書、予算書など町の刊行物を中心に資料を揃え、自由に閲覧することができる。</p> <p>【場所】 町役場1階</p> <p>【面積】 約1㎡ (備え付け本棚で対応)</p> <p>【資料点数】 約300点</p> <p>【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | | 専門部会名 | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | | 総務部会 | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | | 協議ランク | |
| 6 | 市史編さん事業 | | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 総務課市史編さん室 | 津久井町地域自治区事務所地域振興課(町史編さん) | | 教育委員会生涯学習課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 附属機関の設置に関する条例 相模原市市史編さん審議会規則 相模原市市史編集委員会設置要綱 | 津久井町史編さん委員会規則(調整中) 津久井町史編集委員会設置要綱(調整中) | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 38,359千円 | | | | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 376千円 | | | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【附属機関】 相模原市市史編さん審議会 【補助金/交付金等】(負担金) 県歴史資料取扱機関連絡協議会 負担金10千円 【特定財源】 市史売払収入等 340千円 【概要】 市制50周年を機に市史統編を編さんするため、平成13年度から市史編さん室を開設し事業を進めている。 【目的】 既刊の市史ではふれていない昭和20年8月以降の現代史及び各分野(自然・民俗・考古等)について編さんし、郷土意識の醸成に資するとともに、編さん課程で収集された資料の保存を図る。</p> <p><刊行予定> ○市史統編 1 現代図録編 平成16年度刊行 2 現代資料編 平成19年度刊行 3 自然編 平成20年度刊行 4 民俗編 平成21年度刊行 5 現代通史編 平成22年度刊行 6 考古編 平成23年度刊行 7 現代テーマ編 平成25年度刊行 8 文化遺産編 平成26年度刊行 9 近代資料編 平成28年度刊行 10 別巻 平成29年度刊行 ○付帯刊行物 ダイジェスト版・市史ノート・市史叢書・調査報告書等</p> <p><会議等> ○相模原市市史編さん審議会 委員10名 年3回 報酬12,600円/回 ○相模原市市史編集委員会 委員10名 年3回 謝礼12,600円/回 ○専門部会 年数回 謝礼10,000円/回 近現代部会 自然部会 考古部会 民俗部会 文化遺産部会</p> <p><市史普及事業> ○市史編さんだより(年6回奇数月発行) ○市史講演会(年2回)</p> | | | <p>該当なし</p> <p>【参考】 町史編さん事業は、町制施行30周年記念事業の一環として昭和58年度から準備を進め、平成8年度に終了した。 <刊行物> 町史1資料編(考古・古代・中世) 町史2資料編(近世) 町史3資料編(近現代) 町史4資料編(民俗) 町史5通史編(原始・古代・中世) 町史6通史編(近世) 町史7通史編(近現代) 町史資料所在目録(近世) 町史資料所在目録(近現代・近世補遺) 町史資料所在目録(公文書) 町史新聞記事目録 城山風土記1~5号</p> <p>町制施行50周年記念 町史の窓(複製版) (平成17年度教育委員会発行)</p> | <p>町史編さん事業については、平成元年から平成4年度まで、執筆、編集を行ってきました。 印刷については、平成5年度に資料編、上・下を刊行し通史編については、平成6年度で刊行しました。 (刊行実績) ・資料編上(1,000部 平成5年度刊行) ・資料編下(1,000部 平成5年度刊行) ・通史編(1,000部 平成6年度刊行)</p> |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|---|---|---------|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 総務部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 6 | 市史編さん事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 |
| 【事務事業の内容】 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p><非常勤特別職> ○市史編さん室特別顧問 1人 報酬200,500円/月 ○市史編さん調査員 2人 報酬194,100円/月</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p><町史普及活動> 機関紙『ふるさと津久井』発行 (町民参加型調査等) 石造遺物分布調査(毎月1回) 身近な生き物調査 津久井町の古文書を読む会(毎月1回、町史事務局指導)</p> <p>町民大学「グリーンカレッジ」津久井の歴史講座への協力</p> <p><非常勤特別職> 町史専門調査員 1人 報酬12,000円/日</p> </div> </div> | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|--|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 総務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 外部監査に関する事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 行政システム課 | | | 総務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 地方自治法 相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例 | | | 地方自治法 城山町外部監査契約に基づく監査に関する条例 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 7,106千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 責任ある行政主体として、現行の監査委員制度を補完し、より客観的で透明性の高い行政運営を推進する。</p> <p>【事業の概要】 地方公共団体と外部監査契約を締結した外部監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監査結果を公表 平成17年度から包括外部監査契約に関する事務は監査委員事務局が補助執行している。</p> <p>【監査人の選考方法】 監査人として、公認会計士の職種を選定し、日本公認会計士協会東京会神奈川県に候補者1名の推薦を依頼。(行政システム課の所掌事務)</p> <p>【制度】 ・包括外部監査制度 外部監査人が必要と認める特定の事件(テーマ)について、年1回以上の監査を実施する制度 (委託料・・・16,500千円＝監査委員事務局が補助執行)</p> <p>・個別外部監査制度 (H13年度からH17年度まで該当なし) 各種監査の請求または要求監査について、監査委員の監査に代えて外部監査人の監査によることを求めることができる制度 (委託料・・・3,000千円＝監査委員事務局が補助執行)</p> <p>【主な事務の内容】 (1) 包括外部監査契約の締結 (2) 包括外部監査人の監査実施への協力 (3) 包括外部監査結果報告及び措置状況の公表</p> | | | <p>【目的】 責任ある行政主体として、現行の監査委員制度を補完し、より客観的で透明性の高い行政運営を推進する。</p> <p>【事業の概要】 地方公共団体と外部監査契約を締結した外部監査人が、当該地方公共団体の監査を実施、監査結果を公表</p> <p>【監査人の選考方法】 監査人として、公認会計士の職種を選定し、四大監査法人に候補者1名の推薦を依頼。</p> <p>【制度】 ・包括外部監査制度(H16年度より制度化) 外部監査人が必要と認める特定の事件(テーマ)について、年1回以上の監査を実施する制度 ・委託料・・・5,000千円 ・個別外部監査制度(H16・H17年度該当なし)</p> <p>各種監査の請求または要求監査について、監査委員の監査に代えて外部監査人の監査によることを求めることができる制度 ・委託料・・・2,096千円</p> <p>【主な事務の内容】 (1) 包括外部監査契約の締結 (2) 包括外部監査人の監査実施への協力 (3) 包括外部監査結果報告及び措置状況の公表</p> | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-------|------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 総務部会 | | | |
| 事務事業番号 9 | 事務事業名 市民ロビー相模大野負担金に関する事務 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 行政システム課 | | | 政策秘書課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 市民ロビー相模大野の負担金に係る覚書 | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 11,881千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【趣旨】 相模原市の要請に基づき、都市整備公社が建設、取得した「市民ロビー相模大野」の運営に対し、その公共性を考慮し、利用者負担金が見込めない「公共歩廊」について資料相当額を都市整備公社に支払うもの</p> <p>【内訳】 その他負担金 公共歩廊：198,015㎡×@5,000円/㎡×12月 =11,880,900円</p> <p>【支払いの相手先】 (財)相模原市都市整備公社</p> <p>【施設の概要】 市民ロビー相模大野 (1)所在地 相模原市相模大野4-5-1 (2)内容 相模大野ギャラリー 129.5㎡ 相模原商工会議所 49.7㎡ コーヒールーング 86.8㎡ その他 125.3㎡</p> <p>(3)開設年月日 昭和63年10月1日 (4)開所時間及び休所日 8:30~19:00 年末年始休所 (5)職員体制 嘱託職員1名 臨時職員1名</p> <p>【目的】 相模原市の100%出資により設立された(財)相模原市都市整備公社に対し、適切な指導・支援を行うことにより、健全な都市環境づくりの推進に資する。</p> <p>【(財)相模原市都市整備公社の概要(平成18年4月1日現在)】 (1)基本財産 2,000千円 (2)役員 理事 10人、監事2人 (3)職員体制 市派遣職員 5人 (うち党書職員 1人) 固有職員 28人 嘱託職員 134人 計 167人</p> <p>(4)主な事業内容 ア 公共施設の指定管理 35施設 イ 地域整備事業 ウ 自主事業</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 総務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 10 | 職員定数の管理 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 行政システム課 | | | 総務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 相模原市職員定数条例 | | | 城山町職員定数条例 | 藤野町職員定数条例 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【職員定数管理計画】 【事業概要】 市の将来を見据えた適確な定数管理を計画的に推進すべく策定したもの。 <input type="checkbox"/>相模原職員定数管理計画（第3次計画） 計画期間：平成16～18年度の3カ年 目標：3カ年で定数を150人削減 <input type="checkbox"/>平成19～22年度を計画期間とする、新たな定数管理計画を平成18年度に策定予定</p> <p>上記計画に基づき、事務事業評価、主要事業計画、予算、組織・定数を連動させるシステムを活用し、職員定数の査定を行っている。また、各部の判断で職員を配置できるように部別定数枠を各部へ内示している。 【H18スケジュール】 6月中 各部から定数要求 7月～ 各部ヒアリング 8月 各部へ部別定数枠の内示 9月～ 各内部調整 10月末 最終内示</p> <p>【定員管理調査】 【事業概要】 国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p> <p>【職員総合情報システム（事務管理システム）】 組織及び定数の要求及び査定を行い、査定内容を帳票に出力するためのシステム ・組織の要求・査定 ・定数の要求・査定 ・非常勤職員の要求・査定</p> | | | | |
| | | | | <p>【定員適正化計画】 【事業概要】 定員管理の適正化のため今までの取組、今後の課題を見据えて職員数の抑制を推進するため策定 <input type="checkbox"/>定員適正化計画 計画期間：平成14～19年度 目標：平成12～16年度の5カ年で5%（10名）削減</p> <p>【定員管理調査】 【事業概要】 国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p> | <p>【職員定員適正化計画】 【事業概要】 平成15年度で計画が終了し、現在は未策定。 <input type="checkbox"/>行政改革の取組の中で、職員数の削減を図って行く。 【定員管理調査】 【事業概要】 国において、今後の定員管理に資することを目的として、地方公共団体の職員数の実態を毎年調査。 調査時期：毎年5～6月</p> |

事務事業現況調書

| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | | 専門部会名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|---------|---------|---|------------------|----|-----|---|--------|----|---|--------|----|---|--------|----|---|--------|----------|----|-------|-------|---|-------|--|-----|----|----|-----|---|--------|----|---|--------|----|---|-------|----|---|-------|-----|----|-------|---|
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | | 総務部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | | 協議ランク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 事務改善制度 | | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課名 | 行政システム課 | | | 総務課 | 企画課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 相模原市職員の事務改善の報告及び提案の奨励に関する規程 | | | 城山町職員提案規程 | 藤野町事務改善委員会事務取扱要領 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 397千円 | | | 0千円 | 0千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | 【事務改善・提案制度】 1 目的 事務及び作業の能率の向上及び市民サービスの向上等を図るため、職場単位や各職員の参加による事務改善及び提案運動を促進するもの。 2 主な事務の内容 (1) 事務改善・提案に係る庁内周知及び研修 (2) 事務改善に関する報告・提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰 (4) 提案事項の対象課への実施依頼 3 報償の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名 称</th> <th style="text-align: center;">数量</th> <th style="text-align: center;">単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td>金賞</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>銀賞</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> </tr> <tr> <td>銅賞</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> <tr> <td>奨励賞(努力賞)</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td>最多提案賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> </tbody> </table> | | | 名 称 | 数量 | 単価 | 市長賞 | 1 | 50,000 | 金賞 | 2 | 30,000 | 銀賞 | 4 | 20,000 | 銅賞 | 6 | 10,000 | 奨励賞(努力賞) | 70 | 2,000 | 最多提案賞 | 1 | 5,000 | 【職員提案制度】 1 目的 職員が町行政に対する政策形成、執行等に関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図るとともに、効率的な行政運営に資するもの。 2 主な事務の内容 (1) 職員提案制度の庁内周知 (2) 職員提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰 (4) 提案事項の対象課への実施依頼 3 報償の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名 称</th> <th style="text-align: center;">数量</th> <th style="text-align: center;">単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長賞</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>金賞</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> <tr> <td>銀賞</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td>銅賞</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> <tr> <td>努力賞</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 数量 | 単価 | 町長賞 | 1 | 30,000 | 金賞 | 2 | 10,000 | 銀賞 | 4 | 5,000 | 銅賞 | 6 | 3,000 | 努力賞 | 70 | 2,000 | 【事務改善・提案制度】 1 目的 町行政に対する施策形成、執行等に関する提案を行うことを奨励し、かつ、その提案を迅速公平に処理実現し、能率の向上を図る。 2 主な事務の内容 (1) 事務改善・提案に係る庁内周知 (2) 事務改善に関する報告・提案の受付 (3) 報告・提案の審査及び表彰 3 報償の内訳 審査会が決定する。 |
| 名 称 | 数量 | 単価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市長賞 | 1 | 50,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金賞 | 2 | 30,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 銀賞 | 4 | 20,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 銅賞 | 6 | 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奨励賞(努力賞) | 70 | 2,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最多提案賞 | 1 | 5,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名 称 | 数量 | 単価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町長賞 | 1 | 30,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金賞 | 2 | 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 銀賞 | 4 | 5,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 銅賞 | 6 | 3,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 努力賞 | 70 | 2,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 総務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 6 | 研修所研修事業（階層・特別・国内・海外・自己啓発・交流） | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 職員課職員研修室 | | | 総務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 地方公務員法第39条第2項、相模原市職員研修規程 | | | 地方公務員法第39条第2項、城山町職員研修規程 | 地方公務員法第39条第2項、藤野町職員研修規程 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 60,797千円 | | | 789千円 | 523千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 447千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1. 研修所研修 集合研修 階層研修 【概要】 階層ごと又は複数の階層を対象に、共通の研修ニーズを有する職員を集め、求められる能力の習得、向上等を図るため職場外で行う研修 【内容】 新採用職員研修、吏員1. 2. 3、主任1. 2、主査1. 2、副主幹1. 2、管理者1. 2、経営層研修 【予算】 6,247千円</p> <p>2. 研修所研修 集合研修 特別研修 【概要】 市の業務に関し、特定の知識、技能等の習得を必要とする職員を対象として、職場外で行う研修又は自己啓発及び職場指導のための援助並びに研修 【内容】 職場指導員研修、職場研修推進主任研修会、財務セミナー、法務セミナー、女性職員セミナー、法制執務研修、町田市合同研修、津久井4町合同研修、地方分権推進関連研修、接遇研修、救命救急講習会、交流派遣職員研修会、セクハラ防止啓発研修、派遣研修成果報告会 【予算】 2,825千円</p> <p>3. 研修所研修 派遣研修 国内派遣研修 【概要】 職場に関する高度な専門知識、技能等を習得するために大学等の高等教育機関又は研修専門機関へ派遣して行う研修 【内容】 自治大学校、国土交通大学校、市町村職員中央研修所、市町村研修センター、全国市町村国際文化研修所、フロンティア体験研修、民間企業 派遣研修、自治体女性管理者フォーラム研修 【予算】 3,527千円</p> <p>4. 研修所研修 派遣研修 海外派遣研修 【概要】 外国語の習得、諸外国の実情の把握、視野の拡大等を図るため、海外の大学、諸都市等に派</p> | | | | |
| | | | | <p>1. 市町村研修センター等 基本研修 【概要】 公務員としての基礎的能力を身につけ状況の変化に機敏に対応できる能力を育成する 【内容】 新採用職員研修、初級・中級・監督者・管理者・幹部研修 【予算】 192千円</p> <p>2. 市町村研修センター等 特別研修 【概要】 能力開発を基盤としてより高度の専門知識を習得するとともに問題意識の喚起、問題解決能力の向上を図る 【内容】 専門研修（財務担当、税務担当、用地担当、地方自治法、民法等） 【予算】 247千円</p> <p>3. 職場 職場研修 【概要】 職場の活性化、仕事への意欲向上を図るとともに、円滑な人間関係の確立、新採用職員の職場への早期適応を図る 【内容】 職場指導員の選任による新採用職員の指導、各職場での日常の執務を通じた職務内容に応じた研修 【予算】 13千円</p> <p>4. 派遣研修 【概要】 先進都市、特色ある市町村へ調査・研究のための派遣、他機関による研修会等への派遣により勤務能率の増進や知識・技能の習得を図る 【内容】 国内派遣研修、各種セミナーへの参加 【予算】 336千円</p> <p>5. 自己啓発 【概要】 町行政について自主的に研修及び研究するグループに援助することにより啓発意識の高揚を図る 【内容】 自主研究グループへの助成 【予算】 1千円</p> | <p>1. 市町村研修センター等 基本研修 【概要】 公務員としての基礎的能力を身につけ状況の変化に機敏に対応できる能力を育成する。 【内容】 新採用職員研修、初級・中級・監督者・管理者・幹部研修 【予算】 150千円</p> <p>2. 市町村研修センター等 特別研修 【概要】 能力開発を基盤としてより高度の専門知識を習得するとともに問題意識の喚起、問題解決能力の向上を図る。 【内容】 専門研修（財務担当、税務担当、用地担当、地方自治法、民法等） 【予算】 70千円</p> <p>3. 専門知識 【概要】 専門的知識、技能等を習得させるための研修 【内容】 各課で実施（派遣） 【予算】 総務課予算0千円</p> <p>4. 派遣研修 【概要】 研修専門機関等に派遣して行なう研修 【内容】 市町村研修センター等 【予算】 40千円</p> <p>5. 職場研修 【概要】 各職場における日常に業務を通じて必要な知識、技能等の充実に向上を図るとともに、良好な人間関係の維持形成を図る。 【内容】 全職員を対象とした職員の資質向上を高める研修 【予算】 360千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | |
|-----------|---|--------|------------------------------|---------|--|--------------------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 28 | 合併協議事項 | 各種事務事業の取扱い | | 専門部会名 | 総務部会 | | |
| 事務事業番号 | 6 | 事務事業名 | 研修所研修事業（階層・特別・国内・海外・自己啓発・交流） | | 協議ランク | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | | | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>遣して行う研修 【内容】 海外派遣研修、海外自主研修 【予算】130千円</p> <p>5. 自己啓発 【概要】 職員一人ひとりが自主的、主体的に能力開発・向上に取り組み、資質向上を図る。研修担当課においては、職員が積極的に自己啓発に取り組めるよう動機付けを促すなどの支援を行う。 【内容】 自主研修グループへの援助、通信教育講座等への援助 【予算】745千円</p> <p>6. 職員交流派遣 【概要】 国や他自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。 【交流先】 国、神奈川県、横浜市、町田市、城山町、地方自治研究機構、自治総合センター 【予算】644千円</p> | | | | <p>6. 職員交流派遣 【概要】 県や他自治体職員との人事交流により、人的ネットワークの形成や高い問題意識の醸成、職員の資質の向上を図る為に実施する。 【交流先】相模原市</p> | | <p>6. 自己啓発 【概要】 町行政について自主的に研修及び研究するグループに援助することにより啓発意識の高揚を図る 【内容】 自主グループへの助成 【予算】50千円</p> <p>【平成17年度予算】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村研修センター等(基本研修) 150千円 2. 市町村研修センター等(特別研修) 78千円 3. 専門研修 0千円 4. 派遣研修 55千円 5. 職場研修 200千円 6. 自己啓発 40千円 | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|-----------------------------|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 総務部会 | | | |
| 事務事業番号 6 | 事務事業名 職員の公務災害及び通勤災害 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 職員厚生課 | | | 総務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | ・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法・相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例・相模原市職員公務災害等見舞金条例・労働安全衛生法・相模原市職員安全衛生管理規則 | | | ・地方公務員災害補償法 ・労働者災害補償保険法・城山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 | ・地方公務員災害補償法・労働者災害補償保険法・藤野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例・藤野町職員公務災害等見舞金条例・労働安全衛生法 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 9,460千円 | | | 2,002千円 | 1,018千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 4,494名 負担金納付額43,564,148円（18年度） 【事務処理実績等】（16年度） 常勤職員公務災害等認定件数 4 9 件 （公務災害 4 3 件、通勤災害 6 件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 2,582名 労災保険料納付額8,700千円（18年度予算） 休業補償（事業主負担分）56千円（18年度予算） 【事務処理実績等】（17年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 2 3 件 （公務災害 2 2 件、通勤災害 1 件）</p> <p>3 市議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 約4,300名 災害に対する補償 ・療養補償 437千円（18年度予算） ・休業補償 175千円（18年度予算） 【事務処理実績等】（17年度） 市条例対象公務災害等認定件数 6 件 （公務災害 4 件、通勤災害 2 件）</p> <p>4 安全衛生活動 【目的】 職員の公務災害及び通勤災害防止等のため、安全衛生活動を実施する。</p> <p>【内容】 ・17の事業場において、安全衛生委員会を設置し、安全衛生活動を実施している。 ・活動内容は安全衛生委員会の開催、職場巡視、健康相談、先進事業場の視察等</p> | | | <p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 192名 負担金納付額（18年度予算）1,265千円 【事務処理実績等】（16年度） 常勤職員公務災害等認定件数 2 件 （公務災害 2 件、通勤災害 0 件）</p> <p>2 労災保険適用職員の公務災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 176名 労災保険料納付額737千円（18年度予算） 休業補償（事業主負担分）0千円（18年度予算） 【事務処理実績等】（16年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 4 件 （公務災害 4 件、通勤災害 0 件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「城山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 約520名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（18年度予算） ・休業補償 0千円（18年度予算） 【事務処理実績等】（16年度） 町条例対象公務災害等認定件数 0 件 （公務災害 0 件、通勤災害 0 件）</p> | <p>1 常勤職員の公務災害 【目的】 地方公務員災害補償法が適用される職員の公務災害・通勤災害について、費用の負担金を納入すると共に認定請求の経由事務を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 121名 平成17年度予算（負担金605,000千円） 【事務処理実績等】（15年度） 常勤職員公務災害等認定件数1件 （公務災害 0 件、通勤災害 0 件）</p> <p>2 労災保険適用職員の労働災害 【目的】 「労働者災害補償保険法」による労働者災害補償保険料の納付及び休業補償の待機期間を事業主として補償を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数105名 平成17年度予算（労災保険料413,000円） 休業補償（事業主負担分）0千円（17年度予算） 【事務処理実績等】（16年度） 労災保険対象公務災害等発生件数 1 件 （公務災害 1 件、通勤災害 0 件）</p> <p>3 町議会議員等非常勤職員の公務災害 【目的】 「藤野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害、通勤災害に関する補償・審査等を行う。</p> <p>【内容】 対象職員数 約698名 災害に対する補償 ・療養補償 0千円（17年度予算） ・休業補償 0千円（17年度予算） 【事務処理実績等】（16年度） 町条例対象公務災害等認定件数 0 件 （公務災害 0 件、通勤災害 0 件）</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 総務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 職員会館の維持管理 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 職員厚生課 | | | 総務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 202,882千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 3,757千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 建設趣旨 職員会館は相模原市職員の健康管理、元気回復及び生活支援や災害時の職員の待機・休憩場所として利用を図るため、相模原市の設置依頼に基づき神奈川県市町村職員共済組合が、「長期経理の資金による職員住宅及び職員厚生施設の取得に関する要綱」に基づき、自治大臣の許可を得て建設したもので、同組合との賃貸借契約に基づき本市が維持管理を行っている。</p> <p>2 施設概要</p> <p>【位 置】 相模原市中央2丁目10番8号</p> <p>【敷地面積】 2,457.47㎡</p> <p>【構造等】 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造） 地下1階、地上4階 延床面積4,513.80㎡</p> <p>【内 容】 保健機能 （検診室、健康相談室、医務室等） 元気回復機能 （体育室、フィットネス室、和室等） 生活支援機能 （物資斡旋スペース、厚生会事務室等）</p> <p>3 維持管理費等 39,800千円</p> <p>4 賃借料等 163,082千円 （債務負担行為平成24年まで）</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---|----------|----------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 総務部会 | | | |
| 事務事業番号 9 | 事務事業名 職員の健康管理 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 職員厚生課 | | | 総務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | ・労働安全衛生法 ・相模原市職員安全衛生管理規則 | | | ・労働安全衛生法 | ・労働安全衛生法 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 104,622千円 | | | 2,237千円 | 982千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 376千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 深夜業務健康診断 (3) 定期健康診断(VDT健診を含む) (4) 腰痛健康診断 (5) 有機溶剤取扱業務従事者健康診断 (6) 上部消化管造影検査 (7) 電離放射線取扱業務従事者健康診断 (8) 乗用自動車等運転手健康診断 (9) 炉及び埋立勤務者健康診断</p> <p>2 予防接種 感染源に接触するおそれの高い業務に従事する職員に対して予防接種を実施している。 (1) B型肝炎抗原・抗体検査及びワクチン接種、C型肝炎抗体検査 (2) 破傷風予防接種 (3) ツベルクリン反応検査及びBCG接種</p> <p>3 健康相談 労働安全衛生法の規定に基づく17事業所において21名の産業医が毎月健康相談を実施する。保健師による相談は随時実施している。</p> <p>4 メンタルヘルス相談 臨床心理士によるメンタルヘルス相談を原則毎月10回実施しているほか、北里大学東病院及びさがみはらカウンセリングルームでの相談を随時実施し、さらに電子メールによる臨床心理士との相談も実施している。</p> | <p>【目的】 健康維持、疾病の早期発見等職員の健康管理をし、快適な職場環境の形成を図る。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 一般健康診断(定期) (2) 胃検診 (3) 大腸がん検診 (4) 保育担当職員胸部X線間接撮影</p> <p>2 健康相談(メンタル相談) 教育委員会では、小中学校児童・生徒・教員の精神面での相談を精神科医(非常勤)にお願いし毎週3回実施しているため、これを利用し、同日に町職員に対する健康相談を実施している。 実施曜日：火(午後)、木(午前)、金(1日)</p> | <p>【目的】 労働安全衛生法等に基づく各種事業を実施し、職員の健康管理を推進すると共に健康の保持・増進を促進する。</p> <p>【内容】 1 健康診断 職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、次の健康診断を実施している。 (1) 雇入時健康診断 (2) 定期健康診断</p> | | |

財 務 部 会

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|--|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 財務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 固定資産評価審査委員会 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 財務課 | | | 収納課 | 税務課 |
| 根拠法令等 | 地方税法 市税条例 | | | 地方税法 町税条例 | 地方税法 町税条例 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 626千円 | | | 81千円 | 25千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】</p> <p>①委員 3人</p> <p>②任期 3年</p> <p>③委員報酬 1日15,000円</p> <p>④開催回数 6回 (H17実績)</p> <p>⑤審査申出件数 2件 (H17実績)</p> | <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 1回 (H17実績) ・審査申出件数 0件 (H17実績) | <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 0回 (H17実績) ・審査申出件数 0件 (H17実績) | <p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】</p> <p>①委員 3人</p> <p>②任期 3年</p> <p>③委員報酬 1日8,500円</p> <p>④開催回数 0回 (H17実績)</p> <p>⑤審査申出件数 0回 (H17実績)</p> | <p>【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の審査申出を審査決定するための機関</p> <p>【内容】</p> <p>①委員 3人</p> <p>②任期 3年</p> <p>③委員報酬 1日8,100円</p> <p>④開催回数 1回 (H16実績)</p> <p>⑤審査申出件数 0件 (H16実績)</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 財務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 財政状況の公表 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 財務課 | | | 財務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 地方自治法第243条の3第1項 相模原市財政状況公表条例 | | | 地方自治法第243条の3第1項 城山町財政状況の公表に関する条例 | 地方自治法第243条の3第1項 藤野町財政状況の作成及び公表に関する条例 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 121千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | 【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日） 【公表内容】 ①歳入歳出予算の内容 ②歳入歳出予算の執行状況 ③財産、地方債及び一時借入金の現在高 ④その他財政に関する事項 【公表方法】 ・当初予算の概要（ポスター） ・歳入歳出決算の状況（ポスター） ・相模原市の財政状況（上半期・下半期） | | | 【公表時期】 条例に基づき年2回（5月1日及び11月1日） 【公表内容】 ①歳入歳出予算の内容 ②歳入歳出予算の執行状況 ③財産、地方債及び一時借入金の現在高 ④その他財政に関する事項 【公表方法】 ・当初予算の概要（広報紙） ・歳入歳出決算の状況（広報紙） ・城山町の財政状況（上半期・下半期） | 【公表時期】 条例に基づき年2回（6月1日及び12月1日） 【公表内容】 ①収入及び歳出の概要 ②住民の負担の概要 ③公営事業の経理の概要 ④財産、地方債及び一時借入金の現在高 ⑤その他町長において必要と認める事項 【公表方法】 当初予算の概要（広報紙） 歳入歳出決算の状況（広報紙） 掲示板に告示 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|--|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 財務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 9 | 財政調整基金及び減債基金の運用管理 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 財務課 | | | 財務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 地方自治法第241条第1項 相模原市財政調整基金条例 相模原市減債基金条例 | | | 地方自治法第241条第1項 城山町財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例 城山町減債基金条例 | 地方自治法第241条第1項 藤野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例 藤野町町債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 257,626千円 | | | 210,053千円 | 143千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 7,626千円 | | | 1,129千円 | 143千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p><財政調整基金> 【目的】 大規模な建設事業、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源とするため。 なお、平成15年度から、人件費の節減分を退職手当への財源として積み立てている。</p> <p>【平成16年度末残高】 約87億円（うち、退職手当財源分は10億円）</p> <p>【平成18年度繰入金予算額】 20億円</p> <p>【平成18年度積立金予算額】 492万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p> <p><減債基金> 【目的】 市債の返還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため（平成15年度からのミニ市場公募債発行に伴い設置し、償還金に充てる経費を積み立てるもの）</p> <p>【平成16年度末残高】 5,015万円</p> <p>【平成18年度積立金予算額】 2億5,270万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p> | <p>【参考】 <財政調整基金> ・平成16年度末残高 3億8,290万円 <減債基金> ・平成16年度末残高 9,050万円</p> | <p>【参考】 <財政調整基金> ・平成16年度末残高 1,979万円 <減債基金> ・平成16年度末残高 28万円</p> | <p><財政調整基金> 【目的】 投資的事業等に充当するため。</p> <p>【平成16年度末残高】 7億7,591万円</p> <p>【平成18年度繰入金予算額】 2億円</p> <p>【平成18年度積立金予算額】 103万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p> <p><減債基金> 【目的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため。</p> <p>【平成16年度末残高】 8,393万円</p> <p>【平成18年度繰入金予算額】 1,005万円</p> <p>【平成18年度積立金予算額】 9.7万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p> | <p><財政調整基金> 【目的】 町の発展となるべき投資的事業等に充当するため設置</p> <p>【平成15年度末残高】 5億6,205万円</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 2億8,500万円</p> <p>【平成17年度積立金予算額】 10万円</p> <p>【特定財源の内訳】 預金利子収入</p> <p><減債基金> 【目的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため設置。</p> <p>【平成15年度末残高】 6,573万円</p> <p>【平成17年度繰入金予算額】 2,100万円</p> <p>【平成17年度積立金予算額】 4.3万円</p> <p>【特定財源の内容】 預金利子収入</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 財務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 10 | 指定金融機関等 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 財務課 | | | 財務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 地方自治法第235条第2項 相模原市収納代理機関の指定（昭和46年相模原告示第70号） | | | 地方自治法第235条第2項 指定金融機関の指定（昭和41年城山町告示第17号） | 地方自治法第235条第2項 藤野町指定金融機関の指定（昭和47年藤野町告示第26号） |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内 容】 公金の収納事務及び支払の事務</p> <p>【指定金融機関】 横浜銀行</p> <p>【収納代理金融機関】 三井住友銀行、スルガ銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、八千代銀行、神奈川銀行、静岡銀行、東日本銀行、静岡中央銀行、住友信託銀行、山梨中央銀行、市農協、郡農協、多摩信用金庫、平塚信用金庫、城南信用金庫、山梨信用金庫、中央労働金庫、ハナ信用組合、半原信用組合、県歯科医師信用組合、県医師信用組合相模原支店、日本郵政公社</p> <p>【出張所】 本庁舎内</p> <p>【派出所】 南合同庁舎内 津久井総合事務所庁舎内</p> | | | <p>【内 容】 公金の収納事務及び支払の事務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農協川尻支所</p> <p>【指定代理金融機関】 横浜銀行中野支店</p> <p>【収納代理金融機関】 みずほ銀行橋本支店、三菱東京UFJ銀行相模原支店、三井住友銀行八王子支店、りそな銀行橋本支店、八千代銀行城山支店、山梨信用金庫城山支店、中央労働金庫相模原支店、住友信託銀行八王子支店、横浜地方貯金局</p> <p>【出張所】 なし</p> <p>【派出所】 本庁舎内</p> | <p>【内 容】 公金の収納事務及び支払の義務</p> <p>【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合</p> <p>【指定代理金融機関】 横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合</p> <p>【収納代理金融機関】 みずほ銀行、三井住友銀行、山梨中央銀行</p> <p>【出張所】 本庁舎内</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|--------------|--------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 財務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 11 | 電源立地地域対策交付金 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 財務課 | | | 財務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 発電用施設周辺地域整備法 | | | 発電用施設周辺地域整備法 | 発電用施設周辺地域整備法 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 12,500千円 | | | 5,929千円 | 4,500千円 |
| 【事務事業の内容】 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>【参考】 過去の対象事業と事業費 平成17年度 消防団ポンプ自動車製造事業 15,225千円 平成16年度 防火水槽設置工事 6,615千円 平成15年度 生涯学習センター維持補修事業 6,848千円 平成14年度 消防ポンプ積載車等整備事業 5,762千円 平成13年度 防火水槽整備事業 5,135千円 平成12年度 防火水槽整備事業 5,565千円 平成11年度 防火水槽整備事業 8,574千円</p> <p>・実績 各年度交付額は、4,500千円(定額)</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>【参考】 過去の対象事業と事業費 平成17年度 消防車両購入費 16,065千円 平成16年度 町道改良工事 19,950千円 平成15年度 消防車両購入費 17,030千円 平成14年度 地域集会所建設 26,411千円 平成13年度 町道維持工事 8,793千円 平成12年度 町道改良工事 8,651千円 平成11年度 防火水槽設置工事 7,086千円 町道維持工事 5,250千円</p> <p>・実績 各年度交付額は 8,315千円 (17年度は7,996千円)</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>【参考】 過去の対象事業と事業費 平成17年度 保健福祉センター総合管理業務委託 14,554千円 平成16年度 横山スポーツ広場防球ネット改修工事 12,810千円 平成15年度 テニスコート改修工事 6,475千円 平成14年度 町道維持工事 6,149千円 平成13年度 町道維持工事 5,501千円 平成12年度 ブール塗装工事 10,500千円 平成11年度 ブール管理棟塗装工事 10,981千円</p> <p>・実績 各年度交付額は 5,929千円 (13年度は5,501千円)</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため 発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>【参考】 過去の対象事業と事業費 平成16年度 水道配水管敷設替工事 19,992千円 平成15年度 水道配水管敷設替工事 6,636千円 平成14年度 消防水利整備事業 6,836千円 消防指令車購入 3,576千円 平成13年度 町道維持修繕工事 4,536千円 平成12年度 消防水利整備事業 5,397千円 平成11年度 消防水利整備事業 6,835千円</p> <p>・実績 各年度交付額は、4,500千円(定額)</p> </div> </div> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|---|---|--|-----|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 財務部会 | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | |
| 12 | 相模川ダム周辺地域振興協力基金交付金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 財務課 | | 財務課 | | 総務課 | |
| 根拠法令等 | 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議 | | 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議 | | 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議 | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 5,500千円 | | 2,000千円 | | 2,500千円 | |
| 【事務事業の内容】 | 相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要 ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 | | 【参考】 補助金の実績 平成17年度 3,000千円 平成16年度 " " 平成15年度 " " 平成14年度 " " 平成13年度 " " 平成12年度 " " 平成11年度 " " | | 相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要 ・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 | |
| | | | 【参考】 補助金の実績 平成17年度 2,500千円 平成16年度 " " 平成15年度 " " 平成14年度 " " 平成13年度 " " 平成12年度 " " 平成11年度 " " | | 【補助金の実績】 平成16年度 2,000千円 平成15年度 " " 平成14年度 " " 平成13年度 " " 平成12年度 " " 平成11年度 " " | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---|--|--------------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 財務部会 | | | |
| 事務事業番号 13 | 事務事業名 土地開発基金の運用管理 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 財務課 | | | 財務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 地方自治法第241条第1項 相模原市土地開発基金条例及び施行規則 | | | 地方自治法第241条第1項 城山町土地開発基金条例 | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 46千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成16年度末残高】 35億8,000万円</p> <p>(内訳) 現金 約6億3,100万円 土地 約3億6,200万円 (13件 約7,600㎡ 及びその他隣接地) 債権 約25億8,700万円</p> <p>【特定財源】 なし</p> | <p>【参考】 ・平成16年度末残高 6億1,571万円</p> <p>(内訳) 現金 約9,014万円 土地 約5億2,557万円 (24件 約6,271㎡) 債権 なし</p> | <p>【参考】 ・平成16年度末残高 1億5,151万円</p> <p>(内訳) 現金 約1,871万円 土地 約1億3,280万円 (4件 約1,328㎡) 債権 なし</p> | <p>【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金</p> <p>【平成16年度末残高】 約2億8,481万円</p> <p>(内訳) 現金 約1億45万円 土地 約1億8,436万円 (3件 約1,969㎡) 債権 なし</p> <p>【特定財源】 預金利子</p> | 平成16年3月29日解散 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--------------------|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 財務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 6 | 契約業者の登録及び指定 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 契約課 | | | 財務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 地方自治法施行令 第167条の11第2項 相模原市契約規則 第23条 相模原市指名競争入札参加者選定規程 | | | 地方自治法施行令 第167条の11第2項 城山町契約規則 第30条 指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則 | 地方自治法施行令 第167条の11第2項 藤野町契約規則 藤野町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 42,083千円 | | | 2,068千円 | 1,862千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>(内容)</p> <p>本市指名競争入札に係る業者登録については、「相模原市指名競争入札参加者選定規程」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「相模原市指名競争入札参加者指名停止等措置要綱」及び「相模原市競争入札参加者選定基準」に基づき運用している。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品・小規模修繕に分けて登録している。</p> <p>〈H18年度登録者数・H18.3.1現在〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：2,053社 ・委託：2,413社 ・コンサル：908社 ・物品：1,814社 ・小規模修繕：76社 <p style="text-align: center;">(小規模修繕は市内業者のみ)</p> <p>(登録有効期間等)</p> <p>H18年度は1年間 (H19からは2年間)</p> <p>(登録及び変更申請は随時受付)</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>登録者は、相模原市財務会計オンラインシステムに登録され、システム内で業者選定から支払いまでを行う。</p> <p>(参考)</p> <p>H18年度からの電子入札システム導入に伴い、入札参加登録事務は、当該システムと一体となり窓口は県に一元化され、各参加自治体はその登録情報を利用する形で行っている。</p> <p>システム運営費は県と参加自治体が財政規模割で負担しており、合併後における負担は入札参加登録関係の負担金やシステム・IDCの運用委託費については均等割が1団体、規模割が合併する団体の過去3ヶ年の財務規模の基礎数値を合算して算出することになる。なお、合併に伴うシステム修正の委託料は、原因者である新市が負担することになる。</p> | | | <p>(内容)</p> <p>本町指名競争入札に係る業者登録については、「指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「城山町指名競争入札参加者指名要綱運用基準」に基づき運用している。</p> <p>平成18年度以降については、従来の紙による入札方式から電子入札の導入を目指しているが、既に平成17年10月から「かながわ電子入札共同システム」へ共同参画により、入札参加登録の事務手続き等については県に一元化され、毎月認定を行っている。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品・小規模工事に区別している。</p> <p>〈H17・18年度登録者数・平成18年3月1日現在〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：1,057社 <li style="padding-left: 20px;">(町内本店25・町内支店2・その他1,030) ・一般委託：1,394社 <li style="padding-left: 20px;">(町内本店11・町内支店2・その他1,381) ・コンサル：596社 (町内本店3・町内支店2・その他591) ・物品：1,002社 (町内本店16・町内支店1・その他985) ・小規模工事：8社 (小規模工事は町内業者のみ) <p>(登録有効期間等)</p> <p>2年間 (新規・団体追加・業種追加登録申請は毎月受付、登録の変更申請は随時受付)</p> <p>今回認定期間は、平成19年3月31日までの1年半となっている。</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>登録者は、県から送付された汎用データベースとかながわ電子入札共同システムにより管理しているが、城山町財務会計オンラインシステムにより、予算執行回より支払いまでは財務会計システムで行っている。</p> <p>(参考)</p> <p>当初のシステム開発に伴う負担金については、H18年1月に支払いを完了している。合併後における負担は入札参加登録関係の負担金やシステム・IDCの運用委託費については均等割が1団体、規模割が合併する団体の過去3ヶ年の財務規模の基礎数値を合算して算出することになる。なお、合併に伴うシステム修正の委託料は、対象の団体が負担することになる。</p> | <p>(内容)</p> <p>本町指名競争入札に係る業者登録については、「藤野町指名競争入札に参加することができる者の資格に関する規則」により参加者の資格基準、審査、格付方法を定め実施している。</p> <p>また、事務の取扱いについては、「藤野町工事等指名審査会の設置及び運営に関する要綱」「指名競争入札参加者指名要綱」に基づき運用している。</p> <p>(登録状況)</p> <p>業者登録は、工事・委託・物品に区別している。</p> <p>〈H18年度登録者数・平成18年2月1日現在〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事：949社 ・コンサル：569社 ・委託：1250社 ・物品：883社 <p>(登録有効期間等)</p> <p>2年間 (登録申請は年1回受付、登録の変更申請は随時受付)</p> <p>(電算システム関連)</p> <p>電算システムは、導入していない。(汎用データベースによる管理)</p> <p>(参考)</p> <p>H18年度からの電子入札制度導入を目指し、県の電子入札システムへ共同参画しており、これに伴い、入札参加登録事務は、当該システムと一体で窓口は県に一元化され、各市町はその登録情報を利用する形になっている。</p> <p>システム運営費は県と参加自治体が財政規模割で負担しており、合併後における負担は入札参加登録関係の負担金やシステム・IDCの運用委託費については均等割が1団体、規模割が合併する団体の過去3ヶ年の財務規模の基礎数値を合算して算出することになる。なお、合併に伴うシステム修正の委託料は、原因者である新市が負担することになる。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 財務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 用品調達基金の運用管理 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 契約課 | | | 財務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 相模原市用品調達基金条例 相模原市用品調達基金施行規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 1千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>(基金の目的) 各課・機関が共通に使用する物品等について集中購買を実施することにより、取得価格の安定化及び購入・支払い等事務の効率化を図ることを目的とする。各課への払出し価格と実購入額との差異により、基金に収益を生じた場合は、全額一般会計に繰り入れ、赤字を生じた場合は一般財源から繰り出し補填している。</p> <p>(運用基金額) 50,000千円</p> <p>(対象品目) 307品目（文具・雑貨・燃料等）</p> <p>(一般会計繰入額) H16年度決算額：34,802千円（H15基金収益）</p> <p>(電算システム) 基金の運用（共通物品の購入・管理・払出等における予算執行等）の事務は全て相模原市財務会計オンラインシステム上で行っている。</p> <p>(参考) 合併後も現行の基金額で対応可能と思われ、基金の増額は不要と考える。 ただし、用品調達事務については、合併による事務増が見込まれる。</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------------------------------------|---|--|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 財務部会 | | | |
| 事務事業番号 7 | 事務事業名 納税貯蓄組合 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 納税課 納税貯蓄組合法 | | | 収納課 納税貯蓄組合法 | 税務課 納税貯蓄組合法 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 ※平成14年度に納税貯蓄組合連合会解散</p> | <p>【参考】 ※平成11年度に納税貯蓄組合連合会解散</p> | <p>【参考】 ※平成11年度に納税貯蓄組合相模湖支部解散</p> | <p>【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 ※平成11年度に納税貯蓄組合連合会解散</p> | <p>【内容】 納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理 ※平成11年度に納税貯蓄組合藤野支部解散</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|--|-----|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 財務部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 12 | 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の取扱い | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民税課 | | 税務課 | | 税務課 |
| 根拠法令等 | 地方税法、市税条例 | | 地方税法、町税条例 | | 地方税法、町税条例 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 1,316千円 | | 65千円 | | 155千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 5千円 | | 0千円 | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 ①取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 車台変更 標識再交付</p> <p>②標識の既交付件数 原付 小型特殊</p> <p>【参考】 ①平成16年度実績 新規 26,564台 名義変更 5,209台 廃止 21,621台 車台変更 129台 標識再交付 37台</p> <p>②標識の既交付件数 原付 36,428件 小型特殊 1,606件</p> | | <p>【参考】 ①平成16年度実績 新規 156台 名義変更 0台 廃止 108台 車台変更 0台 標識再交付 0台</p> <p>②標識の既交付件数 原付 800件 小型特殊 86件</p> | | <p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 ①取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)</p> <p>【参考】 ①平成16年度実績 新規 395台 名義変更 30台 廃止 380台 車台変更 24台 標識再交付 2台</p> <p>②標識の既交付件数 原付 2,407件 小型特殊 64件</p> |
| | | | | | <p>【目的】 原動機付自転車等の登録等</p> <p>【内容】 ①取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)</p> <p>【参考】 ①平成15年度実績 新規 658台 名義変更 85台 廃止 565台 車台変更 12台 標識再交付 5台</p> <p>②標識の既交付件数 原付 1,340件 小型特殊 70件</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 財務部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 資産税課 | | | 税務課 | 税務課 |
| 根拠法令等 | 地方税法 市税条例 | | | 地方税法 町税条例 | 地方税法 町税条例 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 106千円 | | | 5千円 | 50千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 ①土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 ②縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 ①納税義務者数(平成18年度当初予算) 土地 134,556人 家屋 171,869人 ②土地筆数(免税点以上) 253,746筆(平成17年度概要調書) ③家屋棟数(免税点以上) 144,302棟(平成17年度概要調書) ④平成17年度縦覧者数 63人</p> | <p>【参考】 ①納税義務者数(平成17年度当初予算) 土地 9,828人 家屋 9,538人 ②土地筆数(免税点以上) 48,387筆(平成17年度概要調書) ③家屋棟数(免税点以上) 12,933棟(平成17年度概要調書) ④平成17年度縦覧者数 0人</p> | <p>【参考】 ①納税義務者数(平成17年度当初予算) 土地 2,894人 家屋 3,106人 ②土地筆数(免税点以上) 16,059筆(平成17年度概要調書) ③家屋棟数(免税点以上) 4,616棟(平成17年度概要調書) ④平成17年度縦覧者数 1人</p> | <p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 ①土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 ②縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 ①納税義務者数(平成18年度当初予算) 土地 7,023人 家屋 6,564人 ②土地筆数(免税点以上) 22,085筆(平成17年度概要調書) ③家屋棟数(免税点以上) 8,370棟(平成17年度概要調書) ④平成17年度縦覧者数 0人(注:4月初旬に予め課税明細書を送付しているため、縦覧者が極めて少ない。)</p> | <p>【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</p> <p>【内容】 ①土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 ②縦覧期間 4月1日～5月31日</p> <p>【参考】 ①納税義務者数(平成17年度当初予算) 土地 3,673人 家屋 3,335人 ②土地筆数(免税点以上) 34,704筆(平成16年度概要調書) ③家屋棟数(免税点以上) 5,076棟(平成16年度概要調書) ④平成16年度縦覧者数 3人</p> |

保 健 福 祉 部 会

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 6 | 社会福祉審議会事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保健福祉総務課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 社会福祉法 相模原市社会福祉審議会条例 相模原市社会福祉審議会条例施行規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,072千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【社会福祉審議会】</p> <p>○概要</p> <p>社会福祉に関する基本的事項について、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、高齢者福祉等専門分科会を設置し、調査審議を行う。</p> <p>○委員数：38名</p> <p>○任期：2年</p> <p>○事務内容</p> <p>社会福祉審議会委員の委嘱、各専門分科会委員の選出、社会福祉審議会（全体会）の開催、委員報酬の支払</p> <p>○予算：499千円（委員報酬等）</p> <p>【高齢者福祉等専門分科会】</p> <p>○審議事項</p> <p>①老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずる場合の意見</p> <p>②市長が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業廃止を命じ、又は設置認可を取消す場合の意見</p> <p>③他の分科会の所掌事項以外の調査審議など</p> <p>○委員数：12名</p> <p>○事務内容</p> <p>高齢者福祉等専門分科会の開催、委員報酬の支払</p> <p>○予算：573千円（委員報酬等）</p> <p>【付属機関】</p> <p>○名称</p> <p>相模原市社会福祉審議会</p> <p>○目的</p> <p>社会福祉に関する事項を調査審議するため。</p> <p>○委員構成</p> <p>50名以内で組織</p> <p>市議会議員 1名</p> <p>社会福祉事業従事者 11名</p> <p>学識経験者 26名</p> <p>○委員報酬</p> <p>1回 12,600円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 社会福祉統計調査事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保健福祉総務課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 統計法 統計法施行令 国民生活基礎調査規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,098千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 1,098千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 厚生労働省からの委託により、各種福祉統計を実施して国民生活の実態を把握し、国の社会福祉施策推進のための基礎資料を得る。</p> <p>【委託内容】 <input type="checkbox"/>社会福祉統計調査 <input type="checkbox"/>国民生活基礎調査 <input type="checkbox"/>社会福祉施設等調査 <input type="checkbox"/>介護サービス施設・事業所調査 <input type="checkbox"/>地域児童福祉事業所等調査 <input type="checkbox"/>社会保障に関する意識調査</p> <p>【事務内容】 <input type="checkbox"/>事務 統計調査員の委嘱、調査員説明会の開催、調査書類の内容確認、調査員報酬の支払</p> <p>○予算 1,098千円（調査員報酬、調査関連消耗品等）</p> <p>【特定財源】 <input type="checkbox"/>名 称 福祉統計調査委託金 <input type="checkbox"/>内 容 社会福祉統計の事務に対する国からの委託金 <input type="checkbox"/>金 額 1,098千円 <input type="checkbox"/>補助率 100%</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 民間社会福祉施設賠償責任保険負担金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保健福祉総務課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,154千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業内容】 民間社会福祉施設賠償責任保険制度は、施設の不備、欠陥又は職員の業務上の管理、指導ミス及び提供した飲食物等により施設入所者、その他第三者の身体に障害を与え、また、財物損害を与えた場合、施設管理者が法律上負うべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金として民間社会福祉施設等に代わって補うことにより、円滑な施設等の運営ができるようにするための制度である。従来、県の補助金により県社会福祉協議会が実施していたが、平成15年4月の中核市移行後は、市内社会福祉施設は対象外となったが、現行水準を確保するため、本市が保険料を支払い、これまでどおり県社協に継続して実施をお願いしている。</p> <p>【事業開始時期】 平成15年4月～(中核市移行による)</p> <p>【平成17年度実績】 ・対象施設 207施設 ・対象人数 6,578人</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 9 | 防災資機材の整備事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保健福祉総務課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 5,486千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 相模原市地域防災計画に位置付けられた災害弱者計画の中の「災害弱者固有の生活必需物資等の計画的備蓄」に基づき、避難所で生活する災害弱者が必要とする物資を計画的に備蓄する。</p> <p>【平成16年度の事業内容】 災害弱者用備品の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マットレス 142個 ・担架 2個 ・車椅子 12台 ・車椅子(リクライニング型) 4台 ・歩行補助杖 104本 ・おおいひも 104本 <p>【平成18年3月末現在の備蓄状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マットレス 164個 ・担架 82個 ・車椅子 82台 ・車椅子(リクライニング型) 18台 ・歩行補助杖 164本 ・おおいひも 2本 <p>【備蓄場所】 緑が丘分署倉庫 大沢分署倉庫 南台倉庫 相模原球場倉庫 南保健福祉センター</p> | | | <p>該当なし</p> <p>* 災害弱者計画、事業等は実施していない。災害物資の整備は環境防災課が実施している。但し、災害弱者用機材の整備計画はなし。</p> | <p>該当なし</p> <p>* 災害弱者としての整備はないが、防災資機材は総務課で一元整備している。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--|-------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | |
| 10 | さがみはら健康都市宣言普及事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 保健福祉総務課 | | | 保健推進課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【概要】</p> <p>平成12年に策定した「さがみはら健康都市宣言」について、市民への普及啓発を行うとともにこの宣言を基本理念として策定した相模原市保健医療計画に定めた「市民の健康目標」について普及啓発を図る。</p> <p>【事務内容】</p> <p>地域保健事業の一環として保健所の市民健康づくり運動推進事業の中で普及啓発活動を行う。</p> <p>【さがみはら健康都市宣言】</p> <p>さがみはらの豊かな自然と良好な生活環境のもと、市民一人ひとりが尊重され、心身ともに健康で暮らし続けられることはわたくしたちの共通の願いです。</p> <p>わたくしたちは「自らの健康は自らつくる」を基本に次の目標を掲げ、個人、家庭、地域社会が一体となって生涯にわたる健康づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 健康について学びあい、健康づくりを実践し、かけがえない健康を守り、はぐくみます。 － 心と心のふれあいを大切にし、だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせる環境づくりを進めます。 － スポーツや体力づくりに親しみ、人と人との交流をとおして健康づくりの輪を広げます。 <p>わたくしたちは、21世紀へ向けて、すべての市民の健康で幸せな生活を願い、わたくしたちのまち、さがみはらを「健康都市」とすることを宣言します。</p> <p style="text-align: right;">平成12年10月28日 相模原市</p> | | | <p>【健康都市しろやま】</p> <p>すべての人々が豊かな生活を営むうえで、健康な心と体はかけがえない財産であり、健康な生活を享受することは人間の基本的な権利である。</p> <p>健康で、明るく、活力のある地域社会は、町民一人ひとりの自主的な努力と実践を基盤とし、住みよい環境と健康づくりの積極的な施策の展開によってもたらされるものである。</p> <p>高齢化の進展など社会環境の著しい変化のなか、健やかさがこだまする生活創造都市に向かって、全町民が一体となって取り組み、生涯にわたって健康な生活が送られることをねがい、ここに「健康都市しろやま」を宣言する。</p> <p style="text-align: right;">（平成3年9月7日制定）</p> | | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---------|---|--|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 12 | 保健福祉センター | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保健福祉総務課 | | | 保健推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>1. (仮称)北地区保健福祉センター整備事業 相模原市保健福祉圏域中圏域の北地区における拠点施設として、保健福祉サービスの総合的な調整・提供機能を備えた(仮称)北地区保健福祉センターを整備する。 18年度は、(仮称)北地区保健福祉センターに関わる諸条件の検討を行う。</p> <p>■既設施設■ 【名称】津久井保健センター 【設置場所】津久井町中野633番地 【敷地面積】862.78㎡ 【施設内容】 1階 機能訓練室、作業指導室、健康相談室、会議室、事務室 2階 集団指導室(A・B・C)、診察室(1・2)、検査室、指導室(A・B)、準備室 PH エレベーター機械室、キュービクル、空調機・自家発電機</p> | | | <p>該当なし</p> <p>■既設施設■ 【名称】城山町保健福祉センター 【設置場所】城山町久保沢二丁目26番1号 【敷地面積】6,940㎡ 【施設内容】 1階 保健推進課、福祉推進課、高齢者福祉課、研修室、母子指導室、機能訓練室、準備消毒室、保健指導室、診察室、相談室(1・2・3) 2階 城山町社会福祉協議会、地域包括支援センター、栄養指導室、健康運動室、ヘルシーサロン、生活訓練室、和室、特殊浴室 3階 会議室(A・B・C) ボランティア室、団体事務室</p> | |
| | | | | | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---------|---|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 6 | 社会福祉法人、社会福祉施設等に係る認可、指導等 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 指導監査課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 社会福祉法 § 56, 70 児福 § 46, 59 老福 § 18 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 150千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 中核市の事務として、社会福祉法人・社会福祉施設・指定居宅支援事業者等の運営状況、利用者へのサービス提供内容及び会計処理等について調査を行い、法令等に基づき適正に運営されているか指導監査を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 一般指導監査 <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期指導監査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地監査 全ての法人等を対象に、原則として2年に1回（児童福祉施設については毎年）、個別に実地で行う指導監査 ・ 集合監査 実地監査を実施しなかった法人等を対象に、集合形式で毎年行う指導監査 ・ 書面監査 実地監査又は集合監査を実施しなかった法人等を対象に、書面により毎年行う指導監査 ○ 臨時指導監査 福祉サービスの利用者への権利侵害など、重点的かつ緊急的な指導のため、臨時的に行う指導監査 ◎ 特別指導監査 一般指導監査の分析結果及びその他の状況から、特に重点的かつ継続的な指導が必要と認められた場合に行う指導監査 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 監査対象件数(H17.4.1)：315件 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 69 | 支援費制度における指定事業者・施設等指導監査 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 指導監査課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法第17条の21、28 知的障害者福祉法第15条の21、28 児童福祉法第21条の21 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>支援費制度における指定居宅支援事業者、指定施設及び基準該当居宅支援事業者に対し、支援内容、支援費の請求等に関して指導監査を実施することにより、支援内容の質の確保及び支援費請求の適正化を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○指導監査の対象</p> <p>＜居宅支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅支援事業者（居宅介護、デイサービス、短期入所、地域生活援助（グループホーム）） ・基準該当居宅支援事業者（居宅介護、デイサービス） <p>＜施設支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定施設（療護施設、更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園） <p>○指導内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の適法性、適正運営等に関する指導・助言を行い、支援内容や支援費請求等について周知徹底を図る。 <p>○監査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・是正指導によっても改善がみられない場合、支援内容、支援費請求等について不正等が疑われる場合等に監査を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることとする。 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 民生委員審査専門分科会事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 社会福祉法 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 271千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。</p> <p>【事業費の内容及び積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬（265千円） <ul style="list-style-type: none"> 非常勤特別職員報酬 265千円 民生委員審査専門分科会委員報酬 352,800円 (7人×3回×@12,600) ・使用料及び賃借料（6千円） <ul style="list-style-type: none"> 公共施設使用料 6千円 公共施設使用料 6,000円 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|--|--|---|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 8 | 事務事業名 民生（児童）委員活動事業 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 民生委員法 | | | 福祉推進課 民生委員法 | 健康福祉課 民生委員法 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 93217千円 | | | 5,320千円 | 3,201千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 3,074千円 | 2,089千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1. 民生（児童）嘱託員経費（86,378）</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 83,030千円 非常勤特別職員報酬（83,030千円） 市長 @125,900円×1人 地区会長 @110,300円×19人 一般 @104,000円×777人 *支払いは年2回（9月、3月） 口座振替 旅費 341千円 費用弁償 341,000円 県民児協等主催民生（児童）委員研修会 参加費 341,000円</p> <p>需用費 748千円 消耗品費 748千円 民生委員手帳・民生委員必携等 消耗品 748,000円 委託料 797千円 事務作業等委託料 797千円 民生委員研修委託料 （委託先：県社会福祉協議会196,350円） （委託先：市民児協 600,000円） 使用料及び賃借料（80千円） 公共施設使用料 80千円 公共施設使用料80,000円 負担金、補助金及び交付金（1,382千円） 運営費等補助金 1,382,000円 全国民生委員児童委員互助共助事業補助金 （交付先 県民生委員児童委員協議会）</p> <p>民生児童委員状況 男 293人 女 503人 計 796人 平均年齢 男 65.1歳 女 60.9歳 主任児童委員状況 男 2人 女 46人 計 48人 平均年齢 男 52.5歳 女 53.7歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 382世帯 活動日数 延べ 78,363日 9日/月 訪問回数 延べ 69,905日 8回/月</p> | <p>1. 民生（児童）嘱託員</p> <p>民生児童委員状況 男 28人 女 24人 計 52人 平均年齢 男 64歳 女 60歳 主任児童委員状況 男 0人 女 3人 計 3人 平均年齢 女 52歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 372世帯 活動日数 延べ5,993日 /年 訪問回数 延べ5,564回 /年</p> <p>2. 民生委員推薦会</p> <p>民生委員推薦会委員 定数14名以内 任期 3年</p> <p>選出区分（各2名） ①町議会議員 ②民生委員 ③社会福祉事業関係者 ④社会福祉団体代表者 ⑤教育関係者 ⑥関係行政機関職員 ⑦学識経験者</p> | <p>1. 民生児童委員（社会福祉委員兼務）</p> <p>民生児童委員状況 男 12人 女 15人 計 27人 平均年齢 男 61歳 女 57歳</p> <p>主任児童委員状況 男 0人 女 2人 計 2人 平均年齢 男 一歳 女 52歳</p> <p>活動状況 1人あたりの平均担当世帯 114世帯 活動日数 延べ2,108日 年 訪問回数 2,125回 年</p> <p>2. 民生委員推薦会経費（0千円）</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> | <p>1. 民生委員関係経費（社会福祉委員） 1,072千円</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 社会福祉委員協議会報酬 会長 @42,500円×1人 副会長 @40,500円×2人 委員 @38,500円×41人 支払いは年1回 3月 口座振替</p> <p>民生委員児童委員状況 男 22人 女 22人 計 44人 平均年齢 男 65歳 女 59歳 主任児童委員状況 男 0人 女 3人 計 3人 平均年齢 女 52歳</p> <p>活動状況 1人あたりの平均担当世帯数 212件 活動日数 延べ 4,843日 9日/月 訪問回数 3,864日 7日/月</p> <p>2. 民生委員推薦会経費 44千円</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> <p>【内容】 報酬 44千円 6人×1回×@7,300円 （行政1名は支出なし） 需要費 2 消耗品費 2,000円 民生委員推薦会委員 定数7名 任期3年 （平成16年10月1日から平成19年9月30日）</p> <p>選出区分（各1名） ①市議会議員 ②民生委員 ③社会福祉事業関係者 ④社会福祉団体代表者 ⑤教育関係者 ⑥関係行政機関職員 ⑦学識経験者</p> | <p>1. 民生児童委員（社会福祉委員兼務）経費（1,074千円）</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 報酬 774千円 会長 @31,600円×1人 副会長 @27,500円×1人 一般 @25,500円×28人 *支払いは年2回（9月、3月） 口座振替</p> <p>旅費 100千円 費用弁償 100,000円 各種研修会参加費用</p> <p>社会福祉委員協議会活動費補助金 200千円</p> <p>民生児童委員状況 男 15人 女 13人 計 28人 平均年齢 男64歳 女59歳</p> <p>主任児童委員状況 男 0人 女 2人 計 2人 平均年齢 男一歳 女54歳</p> <p>活動状況 1人あたりの平均担当世帯 118世帯 活動日数 延べ3,032日 日/年 訪問回数 2,935回 回/年</p> <p>民生委員等活動費補助金 2,090千円 特定財源 2,089千円 （県費補助金）</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|-----|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 民生（児童）委員活動事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>2. 民生委員推薦会経費</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> <p>【事業の内容及び積算】 報酬(454千円) 非常勤特別職員報酬 454千円 民生委員推薦会委員報酬 453,600 (12人×3回×@12,600) 使用料及び賃借料(9千円) 公共施設使用料 9千円 公共施設使用料 9,000円 民生委員推薦会委員 定数14名 任期 3年 (平成16年10月1日から平成19年9月30日) 選出区分(各2名) ①市議会議員 ②民生委員 ③社会福祉事業関係者 ④社会福祉団体代表者 ⑤教育関係者 ⑥関係行政機関職員 ⑦学識経験者 *地区民生委員推薦会協力会 (18地区に設置 委員概ね10名 任期3年) 選出区分 ①社会福祉事業関係者 ②社会福祉団体等関係者 ③教育関係者 ④学識経験者</p> <p>3. 民生委員協議会運営補助金(6,376)</p> <p>【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 6,376千円 運営費補助金 6,376,000円 797人×@8,000円 (交付先 市民生委員児童委員協議会) *地区民生委員児童委員協議会 20地区 本庁6地区、出張所管内12地区、津久井地区、相模湖地区</p> | | <p>3. 民生委員協議会補助金(3,566)</p> <p>【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 3,566千円 運営費補助金 3,565,040円</p> | | <p>2. 民生委員推薦会経費</p> <p>【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。</p> <p>【事業の内容及び積算】 民生委員推薦会経費 一千元</p> <p>報償費 一円 委員長 委員 費用弁償 0千円 役員費 0千円 特定財産 0千円 定数 一名以内 任期 一年 選任区分 ①町議会議員 ②民生委員 ③社会福祉事業関係者 ④社会福祉団体代表者 ⑤教育関係者 ⑥関係行政機関職員 ⑦学識経験者</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|--|-------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 9 | 人権啓発事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 5,625千円 | | | 476千円 | 625千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 800千円 | | | 400千円 | 400千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>①人権啓発推進費(4,619千円)</p> <p>【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。</p> <p>【内容】 ア人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料・ビデオなどの購入 エ関係団体への補助金</p> <p>②人権啓発活動実施経費(742千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 人権啓発講演会実施 【一部特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省</p> <p>③人権施策推進協議会経費(264千円)</p> <p>【目的】 市民・企業・NGOなどの参画を得て、平成14年3月に策定された「相模原市人権施策推進指針」に基づく施策の実施に関して検討を行う「さがみはら人権施策推進協議会」を開催する。</p> <p>【内容】(さがみはら人権施策推進協議会) 設置目的 市民参加による人権指針の進行管理 構成 市民・企業・NGOの代表者等13名 事業内訳 人権施策推進協議会の運営 会議 年2～3回開催</p> | | <p>①人権啓発推進費(76千円)</p> <p>【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。</p> <p>【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料・ビデオなどの購入 エ負担金・補助金</p> <p>②人権啓発活動実施経費(400千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 研修会及び啓発活動 【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省 【財源内訳】 ・啓発物品等購入 122千円 ・研修会講師謝礼 140千円 ・ビデオ等借上料 200千円 ・旅費 13千円 ・団体補助 50千円 ・同和対策事業推進県市町村連絡会 20千円 ・町人権、行政委員連絡会 80千円</p> | | <p>①該当なし</p> <p>②人権啓発活動実施経費(400千円)</p> <p>【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。</p> <p>【内容】 研修会及び啓発活動 【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省 【財源内訳】 ・啓発物品等購入 122千円 ・研修会講師謝礼 140千円 ・ビデオ等借上料 200千円 ・旅費 13千円 ・団体補助 50千円 ・同和対策事業推進県市町村連絡会 20千円 ・町人権、行政委員連絡会 80千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|---|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 10 | 市民福祉の集い開催事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 438千円 | | | 50千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市民の連携と参加による「心のふれあう福祉の輪づくり」を推進するため福祉月間事業の一つとして「市民福祉の集い」を開催する。</p> <p>【内容】 第1部：表彰式 社会福祉功労者、福祉ポスター、作文入賞者 第2部：福祉のまちづくり講演会(主催：相模原市福祉のまちづくり推進協議会)</p> <p>* 事務事業評価において見直しが求められているため、今後、相模原市社会福祉協議会が主催で開催している社会福祉大会との統合を検討していく予定。</p> | | | <p>【目的】 町民及び町内福祉関係者の研修として実施する。福祉教育の視点から住民一人ひとりがそれぞれの役割や持ち味を発揮し、協力し合いながら福祉の心や人を育てていくための活動や方法について学ぶことを目的として実施する。</p> <p>【主催】 城山町・城山町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 福祉功労者表彰式 第2部 研修会</p> | |
| | | | | <p>【目的】 だれでもが安心した暮らしができるまちづくりをすすめるために、多くの住民が参加し、福祉団体等の日頃の活動発表や今日の福祉問題を学ぶ事を通して、より一層の福祉理解と住民相互の連携を深めることを目的に開催する。</p> <p>【主催】 藤野町・藤野町社会福祉協議会</p> <p>【内容】 第1部 福祉功労者表彰 第2部 コンサート</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|--|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 11 | 社会福祉功労者、福祉作文等入賞者表彰事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,027千円 | | | 75千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 43千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 社会福祉の増進に功労があった者に対し、表彰の意を表して、その功をたたえ、労をねぎらうとともに、福祉作文等の入選者に対しても賞状を贈り、もって心のかよひあう明るいまちづくりを進める。</p> <p>【内容】</p> <p>①社会福祉功労者選考会の開催 選考 相模原市社会福祉功労者表彰審査委員会 5名 (相模原市社会福祉協議会、相模原市民生委員児童委員協議会、相模原市自治会連合会、相模原公共職業安定所、相模原市)</p> <p>②角筒、記念品（市内地域作業所の製品の詰合せ）等の購入 ポスター、作文作品集の作成</p> <p>③みんなの福祉ポスター展の開催（市役所ロビー）</p> <p>【平成17年度表彰実績】</p> <p>社会福祉功労者 2団体 49名</p> <p>福祉作文入賞者 12名 福祉ポスター入賞者 12名</p> | | | <p>功労者表彰は城山町表彰条例により実施のため該当なし。</p> <p>【目的】 児童福祉週間（5月5日～5月11日）に際し、児童が幸福な生活を送り、明るい家庭で心身ともに健やかに育つことを目的に児童福祉週間ポスターコンクールを実施する。</p> <p>【内容】 町内中学校第2学年より各中学校20点以内で出品の募集を行い、審査委員会において入選作品を審査し、表彰を行う。 (特殊学級分は上記20点の枠とは別枠で出品可)</p> <p>【平成17年度表彰実績】 福祉ポスター入賞者 16名</p> | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 12 | 社会福祉協議会運営助成事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 社会福祉法 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | 城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則 | 社会福祉法人の助成に関する条例 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 344,509千円 | | | 25,119千円 | 6,000千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 社会福祉協議会に運営費を助成することにより、市社協における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。（昭和43年度補助開始）</p> <p>【内容】 ①運営費助成 ・補助対象経費 専任職員人件費及び会議関連経費を除いた経常的事務経費 ・補助金 24,850千円（18年度予算） ・あじさい会館事務局運営費 旅費・消耗品・リース料・各種負担金など ・南分室事務局運営費 旅費・消耗品・光熱水費・リース料など ・津久井町地域事務所運営費 旅費・消耗品・光熱水費・リース料など ・相模湖町地域事務所運営費 旅費・消耗品・光熱水費・リース料など ・補助率 10/10 ②職員給与費助成 ・補助対象経費：市派遣職員（3人）、固有職員（37人）、選任常務理事（1人）、嘱託職員（2人）及び非常勤職員（3人）の人件費 ・派遣法に伴う市派遣職員の人件費等への上乗せ（37,895千円） ・補助金 319,659千円（18年度予算） ・補助率 10/10 ・過去の実績等 平成12年度 170,076千円 平成13年度 171,983千円 平成14年度 236,433千円 平成15年度 237,263千円 平成16年度 253,941千円</p> <p>名称 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 目的 相模原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。 事業内容 ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> | | | | |
| | 役員構成 理事 10人 監事 3人 評議委員 21人 事務局職員 法人採用職員 17人 正規 17人 | 役員構成 理事 15人 監事 3人 評議委員 34人 事務局職員 正規 4人 正規外 3人 | | 【目的】 運営費等の助成をすることにより、社会福祉協議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。 | 【目的】 運営費等の助成をすることにより、社会福祉協議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。 |
| | | | 【内容】 社会福祉協議会運営費補助金（人件費及び福祉厚生費） 人件費 21,155千円 過去の実績 平成14年度 18,984千円 平成15年度 20,732千円 平成16年度 26,067千円 | 【内容】 藤野町社会福祉協議会育成費補助金 6,000千円 運営費 4,000千円 地域生活支援センター運営費補助金 2,000千円 過去の実績 平成14年度 9,706千円 平成15年度 9,700千円 平成16年度 9,000千円 役員構成 理事 10名 監事 3名 評議委員 21名 事務局職員 正規職員 4名 正規外職員 1名 | |
| | | | | 「名称」 社会福祉法人 藤野町社会福祉協議会 「目的」 社会福祉協議会は、地域における福祉の推進を目的として、ひとりひとりの生活上の問題を考え、社会福祉に関する調査、企画、連絡、調整、助成、啓発、事業等を行う民間の団体です。 | |

事務事業現況調書

| | | | | | | | |
|-----------|--|--------|-----------------|---------|-------|--------------------|--|
| 合併協議事項番号 | 28 | 合併協議事項 | 各種事務事業の取扱い | | 専門部会名 | 保健福祉部会 | |
| 事務事業番号 | 12 | 事務事業名 | 社会福祉協議会運営助成事業 | | 協議ランク | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | |
| | | | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など</p> <p>事務局組織 総務課 (総務グループ、あじさい会館グループ) 福祉推進課 (地域福祉グループ、在宅福祉グループ、南事務所) 津久井町地域事務所 相模湖町地域事務所</p> <p>役員構成 理事 12人 監事 3人 評議委員 25人</p> <p>事務局職員 法人採用職員 233人 正規 54人 正規外 179人 市派遣職員 3人 (合計) 236人</p> | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 14 | 社会福祉事業振興資金補助金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,347千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 相模原市社会福祉協議会が民間社会福祉事業の振興の一環として、社会福祉法人が行う社会福祉施設の建設等に必要社会福祉事業振興資金を融資するために必要な経費を補助する。</p> <p>【内容】</p> <p>①利子補填等 本事業に係る市社協の事務経費及び市社協が金融機関へ支払う金利と市社協が法人から受取る金利との差額（利子補填）を補助金として予算措置する。</p> <p>②損失補償 市社協が金融機関から借入する資金に対して損失補償を行う。</p> <p>③融資件数等 平成15年度 2件 貸付額58,300千円 平成16年度 1件 貸付額65,615千円 (予定)</p> <p>④貸付対象 ・市社協の会員、または会員になることが確実なもの ・市内に社会福祉施設の建設等をしようとする社会福祉法人 ・「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」に基づく国庫補助金の交付及び福祉医療機構の借入れが確実なもの</p> <p>平成16年度補助金 117,250円 主な内容 銀行約定書及び契約書印紙代 105,500千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 16 | 地区社会福祉協議会育成推進事業補助金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 9,180千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 地区社会福祉協議会の福祉活動や関係行政機関・団体等の調整を効果的に推進するため、地区活動推進員（非常勤）を配置し地域における福祉活動の展開を図る事業に対し、相模原市社会福祉協議会に助成する。（昭和61年度開始） 補助率 1/2</p> <p>【内容】</p> <p>① 地区活動推進員の設置状況</p> <p>ア 配置地区（18地区） 上溝、相模台、大野北、橋本、田名、相武台、大野中、大沢、東林、大野南、麻溝、新磯、小山、中央、光が丘、横山、清新、星が丘</p> <p>イ 人数 各地区1名</p> <p>ウ 配置日 週3日 本庁6地区 水・金曜日と他1日 本庁以外12地区 月・水・金曜日</p> <p>エ 勤務時間 午前9時～午後4時</p> <p>オ 時給 960円</p> <p>② 事業費の内訳</p> <p>人件費 17,746千円 事業費 614千円（旅費、福利厚生費）</p> <p>【財源内訳】 市補助金 9,180千円 市社協自主財源 9,180千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 17 | 地域福祉計画策定事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 社会福祉法 | | | | 社会福祉法 藤野町保健福祉推進委員会設置要綱 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0 | * 社会福祉基金運用事業補助金に掲載 | | | 519千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>平成12年度の社会福祉法の改正等を踏まえ、一層の地域福祉の推進を図るため住民参加による地域福祉計画の策定を平成15・16年度の2カ年で行った。</p> <p>なお、平成17年度からは、市民による「相模原市地域福祉計画推進会議」を設置し、計画の進行管理を行う。</p> <p>【計画策定（平成15・16年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市地域福祉計画策定委員会（平成15年7月22日～平成17年3月31日） ・市民による計画づくりを進めるため、策定委員会を設置 <p>【構成員】31名</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学識経験者3名、福祉団体代表11名、NPO団体等代表4名、公募市民6名ほか ・効率的、具体的な検討を図るため、策定委員会に福祉サービス利用促進検討部会などの3部会を設置 ・市民参加の機会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域別説明会（市内18箇所）、市政モニター会議、ワークショップの開催、シンポジウムの開催、地域別懇談会の開催 ・現況調査（地域福祉に関する課題の把握、地域の社会資源調査）地域福祉ニーズ調査、地域資源調査の実施 <p>【計画の進行管理（平成17年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市地域福祉計画推進会議の設置（平成17年11月1日） ・市民による計画の進行管理を行うため、推進会議を設置 <p>【構成員】11名</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学識経験者1名、福祉団体・NPO団体等代表5名、公募市民2名ほか | | | <p>該当なし</p> | <p>【計画の名称】</p> <p>「藤野町保健福祉総合計画」 ※H15年3月に完成</p> <p>【計画の内容】</p> <p>「藤野町保健福祉総合計画」は、平成12年度～21年度の乳幼児から高齢者の保健と福祉を一体化した計画です。計画は次の3つの部門で構成され、障害者と高齢者の部門については平成13～14年度に「地域福祉計画」も視野に入れて改定し、乳幼児期から青年期の計画を含めて「地域福祉計画」として位置づけた。</p> <p>【計画の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児期から青年期の保健福祉計画 ②障害者保健福祉計画 ③高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 <p>【計画策定体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 藤野町保健福祉推進委員会 イ. 保健福祉計画策定部会 上記①～③の3部会 <p>【事業内容】</p> <p>計画の策定及び、進行管理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 推進委員会 年1～2回 イ. 策定部会 年3～4回×3部会 <p>【事業内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報償費（委員謝礼） 494千円 ア. 保健福祉推進委員（19名） 年1回 イ. ①乳幼児期から青年期計画部会（15名） 年4回 ②障害者計画部会（15名） 年3回 ③高齢者計画部会（14名） 年3回 需要費 10千円 役務費 15千円 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-------|------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 18 | 事務事業名 社会福祉基金運用事業補助金 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 7,859千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市民等から寄せられた寄附金及び一般財源からなる社会福祉基金の運用収益金等を社会福祉推進のために助成する。</p> <p>【内容】 ①交付・委託先 相模原市社会福祉協議会 ②助成対象事業 福祉学習推進事業 給食サービス活動助成事業 地域福祉活動拠点整備助成事業 地区ボランティアグループ活動助成事業 在宅福祉グループ活動助成事業 ボランティア活動助成事業 ③委託事業 福祉活動支援システム構築推進事業 福祉コミュニティ形成モデル推進事業</p> <p>【特定財源】 社会福祉基金運用益、社会福祉基金取崩し</p> <p>※平成17年度から、社会福祉基金運用事業の見直しにより、従前の社会福祉基金運用事業補助金の内容を、社会福祉基金運用事業補助金と地域福祉推進補助金に分けて助成することとした。</p> <p>〔地域福祉推進経費〕 歳出予算額（平成18年度） 16,190千円</p> <p>【目的】 平成16年度に地域福祉計画が策定されたことに伴い、市民と一体になった計画の進行管理を図るとともに、地域での福祉活動の支援を行うもの。</p> <p>【内容】 ①地域福祉計画推進会議委員謝礼 126千円 ②地域福祉推進補助金 7,364千円 ・交付先 相模原市社会福祉協議会 ・助成対象事業 ヤングボランティアスクール事業 障害者作品販売促進事業 ほかほかふれあいフェスタ 障害者作品展 特殊ベッド・車椅子等貸料助成事業 あじさい青年学級活動助成</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|---|--|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 19 | 事務事業名 社会福祉基金積立金 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 相模原市社会福祉基金条例 | | | 福祉推進課 城山町地域福祉基金条例 | 総務課 藤野町地域福祉基金条例 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 14,000千円 | | | 0千円 | 71千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 14,000千円 | | | 0千円 | 50,071千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市民等から寄せられた寄附金及び一般財源を基金に積立て、市民と行政により基金を充実し、地域での福祉活動の活性化を図る。</p> <p>【実績】 ○平成17年度寄附金 7,633,554円 ○基金総額 1,056,769,989円 (平成18年3月末現在)</p> <p>○運用内訳 公共債 1,051,271,544円(0.9%) 定期預金等 5,498,445円</p> | | | <p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため城山町地域福祉基金を設置し寄付金及び予算で定める額を積み立て、事業に要する費用に充てる。</p> <p>【実績】 ○平成17年度寄付金 45,600円 ○基金総額 148,167,227円 (平成18年3月31日現在額)</p> <p>○定期預金 ○平成17年度30,000千円を事業費に充当 ○利息は団体補助金事業に運用。但し申請が無い場合は、地域福祉基金に充当する。</p> | <p>【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため、藤野町地域福祉基金を設置</p> <p>【実績】 ○平成16年度寄付金 0円 ○基金総額 170,903,068円 (平成17年3月31日現在額)</p> <p>○運用内訳 定期預金、普通預金</p> <p>※平成17年度中5千万円取崩し予定。 ※7万1千円は利息収入。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 20 | 福祉機器展示室運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 21,460千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 高齢者や障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、できるだけ自立して社会参加していくとともに、介護を行う者の負担軽減を図るために、福祉用具の使用体験を通じ適切な情報提供、相談等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>① 実施主体 相模原市（運営は市社会福祉協議会に委託）</p> <p>② 施設概要 総合保健医療センターA館 2F 167.77㎡ ・福祉機器展示室 104.7㎡、福祉機器展示コーナー 63.07㎡</p> <p>③ 展示内容 ・福祉機器展示室 モデルルーム内に、電動昇降式洗面化粧台、トイレ、キッチンなど実際に使用体験できる福祉機器を配置する。 ・福祉機器展示コーナー モデルルーム機能とは別に、身体障害者・高齢者用の給付対象となる日常生活用具を中心とした展示紹介を行う。（食事、調理用品、衣類、靴、便利用品等）</p> <p>④ 展示品 展示は、市の購入物品と民間企業（市内21社、市外6社）からの無償提供貸与物品で行う。（展示数 372点）</p> <p>⑤ 会館日 年末年始を除く毎日 午前9時から午後5時まで</p> <p>⑥ 勤務体制 3名が常駐し、機器の案内、相談業務に応じられる体制とする。（社協固有職員2名、社協非常勤職員1名）</p> <p>⑦ 平成16年度年間来場者数 7,202人 600人/月</p> <p>⑧ 平成16年度相談件数 2,922件 機器無料貸出 1,454件、用具レンタル 409件、用具購入 703件、住宅改造 43件、 見学その他 313件</p> <p>事業運営費・市社協委託料 21,460千円 [人件費 19,423千円、消耗品費・役務費他 2,037千円]</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 21 | 事務事業名 人命救助者等見舞金 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,000千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 人命救助者等が災害を受けたとき、その者または遺族に対し見舞金を贈呈する。</p> <p>【内容】 人命救助者等見舞金 ○見舞金の額 死亡 3,000千円 傷害 1,500千円 以内 ○実績 14・15・16・17年度該当する事業なし</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 22 | 事務事業名 在宅福祉サービス供給事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 2,880千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 在宅福祉サービスの充実を図るため、市民が相互に助け合うことを基本とした相模原市社会福祉協議会が実施する家事援助・介助サービス事業に対して助成する。(平成元年度開始)</p> <p>【内容】</p> <p>① サービスの種類 ア 基本サービス 相談員の定期訪問による相談・指導等(無料) イ 個別サービス 協会員による家事・介助等のサービス(有料)</p> <p>② 個別サービスの概要 ア 利用時間 基本時間 午前9時～午後5時 超過時間 午前7時～午前9時、午後5時～午後7時、日曜日・祝日・年末年始は全日 イ 利用料金 (協会員への謝礼も同額) 年会費 1,000円 基本時間 1時間700円、30分350円 超過時間 1時間850円、30分425円 ウ 年間延べ利用者数 14年度1,863人、15年度2,815人、16年度1,874人 エ 年間延べ利用時間 14年度21,215時間、15年度17,633時間、16年度18,265時間 オ 会員の状況 14年度(協力者219人、利用者291人) 15年度(協力者194人、利用者290人) 16年度(協力者193人、利用者317人) *他に団体利用会員として、平成14年度は6団体、15年度は10団体、16年度は11団体 市社会福祉協議会へ定額補助 2,880千円 在宅福祉サービス供給事業 23,298千円 〔事業費内訳〕 <歳出> 人件費 5,440千円 活動謝礼 15,250千円(協会員へ) 旅費 720千円 その他経費 1,888千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|-----------|---|---------|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 22 | 在宅福祉サービス供給事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p><歳入> 市補助金 2,880千円 会費収入 550千円 (利用者、協力者 550人×@1,000) ふれあい交流会参加費 45千円 利用料収入 14,971千円 (会計単位間繰入金収入 4,852千円)</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|------------|---------|----------|--|-----|------------|------|-----|------------|------|-----|------------|------|-----|------------|---------------|-----|------------|------|-----|------|-------|---------|------|--|------|---------|--|--|---|------|------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | | | | 専門部会名 保健福祉部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 24 | 事務事業名 低所得者等援護事業 | | | | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 相模原市被爆者等慰問金支給要綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 114,281千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>1. 低所得者等緊急援護資金貸付資金交付金</p> <p>【目的】 一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援護が必要と認められる世帯等に対して資金の貸付を行い、もって対象者の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、相模原市社会福祉協議会の緊急援護資金貸付へ交付するもの。</p> <p>【内容】 相模原市社会福祉協議会への交付 (1,700千円)</p> <p>貸付の条件</p> <p>①貸付限度額 10万円(特に認めた場合は15万円 高校等修学資金は1人月額2万円以内)</p> <p>②据置期間 2ヶ月以内 高校修学資金は卒業後6か月以内</p> <p>③償還機関 据置期間経過後20ヶ月以内 特認は経過後30ヶ月以内 高校等修学資金は据置期間後10年以内</p> <p>④償還方法 月払い又は一時払い</p> <p>⑤利子 無利子</p> <p>貸付の種類 生活・療養・出産・修学・支度・進学支度・高校等通学・その他</p> <p>貸付実績</p> <table border="1"> <tr><td>12年度</td><td>14件</td><td>852,000円</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>36件</td><td>2,788,000円</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>32件</td><td>1,803,000円</td></tr> <tr><td>15年度</td><td>41件</td><td>2,360,000円</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>45件</td><td>2,409,000円</td></tr> </table> <p>*件数増加等による資金の運用状況の悪化に伴い交付金は増加していない</p> <p>【参考】 相模原市社会福祉協議会へ定額補助 (1,700千円)</p> <p>事業費内訳 <歳出></p> <table border="1"> <tr><td>消耗品(督促状宛名シール)</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>通信運搬費(郵送料)</td><td>32千円</td></tr> <tr><td>手数料</td><td>31千円</td></tr> <tr><td>貸付金支出</td><td>3,070千円</td></tr> <tr><td><収入></td><td></td></tr> <tr><td>市補助金</td><td>1,700千円</td></tr> </table> | 12年度 | 14件 | 852,000円 | 13年度 | 36件 | 2,788,000円 | 14年度 | 32件 | 1,803,000円 | 15年度 | 41件 | 2,360,000円 | 16年度 | 45件 | 2,409,000円 | 消耗品(督促状宛名シール) | 2千円 | 通信運搬費(郵送料) | 32千円 | 手数料 | 31千円 | 貸付金支出 | 3,070千円 | <収入> | | 市補助金 | 1,700千円 | | | 参考 ・原爆被爆者数 4名 ・在宅の重度心身障害者福祉手当受給者 3名 | 該当なし | 該当なし |
| 12年度 | 14件 | 852,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13年度 | 36件 | 2,788,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14年度 | 32件 | 1,803,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15年度 | 41件 | 2,360,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16年度 | 45件 | 2,409,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消耗品(督促状宛名シール) | 2千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通信運搬費(郵送料) | 32千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料 | 31千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付金支出 | 3,070千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <収入> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市補助金 | 1,700千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | |
|-----------|--|---|---------|-----|-----|--|
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | |
| 24 | 低所得者等援護事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 【事務事業の内容】 | 償還金収入 900千円 前期未納支払資金残高 535千円 2. 被爆者等援護費 【目的】 夏期及び年末慰問金を支給し、被爆者等を慰問する。 【内容】 対象者 原子爆弾被爆者に対する援護の関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者 相模原市重度心身障害者福祉手当条例第4条第1号から第3号までに該当する者で、現に在宅している者 基準日 夏期 (6月1日 7月支給) 年末 (11月1日 12月支給) 事業費 (112,356千円) 需用費 58千円 消耗品費等 58,000円 扶助費 112,298千円 夏期 5,000円 年末 8,000円 原子爆弾被爆者 夏期 362人×@5,000円 年末 362人×@8,000円 在宅重度心身障害者 夏期 8,184人×@5,000円 年末 8,334人×@8,000円 【参考】 平成15年度事務事業の見直しにより以下のものについて15年度をもって廃止とした。 ①被保護世帯 ②施設入所者 養護老人ホーム 身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設 重症心身障害児施設 ③未帰還者留守家庭世帯 | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 25 | 事務事業名 災害援護事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市災害弔慰金の支給に関する条例 相模原市小災害見舞金支給要綱 相模原市災害緊急特別融資要綱 相模原市大規模災害見舞金要綱 | | | 城山町災害弔慰金の支給等に関する条例 城山町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例 城山町災害見舞金支給条例 城山町災害見舞金支給条例施行規則 | 藤野町災害弔慰金の支給等に関する条例 藤野町災害見舞金支給条例 藤野町災害見舞金支給条例施行規則 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 23,005千円 | | | 11,200千円 | 1,061千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 5,625千円 | | | 9,125千円 | 1,061千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1. 相模原市災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (5,000千円) (特財3,750千円)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族 ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *対象となる災害の程度 ア 市内で住居の滅失した世帯の数が5以上である災害 イ 県内で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合の災害 ウ ア又はイと同等の災害と認められる特別の事情のある場合で、厚生労働大臣が定める災害</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (2,500千円) (特財1,875千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた者に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある者。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、精神に障害を残し常に介護を要するもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの等</p> | | | <p>1. 城山町災害弔慰金の支給に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (5,000千円) (特財3,750千円)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族。但し、死亡者本人による故意または重大な過失により生じた場合や令第2条に規定する場合、町長の避難指示に従わなかった場合等は支給しない。 *対象となる災害 町民が令第1条に規定する災害で死亡した場合。</p> <p>支給額 生計維持者 500万円以内 その他の者 250万円以内</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(2) 災害障害見舞金 (2,500千円) (特財1,875千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた町民に対して障害見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で負傷し又は疾病にかかり、治った時に、精神又は身体に労働者災害補償保険法に規定する1級程度の障害がある者。ただし、業務に従事していたことにより支給される給付金等があるものを除く。 *1級程度の障害 両眼失明、精神に障害を残し常に介護を要するもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの等</p> <p>*対象となる災害の程度 町民が令第1条に規定する災害で負傷又は疾病にかかった場合。</p> | <p>1. 藤野町災害弔慰金の支給等に関する条例関係</p> <p>(1) 災害弔慰金 (1千円 節設定のみ) (特財3,750千円)</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した者の遺族及び障害を受けた者に対して、弔慰金・見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で死亡した者の遺族(死亡者の故意、重大な過失、法令に規定する場合を除く。) 町民が令第1条に規定する災害で死亡した場合。</p> <p>支給額 生計維持者500万円 その他の者250万円</p> <p>財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4 (2) 災害障害見舞金 (0千円)</p> <p>【目的】 自然災害により障害を受けた者に対して、障害見舞金を支給し援護を図る。</p> |

事務事業現況調査書

| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
|-----------|--|---|---------|--|--|
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 25 | 災害援護事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>*対象となる災害の程度</p> <p>ア 市内で住居の滅失した世帯の数が5以上である災害</p> <p>イ 県内で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合の災害</p> <p>ウ ア又はイと同等の災害と認められる特別の事情のある場合で、厚生労働大臣が定める災害</p> <p>支給額</p> <p>生計維持者 250万円以内</p> <p>その他の者 125万円以内</p> <p>財源内訳</p> <p>1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500)</p> <p>【目的】</p> <p>自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>対象</p> <p>暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。</p> <p>*対象となる災害の程度</p> <p>ア 本市内で災害救助法による救助が行われた災害</p> <p>目安 滅失150世帯以上</p> <p>床上浸水450世帯以上</p> <p>イ 県内で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合の災害</p> <p>*所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等)</p> <p>1人世帯 220万円</p> <p>2人世帯 430万円</p> <p>3人世帯 620万円</p> <p>4人世帯 730万円</p> <p>5人世帯 730万円に1人増すごとに30万円加算</p> <p>住居が滅失した場合 1,270万円未満</p> <p>貸付額</p> <p>世帯主が1ヶ月以上負傷 150万円</p> <p>住居・家財に被害があった場合</p> <p>家財のみ 150万円</p> <p>半壊 170万円(250万円)</p> <p>全壊 250万円(350万円)</p> <p>完全に滅失 350万円</p> <p>*()内は、建て直す際に、被災した住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等</p> <p>世帯主が1ヶ月以上負傷があり、かつ下記の被害と重複した場合</p> <p>家財 250万円</p> <p>半壊 270万円(350万円)</p> <p>全壊 350万円</p> <p>*()内は、建て直す際に、被災した住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等</p> <p>2. 相模原市小災害見舞金支給要綱</p> <p>被災者見舞金 (2,005千円)</p> <p>【目的】</p> <p>「災害救助法」及び「相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用を受けない火災、風水害、地震等の災害による被災者に対</p> | | | <p>支給額</p> <p>生計維持者 250万円以内</p> <p>その他の者 125万円以内</p> <p>財源内訳</p> <p>1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】</p> <p>自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>対象</p> <p>暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。</p> <p>*対象となる災害の程度</p> <p>令第3条に掲げる災害により、法大10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯。</p> <p>*所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等)</p> <p>貸付を受ける世帯はその所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。</p> <p>貸付額</p> <p>世帯主が1ヶ月以上負傷 150万円</p> <p>住居・家財に被害があった場合</p> <p>家財1/3以上 150万円</p> <p>半壊 250万円</p> <p>全壊 270万円</p> <p>完全に滅失 350万円</p> <p>世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重複した場合</p> <p>家財1/3以上 150万円</p> <p>半壊 170万円</p> <p>全壊 250万円</p> <p>滅失・流失 350万円</p> <p>2. 城山町災害見舞金支給</p> <p>被害者及び被災者見舞金 (200千円)</p> <p>【目的】</p> <p>町民の災害による死亡又は障害に関し災害見舞金制度を設け、被害者及び被災者に災害見舞金を支給し、もって町民の生活安定と福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】</p> <p>対象</p> <p>町内で火災、風水害、地震等の災害により被災し死亡又は障害を受け治療のため入院したとき。ただし、被災者又は遺族の故意若しくは重大な過失又は違法行為により発生した災害を受けたときは除く。</p> <p>見舞金額</p> <p>住宅の全壊・流失の場合 70,000円</p> <p>住宅の半壊・半壊の場合 35,000円</p> <p>死亡 100,000円</p> <p>負傷(10日以上入院) 30,000円</p> <p>*参考</p> <p>日本赤十字、共同募金会、町社協からの見舞金支給もあり。</p> | <p>支給額</p> <p>生計維持者 250万円</p> <p>その他の者 125万円</p> <p>財源内訳</p> <p>1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4</p> <p>(3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)</p> <p>【目的】</p> <p>自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>対象</p> <p>暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主が負傷(1ヶ月以上の療養)し、又は住居、家財等に相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。</p> <p>*対象となる災害の程度</p> <p>令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項に掲げる被害を受けた世帯。</p> <p>*所得による貸付制限(市町村民税における総所得金額等)</p> <p>貸付を受ける世帯は、所得が法第10条第1項に規定する要件に該当すること。</p> <p>貸付額</p> <p>世帯主が1ヶ月以上の負傷 150万円</p> <p>住居・家財に被害があった場合</p> <p>家財1/3以上 250万円</p> <p>半壊 270万円</p> <p>全壊 350万円</p> <p>世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重複した場合</p> <p>家財1/3以上 150万円</p> <p>半壊 170万円</p> <p>全壊 250万円</p> <p>滅失・流失 350万円</p> <p>2. 藤野町災害見舞金支給条例</p> <p>被害者及び被災者見舞金 (1,060千円)</p> <p>【目的】</p> <p>町民の一般災害、交通災害に関し被害者及び被災者に災害見舞金を支給し、生活安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>見舞金額</p> <p>住宅の全壊・全壊の場合 100,000円</p> <p>住宅の半壊・半壊の場合 50,000円</p> <p>死亡 100,000円</p> <p>※日本赤十字、共同募金からの見舞金支給もあり。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|-----------|---|---|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 25 | 災害援護事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>して見舞金を支給し、援護を図る。</p> <p>【内容】 対象 市内で火災、風水害、地震等の災害により被災した市民。ただし、被災世帯に属する世帯員の故意又は重大な過失により被災したものは除く。</p> <p>見舞金額 住宅の全焼・全壊流失 1人世帯 20,000円 16年実績 1件 2人世帯 50,000円 16年実績 5件 住宅の半焼・半壊 1人世帯 10,000円 16年実績 件 2人世帯 20,000円 16年実績 5件 住宅の床上浸水 1人世帯 5,000円 16年実績 件 2人世帯 20,000円 16年実績 件</p> <p>死亡 100,000円 重傷 30,000円 軽傷 10,000円</p> <p>*参考 日本赤十字、共同募金会、市社協から見舞金が支払われている。</p> <p>3. 相模原市災害緊急特別融資要綱 災害緊急特別融資預託金 (10,000)</p> <p>【目的】 被災者が緊急に必要とする資金の借入れができない場合等低利で簡便に利用できる融資制度で被災者之生活の安定を図る。</p> <p>【内容】 対象者 「災害救助法」の適用を受けない風水害により、家屋の全壊・半壊・床上浸水以上の被害を受けた世帯で、被害を受けた世帯の構成員のうち、融資額を返済する能力を有する者。</p> <p>融資限度額 一世帯について100万円以内。ただし、住宅の改修工事等を伴うものについては、300万円以内。</p> <p>利率 年利 3%</p> <p>償還方法・期間 元利金毎月賦償還 100万円まで 5年以内(据置期間6ヶ月) 100万円超える 7年以内(据置期間6ヶ月)</p> <p>担保・保証人 100万円まで 不要 100万円超える 必要に応じて保証人を徴する。</p> <p>融資方法等 約定により融資取扱金融機関(浜銀相模原駅前支店)へ融資の原資を預託(協調倍率1.4倍)し、融資申込み者から提出された書類により融資取扱金融機関が融資決定を行う。</p> <p>4. 相模原市大規模災害見舞金要綱 大規模災害見舞金 (予算なし 予備費対応)</p> <p>【目的】 大規模災害により被災した市町村に対し、見舞金を贈呈し、相模原市民の哀痛の意を表すとともに、被災者を激励する。</p> <p>【内容】 対象 災害救助法の適用を受ける程度の災害のう</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|---|---------|-----|-----|----|----|-----|-------|----|-----|-------|-----|-----|----|-----|----|------|-----|------|----------------|------|------------------|------|----------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | 災害援護事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>ち、特に市長が認めた災害。</p> <p>見舞金の基準</p> <p>基準点数</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">死者</td> <td style="padding-right: 10px;">1人</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>1人</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>全壊・流失</td> <td>1世帯</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>1世帯</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>1世帯</td> <td>0.1点</td> </tr> </table> <p>見舞金贈呈区分</p> <p>上記点数を加えた結果</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">200点以上1,500点未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>1,500点以上3,000点未満</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>3,000点以上</td> <td>50万円</td> </tr> </table> | | | | | 死者 | 1人 | 10点 | 行方不明者 | 1人 | 10点 | 全壊・流失 | 1世帯 | 10点 | 半壊 | 1世帯 | 5点 | 床上浸水 | 1世帯 | 0.1点 | 200点以上1,500点未満 | 20万円 | 1,500点以上3,000点未満 | 30万円 | 3,000点以上 | 50万円 |
| 死者 | 1人 | 10点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行方不明者 | 1人 | 10点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全壊・流失 | 1世帯 | 10点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 半壊 | 1世帯 | 5点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 床上浸水 | 1世帯 | 0.1点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200点以上1,500点未満 | 20万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,500点以上3,000点未満 | 30万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3,000点以上 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--------------------|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 26 | 行事等災害見舞金 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 財務課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | | | | 城山町総合災害補償規程 | 藤野町総合災害補償規程 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,500千円 | | | 2,055千円 | 832千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 相模原市が主催(共催)する行事等及び市が所有又は管理する公共施設等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【贈呈対象事故】 ○市主催事業における事故 ○懇談会の構成員等の往復途上の事故 ○市が管理する施設での事故 他</p> <p>【贈呈の制限】 ○原因が本人の故意または重大な過失による場合 ○原因が風水害、震災その他非常災害による場合 ○他の保険制度に基づき、市から給付金を受けられる場合</p> <p>【見舞金の額】 死亡 50万円以内 第1級 10万円(全治180日以上)の傷害) 第2級 7万円(135日~179日の傷害) 第3級 5万円(90日~134日の傷害) 第4級 3万円(45日~89日の傷害) 第5級 1万円(15日~44日の傷害) 第6級 5千円(7日~14日の傷害)</p> <p>【支給実績】 14年度 50件 365,000円 15年度 69件 510,000円 16年度 58件 405,000円 17年度 51件 890,000円</p> | | | <p>【目的】 城山町が主催(共催)する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 ○学校教育業務(活動) ○社会体育活動(行事) ○社会文化活動(行事) ○社会福祉活動(行事) ○社会奉仕活動(ボランティア活動) ○町が主催し、住民が参加する行事</p> <p>【制限】 ○被災者の故意 ○地震、噴火、もしくは津波またはこれらに随伴して生じた事故</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15~500万円 入院(1~5日) 1万円 " (6~15日) 3万円 " (16~30日) 6万円 " (31~60日) 9万円 " (61~90日) 12万円 " (91日以上) 15万円 通院(6~15日) 1万円 " (16~30日) 3万円 " (31~60日) 4.5万円 " (61日以上) 6万円</p> <p>【支給実績】 14年度 1件 10,000円 15年度 1件 30,000円 16年度 1件 3,300円(損害賠償分) 17年度 0件</p> | <p>【目的】 藤野町が主催(共済)する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。</p> <p>【対象事故】 ○学校管理下にある者の活動 ○社会文化活動 ○社会体育活動 ○社会福祉活動 ○社会奉仕活動 ○投票活動 ○その他町が主催する活動、行事等 以上の活動等参加中の事故</p> <p>【制限】 ○被災者の故意 ○被災者の自殺行為又は犯罪行為 ○被災者の脳疾患、疾病又は心身喪失 ○被災者の妊娠、出産又は流産 ○大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 ○戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱、その他これらに随伴して生じた事故 ○地震、噴火、もしくは津波又はこれらに随伴して生じた事故 ○核燃料物質もしくは核燃料によって汚染された物の放射性、爆発性その他有毒な特性もしくはこれらに随伴して生じた事故 ○上記以外の放射線照射又は放射線汚染 ○スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行なうスポーツ活動中に被った事故</p> <p>【見舞金の額】 死亡 500万円 後遺障害 15~500万円 入院(1~5日) 2万円 " (6~15日) 6万円 " (16~30日) 12万円 " (31~60日) 18万円 " (61~90日) 24万円 " (91日以上) 30万円 通院(6~15日) 2万円 " (16~30日) 6万円 " (31~60日) 9万円 " (61日以上) 12万円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 27 | 事務事業名 ボランティア活動指導者等災害保障保険料 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 7,000千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 ボランティア活動を行う者が災害を負った場合に救済する制度で、市民が安心して活動できるようボランティア活動の推進を側面から支援する。</p> <p>【内容】 ボランティア活動指導者等災害保障保険料</p> <p>○対象者 ①ボランティア活動を行う者 ②市が主催する行事における直接参加者等 ③人命救助をした者 ④市内で発生した地震等の天災の際に、市民を援助するボランティア活動者 ※②～④は特約</p> <p>○保障内容 ①損害賠償責任保険 (最高額)対人 1人1億、1事故5億円 対物 1事故 1,000万円(財物) 1事故 300万円(保管物) ②傷害保険 死亡 1人1,300万円 入院 1人5,000円(180日限度) 通院 1日3,000円(90日限度) 後遺障害 1人 39～1,300万円</p> <p>【実績】 対象件数 13年度(損害2件、傷害16件) 14年度(傷害22件) 15年度(損害1件、傷害26件) 16年度(損害1件、傷害20件) 17年度(傷害27件) ※17年度は18年3月末現在の報告書受理件数</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|--|--|------------------------------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 28 | 事務事業名 慰霊塔の維持管理 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 相模原市慰霊塔設置に関する条例 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 4,934千円 | | | 531千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 戦没者を合祀し、その霊を弔慰するため維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費 (4,934千円) 需用費 809千円 消耗品費 88,000円 光熱水費 721,000円 役務費 50千円 手数料 5,000円 その他保険料 45,000円 委託料 4,075千円 施設等管理運営委託料 4,075,000円 構内清掃委託 松くい虫防除委託 慰霊塔管理委託 管理事務所警備委託 樹木剪定委託</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 東大沼1丁目3,334番地外 合祀者数 2,160柱</p> | <p>【目的】 先の大戦において、戦死した方々を追悼し、平和を祈念する。 町戦没者慰霊塔の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費 (62) 役務費 40 墓刈手数料 40,000円 使用料及び賃借料 22 慰霊塔敷地借上 21,750円</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 青山2978番地外 合祀者数 475柱</p> | <p>【目的】 戦没者の英霊に対し敬意を表すとともに、英霊を弔慰するため維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費 (85千円) 補助金 84,700円</p> <p>町遺族会へ慰霊塔の管理費として町から補助金を交付している。</p> <p>慰霊塔の概要 町内4地区に各1カ所。 与瀬地区 57柱 千木良地区 51柱 内郷地区 111柱 小原地区 10柱</p> | <p>【目的】 戦没者に対し弔慰を表し、慰霊碑周辺の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 事業費531千円 委託料 531 殉国碑前除草清掃委託料 105,000円 殉国碑植木剪定等業務委託 414,000円 殉国碑合祀刻名業務委託料 12,000円</p> <p>慰霊塔の概要 所在地 城山町久保沢二丁目2435-1</p> | <p>該当なし 各地区遺族会で清掃を実施</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 29 | 慰霊祭開催事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市慰霊塔設置に関する条例 | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 1,219千円 | | | 158千円 | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 本市慰霊塔に合祀されている軍人・軍属等の御霊を弔慰する。</p> <p>【内容】 事業費 (1,219千円) 報償費 4 謝礼 4,000円 需用費 400 消耗品費 400,000円 委託料 801 納骨の機会場設置委託料 315,000円 合同慰霊祭祭壇設置委託料 486,000円 使用料及び賃借料 247 公共施設使用料 210,000円 納骨の儀放送機械賃借料 37,000円</p> <p>平成17年度実績 納骨の儀 10月9日 参列者 34名 (慰霊塔) 合同慰霊祭 10月14日 参列者 360名 (市民会館) 慰霊塔合祀者数 2,160柱</p> | <p>【目的】 先の大戦において戦死した方々を追悼し、平和を祈念する。</p> <p>【内容】 事業費 (179) 需用費 179 消耗品費(生花・供物等) 172,460円 役務費 5 手数料 4,200円</p> <p>平成16年度実績 慰霊祭 10月22日 参列者 130名 (町福祉会館) 慰霊塔合祀者数 475柱</p> | <p>【目的】 戦没者の英霊を弔慰するため開催。</p> <p>【内容】 相模湖町においては、4地区においてそれぞれ遺族会・自治会等が中心となり実施している。(慰霊祭に係る費用については各地区遺族会等で負担しているため、町からの支出は無し)</p> <p>平成17年度慰霊祭実施状況 与瀬地区 4月14日 参列者 60名 千木良地区 4月14日 参列者 45名 内郷地区 4月14日 参列者 70名 小原地区(H16年度) 8月15日 参列者 30名</p> | <p>【目的】 戦没者に対し追悼の意を表することを目的とする。</p> <p>【内容】 事業費 158千円 需要費 158 消耗品費 96,000円 食料費 62,000円</p> <p>平成17年度実績 城山町追悼式 10月18日 参列者81名</p> | <p>【目的】 町内戦没者292柱の御霊を慰霊するとともにその冥福を祈るために巡拝供養を実施する。</p> <p>【内容】 町内5ヶ所において、遺族会、藤野町が主催し実施。 (経費、遺族会で負担)</p> <p>平成16年度慰霊祭実施状況 実施日「平成17年3月17日」全地区 藤野地区 30名 佐野川地区 25名 名倉地区 10名 日連地区 20名 牧野地区 30名</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|--|----------------------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 30 | 戦争犠牲者援護事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 1,404千円 | | | 135千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 150千円 | | | 51千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p style="text-align: center;">津久井町遺族会 (会員数 301名) ・町遺族会 (会員数 175名)</p> <p>【内容】</p> <p>事業費 (1,404千円)</p> <p>報償費 122</p> <p>謝礼 84</p> <p>中国残留孤児等通訳 1人×@3,800円</p> <p>南方戦跡慰霊参加者 8人×@10,000円</p> <p>報奨金 38</p> <p>中国残留孤児等帰国 1人×@38,000円</p> <p>旅費 71</p> <p>普通旅費 71</p> <p>遺族会随行情(春) 1人×@34,000円</p> <p>遺族会随行情(秋) 1人×@18,300円</p> <p>遺族会評議委員会 1人×@18,300円</p> <p>需用費 14</p> <p>消耗品費 10</p> <p>食糧費 4</p> <p>負担金、補助金及び交付金 1,197</p> <p>運営費等補助金 1,197</p> <p>相模原市戦没者遺族会 921,000円 (会員数 1,399名)</p> <p>相模原原爆被災者之会 276,000円 (会員数 109名)</p> | | | <p>【目的】戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>事業費 (135千円)</p> <p>旅費 11</p> <p>普通旅費 11,000円</p> <p>需要費 41</p> <p>消耗品費 41,000円</p> <p>負担金、補助金及び交付金 83</p> <p>沖縄慰霊団参加者負担金 83,000円 (1名×83,000円)</p> <p>参考</p> <p>城山町遺族会</p> <p>会員数93名</p> <p>補助金100千円</p> | |
| | | | | | 該当なし 「各種社会福祉団体補助金(No.148)へ記入」 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---|---|--|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 31 | 事務事業名 行旅病人・死亡人の取扱い | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 行旅病人及行旅死亡人取扱法 | | | 行旅病人及行旅死亡人取扱法 | 行旅病人及行旅死亡人取扱法 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 3,677千円 | | | 752千円 | 495千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 702千円 | 465千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になる場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（3,677） 報償費 433 謝礼 433 無縁墓地管理謝礼 433,000円 〔津久井町・相模湖町分〕 需用費 19 消耗品費 19 葬儀用生花 16束×@1,000円 白手袋 5組×@ 300円 線香 2箱×@ 500円 役務費 210 公告料 162 官報掲載料 13件×@12,460円 手数料 48 死体検案料 1件×@47,250円 委託料 2,509 事務作業等委託料 2,509 死亡人葬祭委託 13件×193,000円 扶助費 506 行旅病人医療費 1件×@456,000円 行旅病人被服等 1件×@ 50,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 17年度取扱件数 5件 取扱件数累計 170件 行旅病人 取扱件数累計 2件 昭和60年度、平成10年度各1件 納骨場所 相模原市無縁没者供養塔 （柴胡ヶ原墓地内 納骨可能数 300）</p> | <p>参考 行旅死亡人 16年度取扱件数 0件 取扱件数累計 15件 行旅病人 取扱件数累計 0件 納骨場所 町内寺院 1箇所依頼</p> | <p>参考 行旅死亡人 16年度取扱件数 1件 取扱件数累計 61件 行旅病人 取扱件数累計 0件 納骨場所 慈眼寺内無縁墓地</p> | <p>【目的】 市内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になる場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>事業費（752千円） 役務費 13 行旅死亡人官報掲載手数料 13,000円 委託料 689 行旅死亡人処置費 189,000円 行旅病人救護費 500,000円 報償費 50 行旅死亡人遺骨保管場所謝礼 50,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 17年度取扱件数 0件 行旅病人 17年度取扱件数 0件 納骨場所 宝泉寺内 5柱</p> | <p>【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。</p> <p>【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になる場合（日本人は生活保護を適用）</p> <p>「事業費」（496千円） 賃金 12千円 無縁墓地草刈賃金 12,000円 管理費 20千円 無縁墓地管理 20,000円 報償費 30千円 行旅死病人取扱謝礼 30,000円 役務費 13千円 行旅死亡人官報掲載料 1件×@13,000円 委託料 120千円 行旅死亡人火葬一式 1件×@120,000円 扶助費 300千円 行旅病人医療費等 300,000円</p> <p>参考 行旅死亡人 16年度取扱件数 0件 取扱件数累計 20件 行旅病人 取扱件数累計 0件 納骨場所 青蓮寺内無縁墓地</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|--|--|---|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 32 | 事務事業名 各種社会福祉団体補助金 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 3,412千円 | | | 287千円 | 507千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>①相模原市福祉のまちづくり推進協議会 【目的】 全ての市民が地域社会において生きがいに満ちた生活を営んでいけるような福祉のまちづくりを進める。 【構成】 78団体 社会福祉関係団体、保健医療関係団体、自治会、教育関係団体、民間奉仕関係団体、労働関係団体、関係行政機関 【補助金額】 2,154,000円</p> <p>②相模原市保護司会 【目的】 更生保護事業推進のため、防犯・予防の世論の啓発と地域社会の浄化を図る。 【構成】 保護司定数：137名 【補助金額】 650,500円</p> <p>③相模原市社会を明るくする運動 【目的】 全ての国民が非行・犯罪を防止し、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。 【構成】 8機関、71団体 ※平成18年度増加の予定 関係官公庁、更生保護団体、福祉関係団体、教育関係機関・団体、防犯関係団体、民間協力団体 【補助金額】 472,000円</p> <p>④相模原地区更生保護女性会 【目的】 明るい社会を築くため、女性の立場から更生保護事業の推進に協力するとともに、地域社会の浄化と防犯思想の普及徹底に努める。 【構成】 会員数 530名 女性保護司、保護司夫人、女性民生委員児童委員、篤志女性 【補助金額】 135,000円</p> <p>*上記4団体の事務局は地域福祉課に設置している。</p> | <p>津久井町保護司会 【構成】 保護司定数：暫定定数 8名</p> | <p>①相模湖町分区保護司会 【構成】 保護司数 6名</p> <p>②相模湖町更生保護女性会 【構成】 会員数 17名</p> <p>③相模湖町遺族会 【構成】 遺族会会員数 175名</p> <p>④相模湖町赤十字奉仕団 【構成】 奉仕団会員数 29名</p> | <p>①城山町遺族会 【目的】 遺族の福祉増進と知徳の向上と、会員相互の親睦を図る。 【構成】 遺族会会員数 93名 【補助金額】 100,000円</p> <p>②城山町赤十字奉仕団 【目的】 日本赤十字奉仕団の基本方針に基づき身近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 奉仕団会員数 95名 【補助金額】 35,000円</p> <p>③城山町保護司会 【目的】 保護司法第1条の使命達成及び第13条に基づく津久井地区保護司会活動の協力を目的とする。 【構成】 保護司定数 9名 【補助金額】 30,000円</p> <p>④相模原・津久井地区保護司会 【目的】 保護司法第1条の使命達成及び第13条に基づく津久井地区保護司会活動を目的とする。 【構成】 保護司定数 151名 【補助金額】 122,000円</p> <p>*②、③は福祉推進課に事務局設置。</p> | <p>①藤野分区保護司会 【目的】 藤野分区保護司会は、保護司法に定める保護司の使命の実現を目的に、会員相互の連携をとりつつ課題解決に積極的に取り組む、もって地域社会の浄化と、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。 【構成】 保護司数 6名 【補助金額】 藤野分区保護司会 48,000円 津久井地区保護司会 89,600円</p> <p>②藤野町遺族会 【目的】 会員相互の親睦を図り戦没者の霊を慰め遺家族の生活の安定を図ることを目的とする。 【構成】 会員数 193名 【補助金額】 遺族会へ369,000円 藤野町遺族会 219,000円 南方諸地域戦没者慰霊奉拝補助金 150,000円 (75,000円×2名)</p> <p>③藤野町日赤奉仕団 【目的】 赤十字奉仕団の基本方針に基づき、すべての人々のしあわせを願ひ明るく住みよい社会を築きあげていくため陰の力となり、身近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 会員数 69名 【補助金額】 0円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-------|------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 33 | 事務事業名 防災ボランティア推進事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 563千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 災害に備えたボランティア団体等の活動体制を整備するため、相模原市社会福祉協議会が実施する防災ボランティアリーダー育成事業、防災ボランティアネットワーク活動に対し助成するもの。 (平成9年度新規) 補助率 10/10</p> <p>【内容】 市社協へ交付 563千円 ①防災ボランティアフォローアップ研修及び防災講座の開催(90千円) ②資器材の整備(180千円) ③通信運搬費(200千円) ④会議費(2千円) ⑤相模原防災ボランティアネットワーク助成金(88千円) ⑥相模原防災ボランティアネットワーク負担金(3千円) *市内の民間ボランティアネットワーク組織については、市社協が中心となり、平成11年9月に「防災ボランティアネットワーク」を設立し、「かながわ災害ボランティアネットワーク」(平成9年4月に設立)へ加入した。</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 34 | 事務事業名 生活保護施設運営費補助金 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 救護施設及び更生施設運営費補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 6,828千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 被保護者が入所している県内の保護施設（生活保護法に規定する救護施設及び更生施設）に対し、施設の自主的で柔軟施設経営を促進し、福祉施設のサービス水準の維持・向上、地域間の均衡を図ることを目的に運営費補助金を交付する。</p> <p>【内容】 交付先 平塚ふじみ園 民衆館 甲斐寮</p> <p>補助金単価については当該施設を所管する神奈川県又は横浜市が算出した単価とする。</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 35 | 生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 生活保護法 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,225千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 179千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録を行う。</p> <p>【内容】 事業費（1,225） 報酬 1,225 内科嘱託医 1人×15日×@31,300円 精神嘱託医 1人×14日×@31,300円 診療報酬点検員 @316,800円</p> <p>生活保護法第50条に基づく病院指導 ・委託している患者への適切な処遇の確保 ・生活保護法による医療扶助の適正な処理等の確認を目的に実施</p> <p>平成17年度実施病院 相模野病院、北里大学東病院 相模が丘病院</p> <p>生活保護法第54条の2第4項に基づく介護機関指導 ・委託している患者への適切な処遇の確保 ・生活保護制度による介護給付の適正な処置等の確認を目的に実施</p> <p>平成17年度実施機関 居宅介護支援センター中の郷 東京リビングサービスさわやか介護センター</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 36 | 生活保護法に規定する保護施設等 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 生活保護法 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】 生活保護法による保護施設等の認可、指導を行う。</p> <p>社会福祉法第2条第3項第8号 ○無料低額宿泊所 8か所 同条同項第9号 ○無料低額診療事業 2病院 〔うち津久井町 1病院〕 同条同項第11号 ○隣保事業 1か所</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|---|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 37 | 市民福祉会館の管理運営事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域福祉課 | | | 保健推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 165,505千円 | | | 34,569千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 2,031千円 | | | 650千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>①社会福祉施設維持補修費(1,400千円) あじさい会館施設修繕</p> <p>②あじさい会館維持管理費(154,305千円) 光熱水費 施設賠償責任保険料 管理運営委託料 備品購入費</p> <p>③あじさい会館維持補修費(9,800千円) あじさい会館維持補修費</p> <p>※相模原市立市民福祉会館の概要 【構造】鉄筋鉄骨コンクリート造 地下1階、地上6階、塔屋1階 【規模】建築面積 1,418.308㎡ 延床面積 7,071.531㎡</p> | | | <p>該当なし 【参考】 保健福祉センター維持管理事業費 【内容】 保健福祉センター建物・設備・その他全般の機能を維持し、管理する。 平成18年度予算額 (歳出) ○需用費(消耗品・燃料費・食糧費・光熱水費・備品修繕費・施設修繕費等) (9,342千円) ○役務費(通信運搬費・手数料・災害保険料) (367千円) ○委託料(総合管理業務・その他設備保守等) (23,906千円) ○使用料及び賃借料 (867千円) ○備品購入費 (87千円)</p> <p>※保健福祉センターの概要 【構造】鉄筋コンクリート造 地上3階 【規模】敷地面積 6,940㎡ 延床面積 2,808㎡</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--------------------|---------|--------------------|---------|---------|----------|---------|---------|----------------|---------|------|--|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 保健福祉総合相談事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | | |
| 担当課名 | 保健福祉総合相談課 | | | 福祉推進課・保健推進課・高齢者福祉課 | 健康福祉課 | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 24,934千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>相模原市高齢者保健福祉計画等により、高齢者等を対象とした保健・福祉サービスの総合的な提供と介護者の支援を図ることなどを目的として保健福祉総合相談課が設置された。次にあげる目的の達成のために、保健福祉総合相談システムの開発を行った。また、保健分野と福祉分野の横断的な相談に対応できるよう、一般職員のほか専門職（保健師、福祉職、相模原市社会福祉協議会職員）を配置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初回相談対応窓口機能 ○保健福祉総合相談機能 ○保健福祉サービス調整機能 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉総合相談システム <ul style="list-style-type: none"> ①ネットワーク概念 <ul style="list-style-type: none"> 内部用端末設置箇所31台（保健福祉総合相談課、福祉事務所、保健センター等の庁内措置・援護担当課）外部用端末設置箇所21台（在宅介護支援センター18ヶ所、社会福祉協議会3ヶ所） ②開発経費 <ul style="list-style-type: none"> 平成9年度から11年度にかけて計104,835,000円 ③相談受付等件数 36,614件 ○相模原市保健福祉総合相談業務委託契約 <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉総合相談課が所掌する事務の一部について社会福祉協議会に委託するもの。 <p>【参考】 主なもの</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">端末等賃借料</td> <td style="text-align: right;">1,677千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">専用回線使用料</td> <td style="text-align: right;">10,856千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用支援委託料</td> <td style="text-align: right;">2,693千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">社会福祉協議会窓口業務委託料</td> <td style="text-align: right;">6,548千円</td> </tr> </table> | | | 端末等賃借料 | 1,677千円 | 専用回線使用料 | 10,856千円 | 運用支援委託料 | 2,693千円 | 社会福祉協議会窓口業務委託料 | 6,548千円 | 該当なし | | 該当なし |
| 端末等賃借料 | 1,677千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 専用回線使用料 | 10,856千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 運用支援委託料 | 2,693千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 社会福祉協議会窓口業務委託料 | 6,548千円 | | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 保健及び福祉に係る相談並びにサービスの決定（福祉事務所の主管に属するものを除く） | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保健福祉総合相談課 | | | 保健推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 初回相談対応窓口機能と保健福祉総合相談機能を実現することにより、複数の課が関係する横断的な相談への対応や保健と福祉など多方面に渡る適切な情報の提供を行い、また、各種申請書などの受付を行い、事業によってはサービスの決定まで行うなど市民の多様なニーズを一か所で受け止め、用件がなるべく相談窓口のみで完結することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請受付 地域医療課、地域福祉課、こども育成課、介護保険課等保健福祉部各課及び保健所・保健予防課等への申請。計75種類 ※平成16年度申請受付件数 25,421件 ○サービスの決定 高齢者福祉サービスのうちの寝たきり高齢者等移送サービス助成、生きがい デイサービス等16種類 ○医療機関等からの情報提供に係る事務処理 ※平成16年度申請受付数 脳卒中：91件 訪問介護：1,731件 ○専門相談 <ul style="list-style-type: none"> (1) 母子相談（母子自立支援員による相談） ・相談員 2名×2ヶ所 ・相談日：月～金（予算はこども育成課、所属は福祉事務所） (2) 女性相談（婦人相談員による相談） ・相談員 2名×2ヶ所 ・相談日：月～金（予算はこども育成課、所属は福祉事務所） (3) 家庭児童相談員（家庭児童相談員による相談） ・相談員1名×1ヶ所（南のみ） ・相談日：週3回（予算・所属はこども育成課） (4) 住宅改修相談（一級建築士による相談） ・相談員1名×2ヶ所 ・相談日：各窓口で週2回（予算・所属は高齢者福祉課） | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 9 | 保健福祉サービス調整機構の運営 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保健福祉総合相談課 | | | 高齢者福祉課 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 高齢者及び障害児等の保健福祉ニーズに対して、その処遇等を総合的に調整し、円滑かつ効果的な保健福祉サービスの提供を図る。</p> <p>【内容】 ①保健福祉サービス調整会議 保健福祉サービスを総合的に調整するとともに個別処遇検討会を円滑に進めることを目的に開催する。構成員は保健福祉部内の関係課長及び地域保健課、中央保健センター所長。(平成16年度1回開催) ②保健福祉サービス個別処遇検討会 個別ケースを対象とした保健福祉サービスを調整する。構成員はその事例に応じ、各担当等・関係者を招集して開催。(平成16年度31回開催)</p> | | | <p>高齢者については、該当なし 障害児者についても該当なし</p> | <p>藤野町保健福祉サービス調整機構平成13年3月31日廃止 下記となる。</p> <p>社会福祉法の改正等を踏まえ、住民参加による、地域福祉計画の策定を平成15年3月末を持って完成。今後は管理運営を推進して行く。</p> <p>藤野町保健福祉推進委員会 委員数 20名</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会 委員数 15名</p> <p>障害者保健福祉計画策定部会 委員数 15名</p> <p>乳幼児期から青年期の保健計画策定部会 委員数 15名</p> <p>No133「地域福祉計画策定事業」に記載</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|-----------------------------|---------|--|--|--------|--------|--------|--------|-----|--------|------------|--|---------|-------------|---------|-----------|-----|-------------|--|--|------------|------|------------|--|---------|----------|---------|-------|-----|----------|---|--|--------|--|-------------|------|---------------|------|------------|--|-------|----------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 6 | 事務事業名 重度障害者医療費助成事業 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課名 | 地域医療課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市医療費助成条例 ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・城山町重度障害者等の医療費扶助に関する規則 ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱 | <ul style="list-style-type: none"> ・藤野町重度心身障害者等の医療費扶助に関する規則 ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,469,548千円 | | | 49,163千円 | 16,674千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 720,000千円 | | | 24,205千円 | 8,262千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② IQ(知能指数)が35以下の方 ③ 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方、 ④ 1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 <p>の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 ※④は市単独の対象者で、平成16年10月1日から対象。</p> <p>【参考】 平成18年度予算の概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>○対象者数（月平均）</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助対象者</td><td style="text-align: right;">8,050人</td></tr> <tr><td> 市単独対象者</td><td style="text-align: right;">1,144人</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td style="text-align: right;">9,194人</td></tr> <tr><td>○助成金額（扶助費）</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助対象者分</td><td style="text-align: right;">1,262,220千円</td></tr> <tr><td> 市単独対象者分</td><td style="text-align: right;">195,120千円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td style="text-align: right;">1,457,340千円</td></tr> </table> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者医療費補助金 565,000千円 ・高額療養費返還金 155,000千円 合 計 720,000千円 <p>【電算システムの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機種： NEC ・保守： NEC ・処理内容 <ul style="list-style-type: none"> ①資格判定 ②医療証発行 ③医療証年次更新処理（2年に1度） ④償還払い ⑤高額療養費調整 ⑥各種統計 | | | ○対象者数（月平均） | | 県補助対象者 | 8,050人 | 市単独対象者 | 1,144人 | 合 計 | 9,194人 | ○助成金額（扶助費） | | 県補助対象者分 | 1,262,220千円 | 市単独対象者分 | 195,120千円 | 合 計 | 1,457,340千円 | <p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② IQ(知能指数)が35以下の方 ③ 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方 <p>【参考】 平成18年度予算の概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>○対象者数（月平均）</td><td style="text-align: right;">329人</td></tr> <tr><td>○助成金額（扶助費）</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助対象者分</td><td style="text-align: right;">48,411千円</td></tr> <tr><td> 町単独対象者分</td><td style="text-align: right;">418千円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td style="text-align: right;">48,829千円</td></tr> </table> <p>※県補助対象者分は重度障害者医療費関係（訪問看護利用者を除く）、町単独対象者分は</p> <p>重度障害者医療費助成対象者のうち訪問看護利用者分</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者医療費補助金 24,205千円 | | ○対象者数（月平均） | 329人 | ○助成金額（扶助費） | | 県補助対象者分 | 48,411千円 | 町単独対象者分 | 418千円 | 合 計 | 48,829千円 | <p>【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② IQ(知能指数)が35以下の方 ③ 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方、の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 <p>【参考】 平成17年度予算の概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>○対象者実数</td><td></td></tr> <tr><td> ・H16年度月平均人数</td><td style="text-align: right;">150人</td></tr> <tr><td> ・H17.4.1日現在人数</td><td style="text-align: right;">153人</td></tr> <tr><td>○助成金額（扶助費）</td><td></td></tr> <tr><td> 扶助費合計</td><td style="text-align: right;">16,524千円</td></tr> </table> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者医療費補助金 8,262千円 | | ○対象者実数 | | ・H16年度月平均人数 | 150人 | ・H17.4.1日現在人数 | 153人 | ○助成金額（扶助費） | | 扶助費合計 | 16,524千円 |
| ○対象者数（月平均） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県補助対象者 | 8,050人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市単独対象者 | 1,144人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 9,194人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○助成金額（扶助費） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県補助対象者分 | 1,262,220千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市単独対象者分 | 195,120千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 1,457,340千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○対象者数（月平均） | 329人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○助成金額（扶助費） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県補助対象者分 | 48,411千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町単独対象者分 | 418千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 48,829千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○対象者実数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・H16年度月平均人数 | 150人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・H17.4.1日現在人数 | 153人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○助成金額（扶助費） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 扶助費合計 | 16,524千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------|----------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | | | | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | | | | | | | | |
| 7 | 障害者歯科診療事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | |
| 担当課名 | 地域医療課 | | | 福祉推進課・保健推進課 | 健康福祉課 | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱 | | | | | | | | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 44,021千円 | | | | | | | | | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 7,990千円 | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 一般の歯科診療所では治療困難な障害者の歯科診療を確保するため、相模原口腔保健センター内で障害者歯科診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 社団法人相模原歯科医師会</p> <p>○内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 対象者 一般の歯科診療所では治療困難な障害者。ただし、全身麻酔や入院を要する者を除く。 2) 受付 電話予約制。月曜日から金曜日（休日を除く） 3) 診療内容 口腔衛生指導、治療、アフター・ケア 4) 診療体制 歯科医師4人、歯科衛生士等9人、事務員1人 5) 診療日 原則として週2日（火曜日・木曜日）午後1時から午後5時 <p>○補助金積算内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 総事業費</td> <td style="text-align: right;">63,251千円</td> </tr> <tr> <td>2) 診療収入その他の収入</td> <td style="text-align: right;">19,230千円</td> </tr> <tr> <td>3) 補助基本額（1-2）</td> <td style="text-align: right;">44,021千円</td> </tr> <tr> <td>4) 補助金額</td> <td style="text-align: right;">44,021千円</td> </tr> </table> <p>【補助金の概要】</p> <p>○名称 相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱</p> <p>○補助率 補助対象事業に係る総事業費から診療収入、県補助金、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>【社団法人相模原歯科医師会の概要】</p> <p>○目的 地域社会の住民の健康の保持、会員の学術研修等を行い、もって住民の健康の増進並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○活動内容等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域住民の健康増進 2) 休日急患歯科診療所の管理運営 | | | 1) 総事業費 | 63,251千円 | 2) 診療収入その他の収入 | 19,230千円 | 3) 補助基本額（1-2） | 44,021千円 | 4) 補助金額 | 44,021千円 | 該当なし | 該当なし |
| 1) 総事業費 | 63,251千円 | | | | | | | | | | | | |
| 2) 診療収入その他の収入 | 19,230千円 | | | | | | | | | | | | |
| 3) 補助基本額（1-2） | 44,021千円 | | | | | | | | | | | | |
| 4) 補助金額 | 44,021千円 | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|---|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 7 | 障害者歯科診療事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>3) 障害者歯科診療所の管理運営 4) 歯科医学の研究及び研修 5) 予防歯科医学の研究及び研修 6) 公衆衛生及び地域歯科医療活動 7) 歯科医療制度、社会保険その他関係法令の調査、研究等 8) その他</p> <p>○役員構成 会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事2人又は3人、理事15人以上22人以内、監事2人</p> <p>○組織の状況 会員数300人、事務局長1人、職員4人</p> <p>○市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>【特定財源】 ○名称及び内容 ・ 障害者歯科診療推進事業費県補助金 障害者歯科診療所の運営費補助事業に対する県補助 ・ 補助金額 7,990千円 ・ 補助率 定額補助</p> | | | |

事務事業現況調査書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---|--|--|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | | 専門部会名 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 10 | 事務事業名 ひとり親家庭等医療費助成事業 | | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域医療課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | ・相模原市医療費助成条例 ・神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱 | | | 城山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱 | 藤野町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 342,884千円 | | | 10,823千円 | 2,383千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 173,600千円 | | | 5,395千円 | 1,146千円 |
| 【事務事業の内容】 | 【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。(対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで) 【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額) 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 ①父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 ②配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 ③①、②の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算 ※県の補助対象・所得制限と同じ。 【参考】 平成18年度予算の概要 ○対象者数(月平均) 10,463人 ○助成金額(扶助費) 329,820千円 【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 165,100千円 ・高額療養費返還金 8,500千円 ・医療費助成損害賠償金 500千円 合計 174,100円 【電算システムの概要】 ・機種：NEC ・保守：NEC ・処理内容 ①資格判定 ②医療証発行 ③医療証年次更新処理 ④償還払い ⑤高額療養費調整 ⑥各種統計 | 【参考】 平成17年度予算の概要 ○対象者数(月平均) 378人 ○助成金額(扶助費) 8,948千円 | 【参考】 平成17年度予算の概要 ○対象者数(月平均) 93人 ○助成金額(扶助費) 2,074千円 | 【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。(対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで) 【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額) 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 ①父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 ②配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 ③①、②の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算 ※県の補助対象・所得制限と同じ。 【参考】 平成18年度予算の概要 ○対象者数(月平均) 340人 ○助成金額(扶助費) 10,445千円 【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 5,395千円 【電算システムの概要】 ・機種：NEC(福祉医療システム) ・保守：NEC ・処理内容 ①資格判定 ②医療証発行 ③医療証年次更新処理 ④各種統計 | 【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入している母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の障害をもっている家庭、父母がいない家庭などの児童とその養育者の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。(対象期間は、原則として対象となる家庭の児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで) 【所得制限】 父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額) 所得額から8万円及び老人扶養控除等諸控除を差引いた額が次の限度額以内であること。 ①父又は母遺棄による児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 192万円 ②配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者 扶養親族等が0人の場合 236万円 ③①、②の場合とも、扶養親族等がいる場合 扶養親族等1人につき、38万円を上記の金額に加算 ※県の補助対象・所得制限と同じ。 【参考】 平成17年度予算の概要 ○対象者数(月平均) 106人 ○助成金額(扶助費) 2,220千円 【特定財源の内訳】 ・ひとり親家庭等医療費補助金 1,146千円 |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|----------------|---|---|--|--|-----------------------------|--|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | | | | 専門部会名 保健福祉部会 | |
| 事務事業番号 20 | 事務事業名 老人保健医療給付費 | | | | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 地域医療課 | | | 町民課 | 町民課 | |
| 根拠法令等 | 老人保健法 | | | 老人保健法 | 老人保健法 | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 31,541,829千円 | | | 1,286,893千円 | 834,000千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 29,236,583千円 | | | 1,190,091千円 | 776,350千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・市がそれぞれの負担分を、特別会計において医療給付費として支出するもの)</p> <p>【老人医療受給者の要件】 ○次のいずれかに該当する保険加入者で、本市に居住地を有する者 ①75歳以上の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする) ②65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 ○高齢者の所得を判定し、一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療費の2割を、それ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 ○老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等)を支出する。</p> <p>【参考】 《平成18年度予算の概要》 ○老人医療受給者数(月平均) = 42,602人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 3,706人) (一般 = 38,896人) ○医療給付費の支出額 = 31,541,829千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 61,700円)</p> <p>《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 17,928,235千円 (国)医療費負担金 9,043,813千円 (県)医療費負担金 2,254,235千円 損害賠償返還金 10,000千円 医療給付費返納金 300千円 合 計 29,236,583千円</p> <p>《一般会計繰入金》 (市)医療給付費繰入金 2,302,000千円 ※医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(市)医療給付費繰入金」が国・県・市のそれぞれの負担分である。</p> | <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 ○老人医療受給者数(月平均) = 2,700人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 130人) (一般 = 2,570人) ○医療費の支出額 = 1,850,299千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 57,108円)</p> | <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 ○老人医療受給者数(月平均) = 1,146人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 72人) (一般 = 1,074人) ○医療給付費の支出額 = 759,801千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 55,250円)</p> | <p>【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・市がそれぞれの負担分を、特別会計において医療費(本町は、現物給付分を医療給付費、現金給付分を医療費支給費として分けている。このため、ここでは、2者を総称して医療費とする。)として支出するもの)</p> <p>【老人医療受給者の要件】 ○次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者 ①75歳以上の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象とする) ②65～74歳で一定以上の障害がある者</p> <p>【老人医療受給者の一部負担金】 ○高齢者の所得を判定し、一定以上の所得がある者(一定以上所得者)は医療費の2割を、それ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。</p> <p>【内容】 ○老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等)を支出する。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 ○老人医療受給者数(月平均) = 1,319人 受給者数の内訳(一定以上所得者 = 71人) (一般 = 1,248人) ○医療給付費の支出額 = 834,000千円 (1人当たり医療給付費 = 1か月 52,691円)</p> <p>《特定財源の内訳》 (支払基金)医療費交付金 488,100千円 (国)医療費負担金 230,600千円 (県)医療費負担金 57,650千円 合 計 776,350千円</p> <p>《一般会計繰入金》 (町)医療給付費繰入金 57,650千円 ※医療給付費の支出額のうち、「(支払基金)医療費交付金」が保険者の負担分であり、「(国)医療費負担金・(県)医療費負担金・(町)医療給付費繰入金」が国・県・町のそれぞれの負担分である。</p> | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 20 | 事務事業名 老人保健医療給付費 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【電算システムの概要】</p> <p>NEC 資格・所得・給付データを保有</p> <p>○システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) ・償還払い ・高額医療費の支給 ・統計 | | | <p>【電算システムの概要】</p> <p>NEC 資格・所得データを保有</p> <p>○システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) | <p>【電算システムの概要】</p> <p>日本電子計算(株) 資格・所得データを保有</p> <p>○システムで処理している事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|---------|---------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 21 | 老人保健医療審査支払手数料 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域医療課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 老人保健法 | | | 老人保健法 | 老人保健法 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 142,371千円 | | | 5,310千円 | 3,298千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 137,018千円 | | | 5,173千円 | 3,235千円 |
| 【事務事業の内容】 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 ○審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成18年度予算の概要》 ○審査支払手数料の件数=約1,296,000件 ○審査支払手数料の支出額=142,371千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約1,263,000件 138,664千円 支払基金交付金対象外分 約33,000件 3,707千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 137,018千円</p> <p>※審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。 なお、「支払基金交付金対象分」の金額と「(支払基金)審査支払手数料交付金」の金額が相違するのは、前年度の交付金の精算額が平成17年度分に算入されているためである。</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 ○審査支払手数料の件数=約71,000件 ○審査支払手数料の支出額=7,844千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約69,000件 7,614千円 支払基金交付金対象外分 約2,000件 230千円</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 ○審査支払手数料の件数=約29,400件 ○審査支払手数料の支出額=3,206千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約28,600件 3,114千円 支払基金交付金対象外分 約800件 92千円</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 ○審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成18年度予算の概要》 ○審査支払手数料の件数=約48,600件 ○審査支払手数料の支出額=5,310千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約47,400件 5,173千円 支払基金交付金対象外分 約1,200件 203千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 5,173千円</p> <p>※審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業</p> <p>【内容】 ○審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手数料を支払う。</p> <p>【参考】 《平成17年度予算の概要》 ○審査支払手数料の件数=約30,100件 ○審査支払手数料の支出額=3,298千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約29,500件 3,235千円 支払基金交付金対象外分 約600件 63千円</p> <p>《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 3,235千円</p> <p>※審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。</p> </div> </div> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 11 | 地域保健医療審議会事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域医療課 | | | 保健推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市附属機関の設置に関する条例 相模原市地域保健医療審議会規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 524千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 地域保健及び地域医療に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</p> <p>【概要】 ○委員数 20人 ○内訳 （1）医療関係団体 6人 （2）公共的団体 10人 （3）公募 4人 ○任期 2年 ○委員報酬 1回 12,600円 ○審議会開催 不定期（年2回程度） ○予算積算内訳 ・相模原市地域保健医療審議会委員報酬 12,600円×20人×2回=504,000円 ・相模原市地域保健医療審議会公募委員選考委員会委員謝礼 10,000円×2人=20,000円</p> <p>【平成17年度実績】 ○審議会開催回数 1回 ○主な審議内容 （1）第14回審議会（1月19日開催） ア 障害者自立支援法の概要及び医療関連施策について（報告）</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|--|--------------------------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 急病診療事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域医療課 | | | 保健推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 休日急病医科診療所運営費補助金交付要綱 相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱 休日夜間急患調剤薬局運営費補助金交付要綱 相模原市急病診療事業実施要綱 外科系救急医療体制支援事業補助金交付要綱 休日柔道整復施設所運営費補助金交付要綱 津久井地域急病診療所事業費補助金交付要綱 | | | 津久井郡広域行政組合規約 津久井郡急病診療所条例 | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 1,198,280千円 | | | 24,869千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 44,832千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 休日急病医科診療事業 予算額199,705千円</p> <p>【目的】 休日における市民の急病に対する医療の確保を図るため、相模原メディカルセンター及び相模原南メディカルセンターで急病診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 社団法人相模原市医師会 ○内容 休日(日曜日、祝祭日、年末年始)における初期救急医療機関の確保 ○診療時間等 1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 ・診療科目 内科、外科等 2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 ・診療科目 内科、外科、眼科、耳鼻科等 ○診療体制 1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・休日 医師2人、看護師2人、事務員2人 ・12月29日 医師2人、看護師3人、事務員2人 ・12月30日から1月3日 医師2人、看護師3人、事務員3人 ・さくらまつり 医師1人、看護師1人、事務員1人 2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・休日 医師4人、看護師4人、事務員2人 ・12月29日から1月3日 医師4人、看護師5人、事務員3人 ○補助金積算内訳 1) 相模原メディカルセンター ア 総事業費 158,612千円 イ 診療収入その他の収入 49,974千円 ウ 補助基本額(ア-イ) 108,638千円 エ 補助金額 108,638千円 2) 相模原南メディカルセンター ア 総事業費 146,270千円 イ 診療収入その他の収入 55,403千円</p> | | | <p>○津久井地域急病診療所運営事業負担金 予算額 7,969千円 ○救急医療情報センター運営事業負担金 予算額 1,237千円 ○広域耳鼻咽喉科救急医療事業負担金 予算額 37千円 ○広域病院群輪番制運営事業負担金 予算額 2,844千円 ○広域小児急病診療事業負担金 予算額 538千円 ○津久井地域夜間急病診療事業負担金 予算額 12,244千円</p> | ●津久井郡広域行政組合で業務実施のため該当なし。 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 急病診療事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>ウ 補助基本額（ア－イ） 90,867千円 エ 補助金額 90,867千円</p> <p>【補助金の概要】 ○名称 休日急病医科診療所運営費補助金交付要綱 ○補助率 メディカルセンター毎に、総事業費から診療収入、県補助金、雑入、その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>【特定財源】 ○名称及び内容 ・広域耳鼻咽喉科救急医療事業 980千円 相模原南メディカルセンターで休日に行われる耳鼻科診療に対する負担金 対象市町：大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、城山町、藤野町</p> <p>【社団法人相模原市医師会の概要】 ○目的 医道を高揚し、医学医術の発達及び普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 ○活動内容等 1) 医道の高揚に関する事業 2) 医学の振興及び医学教育に関する事業 3) 公衆衛生の啓発及び学校保健に関する事業 4) 地域の保健、医療及び福祉の増進に関する事業 5) 急病診療に関する事業 6) 訪問看護に関する事業 7) 保険医療の充実に関する事業 8) 医療経営の改善に関する事業 9) 医療従事者の育成に関する事業 10) その他 ○役員構成 会長1人、副会長2人又は3人、理事 13人以上19人以内、監事2人又は3人 ○組織の状況 会員数527人、事務局長1人、職員45人 ○市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>2 休日急患歯科診療事業 予算額16,378千円</p> <p>【目的】 休日における歯科の急患に対する医療の確保を図るため、相模原口腔保健センター内で休日急患歯科診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 社団法人相模原市医師会 ○内容 休日（日曜日、祝祭日、年末年始）の昼間における急患歯科診療所の確保 ○診療時間等 相模原口腔保健センター休日急患歯科診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 ○診療体制 1) 休日・連休 歯科医1人、助手1人、事務員1人 2) 5月連休 歯科医2人、助手2人、事務員1人</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-----|-----|---------|----------|---------------|---------|---------------|----------|---------|----------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | | | | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | | | | | | | | |
| 12 | 急病診療事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>3) 年末年始 歯科医2人、助手3人、事務員2人</p> <p>4) 1月4日 歯科医2人、助手2人、事務員2人</p> <p>○補助金積算内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1) 総事業費</td> <td style="text-align: right;">26,286千円</td> </tr> <tr> <td>2) 診療収入その他の収入</td> <td style="text-align: right;">9,908千円</td> </tr> <tr> <td>3) 補助基本額(1-2)</td> <td style="text-align: right;">16,378千円</td> </tr> <tr> <td>4) 補助金額</td> <td style="text-align: right;">16,378千円</td> </tr> </table> <p>【補助金の概要】</p> <p>○名称 相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱</p> <p>○補助率 補助対象事業に係る総事業費から診療収入、県補助金、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>3 休日夜間急患調剤事業 予算額78,154千円</p> <p>【目的】 休日及び夜間における急病患者（休日歯科の患者を含む）に対する調剤投薬の確保を図るため、相模原メディカル調剤薬局及び相模原南メディカル調剤薬局を運営する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○補助金交付先 社団法人相模原市薬剤師会</p> <p>○内容 休日（日曜日、祝祭日、年末年始）及び毎夜間における急患調剤薬局の確保</p> <p>○開設時間等</p> <p>1) 休日 午前9時から午後5時</p> <p>2) 夜間 午後8時から午後11時（休日は午後5時から、平日は1か所午後7時から）</p> <p>○診療体制</p> <p>1) 相模原メディカル調剤薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日 薬剤師3人、事務員1人 ・連休 薬剤師3人、事務員2人 ・年末年始 薬剤師4人、事務員3人 ・さくらまつり 薬剤師1人、事務員1人 ・平日夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・土曜日夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・休日夜間 薬剤師2人、事務員1人 ・連休夜間 薬剤師2人、事務員1人 ・年末年始夜間 薬剤師3人、事務員3人 <p>2) 相模原南メディカル調剤薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日 薬剤師2人、事務員1人 ・連休 薬剤師3人、事務員2人 ・年末年始 薬剤師4人、事務員3人 ・平日夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・土曜日夜間 薬剤師1人、事務員1人 | | | | | 1) 総事業費 | 26,286千円 | 2) 診療収入その他の収入 | 9,908千円 | 3) 補助基本額(1-2) | 16,378千円 | 4) 補助金額 | 16,378千円 |
| 1) 総事業費 | 26,286千円 | | | | | | | | | | | | |
| 2) 診療収入その他の収入 | 9,908千円 | | | | | | | | | | | | |
| 3) 補助基本額(1-2) | 16,378千円 | | | | | | | | | | | | |
| 4) 補助金額 | 16,378千円 | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 急病診療事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>・休日夜間 薬剤師1人、事務員1人</p> <p>・連休夜間 薬剤師1人、事務員1人</p> <p>・年末年始夜間 薬剤師2人、事務員3人</p> <p>○補助金積算内訳</p> <p>1) 相模原メディカル調剤薬局</p> <p>ア 総事業費 87,008千円</p> <p>イ 調剤収入その他の収入 40,376千円</p> <p>ウ 補助基本額(ア-イ) 46,632千円</p> <p>エ 補助金額 46,632千円</p> <p>2) 相模原南メディカル調剤薬局</p> <p>ア 総事業費 52,970千円</p> <p>イ 調剤収入その他の収入 21,448千円</p> <p>ウ 補助基本額(ア-イ) 31,522千円</p> <p>エ 補助金額 31,522千円</p> <p>【補助金の概要】</p> <p>○名称 休日夜間急患調剤薬局運営費補助金交付要綱</p> <p>○補助率 薬局毎の総事業費から調剤収入、雑入その他の収入を控除した額の10割以内</p> <p>【社団法人相模原市薬剤師会の概要】</p> <p>○目的 薬剤師及び薬学又は薬業に関係のある者の倫理的かつ学術的水準を高めるとともに薬学及び薬業の進歩発展を図り、これらに関する事業及び福祉・介護に関する事業を行い、もって地域住民に対する厚生福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○活動内容等</p> <p>1) 薬学及び薬業の進歩発展</p> <p>2) 薬剤師の職能</p> <p>3) 公衆衛生の普及指導</p> <p>4) 薬事衛生の改善</p> <p>5) 救急医薬品の備蓄並びに優良医薬品及び医療材料の普及及び流通の適正化</p> <p>6) 保険医療</p> <p>7) 献血の推進</p> <p>8) 居宅介護支援</p> <p>9) 休日・夜間急患調剤薬局の管理運営</p> <p>10) その他</p> <p>○役員構成 会長1人、副会長3人、理事15人以上20人以内、監事2人</p> <p>○組織の状況 会員数268人(内、津久井14人)、事務長1人、職員5人</p> <p>○市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>4 夜間急病診療事業 予算額193,825千円</p> <p>【目的】 夜間における市民の急病に対する医療の確保を図るための初期救急医療機関を確保する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会</p> <p>○内容</p> <p>1) 初期救急医療機関の確保</p> <p>ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 内科系と内科系以外とに区分して確保</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 急病診療事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>イ 有床医療機関 内科系を確保</p> <p>2) コール医療機関（特殊な疾病等の診療に対応）の確保 289医療機関（医師会加盟医療機関）</p> <p>○診療体制</p> <p>1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・内科系 医師1人、看護師1人、事務員1人 ・内科系以外 医師1人、看護師1人</p> <p>2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・内科系 医師1人、看護師1人、事務員1人 ・内科系以外 医師1人、看護師1人</p> <p>3) 有床医療機関 ・内科系 医師1人、看護師1人</p> <p>○診療時間</p> <p>1) 内科系</p> <p>ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 午後8時から午後11時（休日は午後5時から、平日は1カ所午後7時から）</p> <p>イ 有床医療機関 午後7時から翌日午前9時（土曜・休日は午後5時から）</p> <p>2) 内科系以外</p> <p>ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所（いずれか1カ所） 午後8時から午後11時（年末年始は午後5時から）</p> <p>イ コール医療機関 午後7時から翌日午前9時（土曜・休日は午後5時から）</p> <p>○委託料積算</p> <p>1) 委託料 184,595,000円 2) 消費税 9,229,750円 3) 計 193,824,750円 4) 内訳</p> <p>ア 相模原メディカルセンター急病診療所 48,150,700円 イ 相模原南メディカルセンター急病診療所 54,967,000円 ウ 初期終夜 70,114,700円 エ コール医療機関 1,580,000円 オ 応援医 80,700円 カ 事務局費 9,701,900円</p> <p>5 病院群輪番制運営事業 予算額178,353千円</p> <p>【目的】 土曜日・休日及び夜間における入院治療を必要とする急病患者に対する医療の確保を図るための二次救急医療機関を確保する。</p> <p>【事業の内容】 ○委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会 ○内容 1) 二次救急医療機関（有床医療機関のうちから1日1カ所）の確保</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 急病診療事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>2) 二次救急補助医療機関（有床医療機関のうちから1日1か所。ただし、津久井赤十字病院の当番日は1日2か所）の確保</p> <p>3) コール医療機関（初期及び二次救急医療機関での対応が困難な疾病等の診療に対応）の確保</p> <p>○診療時間</p> <p>1) 休日 午前9時から午後5時</p> <p>2) 土曜日 午後1時から午後5時</p> <p>3) 夜間 午後7時（土曜日・休日は午後5時）から翌日午前9時</p> <p>○委託料積算</p> <p>1) 委託料 169,859,500円</p> <p>2) 消費税 8,492,975円</p> <p>3) 計 178,352,475円</p> <p>4) 内訳</p> <p>ア 休日 23,500,800円</p> <p>イ 夜間 146,358,700円</p> <p>○参加医療機関</p> <p>1) 二次救急医療機関 12病院</p> <p>2) 二次救急補助医療機関 2病院</p> <p>【特定財源】</p> <p>○名称及び内容</p> <p>1) 広域病院群輪番制運営事業 3,614千円 二次救急医療体制として確保している病院群輪番制が、二次医療圏で実施していることに伴う城山町及び藤野町に係る負担金</p> <p>6 小児急病診療事業 予算額278,282千円</p> <p>【目的】</p> <p>休日及び夜間における小児救急患者に対する医療の充実を図るため、小児科医を配置した初期救急医療機関及び二次救急医療機関並びに相模原メディカル調剤薬局を確保する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○委託契約の相手先</p> <p>1) 社団法人相模原市医師会</p> <p>2) 社団法人相模原市薬剤師会</p> <p>○内容</p> <p>1) 相模原及び相模原南メディカルセンター 急病診療所における小児科医による初期診療及び相模原メディカル調剤薬局の実施</p> <p>2) 二次救急医療機関（有床医療機関5病院のうちから1日1か所）の確保</p> <p>○診療（開設）時間</p> <p>1) 初期救急</p> <p>休日：相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 午前9時から午後5時</p> <p>夜間：相模原メディカルセンター急病診療所 午後8時から（土曜日・休日は午後5時）から翌日午前6時</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 急病診療事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>2) 二次救急 休日等：当番医療機関 午前9時（土曜日は午後1時）から午後5時 夜間：当番医療機関 午後7時（土曜日・休日は午後5時）から翌日午前9時</p> <p>3) 相模原メディカル調剤薬局 午後11時から翌日午前6時（土曜日は午後5時から午後8時までを含む）</p> <p>○委託料積算</p> <p>1) 医師会委託料</p> <p>ア 委託料 235,394,210円 イ 消費税 11,769,710円 ウ 計 247,163,920円 エ 内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期救急（準夜AB） 33,066,200円 ・初期救急（終夜） 22,545,000円 ・初期救急（休日） 14,524,200円 ・二次救急 137,201,500円 ・事務局経費等 28,057,310円 <p>2) 薬剤師会委託料</p> <p>ア 委託料 29,634,700円 イ 消費税 1,481,735円 ウ 計 31,116,435円 エ 内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日（午後11時から翌日午前6時） 20,517,000円 ・土曜日（午後5時から午後8時） 179,100円 ・事務局経費 8,938,600円 <p>【特定財源】</p> <p>○名称及び内容</p> <p>1) 小児救急医療対策費補助金 5,948千円 ・補助率 1/2（県単独） 16,388円×時間×日数×1/2</p> <p>2) 病院群輪番制運営費補助金(小児) 6,348千円 ・補助率 2/3(国1/3、県1/3) 26,160円×日数×2/3</p> <p>2) 広域小児急病診療事業 682千円 同じ医療圏の城山町・藤野町からの負担金</p> <p>7 外科系救急医療体制支援事業 予算額127,266千円</p> <p>【目的】 毎夜間並びに土曜日、日曜日、休日及び年末年始の昼間における外科系二次救急患者の救急医療を確保するため、外科系救急医療体制運営事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○補助金の交付先 社団法人相模原市医師会</p> <p>○内容 土曜日・休日及び夜間における外科系二次救急医療機関の確保（初期診療も兼ねて実施）</p> <p>○診療時間 休日：午前9時から午後5時 土曜日：午後1時から午後5時 夜間：午後5時から翌日午前9時</p> <p>○補助金積算内訳 病院群輪番制運営事業委託単価を基準</p> <p>1) 平日 401,600円×245日=98,392,000円</p> <p>2) 土曜日 508,400円×49日=24,911,600円</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--|---------|-----|-----|-------|-------------|-------|------------|-----|-------------|------|--|--------------|-------------|------------|----------|------|------------|------|------------|------|---------|-----------|------------|------|------------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 急病診療事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>3) 休日 618,300円×41日=25,350,300円</p> <p>4) 連休日 772,700円×18日=13,908,600円</p> <p>5) 年末年始 1,187,500円×6日=7,125,000円</p> <p>6) 合計 169,687,500円×3/4=127,265,625円 =127,266,000円</p> <p>○事業実施医療機関 11医療機関</p> <p>【補助金の概要】</p> <p>○名称 外科系救急医療体制支援事業補助金交付要綱</p> <p>○補助率 総事業費から診療収入相当額を控除した額10割以内</p> <p>8 救急医療情報センター運営事業 予算額66,147千円</p> <p>【目的】 土曜日・休日及び夜間における急病患者に対して、受診可能な医療機関を電話で紹介する事業を行う相模原救急医療情報センターを運営する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会</p> <p>○内容 相模原救急医療情報センターの設置、運営</p> <p>○開設時間 休 日：午前9時から午後5時 土曜日：午後1時から午後5時 夜 間：午後5時から翌日午前9時 お 盆：午後9時から午後5時</p> <p>○委託料積算</p> <table border="0"> <tr><td>ア 委託料</td><td>62,996,372円</td></tr> <tr><td>イ 消費税</td><td>3,149,818円</td></tr> <tr><td>ウ 計</td><td>66,146,190円</td></tr> <tr><td>エ 内訳</td><td></td></tr> <tr><td>・電話コンローラー委託料</td><td>53,321,000円</td></tr> <tr><td>・コンローラー指導料</td><td>161,400円</td></tr> <tr><td>・電話料</td><td>1,136,200円</td></tr> <tr><td>・使用料</td><td>1,015,800円</td></tr> <tr><td>・保守料</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>・津久井地域対応分</td><td>3,428,572円</td></tr> <tr><td>・その他</td><td>3,909,400円</td></tr> </table> <p>9 休日柔道整復療養所運営費補助金 予算額807千円</p> <p>【目的】 休日における応急施術を確保するため、社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部が行う休日柔道整復療養所運営事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○補助金交付先 社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部</p> <p>○内容 休日の捻挫、打撲、脱臼などの応急診療を行う事業</p> <p>市内北部及び南部に各1カ所設置</p> <p>○診療時間 休日：午前9時から午後5時</p> <p>【補助金の概要】</p> <p>○名称 休日柔道整復療養所運営費補助金交付要綱</p> | | | | | ア 委託料 | 62,996,372円 | イ 消費税 | 3,149,818円 | ウ 計 | 66,146,190円 | エ 内訳 | | ・電話コンローラー委託料 | 53,321,000円 | ・コンローラー指導料 | 161,400円 | ・電話料 | 1,136,200円 | ・使用料 | 1,015,800円 | ・保守料 | 24,000円 | ・津久井地域対応分 | 3,428,572円 | ・その他 | 3,909,400円 |
| ア 委託料 | 62,996,372円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 消費税 | 3,149,818円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ 計 | 66,146,190円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エ 内訳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・電話コンローラー委託料 | 53,321,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・コンローラー指導料 | 161,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・電話料 | 1,136,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・使用料 | 1,015,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・保守料 | 24,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・津久井地域対応分 | 3,428,572円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・その他 | 3,909,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 急病診療事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>○補助率 総事業費から会員負担金、支部助成金、雑入、その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>【社団法人神奈川県柔道整復師会の概要】</p> <p>○目的 柔道整復の学術に関する調査及び研究並びに保健福祉の向上のための事業を行うことにより、柔道整復師の技術の向上及び業務の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○活動内容等 1) 柔道整復術の向上及び発展に資する事業 2) 体位向上の啓発指導に資する事業 3) 柔道整復業経営の改善に関する事業 4) 介護保険法による居宅介護支援事業 5) その他</p> <p>○相模支部の概要 支部会員数47人、支部長1人、副支部長等若干人、監事2人以内</p> <p>○市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>10 津久井地域急病診療事業 予算額59,363円</p> <p>1) 急病診療所施設修繕料</p> <p>ア 目的 津久井地域急病診療所の維持管理を行う。</p> <p>イ 積算 ・空調機設置修繕料 2,600,000円 ・建物等修繕料 200,000円 ・看板修繕料 505,000円</p> <p>2) 津久井地域夜間急病診療事業運営委託（夜間在宅）</p> <p>ア 目的 津久井地域における急病に対する医療の充実を図るために、平日夜間における初期救急医療機関を確保する。</p> <p>イ 委託先 社団法人津久井郡医師会</p> <p>ウ 事業内容 ・在宅当番医制による初期医療機関の確保 ・診療時間 平日・土曜日 19:00～22:00 ・診療体制 医師1人、看護師1人、事務員1人</p> <p>エ 積算 ・委託料 33,954,820円 ・消費税 1,697,741円 ・合計 35,652,561円</p> <p>3) 津久井地域急病診療所事業費補助金（休日）</p> <p>ア 目的 津久井地域における急病に対する医療の確保を図るために、休日に津久井地域急病診療所において急病診療を実施する事業に対し助成する。</p> <p>イ 補助金交付先 社団法人津久井郡医師会</p> <p>ウ 事業内容 ・休日における初期医療機関の確保 ・診療時間 8:45～12:00、12:45～16:00、19:00～22:00 ・診療体制 医師1人、看護師1人、事務員1人</p> <p>エ 積算 ・総事業費 30,219千円 ・診療収入その他収入 9,814千円 ・補助基本額 20,405千円 ・補助金額 20,405千円</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|-----------|---|---|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 12 | 急病診療事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【社団法人津久井郡医師会の概要】</p> <p>○目的 医道の高揚、医学医術の発達及び普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○活動内容等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 医道の振作及び高揚に関する事項 2) 公衆衛生の啓発指導に関する事項 3) 地域医療の推進に関する事項 4) 医学の振興に関する事項 5) 医事衛生の調査研究に関する事項 6) 医業経営の改善に関する事項 7) 災害時における医療救護に関する事項 8) その他目的を達成するために必要な事項 <p>○役員構成 会長1人、副会長2人、理事8人以上10人以内 監事2人</p> <p>○組織の状況 会員数60人、職員2人</p> <p>○市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 13 | 災害時医療救護体制整備事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域医療課 | | | 保健推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市災害時医療救護検討会設置要綱 | | | | 藤野町地域防災計画 藤野保健福祉計画 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 10,655千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 相模原市災害時医療救護計画に基づき、災害の程度に即応した医療救護活動の円滑な実施に資するため、救護班派遣体制、医薬品等の備蓄・供給態勢の整備を行う。</p> <p>【事業の内容】 ○相模原市災害時医療救護検討会の開催 1) 年間5回 2) 相模原市災害時医療救護検討会構成機関 ・相模原市医師会 3人 ・相模原地区病院協会 2人 ・国立病院機構相模原病院 1人 ・北里大学病院 1人 ・相模原歯科医師会 1人 ・相模原市薬剤師会 1人 ・神奈川県看護協会相模原支部 1人 ・神奈川県柔道整復師会相模支部 1人 ・相模原市保健所 1人 ・相模原市保健福祉部 1人 ・相模原市消防本部 1人 ・相模原市総務部（防災対策担当） 1人 ○相模原市災害時医療救護検討会専門部会の開催 1) 年間5回 2) 相模原市災害時医療救護検討会専門部会構成機関 ・相模原市医師会 1人 ・相模原地区病院協会 1人 ・相模原歯科医師会 1人 ・相模原市薬剤師会 1人 ・神奈川県看護協会相模原支部 1人 ・神奈川県柔道整復師会相模支部 1人 ○災害時医薬品の更新 2カ所の拠点救護所、24カ所の救護所、相模原市医師会との協定により各診療所に配備している災害用医薬品の更新</p> | | | 該当なし | 該当なし |
| | | | | | 保健福祉総合計画の中で、防災時保健福祉計画を策定することがもりこまれている。しかし、具体的な検討は未着手。 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|--|-------|-------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | | 専門部会名 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 14 | 事務事業名 地域医療事業 | | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域医療課 | | | 保健推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 保健衛生思想啓発普及事業補助金交付要綱 高度医療機器共同利用事業補助金交付要綱 地域医療協力事業補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 83,529千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 保健衛生思想啓発普及事業 予算額11,902千円</p> <p>【目的】 市民の保健・医療に関する知識を深め、救急時の対応法や自らの健康づくりに資するため、「健康さがみはら」の発行に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金の交付先 社団法人相模原市医師会 ○内容 「健康さがみはら」の発行 ・発行 相模原市医師会 ・配布方法 新聞折込で全世帯へ配布、医療機関及び公民館等へ配布 ・発行回数 年6回(5, 7, 9, 11, 1, 3月) ・発行部数 延べ1,341,240部</p> <p>【補助金の概要】 ○名称 保健衛生思想啓発普及事業補助金交付要綱 ○補助率 補助対象事業に要する経費の総支出額の10割以内 ○補助金積算内訳 1) 総事業費 11,902,000円 2) 補助基本額 11,902,000円 3) 補助金額 11,902,000円</p> <p>2 高度医療機器共同利用事業 予算額17,922千円</p> <p>【目的】 医療資源の有効活用及び地域医療の向上を図るため、相模原南メディカルセンターに設置された高度医療機器を地域の医療機関が共同で利用する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金の交付先 社団法人相模原市医師会 ○内容 1) 高度医療機器設置施設 相模原南メディカルセンター 2) 共同利用高度医療機器 ・CR(デジタルX線画像診断装置) ・MRI(磁気共鳴映像装置)</p> <p>○補助金積算内訳 1) 総事業費 56,099,000円 2) 診療収入その他の収入 46,190,000円 3) 補助基本額(1-2) 9,909,000円 4) 補助金額 9,909,000円 5) 機器更新補助 8,012,223円 6) 補助額計 17,921,223円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|-----------|---|---|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 14 | 地域医療事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【補助金の概要】</p> <p>○名称 高度医療機器共同利用事業補助金交付要綱</p> <p>○補助率 総事業費から使用料、診療収入、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>3 地域医療協力事業補助金 予算額53,027千円</p> <p>【目的】 救命救急患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、北里大学病院が運営する救命救急センター事業及び相模原協同病院が運営する循環器救急事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○補助金の交付先 1) 学校法人北里学園北里大学病院 2) 厚生農業協同組合連合会相模原協同病院</p> <p>○内容 1) 北里大学救命救急センター運営事業 2) 相模原協同病院循環器救急事業 3) 女性外来</p> <p>【補助金の概要】</p> <p>○名称 地域医療協力事業補助金交付要綱</p> <p>○補助率</p> <p>1) 救命救急センター運営事業等</p> <p>①補助対象経費 給与費、材料費、福利厚生費等経費、その他の費用</p> <p>②運営基本額 134,808千円×1/3</p> <p>③熱傷センター加算 2,464千円×1/2</p> <p>④女性外来 1,000千円×1/2</p> <p>⑤補助金額 補助対象経費の実支出額に3分の1を乗じて得た額、②～④の合計額、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除して得た額のいずれか少ない額。</p> <p>2) 循環器救急事業</p> <p>①補助対象経費 給与費、材料費、福利厚生費等経費、その他の費用</p> <p>②運営基本額 31,590千円×1/3</p> <p>③補助金額 補助対象経費の実支出額に3分の1を乗じて得た額、②の金額、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除して得た額のいずれか少ない額。</p> <p>4 津久井地域診療所維持管理費 予算額678千円</p> <p>【目的】 津久井地域診療所の施設維持管理を行う。</p> <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立千木良診療所 ・ 串川診療所 | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|---------|-------|--|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | | | | 専門部会名 保健福祉部会 |
| 事務事業番号 15 | 事務事業名 看護職員確保対策事業 | | | | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域医療課 | | | 保健推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市院内保育施設運営費補助金交付要綱 相模原市看護師等修学資金貸付条例 看護師等養成施設運営費補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 186,583千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 8,414千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 「看護の心」啓発普及事業 予算額948千円</p> <p>【目的】 看護業務に対する市民の理解を深めるため、「看護の心」を啓発普及する看護フェスティバル事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金・負担金交付先 1) 社団法人神奈川県看護協会相模原支部 2) 社団法人神奈川県看護協会 ○内容 1) 「看護の心」普及啓発事業 補助金額855千円 ・市民まつり(桜まつり又は若葉まつり)の会場で健康相談、血圧測定、体脂肪測定等を実施。 ・市内の協力医療機関にて、市内在学の中・高校生、市内在住の一般市民を対象に一日看護師体験を実施。</p> <p>2) かながわ看護フェスティバル事業 負担金額93千円 ・看護フェスティバル事業・看護フォーラム事業(会場:横浜そごう9階新都市ホールすか)で血圧測定、健康相談、体脂肪測定等を実施 ・県内の協力医療機関にて、県内在学の中・高校生、県内在住の一般市民を対象に一日看護師体験を実施。</p> <p>【社団法人神奈川県看護協会の概要】 ○目的 保健に関する知識の普及及び啓発並びに看護を通しての社会奉仕を行うとともに保健師、助産師、看護師及び准看護師の資質の向上を図り、もって公衆衛生の向上と県民の健康保持、増進に寄与することを目的とする。 ○活動内容等 1) 保健に関する知識の普及に関する事業 2) 看護師等の就業促進に関する事業 3) 訪問看護に関する事業 4) 居宅介護支援に関する事業 5) 災害時における救護に関する事業 6) 看護に関する進路相談事業</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|--|-----|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | | 専門部会名 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 15 | 事務事業名 看護職員確保対策事業 | | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>7) 看護師等の資質の向上を図るための研修に関する事業</p> <p>8) その他</p> <p>○役員構成 会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事1人又は2人、理事17人以上20人以内、監事2人</p> <p>○組織の状況 県会員数27,471人、支部会員数2,435人</p> <p>○市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>2 院内保育施設運営費補助金 予算額11,450千円</p> <p>【目的】 看護師等の定着・確保を図るため、病院に勤務する看護師等の乳児・幼児を保育する院内保育施設設置者に対し運営費を助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 市内の院内保育施設運営事業実施病院</p> <p>○内容 補助対象施設 11病院</p> <p>【補助金の概要】 ○名称 相模原市院内保育施設運営費補助金交付要綱</p> <p>○補助率</p> <p>1) 院内保育施設の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A型：乳幼児4人以上、保育時間8時間以上、保育士等職員2人以上でB型に該当しないもの。 ・ B型：乳幼児10人以上、保育時間10時間以上、保育士等職員4人以上を有するもの。 ・ B型（特）：B型のうち乳幼児30人以上、保育士等職員10人以上を有するもの。 ・ C型：乳幼児3人以上、保育時間8時間以上、保育士等職員1人以上を有するもの。 <p>2) 基本額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A型：2人×145,390円×12月×1/3×9/10 ・ B型：4人×145,390円×12月×1/3×9/10 ・ B型（特）：6人×145,390円×12月×1/3×9/10 ・ C型：1人×145,390円×12月×1/3×9/10 <p>3) 加算額 16,140円×24時間保育実施日数×1/3</p> <p>4) 補助金額 補助基準額（基本額と加算額の合算額）を対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>3 ナースセンター運営費補助金 予算額1,275千円</p> <p>【目的】 看護師等の確保・定着及び看護業務に関する市民理解の促進を図るための地域拠点として設置されるナースセンターの運営に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 社団法人神奈川県看護協会</p> <p>○内容</p> <p>1) ナースバンク事業（未就業看護職員及び求人施設等の登録管理）</p> <p>2) 就業相談・紹介</p> <p>3) 看護職希望者に対する進路相談・啓発普及</p> <p>○補助金積算内訳</p> <p>1) 使用料 17,613円×57.09㎡=1,005,526円</p> <p>2) 電気・ガス代・使用料 268,501円</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|-----------------------------|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 15 | 事務事業名 看護職員確保対策事業 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>4 看護師等修学資金貸付事業 予算額21,840千円</p> <p>【目的】 将来市内において看護師等の業務に従事する人材を的確に育成・確保するため、看護師等養成施設に在学する者に修学資金の貸付けを行う。</p> <p>【事業の内容】 ○対象者 保健師、助産師、看護師、准看護師の養成施設に在学し卒業後、市内において保健師、助産師、看護師、准看護師の業務に従事する意思を有する者で、養成施設長の推薦を受けた者 ○貸付額 ①保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 20,000円/月 ②進学コース（准看護師→看護師）の定時制第3学年に在籍する者 ①に対する加算額 20,000円/月 ③准看護師の養成課程に在籍する者 15,000円/月 ○貸付額積算内訳 1) 継続分 ア 保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 41人×20,000円=9,840,000円 イ 進学コースの定時制第3学年に在籍する者 7人×40,000円=3,360,000円 ウ 准看護師の養成課程に在籍する者 4人×15,000円=720,000円 2) 新規分 ア 保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 27人×20,000円=6,480,000円 イ 准看護師の養成課程に在籍する者 8人×15,000円=1,440,000円 ○利子 無利子 ○貸付期間 貸付けを決定した月から養成施設卒業まで ○返還義務 養成施設卒業後、又は修学資金の貸付け廃止後、修学資金の全額を市長が定める期間に返還する。 ○返還免除 養成施設卒業後、直ちに市内の医療施設等において3年間勤務した場合は免除する。</p> <p>【特定財源】 ○名称 看護師等修学資金貸付金元金収入 ○内容等 修学資金の貸付を受けた学生が、退学や市外就職等により返還される貸付金元金収入 ○金額 8,414千円</p> <p>5 相模原看護専門学校運営費補助金 予算額125,643千円</p> <p>【目的】 看護師の養成、確保を図るため、相模原衛生学院看護専門学校を運営する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 社団法人相模原市医師会 ○施設の概要 ・名称 相模原看護専門学校 ・所在地 相模原市新磯野4-1-1</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 15 | 事務事業名 看護職員確保対策事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>・種別 准看護師から看護師になるコース(2・3年生) 高校卒業後看護師になるコース(1年生)</p> <p>・修業年限 3年(定時制:3年生) 3年(全日制:1・2年生)</p> <p>・学生数 1年40人、2年40人、3年40人 計120人</p> <p>○補助金積算内訳 1) 総事業費 183,861,000円 2) 授業料、入学金、その他の収入 23,205,000円 3) 学校運営基金繰越金 34,180,000円 4) 市医師会補助金 833,000円 4) 補助金額 125,643,000円</p> <p>【補助金の概要】 ○名称 看護師等養成施設運営費補助金交付要綱 ○補助率 ①定時制部分 定時制に係る総事業費から授業料等、県等補助金、雑入を控除した額の5割以内 ②総事業費の2/3または全日制に係る人件費のどちらか低い額 ①と②の合計は補助金額</p> <p>6 相模原看護学院運営費補助金 予算額684千円</p> <p>【目的】 看護師の養成、確保を図るため、相模原看護学院の運営に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 医療法人社団 明和会 ○施設の概要 ・名称 相模原看護学院 ・所在地 相模原市中央6-10-4 ・修業年限 2年 ・学生数 1年50人、2年50人 計100人</p> <p>○補助金積算内訳 1) 総事業費 80,740,300円 2) 県補助金等 10,082,000円 3) 事業料、入学金等生徒納付金 69,920,000円 4) その他の収入 4,300円 5) 設置者負担金 50,000円 6) 補助基本額(1-2-3-4-5) 684,000円 7) 補助金額 684,000円</p> <p>【補助金の概要】 ○名称 看護師等養成施設運営費補助金交付要綱 ○補助率 総事業費から授業料等生徒納付金等、県等補助金、資産運用収入、雑入を控除した額の10割以内</p> <p>7 看護職員養成施設維持管理費 予算額24,743千円</p> <p>【目的】 相模原看護専門学校の移転地である旧磯野台小学校跡地の維持管理を行う。</p> <p>【対象施設】 1) 校舎A棟 鉄筋コンクリート3階建 2) 体育館 軽量鉄骨造 平屋</p> <p>【管理方法】 高熱水費(体育館上下水道料)、機械設備、修繕等の管理などを行う。</p> <p>【予算内訳】 1) 需用費 16,322千円 2) 役務費 137千円 3) 委託料 1,064千円 4) 使用料及び賃借料 7,220千円</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 16 | 各種医療関係団体補助金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 地域医療課 | | | 保健推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,782千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 地域における医療関係団体の育成及び地域医療への協力の推進を図ることを目的に交付する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>1) 相模原市医師会運営費補助金 ア 補助金交付先 社団法人相模原市医師会 イ 補助金額 1,231千円</p> <p>2) 相模原歯科医師会運営費補助金 ア 補助金交付先 社団法人相模原歯科医師会 イ 補助金額 421千円</p> <p>3) 相模原市薬剤師会運営費補助金 ア 補助金交付先 社団法人相模原市薬剤師会 イ 補助金額 130千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 高齢者入所判定委員会運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市高齢者入所判定委員会要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 311千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護老人ホームへの入所措置が最も適切なものとして行われるよう、入所判定委員会において、措置の可否を総合的に判定する。 また、委員会へ諮る事項の事前協議を行うため、検討会を設置している。</p> <p>＝委員構成＝ 市医師会、市歯科医師会、社会福祉施設、民生委員・児童委員協議会、市職員</p> <p>【開催状況 (平成17年度)】 ☆入所判定委員会…3回 ☆検討会…3回</p> <p>【平成18年度予算】 ☆入所判定委員会 医師謝礼@41,700×2人×3回=250,200円 委員謝礼@ 5,000×2人×3回= 30,000円 ☆検討会 委員謝礼@ 5,000×2人×3回= 30,000円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 9 | 高齢者保健福祉計画推進事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の8 ・老人保健法第46条の18 ・介護保険法第117条 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の8 ・老人保健法第46条の18 ・介護保険法第117条 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第20条の8 ・老人保健法第46条の18 ・介護保険法第117条 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 190千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現計画の進行管理 ○次期計画の策定 <p>【平成17年度事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第3期高齢者保健福祉計画の策定 ○高齢者保健福祉推進会議（※計画の進行管理及び策定組織）の開催 【委員構成（20名）】 学識経験者、医療関係者、福祉関係者、各種団体、公募市民 ○市民シンポジウムの開催 <p>【平成16年度事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉推進会議の開催…3回 ○高齢者等実態調査の実施 ○市民シンポジウムの開催 <p>【高齢者保健福祉計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿革 平成5年度（旧）老人保健福祉計画 （計画終期平成11年度） 平成12年度 第1期高齢者保健福祉計画 （計画終期平成16年度） 平成15年度 第2期高齢者保健福祉計画 （計画終期平成19年度） ○第2期高齢者保健福祉計画の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 平成15年度～19年度（5か年） ・基本理念 「いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成」 <p>【平成18年度予算】</p> <p>推進会議委員謝礼（2回分） 190千円</p> | | | <p>廃止</p> | <p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理 ○次期計画（3年ごとに行われる計画の見直し）の適切かつ円滑な策定。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○藤野町保健福祉推進委員会 1回 ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会 3回 <p>【事業費内訳】</p> <p>地域福祉課、3-17、地域福祉計画策定事業に計上</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|--------|----------|-----------|-------|-------|---------|-------|-------|-----|---------|--|---|-------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 高齢者大学運営事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | | | | |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 相模原市高齢者大学設置運営要綱 あじさい大学開催要項 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 36,650千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 7,200千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 高齢者の方々が、心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活を送るために、学習活動を通じて仲間づくりを図りつつ、知識と技能の習得を図る。</p> <p>【平成18年度事業内容】 ○学科数：4学部37学科 芸術学部…書道4学科、刻字1学科、美術6学科、版画1学科、陶芸2学科、民謡1学科、詩吟1学科 健康学部…健康6学科、調理3学科 文学部…文芸1学科、文学4学科、歴史4学科 園芸学部…園芸2学科 教養1学科 ○定員：1200人 ○授業時間：週1回2時間（各学科年間24回） ○授業料：6000円※教材費は自己負担</p> <p>【平成17年度実績】 4学部35学科 定員1110人 入学希望者 1754人 倍率 1.58倍 修了者1048人 事業費決算額 21,233千円</p> <p>【保健福祉オンライン】 申込者の氏名、住所等のほか、受講状況等を把握するために使用</p> <p>【平成18年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>賞金</td><td style="text-align: right;">5,780千円</td></tr> <tr><td>講師謝礼</td><td style="text-align: right;">24,881千円</td></tr> <tr><td>システム保守委託料</td><td style="text-align: right;">347千円</td></tr> <tr><td>施設使用料</td><td style="text-align: right;">2,889千円</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td style="text-align: right;">100千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,653千円</td></tr> </table> | 賞金 | 5,780千円 | 講師謝礼 | 24,881千円 | システム保守委託料 | 347千円 | 施設使用料 | 2,889千円 | 備品購入費 | 100千円 | その他 | 2,653千円 | <p>【事業目的】 高齢者が充実した生活を創造するため学習活動を通して生きがいと社会参加することを目的とする。</p> <p>平成17年度事業内容 ○学部数 3学部 教養学部 園芸学部 保健体育部 ○定員 180人</p> <p>【平成16年度実績】 3学部 定員 180人 延参加人員 1,223人 実施回数 41回</p> <p>【平成17年度予算】 講師謝礼 13千円 その他 34千円</p> | <p>該当なし</p> <p><参考> 町民の生涯学習の場として「しろやま町民大学」シニア講座を実施している。 教育委員会生涯学習課において所管している。</p> | <p>該当なし</p> |
| 賞金 | 5,780千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 講師謝礼 | 24,881千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| システム保守委託料 | 347千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設使用料 | 2,889千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備品購入費 | 100千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 2,653千円 | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|----------------|---|---------|---|--------|-------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 11 | 生きがい農園運営事業 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 相模原市生きがい農園設置及び運営要綱 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,500千円 | | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 高齢者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。</p> <p>【事業内容】 相模原市市民農園運営協議会に対し、生きがい農園に関する運営費用の助成を行う。</p> <p>＝生きがい農園の概要＝ ・農園数 20農園 (920区画) H18.4現在 ・耕作面積 1人1区画 10㎡ ・耕作期間 4月から翌々年の1月までの22ヶ月 ※耕作地については、地権者から無償で6年間の使用貸借契約で借り上げ。</p> <p>【対象】 60歳以上の市民</p> <p>【平成18年度予算】 生きがい農園運営費補助金 3,450千円</p> | | <p>【事業目的】 高齢者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。</p> <p>【事業内容】 津久井町老人クラブ連合会に生きがい農園に関する運営を委託して実施。</p> <p>＝生きがい農園の概要＝ ・耕作面積 2,000㎡ ・耕作期間 4月から翌年の3月まで1年間 *耕作地：津久井町借上 *その他：農業用倉庫に対する損害保険に加入</p> <p>【対象】 老人クラブ会員等高齢者</p> <p>【平成17年度予算】 生きがい農園運営費 26千円</p> <p>☆特定財源 県補助金 19千円</p> | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|---|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 13 | シルバー人材センター育成事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | 高齢者の雇用の安定等に関する法律 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 129,347千円 | | | 5,215千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 23,960千円 | | | 1,800千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的・内容】 高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする（社）相模原市シルバー人材センター育成のための助成を行う。</p> <p>【平成18年度予算】 運営費補助金 120,246千円 運営資金貸付金 20,000千円 県シルバー人材センター負担金 120千円 全国シルバー人材センター負担金 100千円 ☆特定財源 県補助金 5,580千円 貸付金元金収入 20,000千円</p> <p>【最新の状況】 ○平成18年4月1日（土） （社）相模原市シルバー人材センター並びに津久井町及び相模湖町生きがい事業団の統合が成立し、新（社）相模原市シルバー人材センターが成立した。</p> | <p>【事業目的・内容】 高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする津久井町生きがい事業団育成のための助成を行う。</p> <p>【平成17年度予算】 運営費補助金 6,950千円 その他（県シルバー人材センター負担金） 15千円 ☆特定財源 県補助金 1,800千円</p> | <p>【事業・目的】 高齢者が知識・経験・技能を生かし相互の協力のもと、生きがいを見出し、相互の交流を深めるため相模湖町生きがい事業団に助成を行う。</p> <p>【平成17年度予算】 運営費補助金 4,101千円 その他（県シルバー人材センター負担金） 15千円 ☆特定財源 県補助金 1,800千円</p> | <p>【事業目的・内容】 高齢者の短期的就業機会の確保と就業に伴う生きがいづくりの機会の提供を目的とする城山町生きがい事業団の運営のための補助を行う。</p> <p>【平成18年度予算】 運営費補助金 5,200千円 その他（県シルバー人材センター負担金） 15千円 ☆特定財源 県補助金 1,800千円</p> | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|----------------|---|---------|---|---|-------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 14 | 老人クラブ補助金 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | 高齢者福祉課 | | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 相模原市老人クラブ連合会運営費補助金交付要綱 | | 城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則 | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 27,991千円 | | 778千円 | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 3,708千円 | | 0千円 | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的・内容】</p> <p>高齢者の生きがいと仲間づくりを目的に設立された老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の助成を行う。</p> <p>【平成16年度補助対象クラブ数】</p> <p>適正クラブ 222クラブ 小規模クラブ 8クラブ</p> <p>【平成18年度予算】</p> <p>運営費補助金 27,991千円 ☆特定財源 国庫補助金 3,708千円</p> | | | <p>【事業目的・内容】</p> <p>高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。</p> <p>【補助対象クラブ予定数】</p> <p>適正クラブ 13(連合会1団体含む) 単位地区クラブ 12</p> <p>【平成18年度予算】</p> <p>運営費補助金 778千円</p> | | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 15 | 老人いこいの家の維持管理 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市立老人いこいの家条例 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 727千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的・内容】 高齢者が相互の親睦、レクリエーション、老人クラブ活動を行う場を提供し、相互の交流と高齢者福祉の向上を図る。</p> <p>【施設概要】 ○開設…昭和50年2月 ○所在地…相模大野8-9-5 ○規模…敷地面積189.88㎡ 床面積122.55㎡ 和室2室 ○利用時間…午前9時～午後4時 ○休所日…日曜・祝日、年末年始 ○管理…(社)相模原市シルバー人材センターへ委託</p> <p>【平成18年度予算】 管理委託料 582千円 光熱水費 119千円 その他 26千円</p> | | <p>【施設概要】 ○開設…昭和60年3月 ○所在地…相模湖町千木良363-2 ○規模…敷地面積211.63㎡ 床面積97.50㎡ ○管理…赤馬自治会へ委託</p> <p>地域集会所として、他の地域集会所と一括して「町立集会所等の設置及び管理に関する条例」を設置条例としている。 管理委託については、団体を特定してこれを認めており、委託契約の中で管理補助金として年額15,000円を交付するものとしている。</p> | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|----------------|---|---------|---|---|-------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 16 | 福祉施策紹介冊子作成事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 864千円 | | | 0千円 | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりやすく簡単に紹介するため、介護保険、保健、医療、年金、税金などの制度、事業等を全般的に掲載した冊子を発行する。 また、平成13年度から、高齢者一般福祉施策の紹介パンフレットをあわせて作成している。</p> <p>○平成18年度発行部数 (予定) ・冊子…9,600部</p> <p>【平成18年度予算】 福祉施策紹介冊子印刷製本費 864千円 (※パンフレットは、庁内印刷対応)</p> | | | <p>【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりやすく簡単に紹介するため、介護保険、検診、老人医療など事業を掲載した冊子を発行する。</p> <p>【平成16年度発行部数】 500部</p> | | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | | |
|---------------|--|---------|---------|--|--|--|------------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | | 協議ランク | | | |
| 17 | 敬老会開催事業 | | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 | | |
| 根拠法令等 | 「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知） 相模原市敬老会実施要領 | | | 「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知） 城山町敬老のつどい実施要綱 | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 16,904千円 | | | 1,857千円 | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 対象の高齢者を送迎バスで招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 9月15日現在77歳と80歳以上で、4月1日から引き続き市内に住んでいる者</p> <p>【平成17年度事業計画】 ○期日…9月16日～18日（3日間、6回開催） ○会場…市民会館ホール ○内容…式典、演芸</p> <p>【過去の参加者人数】 平成12年度 4,962人 平成13年度 5,287人 平成14年度 4,241人 平成15年度 4,116人 平成16年度 4,141人</p> <p>【平成17年度予算】 会場整理員等謝礼 465千円 演芸等委託料 5,750千円 バス借料 10,103千円 施設使用料 504千円 その他 82千円</p> <p>【最新の状況】 調整方針として、「現行のまま新市に引き継ぐ。なお、当該事業のあり方については、合併後新市において検討する。」と示されていることから現時点では調整は行っていない。 なお、調整事項及び問題点としては、現相模原市の一種集中型（1会場のみで開催）の開催方法を地域分散型（複数の会場で開催）に見直すこと及び対象者の年齢区分等についても調整を図ることが挙げられる。</p> | | | <p>＜補助金等交付事業＞ 財産区からの原資をもって敬老会運営費を助成する。</p> <p>【内容】 ①中野地区敬老会助成金 300千円 ②三ヶ木地区敬老会助成金 110千円</p> <p>※他地区においても自治会にて開催。</p> <p>【対象】 敬老会運営団体 2団体</p> <p>【平成17年度予算】 補助金 410千円</p> <p>☆特定財源 財産区繰出金 410千円</p> | <p>【事業目的】 対象の高齢者を送迎バスで招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 老人クラブ会員若しくは町内に在住の65歳以上の者</p> <p>【平成17年度事業計画】 ○期日…9月22日予定 ○会場…相模湖交流センター ○内容…演芸</p> <p>【過去の参加者人数】 平成13年度 382人 平成14年度 436人 平成15年度 437人 平成16年度 430人</p> <p>【平成17年度予算】 需用費 292千円 バス借料 132千円</p> | <p>【事業目的】 対象の高齢者を招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 9月15日現在75歳以上の者に招待状を送付。表彰は満80歳と長寿夫妻（結婚50・60年で本人申請による）</p> <p>【平成16年度事業計画】 ○期日…9月18日（9月の第3土曜日） ○会場…町立川尻小学校体育館 ○内容…式典、演芸 ※表彰者には記念品あり 来場者には送迎バスを3台運行している。</p> <p>【過去の参加者人数】 平成12年度 408人 平成13年度 417人 平成14年度 464人 平成15年度 375人</p> <p>【平成18年度予算】 報償費（記念品） 550千円 冷房委託料 763千円 バス借料 174千円 需用費（食糧費他） 370千円</p> | 該当なし ※各地区自治会において開催。 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---|-----|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 18 | 敬老訪問事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | 高齢者福祉課 | | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知） | | 城山町敬老祝品贈呈事業実施要領 城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領 | | 藤野町敬老祝品支給条例 藤野町敬老祝品支給に関する規則 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 288千円 | | 770千円 | | 255千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | 2千円 | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 100歳以上の高齢者を訪問し、長寿を祝い、多年にわたり社会に寄与されことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【事業内容】 市の幹部職員（原則として市長）が対象者を訪問し、記念品（市長筆耕色紙）を贈呈する。</p> <p>【過去の事業実績】 平成17年度 対象者数67人 訪問者数24人 平成16年度 対象者数58人 訪問者数24人 平成15年度 対象者数48人 訪問者数10人 平成14年度 対象者数36人 訪問者数 4人 平成13年度 対象者数21人 訪問者数 3人</p> <p>【平成18年度予算】 消耗品費（色紙、額等） 278千円 印刷製本費（記念写真） 10千円</p> | | <p>【事業目的】 高齢者に対し敬老祝品を贈呈することにより、長寿を祝い、敬老の意を表わすことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・90歳以上の高齢者 9月中旬に、町長が対象者宅を訪問し贈呈する（カタログギフト） ・100歳高齢者 原則として、誕生日に町長が対象者宅を訪問し贈呈する（希望の品）</p> <p>【過去の事業実績】 平成16年度 90歳以上 111人 100歳 なし 平成15年度 90歳以上 103人 100歳 1人 平成14年度 90歳以上 91人 100歳 なし</p> <p>【平成18年度予算】 報償費 770千円</p> | | <p>【事業目的】 88歳（米寿）及び100歳以上の高齢者に対し、長寿を祝福しもってその家庭の平和と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 町長が対象者を訪問し、祝品を贈呈する。 88歳・100歳祝品</p> <p>【過去の事業実績】 平成16年度 88歳 36人 100歳 2人 平成15年度 88歳 29人 100歳 1人 平成14年度 88歳 23人 100歳 1人</p> <p>【平成17年度予算】 報償費（祝品） 255千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|---------|---|---------------------|---|--------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|----------|-----|-------|-----|------|----------|------|--|--|--|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-------------|---------|--------|------|--------|------|-------|-----|-----|---------|---|--|----------|--------|----------|--------|---------|---------|--------|------|--------|------|--------|------|-----|---------|----------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | 敬老祝金等支給事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 ・相模原市敬老金条例 | | | 高齢者福祉課 城山町敬老祝金要綱 | 健康福祉課 藤野町敬老祝金品支給条例 藤野町敬老祝金品支給に関する規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 69,501千円 | | | 3,085千円 | 3,652千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 77歳以上の高齢者に祝い金や祝い品を贈り、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【事業概要】</p> <p>○祝い金</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>・77歳</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>・80歳</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>・88歳</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>・90歳</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>・95歳</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>・99歳</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>・100歳以上</td><td>50,000円</td></tr> </table> <p>○祝い品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長の色紙 (90歳以上の者) <p>【祝い金支給実績】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成14年度</td><td>5,847人</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>5,973人</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>5,546人</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>6,960人</td></tr> </table> <p>【平成18年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>報償費(祝金)</td><td>68,626千円</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>729千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td>74千円</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td>72千円</td></tr> </table> | | ・77歳 | 5,000円 | ・80歳 | 7,000円 | ・88歳 | 10,000円 | ・90歳 | 10,000円 | ・95歳 | 20,000円 | ・99歳 | 30,000円 | ・100歳以上 | 50,000円 | 平成14年度 | 5,847人 | 平成15年度 | 5,973人 | 平成16年度 | 5,546人 | 平成17年度 | 6,960人 | 報償費(祝金) | 68,626千円 | 需用費 | 729千円 | 役務費 | 74千円 | 使用料及び賃借料 | 72千円 | <p>【事業目的】 高齢者に対し敬老祝金を支給することにより、長寿を祝い敬老の意を表わすことを目的とする。</p> <p>【対象者】</p> <p>(1) 9月15日現在で77歳、88歳、99歳又は100歳以上である者</p> <p>(2) 9月15日現在で引き続き6月以上本町に在住しかつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者。</p> <p>【祝金の額】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>(1) 77歳の者</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>(2) 88歳の者</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>(3) 99歳の者</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>(4) 100歳以上者</td><td>30,000円</td></tr> </table> <p>【祝金支給実績】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成14年度</td><td>107人</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>225人</td></tr> </table> <p>【平成18年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>印刷製本費</td><td>5千円</td></tr> <tr><td>祝い金</td><td>3,080千円</td></tr> </table> | | | (1) 77歳の者 | 15,000円 | (2) 88歳の者 | 20,000円 | (3) 99歳の者 | 25,000円 | (4) 100歳以上者 | 30,000円 | 平成14年度 | 107人 | 平成15年度 | 225人 | 印刷製本費 | 5千円 | 祝い金 | 3,080千円 | <p>【事業目的】 多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表しその長寿を祝う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>○祝い金</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>・80歳～89歳</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>・90歳～99歳</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>・100歳以上</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>○祝い品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・88歳(米寿) 5,000円相当の品物 ・100歳 30,000円相当の品物 ・長寿夫婦(結婚70年) 30,000円相当の品物 <p>【祝金支給実績】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成14年度</td><td>478人</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>516人</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>561人</td></tr> </table> <p>【平成17年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>祝い金</td><td>3,586千円</td></tr> <tr><td>祝袋等印刷製本費</td><td>66千円</td></tr> </table> | | ・80歳～89歳 | 5,000円 | ・90歳～99歳 | 7,000円 | ・100歳以上 | 10,000円 | 平成14年度 | 478人 | 平成15年度 | 516人 | 平成16年度 | 561人 | 祝い金 | 3,586千円 | 祝袋等印刷製本費 | 66千円 |
| ・77歳 | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・80歳 | 7,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・88歳 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・90歳 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・95歳 | 20,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・99歳 | 30,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・100歳以上 | 50,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成14年度 | 5,847人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | 5,973人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | 5,546人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度 | 6,960人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報償費(祝金) | 68,626千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 需用費 | 729千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役務費 | 74千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料及び賃借料 | 72千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 77歳の者 | 15,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 88歳の者 | 20,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 99歳の者 | 25,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 100歳以上者 | 30,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成14年度 | 107人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | 225人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 印刷製本費 | 5千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 祝い金 | 3,080千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・80歳～89歳 | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・90歳～99歳 | 7,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・100歳以上 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成14年度 | 478人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | 516人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | 561人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 祝い金 | 3,586千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 祝袋等印刷製本費 | 66千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 20 | 高齢者能力活用施設運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,512千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 301千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 高齢者の能力や技能の活用及び趣味や活動を通じての社会参加や地域交流を促進するための事業を行う。 また、高齢者の短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供する(社)相模原市シルバー人材センターの運営を支援する。</p> <p>【事業内容】 <input type="checkbox"/>講座等の開催 健康づくりや介護予防に関する講座等、家庭でできる軽易な補修技能などの修得を目的とした講習、高齢者の趣味や活動の支援のため講座等を行う。 <input type="checkbox"/>施設管理運営委託 施設の管理運営について(社)相模原市シルバー人材センターへ委託する。</p> <p>【平成18年度予算】 施設賠償責任保険 8千円 施設管理運営委託 871千円 事業実施委託 603千円</p> <p>【最新の状況】 当該施設は現相模原市以外にはなく、また、調整方針においても「合併時に相模原市の制度を適用することとなり、特に調整の必要は無いと思われる。」</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 21 | れんげの里あらいその管理運営 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市立ふれあいセンター条例 ・相模原市立大風センター条例 ・相模原市立こどもセンター条例 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 70,351千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 205千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的・内容】</p> <p>れんげの里あらいそ（相模原市立新磯ふれあいセンター、相模の大風センター、新磯こどもセンター）の施設管理運営を行う。各施設の事業運営はそれぞれが別個に行うものとし、施設全体の維持管理は、複合による施設の効率性による3施設一括管理を行っている。管理運営については、（財）相模原市都市整備公社へ委託し、利用料金制度を導入している。</p> <p>新磯ふれあいセンターは、市民の健康の保持及び増進並びに高齢者の福祉の向上に寄与するために設置している。</p> <p>【施設概要】</p> <p>敷地面積 5,908㎡ 延床面積 3,068.8㎡</p> <p>新磯ふれあいセンター 1,611.35㎡ 相模の大風センター 937.82㎡ 新磯こどもセンター 519.63㎡</p> <p>【利用料金】</p> <p>新磯ふれあいセンター基本利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室：1回 大人200円 小人100円 ・陶芸窯室：1時間300円 ・大広間：夜間（18時～22時）1,000円 ・交流広場：1日（9時～22時）2,800円 ・多目的ホール（全面）：1日（9時～22時）9,300円 <p>相模の大風センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作室：1日（9時～22時）6,100円 <p>【平成18年度予算】</p> <p>管理運営委託 70,312千円 その他 39千円 ☆特定財源 建物使用料 205千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 36 | 高齢者住宅設備改善費助成事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市高齢者住宅設備改善費助成要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 2,960千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 高齢者の介護予防を目的として、手すりの設置、段差解消等による転倒防止等の住宅を改造するために要する費用の一部を助成するもの。</p> <p>【事業内容】 既存の住宅に施工するもので、次の工事（維持補修的工事は除く。）を行う場合に、工事経費（上限額20万円）の5割（市民税非課税世帯は9割、生活保護世帯は10割）を助成する。助成は高齢者の属する世帯につき原則として1回とする。</p> <p>①手すりの取付け工事 ②床段差の解消工事 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更工事 ④扉の取替え工事 ⑤その他必要と認められる工事</p> <p>【対象】 次の条件のすべてに該当する者（ただし、介護保険で認定された方や重度障害者住宅設備改善費の助成対象の者を除く）</p> <p>①虚弱、傷病等により日常生活を営むのに支障がある60歳以上の高齢者。 ②高齢者の属する世帯が市民税非課税世帯または市民税均等割のみ課税世帯であること。</p> <p>【助成件数】</p> <p>平成12年度 6件 平成13年度 11件 平成14年度 13件 平成15年度 16件 平成16年度 9件</p> <p>【平成18年度予算】 扶助費 2,960千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|---|--------|--------|-----|--|------|-----|--------|--------|-----|--|------|-----|--------|--------|-----|--|------|-----|--------|--------|-----|--|------|-----|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 慰問品支給事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 相模原市ねたきり高齢者等慰問品支給事業実施要綱 | | | 城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 910千円 | | | 120千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 ねたきり、認知症高齢者に対し、慰問品を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 毎年11月に、業者が対象者に対し、慰問品(防水シート)を個別に配布する。</p> <p>【対象】 9月15日現在、65歳以上で、1年以上市内に在住し、かつ7月1日現在、次のいずれかに該当する者 ・ねたきり状態が6ヶ月以上継続中 ・認知症の状態が継続中 ・介護度4・5の認定を受けているかもしくはこれに相当する者 ・市長が特に認める者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【支給件数】 平成14年度 445件 平成15年度 397件 平成16年度 333件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成18年度予算】 慰問品 910千円</p> | | | <p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし老人及び寝たきり老人・認知症老人に対し慰問品を贈呈することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【対象】 (1) ひとり暮らし 9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録原票に登録されている者で77歳以上のひとり暮らし老人登録をしている者(9月1日現在でひとり暮らし老人登録をしている者) (2) 寝たきり老人等 9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録原票に登録されている者で該年度に在宅ねたきり老人等介護手当支給対象者である者</p> <p>【慰問品】 お茶</p> <p>【贈呈方法】 (1) ひとり暮らし老人 9月中旬に助役が対象者宅を訪問し、贈呈する。 (2) 寝たきり老人等 9月中旬に収入役(場合によっては職務代理者)が対象者宅を訪問し、贈呈する。</p> <p>【支給件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成14年度</td> <td style="width: 35%;">ひとり暮らし</td> <td style="width: 50%;">41人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>寝たきり</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>ひとり暮らし</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>寝たきり</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>ひとり暮らし</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>寝たきり</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>ひとり暮らし</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>寝たきり</td> <td>29人</td> </tr> </table> <p>【平成18年度予算】 消耗品費 120千円</p> | 平成14年度 | ひとり暮らし | 41人 | | 寝たきり | 41人 | 平成15年度 | ひとり暮らし | 45人 | | 寝たきり | 46人 | 平成16年度 | ひとり暮らし | 57人 | | 寝たきり | 45人 | 平成17年度 | ひとり暮らし | 60人 | | 寝たきり | 29人 | 該当なし |
| 平成14年度 | ひとり暮らし | 41人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 寝たきり | 41人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成15年度 | ひとり暮らし | 45人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 寝たきり | 46人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度 | ひとり暮らし | 57人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 寝たきり | 45人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成17年度 | ひとり暮らし | 60人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 寝たきり | 29人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|--|-------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | |
| 39 | 日常生活用具給付事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 老人日常生活用具給付等事業実施要綱（国要綱） 相模原市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱 | | | 介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 6,891千円 | | | 41千円 | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 2,006千円 | | | 0千円 | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 在宅において虚弱、傷病、加齢に伴う身体的な衰えなどにより日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、介護予防などを目的とした歩行支援用具及び入浴補助用具等を給付することにより、自立した生活が営めるよう支援することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 給付品目 ※（ ）内は給付限度額 ・歩行支援用具（30,000円） ・入浴補助用具（30,000円） ・腰掛便座（10,000円） ・火災報知器（15,500円） ・自動消火器（30,900円） ・電磁調理器（45,400円）</p> <p>【対象】 概ね65歳以上の援護を要する在宅の高齢者 ※「歩行支援用具」、「入浴補助用具」、「腰掛便座」については、介護保険給付対象者を除く。 ※「火災報知器」、「自動消火器」、「電磁調理器」については、低所得世帯（本人及び扶養義務者の市県民税が非課税世帯）に属する者。</p> <p>【利用者負担】 1割負担 ※給付限度額を超えた分は全額自己負担 （生活保護受給世帯は自己負担なし）</p> <p>【給付件数】 平成12年度 17件 平成13年度 13件 平成14年度 26件 平成15年度 35件 平成16年度 32件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成18年度予算】 扶助費 6,891千円 ☆特定財源 国庫補助金 2,006千円</p> | | | <p>【事業目的】 在宅において虚弱で日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、生活の利便を図りその福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 給付品目 ※（ ）内は給付限度額 ・電磁調理器（41,000円）</p> <p>【対象】 概ね65歳以上の援護を要する在宅の高齢者</p> <p>【利用者負担】 給付限度額を超えた分は全額自己負担</p> <p>【給付件数】 平成12年度 0件 平成13年度 0件 平成14年度 0件 平成15年度 0件 平成16年度 0件</p> <p>【平成18年度予算】 扶助費 41千円</p> | | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 40 | はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市はり、きゅう、マッサージ等施術料助成事業実施要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 55,583千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 在宅の高齢者及び原子爆弾被爆者に対し、はり・きゅう・マッサージの施術料を助成することにより、健康の保持と介護予防を図り、生活の自立支援に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 助成券を年間12枚交付する。（ただし、年度の途中で申請があった場合には、申請月から1月当たり1枚を交付する。）助成は、1治療につき2,000円。</p> <p>【対象】 70歳以上の高齢者と被爆者健康手帳の交付を受けている市民 ※80歳未満の者は、本人及び扶養義務者の市県民税が非課税若しくは均等割のみ課税されている世帯に属する者に限る。 ※80歳以上の高齢者及び被爆者健康手帳の交付を受けかつ健康管理手当等を受給している市民は、所得制限なし。</p> <p>【利用者負担】 施術料と助成券との差額</p> <p>【実施方法】 はり・きゅう・マッサージ師会事業者及び個人事業者に委託</p> <p>【助成件交付者数】 平成12年度 1,367人 平成13年度 1,948人 平成14年度 2,333人 平成15年度 2,866人 平成16年度 3,015人</p> <p>【平成18年度予算】 助成券印刷製本費 1,300千円 助成費 54,283千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|----------------|--|---------|--|----------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 41 | 老人ホーム入所措置事業 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 老人福祉法第11条 | | | 老人福祉法11条 | 老人福祉法第11条 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 191,972千円 | | | 726千円 | 1,800千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 25,135千円 | | | 43千円 | 1,350千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 5人 平成13年度 5人 平成14年度 5人 平成15年度 5人 平成16年度 3人</p> <p>【対象】 ○養護老人ホーム 身体もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 ○特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設(特養)に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 660人 平成13年度 741人 平成14年度 813人 平成15年度 854人 平成16年度 892人</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成18年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 191,972千円 ☆特定財源 入所者負担金 25,135千円</p> | | <p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 3人 平成13年度 3人 平成14年度 2人 平成15年度 2人 平成16年度 2人</p> <p>【対象】 ○養護老人ホーム 身体もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 ○特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設(特養)に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【平成18年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 726千円 ☆特定財源 入所者負担金 43千円</p> | | <p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成14年度 0人 平成15年度 0人</p> <p>【対象】 ○養護老人ホーム 身体もしくは経済的に居住生活の困難な65歳以上の者 ○特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設(特養)に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成14年度 0人 平成15年度 0人</p> <p>【平成17年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 1,800千円 ☆特定財源 入所者負担金 450千円 国庫補助金 900千円 県費負担金 450千円</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 42 | 在日外国人高齢者等福祉給付金支給事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 4,968千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 1,656千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 相模原市在住の制度的無年金外国人高齢者等に福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 月額18,000円の福祉給付金を支給する。</p> <p>【対象】 1年以上市内に在住する高齢者で、制度上無年金となっている者（大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人や、大正15年4月1日以前に生まれた日本人で昭和36年4月2日以降に国外から日本国内に住基法第22条1項の規定に基づく届け出をした者等）</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【実施方法】 年2回（9月・3月）に分割して口座振込</p> <p>【支給対象者数（各年3月）】 平成12年度 27人 平成13年度 25人 平成14年度 25人 平成15年度 22人 平成16年度 21人</p> <p>【平成18年度予算】 福祉給付金 4,968千円 ☆特定財源 県補助金 1,656千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|---|-----------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 44 | 特別養護老人ホーム等建設費補助金 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設整備費補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 90,000千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 特別養護老人ホーム等を整備する社会福祉法人に対し、建設費の一部を助成し、整備を促進する。</p> <p>【事業内容】 対象施設 特別養護老人ホーム 老人ショートステイ用居室（特養併設） ケアハウス 小規模多機能型居宅介護拠点 認知症対応型デイサービスセンター</p> <p>【対象】 市内に特別養護老人ホーム等を建設しようとする社会福祉法人（建設と併せて社会福祉法人を設立しようとするものを含む） 【平成17年度補助事業】 ○特別養護老人ホームこもれび（16・17年度事業） ・特別養護老人ホーム 60人 ・ショートステイ 20人 ・認知症対応型デイサービスセンター 10人/日 ・ケアハウス 20人 ○シルバータウン相模原特別養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム改築 52人 ・特別養護老人ホーム増築 36人（18年度への明許繰越事業） ○特別養護老人ホーム塩田ホーム ・特別養護老人ホーム増築 50人 ・ショートステイ増築 17人（18年度への明許繰越事業）</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度：なし 平成16年度：1件 194,964千円 平成17年度：3件 1,042,587千円 【平成18年度予算】 ○建設費補助金 90,000千円 ※特定財源だった国交付金は三位一体改革により一般財源化 ○17年度明許繰越額 506,914千円 ・シルバータウン相模原 262,970千円 ・塩田ホーム 243,944千円</p> | | | 平成16年度で終了 | <p>【事業内容】 対象施設 特別養護老人ホーム</p> <p>【平成16年度補助事業】 特別養護老人ホーム（さがみ湖桂寿苑）建設のため郡4町で費用の一部を負担する。</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度 1,200千円 平成16年度 4,800千円</p> <p>【平成17年度予算】 建設費補助金 0千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|-------------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 45 | 軽費老人ホーム事務費補助金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 135,962千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的・内容】 軽費老人ホーム（相模原市の場合はケアハウスのみ）入所者の経済的負担軽減のため、社会福祉法人が入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合の減免額に対し補助する。 ※平成15年度中核市移行に伴う事業</p> <p>【対象】 市内で軽費老人ホーム（ケアハウス）を運営する社会福祉法人等</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度：8施設 121,396千円 平成16年度：8施設 123,471千円</p> <p>【平成18年度予算】 補助金 135,962千円</p> | | | <p>該当なし</p> | |
| | | | | | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 46 | 高齢者福祉施設運営費補助金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | ・相模原市高齢者福祉施設運営費補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 40,747千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的・内容】</p> <p>高齢者福祉施設（養護老人ホーム・ケアハウス）のサービス水準の維持、向上のため、社会福祉法人が設置する高齢者福祉施設の運営費を補助する。補助対象は、国の配置基準を超えて雇用する直接処遇職員経費及び国の定める基準事務費の級地区分を補正する経費。</p> <p>※平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲された事業</p> <p>【対象】</p> <p>養護老人ホーム（本市措置者を有する県内施設を含む）及び市内軽費老人ホーム（ケアハウス）を運営する社会福祉法人</p> <p>【補助金交付状況】</p> <p>平成15年度：11施設 37,037千円 平成16年度：10施設 36,902千円</p> <p>【平成18年度予算】</p> <p>補助金 40,747千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---------|---|-------------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 47 | 施設入所高齢者福祉給付金支給事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市施設入所高齢者福祉給付金支給事業補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 2,772千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的・内容】</p> <p>養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム入所者のうち、無収入または極めて低所得の高齢者の処遇水準の維持向上を図るため、施設が月収7千円未満の入所者に、月額7千円を限度に福祉給付金を支給する事業に要する経費に対し、10/10を補助する。</p> <p>※平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲された事業</p> <p>【対象】</p> <p>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人</p> <p>【補助金交付状況】</p> <p>平成15年度：8施設 2,837千円 平成16年度：6施設 2,380千円</p> <p>【平成18年度予算】</p> <p>補助金 2,772千円</p> | | | <p>該当なし</p> | |

事務事業現況調書

| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|--------------------|---------|--------|--------|-----|-----|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|------|---------|---------|---------|---|--|--|--|--|-----|-----|-----|-----|--|--------|--------|--------|--------|------|
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 48 | 老人福祉センターの管理運営 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | | 高齢者福祉課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 老人福祉法 相模原市立老人福祉センター条例 相模原市立老人福祉センター条例施行規則 | | | | 健康福祉課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 76,636千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 229千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 高齢者が健康で生きがいのある生活を築くことができるよう、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・高齢者に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施 ・施設の維持管理</p> <p>【施設概要】 [溪松園] ・施設類型 A型 昭和47年9月開設 ・施設規模 鉄筋コンクリート造平家建 延2,055㎡</p> <p>[若竹園] ・施設類型 A型 昭和57年4月開設 ・施設規模 鉄筋コンクリート造一部2階建 延1,239㎡</p> <p>[あじさい会館] ・施設類型 B型 ・鉄筋コンクリート造6階建(老人福祉施設部分3階 455㎡)</p> <p>[あじさい会館南分室] ・施設類型 B型 ・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階、地上4階建 (老人福祉施設部分2階 ㎡)</p> <p>【対象】 市内在住の概ね60歳以上の者、老人クラブ等の団体</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【過去の利用実績】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溪松園</td> <td>42,245人</td> <td>22,548人</td> <td>44,169人</td> </tr> <tr> <td>若竹園</td> <td>56,919人</td> <td>54,104人</td> <td>48,874人</td> </tr> <tr> <td>あじさい</td> <td>20,691人</td> <td>19,843人</td> <td>20,695人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成18年度予算】 自主事業費 1,700千円 施設維持管理費 74,936千円</p> <p>☆特定財源 電話使用料 30千円 光熱水費実費負担金 100千円</p> <p>※上記予算は、溪松園及び若竹園にかかる予算で、あじさい会館分については、あじさい</p> <p>会館施設 全体の管理運営予算(地域福祉課の予算)で対応</p> | | | H14 | H15 | H16 | 溪松園 | 42,245人 | 22,548人 | 44,169人 | 若竹園 | 56,919人 | 54,104人 | 48,874人 | あじさい | 20,691人 | 19,843人 | 20,695人 | <p>※ 参考</p> <p>【事業目的】 高齢者の健康増進、生きがいの創造の場として、また、広く町民文化の向上、増進に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・施設の維持管理(教育委員会生涯学習課にて一元管理)</p> <p>【施設概要】 津久井町文化福祉会館 (津久井町中央公民館と津久井町老人福祉センターとの複合施設) ・鉄骨、鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階建 <老人福祉センター部分> ・2階 196㎡ ・学習室(和室)、集会室(和室)、教養娯楽室(和室)、浴室</p> <p>【対象】 一般</p> <p>【利用者負担】 高齢者団体(免除団体該当)として登録により免除</p> <p>【平成17年度予算】 維持管理費 36,639千円 自主事業 115千円 整備事業費 2,426千円</p> <p>*上記は、津久井町文化福祉会館維持管理予算で、老人福祉センターについては、施設の一元管理により全体の管理運営費(生涯学習課)で対応。</p> | | <p>【事業目的】 高齢者に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・高齢者に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施 ・施設の維持管理</p> <p>【施設概要】 [相模湖町立老人福祉センター] ・開設 昭和50年5月 ・施設規模 鉄筋コンクリート造2階建 延726㎡</p> <p>【対象】 ・町内に居住する60歳以上の者 ・町内の老人クラブ会員</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【過去の利用実績】 一般</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,071人</td> <td>5,210人</td> <td>5,384人</td> <td>5,941人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成17年度予算】 需用費(電気料等) 1,150千円 役員費(ゴミ・し尿処理等) 219千円 委託料(警備・清掃等) 1,494千円 使用料(NHK受診料等) 41千円 賃金 1,118千円 備品購入費 340千円</p> | | | H13 | H14 | H15 | H16 | | 5,071人 | 5,210人 | 5,384人 | 5,941人 | 該当なし |
| | H14 | H15 | H16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 溪松園 | 42,245人 | 22,548人 | 44,169人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若竹園 | 56,919人 | 54,104人 | 48,874人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あじさい | 20,691人 | 19,843人 | 20,695人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H13 | H14 | H15 | H16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5,071人 | 5,210人 | 5,384人 | 5,941人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 49 | 介護老人保健施設建設費補助金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市介護老人保健施設整備費補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、建設費の一部を助成し、整備を促進する。</p> <p>【事業内容】 次のうち、いずれか少ない額を交付 (1) 補助金対象経費の実支出額（国庫補助金等を控除した額）の2分の1 (2) 床数×200万円（上限100床・2億円） (3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>【対象】 市内に介護老人保健施設を建設しようとする医療法人</p> <p>【補助金交付状況】 平成13年度：1件 115,000千円 平成14年度：2件 230,000千円 平成15年度：1件 115,000千円 平成16年度：3件 なし 平成17年度：2件 なし ※平成7年度以来、9施設・931床分を整備</p> <p>【平成18年度予算】 対象施設がないため、予算措置なし</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|---|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 51 | 市立高齢者デイサービスセンター等の管理運営 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市立高齢者デイサービスセンター条例 相模原市立高齢者デイサービスセンター施行規則 相模原市立高齢者介護支援センター条例 相模原市立高齢者介護支援センター施行規則 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | 【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理 ・デイサービスセンターの運営 ・在宅介護支援センターの運営 【施設概要】 【清新デイサービスセンター】 <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成9年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 (市営住宅との合築) ・延床面積 606㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 あり 【皇が丘デイサービスセンター】 <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成10年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 (市営住宅との合築) ・延床面積 582㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 あり 【古淵デイサービスセンター】 <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成11年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 (市営住宅との合築) ・延床面積 597㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 なし 【デイサービスセンターの利用料金】 介護サービス費 4,153円～7,309円 機能訓練 274円 食事 397円 送迎片道 478円 入浴介助 447円 特別入浴介助 661円 | | | 該当なし | 該当なし |
| | 【デイサービスセンターの利用者負担】 利用料金額の10% | | | | |
| | 【実施方法】 (福) 相模原市社会福祉事業団へ委託 ※平成18年4月より指定管理者制度を導入 | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|-------------|--|---|--------|---------------------------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 54 | ゲートボール場維持管理 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | 津久井福祉課 | 相模湖福祉課 | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | | 19千円 | 12千円 | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | | 0千円 | 0千円 | | |
| 【事務事業の内容】 | 該当なし | 1. ゲートボール場維持経費 (29) 【目的】 ゲートボール場の維持管理に努める。 【内容】 原材料費 19 用地砂代 18,900円 (2箇所分) ※民有地については、契約を行う (無償) | 【事業目的】 高齢者の健康増進やコミュニケーションの場として設置。 【設置数】 相模湖町内 3箇所 【平成17年度予算】 需用費 (砂代) 7千円 役務費 (し尿処理手数料) 5千円 | 該当なし | 該当なし (生涯学習部の「スポーツ施設管理事業」の中に記載) |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 57 | 特別養護老人ホーム等建設費借入償還金補助金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市特別養護老人ホーム等福祉施設整備に係る建設資金の借入償還金助成要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 140,471千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 特別養護老人ホーム等を建設した社会福祉法人が、独立行政法人福祉医療機構及び県社会福祉協議会からの借入金の償還に要する費用の一部に対して助成を行い、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。</p> <p>【事業内容】 元金償還額の1/4（特養、デイ等は国庫補助基本額の1/3の8割に相当する金額を、ケアハウスは1人当り200万円をそれぞれ控除した残りの元金が補助対象。土地購入費、造成費、利息は対象外）</p> <p>【対象】 特別養護老人ホーム等の建設費用に充てるため、独立行政法人福祉医療機構及び県社会福祉協議会から借入れを行った社会福祉法人</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度：119,741千円 平成16年度：120,363千円 平成17年度：120,861千円</p> <p>【平成18年度予算】 140,471千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---------|---|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 58 | 介護老人保健施設建設費借入償還金補助金 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市介護老人保健施設整備資金の借入金利子の補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 30,533千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 介護老人保健施設の建設促進を図る中で、介護老人保健施設を建設した法人に対し、借入償還金の一部を助成することにより、施設経営の安定化を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ①独立行政法人福祉医療機構からの借入に対し、償還期ごとの借入残高の1.5%を補助 ②独立行政法人福祉医療機構からの借入に対し、償還金額の1/2を補助</p> <p>【対象】 介護老人保健施設の建設に要する費用に充てるため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れを行った医療法人</p> <p>【平成17年度補助事業】 ・事業内容の①対象施設：3施設 ・事業内容の②対象施設：5施設</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度：33,614千円 平成16年度：33,937千円 平成17年度：32,280千円</p> <p>【平成18年度予算】 30,533千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|------------|--|--|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 60 | 生きがい対策事業 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | 津久井福祉課 | 相模湖福祉課 | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | 津久井町福祉スポーツ大会実行委員会規約 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) | 相模湖町ふれあいスポーツ大会開催要綱 | 城山町高齢者スポーツ大会開催要綱 | 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) |
| 歳出予算額(平成18年度) | | 837千円 | 157千円 | 4,201千円 | 716千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | | 608千円 | 0千円 | 0千円 | 462千円 |
| 【事務事業の内容】 | 該当なし | <p>《津久井町福祉スポーツ大会》</p> <p>【事業目的】 高齢者や障害者を中心に、幼児から小中学校、高校の児童・生徒及びボランティアなど多くの町民が集い、スポーツを楽しむことを通じて、健康の増進、生きがいの高揚を図るとともに、世代を超えた交流や連帯感を高め、お互いの理解を高めることにより、町民福祉の向上を図ることを目的とします。</p> <p>また、福祉関係団体や関係機関を構成団体として実行委員会を結成して実施していくことにより、「町民の自主参加型福祉」の実現を目指すものです。</p> <p>【事業内容】 ○実行委員会 ・構成 老人クラブ、障害者団体、福祉団体等 代表者 15人 ・開催数 3回 ○協力団体 ・旭ヶ丘老人ホーム、竹の子作業所、ガールスカウト神奈川県第52団、ボランティア団体、県立津久井高等学校、町立小中学校、町体育協会、町体育指導員ほか ○参加者 ・高齢者、障害をもたれる方、保育園児、中高生、ボランティアほか ○送迎バスの運行 ・町内を7区分に分け、大型バスにより会場までの送迎を行う。 ○参加者 ・約800人</p> <p>【平成17年度予算】 報酬(体育指導員) 44千円 費用弁償(体育指導員) 8千円 報償費(謝礼・参加賞) 70千円 需用費(食糧費・消耗品) 92千円 使用料(送迎バス) 320千円 ★特定財源 県補助金 367千円</p> | <p>【事業内容】 心豊かな参加型の長寿社会を築くために町民一人ひとりが高齢社会についての認識を深め、スポーツ大会を通じて世代間相互の親睦を図る。</p> <p>【事業内容】 大会実行委員会は、町単位老人クラブ(16クラブ)の長と各単位クラブから選ばれた方16名、計32名で構成し実施する。また、本大会に保育園生、幼稚園生、小学生を招待し、一緒に競技をすることで世代間交流を図っている。</p> <p>【対象】 60歳以上の町民・小学生・幼稚園生・保育園生。</p> <p>【平成17年度予算】 報償費 0千円 需用費 8千円 役務費 10千円 使用料 139千円</p> | <p>町内12地区を4チーム組み分けし、競技を行う。</p> <p>その他民生委員・町内2中学校・体育指導委員06の協力を得て実行し、高齢者との交流を深めている。</p> <p>大会において、参加賞を配布し、又抽選会を行っている。</p> <p>【対象】 60歳以上の町民</p> <p>【平成18年度予算】 報償費(参加賞・抽選会賞品) 117千円 需用費(食糧費・消耗品) 205千円 役務費(保険料) 10千円 委託料(会場設置) 435千円 使用料(送迎バス) 174千円 補償・補填及び賠償金 32千円</p> <p>○いきいき体操教室 【目的】 寝たきりや認知症を予防するため、体操や健康相談を実施し老後の健康を保持する。</p> <p>【内容】 毎週水曜日に年齢によりクラスわけをし運動指導士による、ストレッチ、リズム体操、ゲーム等を行う。</p> <p>【対象】 町内に住民登録されている60歳以上の方</p> <p>【18年度予算】 非常勤職員賃金 448千円 報償費 2,745千円 消耗品 9千円</p> <p>○ゲートボール大会 【内容】 町老連と町ゲートボール協会で共催する事業に対し後援として参加賞を配布する。</p> <p>【18年度予算】 報償費 26千円</p> | <p>《高齢者の生きがいと健康づくり推進事業》</p> <p>【事業目的】 高齢者の生きがいと健康づくり推進委員により、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図る。</p> <p>【平成16年度予算】 報償費 100千円</p> <p>★特定財源 75千円</p> <p>《高齢者スポーツ大会》</p> <p>【事業目的】 高齢者が一堂に会しスポーツを楽しむことにより健康の増進等生きがいを図る。</p> <p>【平成17年度予算】 委託料 616千円</p> <p>★特定財源 462千円</p> |

事務事業現況調書

| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | | | | | | | | |
|-----------|------------|--|---|------|-----|-------|------|------|-----|------|--|--|--|
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | | | | | | | | |
| 60 | 生きがい対策事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | | <p>《津久井町ゲートボール大会》</p> <p>【事業目的】 高齢者が一堂に集い、スポーツを楽しむことを通じて、健康の増進、生きがいの高揚を図り、町民福祉の向上を図ることを目的とします。</p> <p>【事業内容】 高齢者を対象としたゲートボール大会を開催する。 また、会場は大型バスにより送迎を行う。 大会運営は、津久井町ゲートボール協会が主幹する。</p> <p>【平成17年度予算】</p> <table border="0"> <tr><td>報償費（謝礼）</td><td>50千円</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>189千円</td></tr> <tr><td>原材料費</td><td>19千円</td></tr> </table> <p>☆特定財源 県補助金 212千円</p> <p>《高齢者の生きがいと健康づくり推進事業》</p> <p>【事業目的】 高齢者の生きがいと健康づくり推進委員により、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図る。</p> <p>【平成17年度予算】</p> <table border="0"> <tr><td>報償費</td><td>45千円</td></tr> </table> <p>☆特定財源 県補助金 33千円</p> | 報償費（謝礼） | 50千円 | 使用料 | 189千円 | 原材料費 | 19千円 | 報償費 | 45千円 | | | |
| 報償費（謝礼） | 50千円 | | | | | | | | | | | | |
| 使用料 | 189千円 | | | | | | | | | | | | |
| 原材料費 | 19千円 | | | | | | | | | | | | |
| 報償費 | 45千円 | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|----------------------|---|---------|-----------|-------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 61 | 事務事業名 高齢者入浴サービス事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | 津久井福祉課 | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | 津久井町入浴サービス事業実施要綱 | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | | 9,500千円 | | 0千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | | 864千円 | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | 該当なし | <p><施設入浴サービス> 【目的】 家庭において入浴の困難な、要介護者に対して入浴サービスを提供することにより、衛生管理を行うとともに、健康な生活を維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 福祉施設の特設浴槽等を利用し、 （1）入浴及び洗髪 （2）血圧、脈拍及び体温の測定 （3）健康相談、助言その他必要な措置等の入浴サービスを行う。</p> <p>【対象者】 町内に居住する要介護者で、家庭において入浴が困難な方（介護保険サービス優先）</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会に委託</p> <p>【利用者負担】 1回 1,250円 *生活保護世帯 なし</p> <p>平成17年度予算 委託料 9,500千円 利用者負担金 864千円</p> <p>平成17年度利用状況（見込み） 登録者人数・・・18人 延回数・・・756回</p> | | 平成17年度で廃止 | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|------------------|---|---|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 62 | 津久井地域福祉センターの維持管理 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | 津久井福祉課 | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | 津久井町生きがいセンター条例 津久井町ミニ・ディサービス事業実施要綱 | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | | 5,841千円 | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | | 0千円 | | | |
| 【事務事業の内容】 | 該当なし | <p><津久井町生きがいセンター管理></p> <p>【目的】 町内に居住する在宅の高齢者及び心身に障害がある者の保健福祉サービスを行う施設として生きがいセンターを設置する。</p> <p>【名称】 津久井町生きがいセンター</p> <p>【内容】 ディサービス事業及び機能訓練事業を行うと共に、高齢者・障害福祉団体等の活動拠点として活用。</p> <p>【施設概要】 ○建築面積 250.97㎡ ○床面積 235.78㎡ ○所要室：ミニディールーム、浴室、和室、リハビリルーム、木工機械室、事務室</p> <p>【職員配置】 非常勤職員 1人</p> <p>【平成16年度予算】 人件費 1,566千円 需用費 577千円 役務費 88千円 委託料 270千円 使用量及び賃借料 15千円</p> <p><津久井町ミニ・ディサービス事業></p> <p>【目的】 家庭に閉じこもりがちな者等に対し自立生活の助長、孤立感の解消、心身機能の維持向上を目的にミニ・ディサービスを行う。</p> <p>【対象者】 ①身体障害者・精神障害者認定者 ②老化等により心身機能の低下により外出の機会が少ない者 ③前項に準ずる者で町長が認めた者</p> <p>【事業内容】 町生きがいセンターにて、心身機能維持のための訓練・健康チェック・趣味活動・送迎サービス等を行う。</p> <p>【利用者負担】 なし（事業に要する材料費等は実費負担）</p> <p>【実施方法】 町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【平成17年度予算額】 委託料 3,325千円</p> | 該当なし | 該当なし | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--------------|---------|---|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 63 | ひとり暮らし老人対策事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 36千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | 該当なし | | 【目的】 ひとり暮らし高齢者同士の親睦と交流を図り、相互の健康と教養を高める 【構成員】 町内に居住する65歳以上のひとり暮らし及び事業運営のボランティア 高齢者 9人 ボランティア 4人 18年度補助金 36千円 | | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|-------------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 64 | 特別養護老人ホーム等改修費補助金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 高齢者福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 780千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的・内容】 社会福祉法人が実施する高齢者福祉施設の改修・補修事業に対し、補助金を交付し、法人の負担軽減を図る。</p> <p>【対象】 市内で高齢者福祉施設を運営する社会福祉法人</p> <p>【平成18年度予算】 補助金 780千円</p> | | | <p>該当なし</p> | |
| | | | | | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|--|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業実施要綱 | | | 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 城山町移送サービス事業実施要綱 | 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 藤野町移送サービス事業実施要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 2,880千円 | | | 0千円 | 3,678千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 2,758千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、全介助を伴う移送サービスに要する料金の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。</p> <p>【事業内容】 ねたきり高齢者等が通院等の目的で、外出しようとする時、居室から移送車両までの介助及びストレッチャー対応の車両により目的地までの移送、目的地での引継ぎのサービスの提供に対して助成する。助成にあたっては、利用券を交付する。</p> <p>○助成内容 市民税非課税世帯…2,700円の利用券を年間36枚、年度途中の申請は申請月から1月当り3枚交付 その他世帯…2,500円の利用券を年間24枚、年度途中の申請は申請月から1月当り2枚交付</p> <p>【対象】 介護保険の要介護4、5の認定を受けた者及び要介護3の内市長が特に認める者で、次の各号の全てに該当する者。ただし、生活保護法により移送扶助を受けることができる被保護者及び相模原市在宅重度障害者タクシー利用助成要綱により利用助成を受けている者を除く。 ①身体的要因により、ストレッチャー又は車椅子等による特別な移送を必要とする者 ②居室から移送車両まで全介助を要する者</p> <p>【実施方法】 移送事業者へ委託</p> <p>【利用券交付人数】 平成12年度 7人 平成13年度 36人 平成14年度 50人 平成15年度 82人 平成16年度 108人</p> <p>【平成18年度予算】 事業委託料 2,880千円</p> | <p>【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャップ等による送迎を行い、外出の支援、社会参加の促進を図るとともに、介護者の負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【対象者】 町内に居住し次の各号のいずれかに該当し、交通機関の利用に支障のある者 (1)身体障害者の手帳交付を受けている者 (2)介護保険による要介護者及び要支援者 (3)前項に準ずる者で町長が認めた者</p> <p>【利用の範囲】 (1)医療機関への通院。 (病状悪化等緊急の場合を除く) (2)福祉施設への入退所時。 (3)官公庁への事務手続き (4)その他町長が必要と認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則として30キロ圏内</p> <p>【利用者負担】 1kmにつき 50円</p> <p>【利用状況】 平成12年度 6,728回 平成13年度 6,843回 平成14年度 7,887回 平成15年度 8,554回 平成16年度 7,762回</p> | <p>【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャップ等を運行することにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。</p> <p>【対象者】 (1)概ね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者 (2)概ね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由な者 (3)車いす等を使用している重度身体障害者 (4)町長が特に認めた者</p> <p>【利用者負担】 町内 一律 300円 町外1kmにつき 70円 50km以上 1km毎50円</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【利用状況】 平成16年度 町内 1,123回 町外 1,706回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 3,695千円 ☆特定財源 県補助金 2,771千円</p> | <p>廃止</p> <p>平成18年4月から城山町社会福祉協議会で道路運送法第80条の許可を取得し、新たな福祉有償サービスを行う。その事業に1/2補助する。</p> <p>【内容】 非常勤賃金 3,312千円 保険料 538千円 通信運搬費 9千円 車検整備費 160千円 修繕燃料費 875千円 労災保険料 19千円 消耗品 6千円 健康診断料 29千円 合計4,948千円</p> | <p>【事業目的】 車いすを使用している者やねたきりの状態にある者など既存の交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャップ等を運行するなど、社会参加の手段の充実に資し、社会福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>【実施方法】 藤野町移送サービス事業実施要綱</p> <p>【対象者】 (1)概ね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者 (2)概ね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由な者 (3)障害者手帳の交付を受けている者 (4)町長が特に認めた者</p> <p>【利用の範囲】 (1)医療機関への移送。 (2)福祉施設へ入退所するとき。 (3)福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき。 (4)町長が必要と認めたとき。</p> <p>【運行範囲】 町内及び隣接市町村</p> <p>【利用状況】 平成14年度 1,652回 平成15年度 1,566回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 3,678千円 県補助金 2,758千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 寝具消毒乾燥事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市ねたきり高齢者等寝具消毒乾燥事業実施要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 2,102千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 在宅の要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者及び障害者等に対し、寝具の水洗い及び消毒乾燥等のサービスを提供することにより、日常生活における衛生管理の向上と生活の自立支援に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 寝具乾燥の業者が家庭を訪問し、寝具（掛け布団、敷きぶとん、毛布、枕）の消毒と乾燥を、それぞれ年3回ずつ行う。</p> <p>【対象】 寝具乾燥の必要があるが、自宅において寝具の衛生管理等が困難な状況にある市内に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者とする。</p> <p>①おおむね65歳以上のねたきり高齢者又は認知症高齢者の世帯 ②おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯 ③重度障害者（身体障害者1・2級又は療育手帳A1・A2の者）世帯 ④前各号に規定する世帯のほか、特に市長が必要と認める世帯</p> <p>【実施方法】 民間事業者へ委託</p> <p>【延べ実施者数】 平成12年度 428人 平成13年度 492人 平成14年度 567人 平成15年度 441人 平成16年度 538人</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成18年度予算】 事業委託料 2,102千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 9 | 家事援助事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市高齢者家事援助条例 相模原市高齢者家事援助条例施行規則 | | | 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 城山町軽度生活援助事業実施要綱 | 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 藤野町生活支援型ホームヘルプサービス事業実施要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 30,043千円 | | | 0千円 | 138千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 1,109千円 | | | 0千円 | 103千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助(調理、衣類の洗濯及び補修、住居等の掃除及び整理、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他必要な家事)、日常生活に関する相談及び援助等を行う。サービス提供は原則週1回2時間以内。</p> <p>【対象】 市内に住所を有する60歳以上の高齢者で、加齢、虚弱、傷病等により日常生活を営むのに支障がある者(介護保険認定者は除く)。</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・市民税非課税世帯 60円/時間 ・上記以外の世帯 210円/時間</p> <p>【実施方法】 相模原市社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延べ利用時間】 平成12年度 8,081時間 平成13年度 11,841時間 平成14年度 10,720時間 平成15年度 9,712時間 平成16年度 8,598時間</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成18年度予算】 事業委託料 30,043千円 ☆特定財源 利用者負担金 1,109千円</p> | | | <p>廃止</p> <p>【事業目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で、日常生活を営むのに支障のある者(介護サービス利用者は対象外)にホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助、日常生活に関する相談及び助言等を行う。</p> <p>【対象】 町内に居住する高齢者</p> <p>【利用者負担】 週2回2時間以内 1時間 150円</p> <p>【実施方法】 町が委託したサービス提供事業者</p> <p>【延利用時間】 平成14年度 124時間 平成15年度 59時間</p> <p>【平成17年度】 事業委託料 138千円 県補助金 103千円</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|---|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 10 | 住宅改修相談事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市住宅改修相談員設置要綱 | | | 城山町住宅改修相談事業実施要綱 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 4,264千円 | | | 818千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 高齢者や障害者の自立と家族の介護負担軽減のための住宅改修に対し、情報の提供と専門的指導・助言を行う。</p> <p>【事業内容】 保健福祉総合相談課及び南保健福祉総合相談班に住宅改修相談員（非常勤特別職）を配置し、住宅改修に係る各種相談への対応、情報提供を行う。</p> <p>【対象】 住宅設備の改善を必要とする高齢者及び障害者とその家族（それらの依頼を受けたケアマネージャー及び改修業者からの相談にも対応） ※高齢期に備えた住宅設備・構造の情報提供については市民一般も対象とする。</p> <p>【相談件数】 平成13年度 131件 平成14年度 188件 平成15年度 246件 平成16年度 234件</p> <p>【平成18年度予算】 相談員報酬 3,750千円 その他 514千円</p> | | | <p>【事業目的】 身体状況や家屋の構造等により、在宅生活に支障を来している高齢者及び障害者に対し住宅の改善等に関する相談や助言等を行うことにより、自立生活の助長、介護者の負担軽減および二次的障害の予防等を目的に行う。</p> <p>【対象者】 (1) 町内に居住し、在宅で生活していく上で、住環境の改善を考えている高齢者等とその家族 (2) 町長が必要と認める者</p> <p>【相談日及び回数】 (1) 家屋の構造、高齢者等の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえ相談に応じ、助言を行う。 (2) 施工後において、適宜相談に応じ、助言を行う。 (3) 住宅改善が円滑に行われるよう関係機関との連絡を調整する。</p> <p>【事業実施】 社会福祉協議会に委託し、包括支援センターで相談の位置付けで実施</p> <p>【相談件数】 平成14年度 76件 平成15年度 97件</p> <p>【平成18年度予算】 委託料 818千円</p> | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---------|---|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 11 | ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業実施要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,249千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美容サービスが受けられるよう、居宅までの理容師又は美容師の出張料金を助成することにより、利用者の負担の軽減を図り、生活の支援に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美容サービスを受ける場合における出張料金を助成する。助成にあたっては、年間6枚、年度途中の申請は、申請月から2月当たり1枚の助成券を交付する。</p> <p>【対象】 市内に居住するおおむね65歳以上の在宅ねたきり高齢者</p> <p>【実施方法】 神奈川県理容生活衛生同業組合（理髪組合）相模原支部・相模原南支部及び神奈川県美容生活衛生同業組合（美容組合）相模原支部へ委託 平成16年度から、個人事業者へも委託</p> <p>【利用券交付人数】 平成12年度 95人 平成13年度 100人 平成14年度 114人 平成15年度 125人 平成16年度 121人</p> <p>【平成18年度予算】 協力謝礼 250千円 事業委託料 999千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---|--|--|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 生きがいデイサービス事業 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市高齢者生きがいデイサービス事業実施要綱 | | | 城山町生きがい対応型デイサービス事業 | 藤野町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 10,092千円 | | | 3,282千円 | 2,270千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 240千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 市内のデイサービスセンターにおいて生きがい活動及び昼食などのサービスの提供をとおして、社会的な孤立感の解消、要介護状態になることの予防を行うことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 生きがい活動等のサービス提供により、社会的孤立の解消や介護予防を図る。サービス内容は、生きがい活動(趣味・レクリエーション活動)、昼食提供。</p> <p>【対象】 60歳以上の高齢者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険の要支援・要介護に認定された者は除く。 ①一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で近隣との関係が薄い。 ②日中独居となり家に閉じこもりがちである。 ③虚弱・軽度認知症等により家に閉じこもりがちである。 ④転入後間もないため近隣との関係が保てない。 ⑤その他家に閉じこもりがちで介護予防が必要である。</p> <p>【利用者負担】 1回当たり500円(昼食相当分) ※利用者が送迎、入浴を希望する場合は、実費負担。</p> <p>【実施方法】 市内でデイサービスセンターを運営する社会福祉法人等へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成14年度 1,649回 平成15年度 1,448回 平成16年度 1,499回</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成18年度予算】 事業委託料 10,092千円</p> | <p>【事業目的】 在宅の高齢者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することにより、高齢者の自立生活の助長、孤独感の解消、生きがい趣味活動の習得心身機能の維持向上を図り、要介護状態になることの予防を行うことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 生きがい活動等のサービス提供により、社会的孤立の解消や介護予防を図る。サービス内容は、生きがい活動(趣味・レクリエーション活動)、日常動作訓練、生活指導、健康チェック、昼食、入浴、送迎サービス提供。</p> <p>【対象】 町内に居住するおおむね65歳以上の高齢者。ただし介護保険の要支援・要介護に認定された者は除く。</p> <p>【利用者負担】 ・1回当たり1,000円(飲食物費等) ・生活保護世帯に属する場合 なし</p> <p>【実施方法】 社会福祉法人(特養旭ヶ丘老人ホーム)へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成12年度 308回 平成13年度 293回 平成14年度 438回 平成15年度 536回 平成16年度 232回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 4,800千円</p> | <p>【事業目的】 おおむね60歳以上の高齢者等であって、家に閉じこもりがちな者を対象に社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 日常動作訓練、軽体操、レクリエーション、趣味、生活指導等を行う。</p> <p>【対象者】 町内居住者でおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな者</p> <p>【実施日時】 週3回(月、火、金) 10:00~15:00</p> <p>【実施場所】 さがみ湖リフレッシュセンター</p> <p>【利用者負担】 1回当たり 300円 その他材料費 150円(必要時徴収) お茶代 150円(必要時徴収) ※移送サービス・給食サービス希望者は実費負担</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成14年度 139回 平成15年度 137回 平成16年度 145回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 488千円</p> | <p>【事業目的】 地域支援センターを中核として、高齢者が「要介護・要支援状態」になることを予防するとともに、「要介護・要支援状態」になっても住み慣れた身近な地域で自立した日常生活を行うことが出来るよう支援する。〔介護保険制度の改正による平成18年度からの新事業〕</p> <p>【対象者】 要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者</p> <p>【実施日時】 週2回〔火曜日・金曜日〕午前10時~午後3時</p> <p>【実施場所】 保健福祉センター</p> <p>【利用人数】 50人</p> <p>【事業内容】 認知予防プログラムや趣味活動、日常生活動作訓練などを提供し生きがいづくり閉じこもり予防、うつ病予防などの効果を図る</p> <p>【利用料】 月額400円</p> | <p>【事業目的】 家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 軽体操、レクリエーション、趣味、日常動作訓練、生活指導等</p> <p>【対象】 60歳以上のひとり暮らし高齢者等 ・要介護状態のおそれのある高齢者等 ・閉じこもりがちな高齢者等</p> <p>【実施日時】 週1回(水) 午前10時~午後3時</p> <p>【実施場所】 藤野町中央町民センター</p> <p>【利用者負担】 1回当たり 500円</p> <p>【実施方法】 藤野町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延利用回数】 平成14年度 44回 平成15年度 44回</p> <p>【目的】 高齢者の生きがいづくりと引きこもり予防のために高齢者が歩いて参加できる範囲の会場に集い交流する。</p> <p>【事業名】 のびのびクラブ</p> <p>【事業内容】 上記と同じ。</p> <p>【対象】 概ね60歳以上の地区住民</p> <p>【実施日時】 町内15地区で実施 各地区月2回</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|-----------------------|---------|--|-----|---|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | | 専門部会名 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 12 | 事務事業名 生きがいデイサービス事業 | | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | | | | | <p>午前10時～午後2時</p> <p>【実施場所】 各地区の集会所等</p> <p>【利用者負担】 一回あたり500円</p> <p>【実施方法】 藤野町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延実施回数】 300回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 2,270千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|-----------------------------|---------|---|--|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 13 | 事務事業名 緊急一時入所事業 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市高齢者緊急一時入所事業実施要綱 | | | 城山町在宅ねたきり高齢者等一時入所実施要綱 | 藤野町生活支援型ショートステイ実施要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 37,710千円 | | | 187千円 | 96千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業内容】 介護保険の要介護・要支援認定を受けている者は、短期入所生活介護の日数を含めて、2か月が限度。介護疲れは1ヶ月に1週間以内を限度。なお、介護保険の要介護・要支援認定を受けている者は、短期入所生活介護を優先して利用。 また、低所得世帯に対して、12,778円を限度に緊急一時入所利用の際に必要な健康診断書の取得に要する費用を助成する。</p> <p>【対象】 在宅の60歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する者 ・介護保険非該当者で、身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障のある者 ・介護保険の要介護・要支援の認定を受けた者で、介護保険給付の上限まで利用し、なお一時入所が必要な者</p> <p>【利用者負担】 短期入所生活介護の介護報酬の1割と食材料費等を合わせた額 ※介護保険非該当者は、305円/日と食材料費等を合わせた額 ※生活保護受給者は、食材料費等を除き無料</p> <p>【実施方法】 市内で特別養護老人ホーム及び養護老人ホームを運営する社会福祉法人へ委託</p> <p>【延べ利用日数】 平成12年度 1,380日 平成13年度 2,002日 平成14年度 4,571日 平成15年度 3,149日 平成16年度 4,343日</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成18年度予算】 事業委託料 37,648千円 健康診断料 62千円</p> | | | <p>【事業内容】 在宅のねたきり高齢者及び認知症高齢者を介護している者が緊急な理由により一時的に介護することができなくなった場合、高齢者等を一定期間、施設に入所させることにより高齢者福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に居住し、かつ住民基本台帳法の規定に基づき住民登録している者又は、外国人登録法の規定に基づき外国人登録原票に登録されている概ね65歳以上の虚弱高齢者、介護保険法において、要支援、要介護1及び要介護2に認定された高齢者</p> <p>【入所の範囲】 (1) 災害により居住地を失ったとき。 (2) 介護者が疾病及び傷病により入院したとき (3) 介護者及び対象者が在宅にすることができない心身状態にあるとき。 (4) 前各号以外の理由により対象者の介護が一時的にできなくなったとき。 (5) その他やむを得ない理由により町長が認めたとき。</p> <p>【利用期間】 (1) 前条第1号から第4号までの理由が解消されるまでの期間とし、原則として30日間を限度する。 (2) 前条第5号による入所は、原則として6月に1回の7日間を限度とする。</p> <p>【入所の指定施設】 町内の特別養護老人ホーム及び近隣市町村の特別養護老人ホーム</p> <p>【利用者負担金】 入所の範囲第1号から第3号までの理由による時は要支援・要介護状態区分により短期入所生活介護の介護報酬額の3割と食材料費等の負担額を合計した額。入所の範囲第4号の理由による時は、介護報酬額の5割と食材料費負担額を合計した額</p> <p>【延べ利用日数】 平成14年度 該当者なし 平成15年度 38日 平成16年度 35日 平成17年度 0日 【平成17年度予算】 事業委託料 187千円</p> | <p>【事業内容】 在宅の虚弱高齢者等を介護している者が一時的に当該高齢者を介護できなくなった場合に、一定期間、特別養護老人ホームに入所させることにより、虚弱高齢者等及び介護者の福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に居住する65歳以上の在宅高齢者であって次のいずれかに該当する者は除く。 (1) 感染症疾患を有し、他の施設利用者等に感染させるおそれがある者 (2) 入院治療等に医療行為を必要とする者 (3) 他の施設利用者等に著しい迷惑を及ぼすおそれがある者</p> <p>【入所の範囲】 (1) 介護者等の疾病、事故、出産、冠婚葬祭、災害、失踪、出張等の理由により対象者の介護が一時的に出来なくなったとき。</p> <p>【利用期間】 原則として7日間以内</p> <p>【入所の実施施設】 あらかじめ町長が指定した特別養護老人ホーム</p> <p>【利用者負担金】 1日当たり2,340円</p> <p>【延利用回数】 平成14年度 該当者なし 平成15年度 該当者なし</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|--------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 16 | 生活援助員派遣事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市生活援助員派遣事業実施要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 47,718千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 673千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 高齢者世帯付住宅（シルバーハウジング）及び高齢者世帯向け借上型市営住宅（あじさい住宅）に居住する高齢者等に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう生活援助員を派遣するもの。</p> <p>【事業内容】 原則、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで（祝日及び年末年始を除く）、生活援助員を派遣し、生活指導及び相談、安否の確認、一時的な家事援助等を行う。</p> <p>【対象】 高齢者世帯付住宅（シルバーハウジング）及び高齢者世帯向け借上げ型市営住宅（あじさい住宅）に居住する高齢者等</p> <p>【利用者負担】 生計中心者の前年所得税年額に応じて、月額0～3,400円</p> <p>【実施方法】 市内で通所介護等を実施する社会福祉法人へ委託</p> <p>【派遣先】 平成13年度 12か所 平成14年度 15か所 平成15年度 16か所 平成16年度 16か所</p> <p>【平成18年度予算】 報償費 90千円 事業委託料 47,628千円 ☆特定財源 派遣負担金 673千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---------|--|----------------------------|--|--|--|--|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | | | | | |
| 18 | 緊急通報システム運営事業 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 | | | | | |
| 根拠法令等 | 相模原市ひとり暮らし高齢者等緊急通報サービス事業実施要綱 | | | 城山町ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業運営要綱 | 藤野町緊急通報システム事業運営要綱 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 704千円 | | | 2,179千円 | 2,445千円 | | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 9千円 | 1,833千円 | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、在宅中の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応するサービスを提供することにより、日常生活における不安の解消を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ①利用者宅に、緊急ボタンを押すと自動的に119番通報ができる装置(電話機設置式及びペンダント式)を設置し、利用者の支援情報(かかりつけの医療機関等)を消防指令センターの受信装置に登録し、緊急通報時に迅速かつ適切に対応する。</p> <p>【対象】 ①・60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 ・ひとり暮らし重度身体障害者及び重度身体障害者のみの世帯 ・常時注意を要する高齢者又は重度身体障害者がいる世帯</p> <p>【利用者負担】 緊急通報装置使用料として月額400円程度</p> <p>【実利用者数(年度末現在)】 平成12年度 512件 平成13年度 763件 平成14年度 968件 平成15年度 1,100件 平成16年度 1,149件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成18年度予算】 電話料(取付工事料) 704千円</p> | | <p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急事態発生における臨機の処置を講じ、もって緊急時の不安を解消し、日常生活の安全確保することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅に、緊急通報システムを設置、緊急ボタン(電話機設置式又はペンダント型)を押すと電話回線により自動的に委託業者へ通報、緊急時に迅速適切な対応を行う。 また安否確認及び健康相談を行うため月1回以上電話をかける。 緊急時は、救急車の出動要請を行い、正誤報判断が困難な場合は、協力員に確認要請する。</p> <p>【対象】 ①おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態の者 ②一人暮らしの重度障害者 ③その他特に必要と認められる者</p> <p>【実施方法】 安全センター株式会社へ委託</p> <p>【利用者負担】 なし(通話料金は実費負担)</p> <p>【実利用者数(年度末現在)】 平成13年度 38人 (平成13年度より実施) 平成14年度 39人 平成15年度 33人 平成16年度 33人</p> <p>【平成17年度予算】 手数料(設置・撤去) 198千円 業務委託料 1,815千円</p> | | <p>【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受信し、必要に応じて近隣の協力員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象者】 60歳以上のひとり暮らし老人、ねたきり老人等を抱える高齢者世帯</p> <p>【実施方法】 安全センター株式会社へ委託</p> <p>【利用者負担】 前年度の所得税額により負担あり ※設置時のみ</p> <p>【実利用者数(年度末現在)】 平成14年度 49件 平成15年度 48件 平成16年度 49件</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 2,233千円 平成17年度より一般財源化</p> | | <p>【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者に対し、緊急事態発生における臨機の処置を講じ、もって緊急事態に対する不安の解消及び日常生活の安全を確保するために実施</p> <p>【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受診し、必要に応じて近隣の協力員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する必要がある方 ※申請に際して民生委員が協力員となっていた</p> <p>【利用者負担】 緊急通報装置の設置負担金として3000円程度尚、生活保護世帯・住民税非課税世帯等は免除 ※H16年度から施行</p> <p>【実利用者数(年度末現在)】 平成14年度 27件 平成15年度 37件</p> <p>【平成18年度予算】 設置手数料 107千円 業務委託料 2,072千円</p> | | <p>【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者などの緊急事態発生における臨機の処置を講じ、緊急事態に対する不安を解消し、日常生活の安全を確保することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受信し、必要に応じて近隣の協力員が急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象者】 ①概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある者 ②一人暮らしの重度障害者 ③その他、町長が特に必要と認められた者</p> <p>【実施方法】 安全センター株式会社へ委託</p> <p>【利用者負担】 なし(電話料は、実費負担)</p> <p>【実利用者(年度末現在)】 平成14年度 50件 平成15年度 52件</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 2,205千円 手数料(設置・撤去) 240千円</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|--|---|---------|---|-------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | |
| 20 | 電話貸与事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 相模原市ひとり暮らし高齢者等電話貸与サービス事業実施要綱 | | | 城山町老人福祉電話貸与事業運営要綱 | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 6,316千円 | | | 13千円 | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与及び電話料等の助成を行うサービスを提供することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、毎月の基本料及び1,000円までの通話料を市が負担する。</p> <p>【対象】 市内に居住する在宅の高齢者で、次のすべてに該当する世帯 ①60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 ②市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む。） ③現に加入電話を設置していない世帯</p> <p>【利用者負担】 毎月の通話料で、1,000円を超えた額</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 99人 平成13年度 118人 平成14年度 144人 平成15年度 155人 平成16年度 173人</p> <p>【平成18年度予算】 電話料 6,077千円 その他電話架設料等 239千円</p> | | | <p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、その設置手数料のみを町が負担する。</p> <p>【対象】 町内に居住する在宅の高齢者で、おおむね65歳の生活保護世帯を原則としている。</p> <p>【利用者負担】 毎月の通話料金額</p> <p>【保健福祉オンライン】 行っていない</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 7人 平成13年度 7人 平成14年度 7人 平成15年度 7人 平成16年度 7人</p> <p>【平成18年度予算】 電話架設料等 13千円</p> | | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|--------------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 22 | 高齢者・障害者虐待防止体制 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課・福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市高齢者・障害者虐待防止のための検討会議並びに検討チームの設置要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 高齢者・障害者虐待の防止並びに早期対応及び総合的支援を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者虐待防止検討会議（庁内関係課長で組織） <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な支援に対する協力体制の検討及び確認 ・高齢者・障害者虐待に関する現状分析及び対応策の検討 ・検討チームの進行管理 ○高齢者・障害者虐待防止検討チーム（庁内関係課及び警察署等の外部機関） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者虐待に関わる訪問調査 ・ケース情報、経過及び問題の把握（進行管理） ・処遇方針（総合的な支援）の検討 <p>【ケース実績（平成17年3月末現在）】 虐待防止体制発足（平成13年度）からの総件数 虐待件数 75件 終結件数 54件 経過観察件数 21件</p> <p>【平成18年度予算】 ※予算措置の検討</p> | | | 該当なし | 該当なし |

| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
|---------------|---|---|--|--|---|
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 23 | ねたきり高齢者等おむつ支給事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業実施要綱 | | | 城山町ねたきり老人等紙おむつ購入費助成要綱 | 藤野町要介護高齢者等介護用品購入費支給事業実施要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 24,061千円 | | | 510千円 | 800千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 低所得世帯の在宅ねたきり高齢者、心身障害者(児)等の病苦及び介護者の労苦を軽減するため、紙おむつ等の支給を行う。</p> <p>【内容】 委託料 (24,061千円) 対象者条件 低所得世帯(その者の属する世帯の生計の中心者の市民税課税が非課税又は均等割のみ課税の世帯)で、在宅の60歳以上のねたきり高齢者、在宅の心身障害者(児)等利用者負担なし 申込方法 保健福祉総合相談課 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターで受付 支給方法 業者による宅配 年6回(奇数月)又は年2回(5月11月) 種類及び枚数 ・紙おむつ フラット型 3種類 4サイズ パンツ型 2種類 8サイズ テープ型 3種類 5サイズ 子供用テープ型 3種類 4サイズ ・尿取りパット 6種類</p> <p>14年度実績 紙おむつ 192,540枚 17,264,016円 尿取りパット 73,600枚 1,932,000円 15年度実績 紙おむつ 189,690枚 16,724,250円 尿取りパット 74,150枚 1,853,750円 16年度実績 紙おむつ 191,112枚 14,552,336円 尿取りパット 70,950枚 1,489,950円</p> | <p>【目的】 在宅のねたきり高齢者、痴呆性高齢者及び重度身体障害者に対し、病苦及び介護者の労苦を軽減するため、紙おむつ等の支給を行う。</p> <p>【内容】 委託料 (4,113千円) ・対象者条件 在宅のねたきり高齢者、痴呆性高齢者及び重度身体障害者で紙おむつの必要が認められる者 ・利用者負担 なし ・申込方法 在宅介護支援センターで受付 ・支給方法 業者により毎月(年12回)宅配 ・種類及び枚数 ①パンツ型(パンツタイプ) ②パンツ型(テープタイプ) ③フラット型 ④尿パット *上記の種類から希望する製品を、各製品の梱包枚数を単位とし、月90枚を限度として支給 ・県補助金 介護予防・生活支援事業補助金 事業費(404千円)×3/4 ・14年度実績 紙おむつ 78,881枚 4,100,655円 ・16年度実績 紙おむつ 74,232枚 3,790,202円</p> | <p>【目的】 長期に亘って臥床している老人、一人暮らし老人及び痴呆性老人に対し、介護用品を給付又は貸与することにより、ねたきり老人等の健康増進、日常生活の便宜を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 紙おむつ(給付) 町内に居住している者でおむね65歳以上のねたきり老人、一人暮らし老人及び痴呆性老人で要介護4、5の者。ただし、施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)に入所されている方、病院等に入院されている方は、対象外となります。</p> <p>【助成金の額】 支給限度額 1回9,000円以内 年3回 ・世帯の所得税が非課税の場合は、利用者負担額は無し。 ・世帯の所得税が課税の場合は、利用者負担額は10%。</p> <p>【給付方法】 ・町が委託した業者へ希望する商品が対象者が直接注文する。 ・町から委託された業者が対象者の自宅へ配達</p> <p>【平成16年度予算】 需用費 594千円 ☆特定財源 県補助金 394千円 自己負担金 13千円</p> | <p>【目的】 在宅のねたきり老人等で常時紙おむつを使用している者に対し、紙おむつの購入費の全部又は一部を助成することにより、その者が属する世帯の日常生活における経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 町内に住所を有し、次のいずれかに該当する者ただし、他の制度において助成を受けている者は除く (1) 概ね65歳以上のねたきり老人又は、痴呆性老人で、在宅で常時紙おむつを必要と認められる者。 (2) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者、在宅で常時紙おむつを必要と認められる者。 (3) その他町長が認める者</p> <p>【対象となる世帯】 対象者の属する世帯の生計中心者の前年度所得税課税年額140,000円以下の世帯とする。</p> <p>【助成金の額】 ・生計中心者が前年所得税非課税世帯 紙おむつ購入費の全額。ただし、月額10,000円を限度とする。 ・生計中心者の前年所得税課税年額140,000円以下の世帯 紙おむつ購入品の2分の1の額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨て)ただし、月額5,000円を限度とする。</p> <p>【請求方法】 補助金の交付を受けようとする者は、ねたきり老人等紙おむつ購入費助成金請求書に紙おむつを購入した領収書を添えて請求する。</p> <p>請求の期限 4月から9月まで 9月30日 10月から3月まで 3月31日</p> <p>14年度実績上半期 7件 下半期 7件 15年度実績上半期 8件 下半期 10件 16年度実績上半期 8件 下半期 9件 17年度実績上半期 7件</p> | <p>【目的】 在宅で要介護状態にある高齢者で紙おむつ等介護用品が必要と認められる者に対し、介護用品の購入費の支給を行い、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】 次に掲げる条件を満たしている者とする。 (1) 65歳以上の者及び40～64歳で介護保険の特定疾病に該当する者 (2) 町内に住民票があり、1年以上居住している者 (3) 介護保険法の認定結果「介護度1～5」の者</p> <p>【内容】 購入費の支給対象となる物品は、次に掲げる物品とする。 (1) 紙おむつ (2) 尿とりパット (3) 使い捨て手袋 (4) 清拭剤 (5) ドライシャンプー</p> <p>【支給額】 要介護状態の高齢者1人につき購入費の2分の1に相当する額。ただし、年間50,000円を限度とする。</p> <p>【支給申請】 要介護高齢者等介護用品購入費支給申請書を提出しなければならない。</p> |

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|------|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 24 | 閉じこもり予防事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 介護予防推進室 | | | | |
| 根拠法令等 | 介護保険法 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,552千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【事業目的】 加齢や疾患により心身機能が低下したため、社会性を削出し、閉じこもりがちとなった者に対して支援を行い、社会性の再獲得や閉じこもりの解消を目指す事業。</p> <p>○ひなた倶楽部 【事業内容】 レクリエーション、手工芸、軽体操、調理実習、外出訓練などのプログラムを実施する。</p> <p>【対象】 65歳以上で、介護保険の認定を受けていない者</p> <p>【実利用者数】 平成16年度 実施回数 48回 実人数 35人 延べ人数 228人</p> <p>○り・はびりす 【事業内容】 通所により、主に木工製品製作・販売を行う。</p> <p>【対象】 40歳以上の中途障害者</p> <p>【実利用者数】 平成16年度 実施回数 59回 実人数 9人 延べ人数 415人</p> <p>○平成18年度予算 賃金 507千円 消耗品費 135千円 委託料 910千円</p> | | | 該当無し | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 社会福祉審議会児童福祉専門分科会 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 社会福祉法第12条第1項 児童福祉法第8条第1項 市社会福祉審議会条例 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 347千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| | 【名称】 社会福祉審議会児童福祉専門分科会 【目的】 児童福祉に関する事項を調査審議する 【主な議題内容】 次世代育成支援行動計画進捗について 民間保育所の設置認可等について 児童虐待防止対策等について 【委員構成】 人数 12名 学識経験者、医師会、社会福祉協議会、 民生委員、私立保育園長会、幼稚園協会、小学 学校長会、中学校長会、児童相談所、人権擁 護委員、津久井町地域自治区選出、相模湖町地 域自治区選出 【予定開催回数】 3回 【参考】 委員報酬 341千円 @12,600×9人(報酬支払該当委員)×3 費用弁償 6千円 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 婦人保護事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 売春防止法 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 7,779千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 2,712千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 売春を行う恐れのある女子の発見に努め、相談・指導を行うとともに、女性のいろいろな悩みごとの相談相手となり、助言などを行う。</p> <p>【内容】 ○婦人相談員（非常勤特別職員）の設置 ・場所 ウエルネスさがみはら（2人） 南保健福祉センター（2人） ・日時 月曜日～金曜日 （月、水、金 各々2名） （火、木、金 各々2名） 午前9時～午後5時</p> <p>【参考】 報酬 6,960千円 （@145,000×12月×4人） 共済費 140千円 旅費 491千円 需用費 70千円 年会費等負担金 18千円 要保護婦人移送費等保護費 100千円</p> <p>【特定財源】 補助金 名称 婦人保護事業費補助金（婦人相談員活動 強化対策費） 金額 2,656千円 補助率 1/2 雑入 名称 労働保険被保険者負担金 56千円</p> <p>【補助金】 名称・金額 県婦人相談員連絡協議会負担金 12千円 県都市婦人相談員業務研究会負担金 6千円</p> | | | <p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に婦人相談員（母子自立支援員と兼務）を設置している。</p> | <p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に婦人相談員（母子自立支援員と兼務）を設置している。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 10 | 事務事業名 幼児養育費の助成 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 幼児養育費支給要綱(市要綱) | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 41,592千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 幼児の保護者に対し、その養育に要する費用の一部を支給することにより、保護者の負担を軽減し、もって次代の社会を担う幼児の健全な育成を図る。</p> <p>【資格】 小学校就学前3年間の幼児の保護者か養育者で、当年6月1日現在住民登録または外国人登録があること。ただし、4月1日現在市内の認可保育園に在籍の幼児と、6月1日現在園者として相模原市私立幼稚園就園奨励補助金を受ける幼児は対象にならない。 (補注：上記の条件より、一般的には在宅の幼児や、旧無認可保育園へ通園する幼児を対象とした制度といえる。)</p> <p>【申請時期】 9月。(10月以降は遅延理由書を徴して受け、最長12月末まで。) こども育成課、各出張所、両保健福祉総合相談課で受付。(原則として郵送提出は認めない)</p> <p>【支給額・支払方法】 幼児1人につき12,000円を11月末頃指定口座に振り込み。(当初期日に間に合わなかった分は、2月中旬に支払)</p> <p>【参考】 ・支給費 (3,466人×@12,000円) 41,592千円 ・申請件数(16年度実績) 3,412人 (内こども育成課取り扱い分 80%)</p> <p>【交付金】 幼児養育費支給費 (3歳児) 2904人 34,848千円 (4歳児) 291人 3,492千円 (5歳児) 271人 3,252千円</p> | <p>【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 705名 認可保育所入所児童数 202名 幼稚園入園児童数 約480名 対象幼児数 23名(705-202-480) 見込支給金額 23名×12,000円=276,000円</p> | <p>【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 190名 認可保育所入所児童数 71名 幼稚園入園児童数 約97名 対象幼児数 22名(190-71-97) 見込支給金額 22名×12,000円=264,000円</p> | <p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 664名 認可保育所入所児童数 127名 幼稚園入園児童数 約430名 対象幼児数 107名(664-127-430) 見込支給金額 107名×12,000円=1,284,000円</p> | <p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 206名 認可保育所入所児童数 61名 幼稚園入園児童数 約134名 対象幼児数 11名(206-61-134) 見込支給金額 11名×12,000円=132,000円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|--|-----------|----------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 11 | 児童手当・特例給付事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 児童手当法 | | | 児童手当法 | 児童手当法 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 4,501,820千円 | | | 113,468千円 | 37,680千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 3,217,872千円 | | | 97,630千円 | 29,562千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者(厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等)で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校修了前特例給付は、3歳以上小学校修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。</p> <p>【内容】 ・対象 小学校修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童(月額)5,000円 3人目以降の児童(月額)10,000円 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順) ・支給月 2月・6月・10月 (申請した月の翌月分から支給月の前月まで) ・支給児童数 延べ809,432人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 16年度決算 児童手当支給費 2,570,225千円 支給児童数 延べ463,616人</p> <p>【特定財源】 名称・金額・負担率 ①国 被用者児童手当負担金 440,424千円 8/10 ②国 非被用者児童手当負担金 102,665千円 1/3 ③国 特例給付負担金 264,605千円 10/10 ④国 被用者小学校修了前特例給付負担金 790,040千円 1/3 ⑤国 非被用者小学校修了前特例給付負担金 336,190千円 1/3 ⑥県 被用者児童手当負担金 55,053千円 1/10 ⑦県 非被用者児童手当負担金 102,665千円 1/3 ⑧県 被用者小学校修了前特例給付負担金 790,040千円 1/3 ⑨県 非被用者小学校第3学年終了前特例給付負担金 336,190千円 1/3</p> | <p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者(厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等)で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。(小学校修了前まで改正予定)</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童(月額)5,000円 3人目以降の児童(月額)10,000円 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順) ・支給月 2月・6月・10月 (申請した月の翌月分から支給月の前月まで) ・支給児童数 延べ20,160人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費(16年度) 93,910千円 現況届対象数(16年度) 806件 対象者数(16年度) 延べ16,815人</p> <p>【特定財源】 名称・金額・負担率 ①国 被用者児童手当負担金 18,360千円 9/10 ②国 非被用者児童手当負担金 8,800千円 4/6 ③国 特例給付負担金 6,000千円 10/10 ④国 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 33,000千円 4/6 ⑤国 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 16,000千円 4/6 ⑥県 被用者児童手当負担金 1,020千円 0.5/10 ⑦県 非被用者児童手当負担金 2,200千円 1/6 ⑧県 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 8,250千円 1/6 ⑨県 非被用者小学校第3学年終了前特例給付負担金 4,000千円 1/6 ※制度改正の対応：補正予算対応及び規則改正</p> | <p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持ち、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者(厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等)で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童(月額)5,000円 3人目以降の児童(月額)0,000円 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順) ・支給月 2月・6月・10月 (申請した月の翌月分から支給月の前月まで) ・支給児童数 延べ6,372人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費 37,680千円 現況届対象数(16年度) 336件</p> <p>【特定財源】 名称・金額・負担率 ①国 被用者児童手当負担金 4,704千円 9/10 ②国 非被用者児童手当負担金 2,370千円 4/6 ③国 特例給付負担金 1,680千円 10/10 ④国 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 8,550千円 4/6 ⑤国 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 4,140千円 4/6 ⑥県 被用者児童手当負担金 588千円0.5/10 ⑦県 非被用者児童手当負担金 1,185千円 1/6 ⑧県 被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 4,275千円 1/6 ⑨県 非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 2,070千円 1/6</p> | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---------|--------------------|---|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 12 | 助産施設母子生活支援施設入所委託事業 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| 担当課名 | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 根拠法令等 | こども育成課 児童福祉法 相模原市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 31,760千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 15,007千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【助産施設】 保健上の必要があるにもかかわらず、経済的な理由により出産が困難と認められる妊産婦を助産施設に入所させ、助産措置を受けさせることで、母子の保健保持を図るもの 市内助産施設 総合相模更生病院 のぞみ助産院 独立行政法人国立病院機構相模原病院</p> <p>【母子生活支援施設】 配偶者のない女子又はこれに準じる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させることで保護するもの</p> <p>【参考】 入所委託費 31,760千円 措置見込み数 助産施設入所 40人 母子生活支援施設入所 7世帯 平成16年度実績 助産施設入所 25人 母子生活支援施設入所 5施設に5世帯入所</p> <p>【特定財源】 名称・金額・負担率 助産施設生活支援施設入所者負担金 248千円 (措置見込み人数40人のうち要負担階層 (@62千円)を4人と見込んだ。) 児童福祉費負担金 14,759千円 1/2</p> | | | <p>該当なし 津久井保健福祉事務所において実施している事業である。</p> <p>該当なし 津久井保健福祉事務所において実施している事業である。</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---------|---|--|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 13 | (仮称) 子どもの権利条例制定事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 子どもの権利条約 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 100千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | 子どもの人権が保障される環境を確立するための方策について、子どもの権利条例の必要性や課題を含めて検討する。 ・啓発用パンフレット 100,000円 【参考】平成17年3月から18年3月まで、子どもの権利の主体として尊重し、子どもの権利が保障される環境を確立するための方策について子どもの権利条例の必要性や課題を含め検討をするため懇話会を設置した。 【名称】相模原市子どもの権利を考える懇話会 【委員人数】人数 8名 | | | 該当なし 『子どもの権利条例』の策定については、子どもにとって最善の利益が得られる配慮ができるように、児童憲章・児童権利宣言などを基に研究をすすめていきたいと考えております。 | |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | |
|----------------|---|--------------|--|--------------|--|--|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | | | |
| 15 | 次世代育成支援行動計画進管理事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | |
| 担当課名 | こども育成課 | 児童福祉課 | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | | | |
| 根拠法令等 | 次世代育成支援対策推進法 | 次世代育成支援対策推進法 | | 次世代育成支援対策推進法 | 次世代育成支援対策推進法 | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 300千円 | | | 0千円 | 0千円 | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に策定した「相模原市次世代育成行動計画（さがみはらいきいき親子応援プラン）」の進管理を市民等で構成する協議会で行う。</p> <p>【協議会の名称】 市次世代育成支援行動計画推進会議</p> <p>【委員人数】 14名</p> <p>【開催回数】 3回を予定</p> <p>【参考】 委員謝礼 学識経験者 2名×@12,600×3回 その他委員（公募市民を含む）12名×@5,000×3回 委員選考謝礼 20,000円 保育士謝礼 18,900円 施設使用料 5,000円</p> | | <p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定し、進管理を行う。</p> <p>【協議会の名称】 津久井町児童福祉協議会</p> <p>【委員人数】 22名（H17.4現在）</p> <p>【開催回数】 2回を予定</p> <p>【参考】 報酬 委員長 @7,700×2回=15,400円 委員 @7,200×2回×24名=345,600円 費用弁償 @600×2回×24名=28,800円</p> | | <p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に策定した「城山町次世代育成行動計画」の進管理を行い公表する。なお、進管理の方法については、既存の「保育所・児童センター運営委員会」で行っています。</p> <p>【委員人数】 11名</p> <p>【開催回数】 年2回</p> <p>【参考】 委員報酬は、既存の部会を活用するため次世代分では予算計上なし報酬</p> | | <p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に策定した「藤野町次世代育成支援行動計画」の進管理を市民等で構成する協議会で行う。</p> <p>【協議会の名称】 藤野町乳幼児期から青年期の保健福祉計画策定部会</p> <p>【委員人数】 14名を予定</p> <p>【開催回数】 年2回～3回</p> <p>【参考】 委員報酬については、既存の部会を活用するため、次世代分では予算計上はなし。</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 16 | ファミリー・サポート・センター推進事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要綱 相模原市ファミリーサポートセンター設置要綱 相模原市ファミリーサポートセンター事務取扱規程 相模原市ファミリーサポートセンター運営委員会要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 13,945千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 6,000千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 安心とゆとりをもって子育てができるように、子どもをもつ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人で行いたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援するために、「相模原市ファミリーサポートセンター」を運営する。</p> <p>【運営方法】 (社福) 相模原市社会福祉協議会に委託</p> <p>【運営体制】 ○センター事務局 ・所在地 (社福) 相模原市社会福祉協議会内(相模原市立あじさい会館) ・開設時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後7時30分まで ・アドバイザーの配置人数 4人(6時間勤務3人、3時間勤務1人) ○運営委員会 事業の充実を図るため、会員及びエリアポスト、協力施設長等で構成する運営委員会を設置 ・委員数 10名以内 ・開催回数 年3回程度 ○エリアポスト 市民にとって利用しやすい「しくみ」とするため、『エリアポスト(地域の窓口)』として、保育園・幼稚園・こどもセンターを指定。 ・箇所数 119箇所 (公立保育園17、民間保育園38、幼稚園45、こどもセンター19)</p> <p>【会員数】 1,239人(平成17年3月末現在) (利用会員 765人、援助会員 426人、両方会員 48人)</p> <p>【平成16年度相互援助活動件数】 14,238件</p> | | | 該当なし | 藤野町の「乳幼児期から青年期の保健福祉計画」に事業として位置づけているが未着手 |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|--|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 16 | ファミリー・サポート・センター推進事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【平成16年度説明会・講習会の開催状況等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○説明会 12回 ○ミニ説明会 4回 ○講習会 9回 ○随時研修（援助会員対象） 2回 ○会員交流会 2回 ○会報の発行 2回 <p>【特定財源】</p> <p>次世代育成支援対策交付金 6,000千円</p> | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|----------------|---|---------|--|-------------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 17 | 児童扶養手当の認定及び支給事務 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 児童扶養手当法 | | | 児童扶養手当法 | 児童扶養手当法 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 2,061,800千円 | | | 県において支出を行なう | 県において支出を行なう | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 687,266千円 | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給(月額) 41,880円 一部支給(月額) 9,880~41,870円 児童2人のとき 上記金額(月額)に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月(申請した月の翌月分から支給月の前月まで)</p> <p>【予算】 児童扶養手当支給費 2,061,800千円</p> <p>【特定財源】 名称 児童扶養手当負担金 金額 687,266千円 補助率 1/3</p> <p>【参考】 16年度実績 請求件数 763件 受給者数 (H17.3末) 4,112人</p> | | <p>【参考】 16年度実績 請求件数 7件 受給者数 (H17.3末) 28人 <全部支給 17名 一部支給 11名></p> | | <p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給(月額) 41,880円 一部支給(月額) 9,880~41,870円 児童2人のとき 上記金額(月額)に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月(申請した月の翌月分から支給月の前月まで)</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 16年度実績 請求件数38件 受給者数 (H17.3末) 115人 <全部支給 53名 一部支給 62名></p> | |
| | <p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給(月額) 41,880円 一部支給(月額) 9,880~41,870円 児童2人のとき 上記金額(月額)に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月(申請した月の翌月分から支給月の前月まで)</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 16年度実績 請求件数 14件 受給者数 (H17.3末) 31人 <全部支給 18名 一部支給 13名></p> | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---|---|---|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 19 | 事務事業名 母子・父子家庭等援護事業 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市母子・父子家庭等福祉手当支給要綱 相模原市母子・父子家庭等高校進学・就職支度金支給要綱 相模原市母子福祉資金等利子補給規則 相模原市補助金等に係る予算執行に関する規則 | | | 城山町母子・父子家庭等福祉交付金支給要綱 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 161,472千円 | | | 3,768千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>【目的】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子家庭等に対し、福祉手当を支給し福祉の増進を図る。</p> <p>【参考】 ・対象 対象者本人の市民税額が均等割課税以下に該当する母子・父子家庭等 支給額 1世帯（月額） 3,000円 平成18年度予算額 149,772千円 対象世帯 延べ49,924世帯</p> <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>【目的】 母子・父子家庭等の中学生が進学又は就職するときに支度金として支給し、激励するとともにその家庭の経済的負担を軽減する。</p> <p>【参考】 ・対象 12月1日現在市内に居住し、中学3年生を養育している母子・父子家庭等 支給額 児童1人につき 20,000円 平成18年度予算額 10,800千円 対象人数 540人</p> <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>【目的】 福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している人に対し、利子を補給し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【参考】 母子・寡婦・特別母子福祉資金のその年の償還を完了した人 支給額 その年に返済した利子相当額 平成18年度予算額 900千円</p> | <p>【参考】 ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子家庭 129世帯 ・町民税額が均等割課税以下に該当する父子家庭 1世帯</p> <p>【参考】 ・平成17.3末に中学3年生を養育している母子家庭 22世帯 ・平成17.3末に中学3年生を養育している父子家庭 0世帯</p> <p>【参考】 ・平成17.3末の母子家庭 190世帯</p> | <p>【参考】 ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子家庭 38世帯 ・町民税額が均等割課税以下に該当する父子家庭 2世帯</p> <p>【参考】 ・平成17.3末に中学3年生を養育している母子家庭 6世帯 ・平成17.3末に中学3年生を養育している父子家庭 0世帯</p> <p>【参考】 ・平成17.3末の母子家庭 60世帯</p> | <p>【母子・父子家庭等福祉交付金】</p> <p>【目的】 本町に在住し、18歳までの児童を監護している母子・父子家庭等の対象世帯に対し、月額2,000円の交付金を支給する。</p> <p>【参考】 平成18年度予算額 ・対象世帯数 157件 ・交付金額 3,768,000円 *所得制限については児童扶養手当法の所得制限を適用</p> <p>本町においては、 【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】 【母子福祉資金等利子補給】 【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 に相当するものはなし。</p> | <p>【母子・父子家庭等福祉手当】 該当なし</p> <p>【参考】 ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子家庭・・・把握していない。 ・町民税額が均等割課税以下に該当する父子家庭・・・把握していない。</p> <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】 該当なし</p> <p>【参考】 ・平成17.3末に中学3年生を養育している母子家庭・・・把握していない。 ・平成17.3末に中学3年生を養育している父子家庭・・・把握していない。</p> <p>【母子福祉資金等利子補給】 該当なし</p> <p>【参考】 ・平成17.3末の母子家庭・・・把握していない。</p> <p>本町においては、 【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 に相当するものはなし。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 20 | 母子相談事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 母子及び寡婦福祉法 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 14,709千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 89千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 母子（父子）家庭の就職や、子どもの養育に関する相談・福祉資金の貸付け指導等を行う。</p> <p>【内容】 母子自立支援員（非常勤特別職員）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所 ウェルネスさがみはら（2人） 南保健福祉センター（2人） 相模原福祉事務所津久井班（1人） ・ 日時 ウェルネスさがみはら 南保健福祉センター 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 （休憩：午後0時～午後1時） 相模原福祉事務所津久井班 火曜日 午前9時～午後5時 （休憩：午後0時～午後1時） ・ 報酬 週5日勤務（2人） @295,700×12月 週3日勤務（2人） @169,700×12月 週1日勤務（1人） @56,600×12月 <p>【参考】 報酬 11,170千円、共済費 1,192千円、 旅費 290千円、需用費 75千円 負担金 1,982千円</p> | | | <p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。</p> | <p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 21 | 母子家庭等自立支援事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行令 母子及び寡婦福祉法施行規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 17,185千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 12,795千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 母子家庭の母等の自立を図るため、各種セミナーの実施や給付金を支給し、就業・企業等を支援する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練終了後、給付金を支給する。 ・対象者 児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にあること等の要件を満たす母子家庭の母 ・対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など。 ・支給額 対象講座の受講料の40%相当額（上限20万円、下限8千円） <ul style="list-style-type: none"> ○母子家庭高等技能訓練促進費 母子家庭の母の就職に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成校での受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。 ・対象者 児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にあること等の要件を満たす母子家庭の母 ・支給期間 修業機関の最後の1/3に相当する期間（12ヶ月を上限とする）で、申請のあった日の属する月以降の各月において支給する。（修業期間の2/3を経過した日以後に申請可能） ・対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 ・支給額 月額10万3千円 <ul style="list-style-type: none"> ○母子家庭就業促進事業 母子家庭の母等の就業・起業、キャリアアップを図るため、就業準備や離転職に関するセミナーを行う。 ・事業内容 適職発見スターティングセミナーの開催 ・実施方法 (財)横浜市女性協会へ委託（県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市が協調して委託） | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|---|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 21 | 母子家庭等自立支援事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>○常用雇用転換金 一定の要件に該当する母子家庭の母を一定の訓練期間を経て常用雇用に転換した企業に対し、常用雇用転換6月後に常用雇用転換金を支給する。</p> <p>【予算】 就業促進委託料 225千円、 給付金及び促進費 16,960千円</p> <p>【特定財源】 名称 母子家庭等自立支援事業補助金 金額 12,795千円 補助率 3/4・1/2</p> <p>【補助金】 名称・金額 自立支援教育訓練給付金 @50,000×80件=4,000千円 母子家庭高等技能訓練促進費 @1,236,000×10件=12,360千円 常用雇用転換金 @300,000×2件=600千円</p> | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 22 | 母子家庭等日常生活支援事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行規則 母子家庭等日常生活支援事業実施要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 400千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 215千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 母子家庭等の生活上の困難を生活支援員の派遣により解決を手助けし、当該家庭の福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 母子家庭等の病気などによる家庭機能の低下の事態に対し、生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。</p> <p>【対象】 母子家庭、父子家庭及び寡婦</p> <p>【派遣事由】 母子家庭等の家族の傷病、冠婚葬祭や公的行事への出席、技術習得のための通学、就職活動、配偶者急死等の緊急事態（事由発生後概ね6ヶ月以内）など</p> <p>【派遣内容】 食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品等の買い物、医療機関への連絡等派遣日数同一家庭に1年間原則として10日以内</p> <p>【実施方法】 市母子寡婦福祉協議会へ委託</p> <p>【特定財源】 名称 母子家庭等日常生活支援事業補助金 金額 185千円 補助率 1/2</p> <p>【利用料】 所得に応じて負担金あり</p> <p>【参考】 派遣時間数（H18見込み）285時間</p> | | | <p>該当なし</p> <p>福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p> | <p>該当なし</p> <p>福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 23 | ひとり親家庭生活支援事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 700千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 350千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 ひとり親家庭等の親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、ひとり親家庭及び寡婦への生活支援事業を実施する。</p> <p>【対象】 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦</p> <p>【内容】 育児、健康づくり等の生活支援講習会、及び生活相談の実施</p> <p>【実施方法】 市母子寡婦福祉協議会へ委託</p> <p>【特定財源】 名称 ひとり親家庭生活支援事業補助金 金額 350千円 補助率 1/2</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 26 | 母親クラブ育成事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 教育委員会・社会教育課 |
| 根拠法令等 | 相模原市母親クラブ連絡協議会補助金交付要綱 | | | | 藤野町社会教育団体育成・活動補助金交付要綱 藤野町社会教育団体物品助成補助要綱 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 335千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 地域の母親が、子どもに対する正しい愛情と知識を高めるために学習し、子どもの生活環境を整備し、子どもの幸せを図ることを目的とした母親クラブ活動を支援する。</p> <p>【補助金】 ○事業費等補助 ・相模原市母親クラブ連絡協議会 @335千円</p> | <p>【参考】 ○単位クラブ数 4クラブ（17年4月現在）</p> | <p>【参考】 ○単位クラブ数 1クラブ（17年4月現在）</p> | <p>該当なし</p> <p>【参考】 本町においては、該当する母親クラブはないものと思われる。</p> | <p>該当なし</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|------------------------------------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 37 | 母子福祉資金貸付事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行令 母子及び寡婦福祉法施行規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 284,000千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 222,436千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 母子家庭・寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲助長を図るため資金の貸付を行う。</p> <p>【内容】 ①対象：母子家庭の母及び児童、父母のない児童（母子福祉資金貸付金）。 寡婦等（寡婦福祉資金貸付金）。</p> <p>②資金種別：13資金 （うち1資金は母子福祉資金貸付者のみ）。</p> <p>貸付利率は資金により無利子又は年利3%</p> <p>③償還期間：資金により3～10年</p> <p>【予算】 母子貸付金 279,000千円 寡婦貸付金 5,000千円</p> <p>【特定財源】 名称・金額 ○母子福祉資金貸付金元利収入 94,960千円 ○母子福祉資金貸付金利息収入 192千円 ○違約金 83千円 ○寡婦福祉資金貸付金元利収入 4,071千円 ○寡婦福祉資金貸付金利息収入 2千円 ○母子寡婦福祉資金貸付金貸付事業債 123,128千円</p> | | | <p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施している。</p> | |
| | | | | <p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施している。</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 41 | 特別児童扶養手当の調整事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき 都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令 | | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 神奈川県において支出 | | | 神奈川県において支出 | 神奈川県において支出 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 1,093千円(事務費委託金) | | | 30千円(事務費委託金) | 23千円(事務費委託金) |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【参考】 平成17年3月1日現在 受給者数 28人 対象児童 28人</p> <p>【内容】 相模原福祉事務所及び南福祉事務所が、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 こども育成課は、特別児童扶養手当に關係する電算帳票の打ち出しや打ち出し帳票の相模原福祉事務所及び南福祉事務所への送付、所得状況届に必要なデータの神奈川県との調整、特別児童扶養手当事務取扱交付金の申請・報告等の事務を行う。</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在 受給者数 724人 対象児童 746人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 1,093千円</p> | | | <p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【参考】 平成17年3月1日現在 受給者数 10人 対象児童 10人</p> <p>【内容】 福祉推進課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成17年4月1日現在 受給者数 19人 対象児童 22人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 30千円</p> | |
| | <p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【参考】 平成17年3月1日現在 受給者数 15人 対象児童 16人</p> <p>【内容】 健康福祉課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成17年3月1日現在 受給者数 15人 対象児童 16人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 23千円</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--|---|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 42 | ひとり親家庭等証明書等発行事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 特定者用定期乗車券発売規則（旅客鉄道株式会社公告） | | | 特定者用定期乗車券発売規則（旅客鉄道株式会社公告） | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 ○特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。 ○相模原市ひとり親家庭等施設利用証 相模川ふれあい科学館、博物館プラネタリウム、相模原麻溝公園ホニー乗車場の施設を、母子・父子家庭等が利用する場合、医療証等ひとり親であることを証明できるものを受付に提示すれば、施設使用料の優遇を受けられるが、証明できるものがない母子・父子家庭等に対して、申請に基づき相模原市ひとり親家庭等施設利用証を発行する。 ○神奈川県母子福祉入場優待証 母子家庭が、県の施設を利用するとき、施設使用料が割引（4施設）又は無料（7施設）となるため、神奈川県母子福祉入場優待証を発行する。 ○水道料金の減免 児童扶養手当を受けている方のいる世帯等について、水道料金のうち基本料金の額とその消費税相当額が減免される。申請は水道局であるが、児童扶養手当の現況届のときは、減免の申請書を預かり一括して水道局に達している。</p> <p>【参考】 平成16年度実績 特定者資格証明書の発行件数 98件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 471件 相模原市ひとり親家庭等施設利用証の発行件数 15件 神奈川県母子福祉入場優待証の発行件数 6件 水道料金の減免申請書進達件数 218件</p> | <p>【参考】 平成16年度実績 特定者資格証明書の発行件数 0件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件</p> | <p>【参考】 平成16+年度実績 特定者資格証明書の発行件数 0件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 0件</p> | <p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 ○特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。 ○相模原市ひとり親家庭等施設利用証 本町においては、該当するものはなし。 ○神奈川県母子福祉入場優待証 本町においては、該当するものはなし。 ○水道料金の減免 児童扶養手当を受けている方のいる世帯等について、水道料金のうち基本料金の額とその消費税相当額が減免される。受付は本町ではなく、水道局にて行なっている。</p> <p>【参考】 平成16年度実績 特定者資格証明書の発行件数 1件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件</p> | <p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 ○特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。</p> <p>【参考】 平成16年度実績 特定者資格証明書の発行件数 4件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 5件</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 43 | 子育て広場事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども育成課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | つどいの広場事業実施要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 9,241千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 7,000千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 こどもセンターなどの既存の施設を利用して、乳幼児（0～3歳）を持つ親が気軽に集える場の設置に取組むなど、地域の子育て支援の充実を図る。</p> <p>【内容】 子育て親子の交流、つどいの場の提供（親子遊び、おはなし会、絵本の会、季節の行事、ハンディキャップの会、マタニティの会）など</p> <p>【運営方法】 実施場所ごとに実行委員会を組織し、市から実行委員会に運営を委託する。</p> <p>【特定財源】 名称 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金） 金額 7,000千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 44 | 要保護児童対策地域協議会事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども家庭支援センター | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 児童福祉法 市要保護児童対策地域協議会設置要綱 | | | 城山町要保護児童対策地域協議会設置要綱 | 藤野町子ども虐待防止ネットワーク会議運営要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 196千円 | | | 52千円 | 54千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 26千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 「市要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童の早期発見、早期対応と児童虐待の防止を推進する。</p> <p>【構成員】 関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者 市、児童相談所、児童養護施設、民生委員児童委員、協議会、市医師会、市歯科医師会、市病院協会、市教育委員会、私立保育園長会、弁護士会、人権擁護委員会、警察署、幼稚園関係団体、小学校校長会、中学校校長会、</p> <p>【参考】 市要保護児童対策地域協議会組織 ①代表者会議 《構成機関、団体の代表者》 目的：要保護児童対策が円滑に運営されるための情報交換、協議、連携等 開催回数：年2回程度 委員謝礼：@12,600×5人×2回 @5,000×7人×2回</p> <p>②実務者会議 《庁内11課の要保護児童対策担当者、その他必要な機関の担当者》 目的：定期的な情報交換、要保護児童対策の検討、啓発活動等 開催回数：年6回程度</p> <p>③ケース会議 《個別の要保護児童等に関係する機関の担当者》 目的：要保護児童に対する具体的な支援内容の検討 開催回数：随時</p> | | | <p>【目的】 児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応のため関係機関相互における連携を図ること。</p> <p>【内容】 協議会事務局 福祉推進課 1 協議会 児童虐待への取り組みに関する情報交換、協議、連携に係る事項を掌握する。 構成員10名 城山町 民生環境部長 教育部長 関係機関 相模原児童相談所、津久井保健福祉事務所、津久井郡医師会、民生委員児童委員協議会、行政相談委員人権擁護委員連絡会、津久井警察署、津久井郡広域行政組合消防本部、校長会から各々推薦された方 開催数 年2回 委員謝礼 医師@10千円×1名×2回 その他@3千円×2名×2回</p> <p>2 全体会議 個別ケースに係る情報の共有及び対処方法の確認、助言及び決定に関する事項を掌握する 開催回数 年2回程度</p> <p>3 個別ケース会議 個別ケースの情報、経過、問題の把握、役割分担対処方法の検討を行う。 開催回数 随時</p> <p>【特定財源】 ・次世代育成支援対策交付金（ソスト交付金） 金額 26千円</p> | <p>【目的】 児童虐待の予防、早期発見及び適切な対応をするために、関係機関相互において連携をはかり、よりよい支援を行う。</p> <p>【内容】 事務局 健康福祉課 教育総務課 ①発見からサポートのシステム検討・構築 ②被虐待児童の把握 ③具体的援助内容の意見交換 ④虐待の啓発活動 ⑤虐待についての情報交換 ⑥関係機関との連携 ⑦研修活動 【構成会議】 ①代表者会議・ネットワークの総合的な推進 (年1～2回開催) ②実務担当者会議・ネットワークが円滑に機能できるように関係機関の連携を図る。 (年4回程度) ③ケース検討会議・個々のケースを検討してよりよい支援に活かす。 (随時開催)</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 9 | 家庭児童相談事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども家庭支援センター | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 厚生省事務次官通知（昭和39年） | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 5,472千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 41千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 家庭における乳幼児の養育・しつけ・発育に関する相談、指導とともに、学齢期の児童の全般的な相談を行う。</p> <p>【内容】 ○家庭児童相談員（非常勤特別職員）の設置 ・場所 ウエルネスさがみはら（2人） 南保健福祉センター（1人） ・日時 ウエルネスさがみはら 月～金曜日 午前9時～午後5時 南保健福祉センター 火・木・金曜日 午前9時～正午・午後1時～5時</p> <p>【参考】 報酬 5,220千円、@145,000×12月×3人 共済費 102千円、旅費 90千円、 需用費 45千円、年会費等負担金 15千円</p> | | | <p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している。</p> | <p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--|------------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 14 | 児童虐待防止事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども家庭支援センター | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 児童福祉法 児童虐待防止法 市要保護児童対策地域協議会設置要綱 | | | | 藤野町子ども虐待防止ネットワーク会議運営要綱 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 3,712千円 | | | | 54千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 児童虐待に迅速かつ適切に対応するとともに、児童虐待を未然に防止するための諸事業を実施する。</p> <p>【内容】 ①育児支援教室「AQUA」 育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親たちに、同じような悩みを抱えた「仲間に出会う場所」を提供し、心の内を話し合い、自らの悩みを見つめ直すことにより、不安やストレスを軽減し、より良い親子関係を築き、児童虐待の予防を図る。保健師、保育士がスタッフとなり月1回開催。</p> <p>②心理相談員（非常勤特別職職員）による専門相談 心理相談員による相談を実施する。</p> <p>③研修 関係者に対し児童虐待に対する知識を深め、虐待予防、早期発見、早期対応を図るための研修を実施する。</p> <p>【参考】 報酬 2,060千円 @13,200×52週×3回 賞金 372千円 育児支援教室保育士賞金 127,800円 心理相談非常勤保育士賞金 244,200円 報償費 280千円 児童虐待防止事業講師謝礼 @15,000×2時間×6回 MCG運営アドバイザー謝礼 @10,000×2時間×2回 支援検アドバイザー謝礼 @15,000×2時間×2回 旅費 100千円 需用費 680千円 使用料及び賃借料 100千円 備品購入費 120千円</p> | | | <p>該当なし（要保護児童対策地域協議会参照）</p> <p>【目的】 児童虐待の予防、早期発見及び適切な対応をするために、関係機関相互間において連携をはかり、よりよい支援を行う。</p> <p>【内容】 事務局 健康福祉課 教育総務課 ①発見からサポートのシステム検討・構築 ②被虐待児童の把握 ③具体的援助内容の意見交換 ④虐待の啓発活動 ⑤虐待についての情報交換 ⑥関係機関との連携 ⑦研修活動</p> <p>【構成会議】 ①代表者会議・ネットワークの総合的な推進（年1～2回開催） ②実務担当者会議・ネットワークが円滑に機能できるように関係機関の連携を図る。（年4回程度） ③ケース検討会議・個々のケースを検討してよりよい支援に活かす。（随時開催）</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|--------------------|--|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 44 | 育児支援家庭訪問事業 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども家庭支援センター | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成16年） | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 4,469千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 1,400千円 | | | | |
| | <p>【目的】 子どもの養育について支援が必要でありながら自ら支援を求めることが困難な家庭に対し保健師等の訪問による支援を実施する。</p> <p>【内容】 ・家庭内での育児に関する具体的な援助 ・産褥期の母子に対する育児指導や簡単な家事等の援助 ・未熟児や多胎児等に対する育児指導・栄養指導 ・養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導 ・若年の養育者に対する育児相談・指導 ・児童が児童養育施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援</p> <p>【参考】 報酬 3,895千円 @10,700×52週×3回×2人 @10,700×52週×1回×1人 報償費 40千円 育児・家事援助運営アドバイザー謝礼 賞金 324千円 育児・家事援助訪問員 講師謝礼 60千円 @15,000×2時間×2回 旅費 60千円 需用費 150千円、</p> | | | <p>該当なし</p> <p>保健推進課において新生児のいる家庭においては妊産婦新生児訪問指導事業で保健師等が訪問を行っているが、その事業内においてこどもの養育について支援が必要でありながら自ら支援を求めることが困難な家庭については訪問指導等による援助を実施している。</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|--|---|-------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 28 | 児童遊園維持管理事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども施設課 | | | 生涯学習課 | 教育委員会 社会教育課 |
| 根拠法令等 | 市立児童遊園要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 4,022千円 | | | 24千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 児童に安全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置した児童遊園の維持管理をおこなう。</p> <p>【内容】 市内62箇所の児童遊園の維持管理 平成15年度から地元自治会等のアダプト制度による活動支援を導入。</p> <p>アダプト制度に係る活動支援費 468,000円 管理する児童遊園の面積に応じて積算 基本額@19,000円+(面積-100㎡)×</p> <p>1,500円 光熱水費等需要費 314,000円</p> <p>施設賠償責任保険等役務費 155,000円 樹木選定・管理運営等委託料 1,689,000円 ひまわり児童遊園土地借料 1,396,000円</p> <p>【参考】 児童遊園 旧相模原市内 14箇所 総面積：14834.88㎡ 津久井地域 37箇所 総面積：11,643.77㎡ 相模湖地域 11箇所 総面積：9,598㎡ 合計 62箇所 36,076.65㎡</p> | <p>【目的】 古くから地域の広場として親しまれた児童遊園地や、町住環境整備条例に基づき設定された児童遊園地に小規模の遊具を設置し、児童の遊び場を提供する。</p> <p>【内容】 施設数 36箇所 (総面積 20,800.84㎡) 施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等 ※管理は町で行なっている。</p> <p>【参考】 17年度予算 ○消耗品費 38千円 ○水道代 54千円 ○施設、遊具修繕料 683千円 ○遊具点検委託料 619千円 ○原材料費 29千円</p> <p>※8箇所は地主から無償で借りている。有償で借りている児童遊園地はない。</p> | <p>【目的】 町内各地域に設置してある児童遊園地が、子供達にとって安全に遊べるよう、自治会、育成会に管理委託を依頼し、事故のないよう安全管理に努めるとともに、地域のふれあいの場として社会性の育成に努める。</p> <p>【内容】 施設数 12箇所 (1箇所整備予定) ・児童遊園地 11箇所 ・青少年広場 1箇所</p> <p>管理団体 自治会、育成会</p> <p>施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等</p> <p>※維持管理は自治会、育成会に委託する。(管理委託料@10,000円)</p> <p>【参考】 児童遊園 12箇所 (総面積：約9,743㎡)</p> | <p>【目的】 自治会からの要望により自治会内に児童の遊び場を提供する</p> <p>【内容】 施設数 10箇所 ・児童遊園地 4箇所 ・青少年広場 6箇所</p> <p>管理団体 自治会</p> <p>施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等</p> <p>※ 維持管理は自治会が行う 町から補助金等の交付はない 自治会と地権者で契約が必要な場合は、町と3者で土地使用貸借契約を行う。 その場合は町が地権者に謝礼を支払っている</p> <p>※ 箱型ブランコ等危険な遊具は公費にて撤去する</p> <p>○土地借用謝礼 24,000円 (8,000円×3人)</p> <p>【参考】 児童遊園地、青少年広場 10箇所 (総面積：20,182.18㎡) うち公的機関からの借用面積 8,201.18㎡</p> | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---------|---|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 29 | 子どもの広場助成事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども施設課 市子どもの広場設置要領 | | | 生涯学習課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 10,230千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 地域の子供たちの安全な遊び場として、自治会または青少年を育成する団体等が土地所有者と土地の無償使用賃貸契約を締結して設置・管理する「子どもの広場」に対して、各種助成をおこなうことによって広場の確保を図る。</p> <p>【内容】 子どもの広場を設置・管理する自治会等に対して経費の一部を補助する。</p> <p>【参考】 既存広場数 111ヶ所 総面積 176,338.11㎡ (平成18年4月1日)</p> <p>【補助金】 <input type="radio"/>運営費等補助金 施設賠償責任保険料補助金 補助率1/2 限度額10,000円 <input type="radio"/>建設事業補助金 整備費等補助金 設置 補助率1/2 限度額300,000円 整備 補助率1/2 限度額150,000円 撤去 補助率1/2 限度額200,000円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|-------|-------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 30 | 児童館管理運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども施設課 | | | 福祉推進課 | 教育委員会 社会教育課 |
| 根拠法令等 | 相模原市立児童館条例 相模原市立児童館条例施行規則 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 95,163千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊にし、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 (1) 児童館の概要 ○児童館数 25館 ○開設時間 平日 午後1時から午後5時まで 土曜日、日曜日、祝日 午前9時から午後5時まで ○休館日 年末年始 ○児童館での主な行事 こどもと高齢者のふれあい事業、作品展、卓球大会などを実施している。</p> <p>(2) 指導員 ○身分 相模原市非常勤特別職、日額報酬 3,640円 ○勤務体制 開設時間に1人勤務 ※行事等の準備のため年間60日の2人勤務がある ○任用者数 50人 ○任用期間 1年間の委嘱、更新有り</p> <p>(3) 運営形態 自治会長、民生委員、小学校の代表者、子ども会育成会等の地域の代表者からなる運営委員会を設立している。 運営委員会と事業委託契約を締結している。委託契約に基づき、契約額に応じて消耗品や行事等を実施している。</p> <p>【予算内訳】 ○運営費 76,626千円 館長・指導員の報酬、指導員研修 児童作品展等経費 事業委託 (25館) ○維持管理費 14,037千円 児童館25館の維持補修管理 ○維持補修費 4,500千円 児童館25館の修繕</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | |
|----------------|---|--------|-------------|--|---------|---|--------------------------------------|--|
| 合併協議事項番号 | 28 | 合併協議事項 | 各種事務事業の取扱い | | | 専門部会名 | 保健福祉部会 | |
| 事務事業番号 | 31 | 事務事業名 | 児童クラブ管理運営事業 | | | 協議ランク | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | |
| | | | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | こども施設課 | | | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 放課後児童健全育成事業費補助金 相模原市児童クラブ条例 相模原市児童クラブ条例施行規則 | | | | | | 藤野町放課後児童健全育成事業実施要綱 放課後児童健全育成事業補助金 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 329,670千円 | | | | | | 4,708千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 142,013千円 | | | | | | 1,151千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 ○施設数-独立施設 22クラブ、余裕教室型 14クラブ ○開設時間 ① 基本開設時間：授業終了時から午後6時まで(土曜日、休日を除き小学校の長期休業日は、午前8時から午後6時まで) ② 延長開設時間：午後6時から午後7時まで ○休日-日曜日、祝日、年末年始等 ○費用-児童クラブ育成料 月額8,000円を入会保護者から徴収。(直接クラブへ支払) ○クラブでの主な行事-七夕まつり、キャンプ、お楽しみ会、お誕生、クリスマス会、おもちつき会、豆まき、お別れ会などを実施。 (2) 指導員 ○身分-津久井町児童クラブの会職員 ○勤務体制-常勤5名、非常勤3名、その他3名 ○任用者数-約11名 ○任用期間-1年ごとの任用。更新あり。 (3) 運営形態 ○独立施設 津久井町児童クラブの会父母会と町が委託契約を締結。各クラブは、委託契約に基づく、契約額に応じて消耗品の購入や行事を実施。 【参考】 (H17年度) ・児童クラブ数 3施設 ・申請者数-1206名 ・入会者数-120名 ・指導員数-9名 【特定財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金 金額 4,730千円 補助率 2/3</p> | | | <p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 ○施設数-独立施設 1クラブ ○開設時間-放課後から午後6時30分まで(土曜日は午前8時30分から午後1時30分まで、長期休業日は、午前8時30分から午後6時30分まで) ○休日-日曜日、祝日、年末年始等 ○費用-児童クラブ育成料 月額8,500円を入会保護者から徴収。(直接クラブへ支払) ○クラブでの主な行事-螢のついで、キャンプ、もちつき、クリスマス会、お別れ会 (2) 指導員 ○身分-相模湖ぼんぼこ児童クラブ職員 ○勤務体制-指導員2名、非常勤2名、その他3名 ○任用者数-7名 ○任用期間-1年ごとの任用。更新あり。 (3) 運営形態 ○独立施設 相模湖ぼんぼこ児童クラブの会父母会と町が委託契約を締結。 【参考】 (H17年度) ・児童クラブ数 1施設 ・入会者数-17名 ・指導員数-7名 【特定財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金 金額 756千円 平成16年度決算額 1,705,370円</p> | | <p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 ○施設数-独立施設2クラブ 南小学校、名倉小学校 ○開設時間-放課後から午後6時30分まで(土曜日は午前8時30分から午後5時30分まで、長期休業日は、午前8時30分から午後6時30分まで) ○休日-日曜日、祝日、年末年始等 ○費用-児童クラブ育成料 月額10,000円を入会保護者から徴収。(直接クラブへ支払) ○クラブでの主な行事-キャンプ、夕涼み会、もちつき、お別れ会等 (2) 指導員 ○身分-藤野町児童保育運営委員会職員 ○勤務体制-指導員5名、非常勤1名、その他6名 ○任用者数-10名 ○任用期間-1年ごとの任用。更新あり。 (3) 運営形態 ○独立施設 藤野町児童保育運営委員会と町が委託契約を締結。 【参考】 (H17年度) ・児童クラブ数 2施設 ・入会者数-48名 ・指導員数-5名 【特定財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金 金額 1,151千円</p> | | |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|--|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 31 | 児童クラブ管理運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>(3) 運営形態</p> <p>○独立・余裕施設</p> <p>クラブごとに学校や自治会、民生委員等地域の代表者を構成員として運営委員会を設立し、運営委員会と市が事業委託契約を締結。</p> <p>各クラブは、委託契約に基づく、契約額に応じて消耗品の購入や行事を実施。</p> <p>【参考】</p> <p>(H18年度申請 3/1現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ数 36施設 ・申請者数-1831名 ・入会者数-1650名 <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ育成料(使用料) 103,811千円 ・児童クラブ運営費補助金(国庫支出金) 36,852千円 ・労働保険被保険者負担金(諸収入) 1,350千円 ・一般財源 187,657千円 | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 32 | 民間児童クラブ運営費補助金 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども施設課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市民間児童クラブ運営費等補助金交付要綱 相模原市民間児童クラブ運営費等補助金取扱い 額 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 18,134千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 7,620千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 民間で児童クラブを設置し運営している団体に対し、その経費の一部を補助することにより、公立児童クラブとの役割分担を踏まえつつ、地域における放課後児童の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 「施設運営費」 施設の維持管理・運営に要する費用 児童数（5月1日現在入会数）×20,000円</p> <p>「指導員処遇費」 児童数による。5～9人 900千円 5～35人 1,800千円 36～70人 2,700千円 71～ 3,600千円</p> <p>早朝加算 50千円 長期休業中に午前8時以前に開設 延長加算 270千円 18時を超えて1時間以上開設</p> <p>「施設費」 家賃相当額 10万円までは全額 10円を超える部分は1/2 (12万円を限度)</p> <p>「施設借換え時の支度金」 施設の借換え時に要する費用 家賃の2月分(240万円を限度)</p> <p>「開設時支度金」 開設時に必要な備品等を調達する資金 300万円を限度</p> <p>【参考】 17/5/1現在 補助対象児童クラブ 10クラブ 322人</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 33 | 児童クラブ整備事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども施設課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 児童福祉法 市児童クラブ条例 市児童クラブ条例施行規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 196,177千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 109,866千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 待機児童の多い児童クラブや老朽化の進んだ児童クラブの改修・建替えを行う。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 谷口台児童クラブ (独立施設 定員40人、延床面積80㎡を、定員70人 延床面積130㎡に再整備) 2. 大野児童クラブ (独立施設 定員40人、延床面積80㎡を、独立 施設定員70人、延床面積130㎡に再整備) 3. くぬぎ台児童クラブ (余裕教室 定員30人を独立施設 定員50人 延床130㎡に再整備) <p>【特定財源】 名称・金額・補助率(充当率) 児童クラブ整備事業補助金 8,666千円 1/2 社会福祉施設整備事業債(市債) 101,200千円 80%</p> <p>【補助金】 水道利用加入等負担金 100千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|---|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 35 | こどもセンター管理運営事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども施設課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市立こどもセンター条例 相模原市立こどもセンター条例施行規則 | | | 城山町立児童センター条例 城山町立児童クラブ条例 城山町立児童クラブ条例施行規則 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 414,070千円 | | | 20,828千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 100,847千円 | | | 8,485千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>○機能</p> <ol style="list-style-type: none"> 児童館の機能 (児童福祉法による児童厚生施設) 地域における健全育成活動を高める機能 放課後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) <p>○事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 健全な遊びを通じて行う児童への集団的・個別的指導 子ども会、母親クラブ等地域の関係団体の育成助長 その他児童の健全育成に必要な活動・事業 <p>【内容】</p> <p>○センターの概要</p> <ol style="list-style-type: none"> センター数：20館 (平成18年8月現在) 施設：遊戯室、集会室、幼児室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭または小広場 開館日：年末年始をのぞく毎日 開館時間：午前9時から午後5時(子ども会などの会合利用など専用利用は午後10時まで) 利用対象：主に幼児・児童生徒 地域関係団体等 職員体制 館長1名及び指導員4名または5名(1日当り)他に学校休業日などの繁忙時間に補助の非常勤職員を配置 運営助言：地域の関係団体で構成することもセンター運営委員会による <p>【参考】</p> <p>○(H18年度申請 3/1現在)</p> <p>児童クラブ入会申請者数 1205名 児童クラブ入会者数 1118名</p> <p>○運営費(20館) 293,014千円 報酬、賃金、研修費、センター事業委託費、備品購入費等</p> <p>○維持管理費(20館) 103,466千円</p> | | | <p>【目的】</p> <p>○機能</p> <ol style="list-style-type: none"> 子育て支援センター 地域における健全育成活動を高める機能 放課後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) <p>○事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 健全な遊びを通じて行う児童への集団的・個別的指導 子育て支援サークルなどの育成・支援 その他児童の健全育成に必要な活動・事業 <p>【内容】</p> <p>○センターの概要</p> <ol style="list-style-type: none"> センター数：1館 (平成18年4月現在) 施設：遊戯室、乳幼児室、工作室、相談室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭等 開館日：年末年始をのぞく毎日 開館時間：午前8時30分から午後5時(研修室・会議室の専用利用は、午前8時30分から午後9時30分まで) 利用対象：主に幼児・児童生徒等 職員体制 所長1名、指導員2名、事務員1名(1日当り) 運営助言：保育所・児童センター運営委員会による <p>【参考】</p> <p>○児童クラブ入会者数 65名 児童クラブ入会申請者数 90名</p> <p>○職員人数</p> <ol style="list-style-type: none"> 館長(非常勤職員) 1名 指導員(非常勤職員) <ol style="list-style-type: none"> センター担当 4名 児童クラブ担当 7名 事務員 1名 <p>○運営費(1館) 報酬、賃金、需用費、役員費、備品購入費等</p> <p>○維持管理費(1館)</p> <p>【特定財源】</p> <p>○児童クラブ育成料 2,580千円 ○放課後児童健全育成事業補助金 2,221千円 補助率2/3</p> | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|---|---|---------------------------------------|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 35 | こどもセンター管理運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【財源内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ育成料（使用料） 75,294千円 ・次世代育成支援対策交付金（国庫支出金） 2,000千円 ・こどもセンター活動事業費補助金（国庫支出金） 21,792千円 ・電話使用料（諸収入） 35千円 ・労働保険被保険者負担金（諸収入） 1,726千円 ・一般財源 313,223千円 | | <p>○子育て支援センター事業補助金 3,684千円 補助率2/3</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 36 | こどもセンター建設事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | こども施設課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 322,342千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 児童館の機能 (児童福祉法による児童厚生施設) 地域における健全育成活動を高める機能 放課後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) <p>各公民館区(23)に各1館のこどもセンターを整備する。</p> <p>【整備状況】</p> <p>20館整備(H18.8.1現在 大野南地区こどもセンター開館予定)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>大野台地区(H18年度整備、H19.4開設) 横山地区(H18年度設計、H19整備、H20.4開設) 陽光台地区(H19年度設計、H20整備、H21.4開設)</p> <p>【センターの概要】</p> <p>述べ床面積 約600㎡ 施設: 遊戯室、集会室、幼児室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭または小広場</p> <p>平成18年度事業費</p> <p>(1) 大野南地区こどもセンター建設事業 (工事工期17.10~18.7、18.8開館) 181,000千円 (※) ※継続事業のため、181,000千円は平成17年度及び平成18年度に係る建設事業費である。 ・開設準備経費(初度調弁備品・消耗品等) 11,966千円</p> <p>(2) 大野台地区こどもセンター建設工事 (工事工期18.6~19.3、19.4) 173,060千円 ・開設準備経費(初度調弁備品・消耗品等) 11,966千円</p> <p>(3) 横山地区こどもセンター建設事業 平成18年度 設計委託等、 (平成19年度 建設工事、20.4開館) 8,850千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|--|---------|---|-------------------------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 6 | 保育料 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課・収納課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 市保育所入所者費用徴収規則 | | | 城山町立保育所条例 城山町立保育所条例施行規則 | 藤野町保育の実施に関する条例 藤野町保育の実施に関する規則 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 1,935,549千円 | | | 50,532千円 | 10,796千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【参考】 ①保育所分（私立+公立） 入所児童見込数 3,268人 約63,915千円</p> <p>【内容】 ①年齢区分 3歳未満児、3歳児、4歳以上 ②階層区分 保護者の所得に応じて26階層</p> <p>【参考】 ①保育所分（私立+公立） 1,912,453,840千円 ②延長保育負担金（公立） 14,212千円 ③児童保育園分（公立） 8,883千円</p> | | <p>【参考】 ①保育所分（管内分） 16,388千円</p> | | <p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 ①年齢区分 3歳未満児、3歳以上児 ②階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 ①保育所分（私立+公立） 入所児童見込数 2,436人 約50,532千円</p> | <p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 ①年齢区分 3歳未満児、3歳、4歳以上 ②階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 ①保育所分（管内・委託分） 10,796千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--|---|--|------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 公立保育所の管理運営 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 市一般職の臨時的任用職員等の給与及び勤務条件に関する規則 | | | 城山町職員の給与に関する条例、城山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、城山町臨時的任用職員及び非常勤職員の給与等に関する規則 | 藤野町臨時職員給与等に関する規則 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 854,996千円 | | | 61,009千円 | 34,651千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 62,510千円 | | | 15,630千円 | 12,813千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <p>①保育所の職員数（H17.4.1現在） 保育士数（正規職員） 319人 （各保育園に園長、副園長、地域担当各1名配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 3：1 1歳 4：1（国6：1） 2歳 6：1 3歳 20：1 4歳 30：1 5歳 30：1 ※ 障害児対応は障害児4人に対して保育士1名の割合</p> <p>②調理作業員（正規職員） 42人 ・調理作業員の配置基準 定員60名に対して正規職員1名を配置 さらに各園に非常勤職員（午前中3時間30分）1名配置</p> <p>③庁務作業員の配置 各園に非常勤職員（午後4時間）1名配置</p> <p>④公立保育所の産育休・傷病休等代替職員の雇用 臨時的任用職員（産休、育休、傷病等） 約述べ20,200人 非常勤職員（年休、週休、土曜補充等） 約述べ48,000人</p> <p>【参考】 ○産育休・傷病休等の代替職員にかかる経費 428,864千円 ○備品購入・給食膳材料の購入等、施設運営にかかる経費247,246千円 ○燃料費・警備委託等施設の維持管理にかかる経費112,949千円 ○施設修繕にかかる経費32,965千円 ○各保育園の保育教材及び消耗品にかかる経費32,972千円</p> | <p>【内容】</p> <p>①保育所の職員数（H17.4.1現在） 保育士数（正規職員・但し、所長は課長兼務のため除く） 35人 （各保育所に所長代理、または所長補佐を配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 3：1 1歳 4：1（国6：1） 2歳 6：1 3歳 15：1（国20：1） 4歳 30：1 5歳 30：1 ※ 障害児対応は障害児1人に対して保育士1名の割合</p> <p>②調理作業員（正規職員） 7人（正規職員5名 臨時職員2名） 7人とも常勤職員である。 その他週3回6時間で4人を配置 栄養士が5保育所で1名</p> <p>③庁務作業員の配置 なし</p> <p>④公立保育所の産育休・傷病休等代替職員の雇用 臨時的任用職員（産休、育休、傷病等） 年間 2名分 非常勤職員（年休、週休、土曜補充等） 延べ1,590人、他延長保育10人4,840時間</p> <p>【参考】 ○産育休・傷病休等の代替職員にかかる経費 4,473千円 ○備品購入・給食膳材料の購入等、施設運営にかかる経費53,958千円 ○燃料費・警備委託等施設の維持管理にかかる経費8,724千円 ○施設修繕にかかる経費948千円 ○各保育園の保育教材及び消耗品にかかる経費2,600千円</p> | <p>【内容】</p> <p>①保育所の職員数（H16.4.1現在） 保育士数（正規職員） 9人 （各保育園に園長、園長補佐を配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 受け入れなし 1歳 4：1（国6：1） 2歳 6：1 3歳 20：1 4歳 30：1 5歳 30：1</p> <p>②調理作業員（正規職員） 3人</p> <p>③庁務作業員の配置 なし</p> <p>④非常勤職員（年休、週休、土曜補充等） 約述べ10人</p> <p>【参考】 ○報酬 590千円 ○臨時職員賃金 4,767千円 ○報償費 6千円 ○需要費 10,101千円 ○役員費 486千円 ○委託料 872千円 ○使用料及び賃借料 163千円 ○工事請負費 0千円 ○備品購入費 67千円 ○負担金、補助金及び交付金 30千円</p> | <p>【内容】</p> <p>①保育所の職員数（H17.4.1現在） 保育士数（但し、所長を除く） 29人（正規職員7名臨時職員22名） （各保育園に所長を配置）</p> <p>・保育担当職員の配置基準 年齢 園児：保育士 0歳 3：1 1歳 5：1 2歳 6：1 3歳 15：1 4歳 30：1 5歳 30：1 ※ 障害児対応は障害児1人～2人に対して保育士1名の割合</p> <p>②調理作業員（正規職員） 5人（正規職員2名 臨時職員3名） 4名常勤職員、1名非常勤職員である。</p> <p>③庁務作業員の配置 各園に非常勤職員1名配置（外部委託） <5時間～6時間> 1人（臨時職員）</p> <p>④公立保育所の産育休・傷病休等代替職員の雇用 臨時的任用職員（産休、育休、傷病等） 1名 約述べ74日</p> <p>【参考】 ○報酬 738千円 ○臨時職員賃金 36,187千円 ○報償費 18千円 ○需要費（消耗品・膳材料費・光熱水費・施設修繕費等）8,470千円 ○役員費 506千円 ○委託料 9,406千円 ○使用料及び賃借料 145千円 ○備品購入費 211千円 ○負担金、補助金及び交付金 2,714千円 ○備償補填及び賠償金 50千円</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|-----------------------------|---------|--|--------------------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 8 | 事務事業名 認定保育室補助金 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市認定保育室助成金交付要綱 | | | 城山町認定保育施設補助金交付要綱 認定保育施設補助金交付要綱 | 藤野町小規模保育施設運営費補助金要綱 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 315,372千円 | | | 2,304千円 | 2,169千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 576千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>○中核市移行に伴う、市単独事業</p> <p>【目的】 増大する保育需要に対応するため、相模原市認定保育室に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>①児童定員 10人以上 ②開所時間 原則として、1日11時間以上 ③施設責任者 保育士・看護師・助産師またはこれと同等と認めるもの ④職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 ⑤設備 良好な保育環境が確保されていること ⑥災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施</p> <p>【参考】（H17.4.1現在） ・市内施設数 23箇所 ・入所児童数 693人</p> <p>【参考】 ・町外の認定保育施設（室）への入所児童数 0歳児 1人 1歳児 1人 2歳以上児 6人</p> | | | <p>【目的】 増大する保育需要に対応するため、保育に欠ける児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>①児童定員 10人以上 ②開所時間 原則として、1日11時間以上 ③施設責任者 保育士・看護師・助産師またはこれと同等と認めるもの ④職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 ⑤設備 良好な保育環境が確保されていること ⑥災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施</p> <p>* 認定の審査については、神奈川県が行なう。町は、認定された保育施設に対して児童の年齢や児童数に応じた助成を行なう。</p> <p>【参考】 ・町外の認定保育施設（室）への入所児童数 2人（相模原市2園） ・町内認定保育施設への入所児童数 10人（H18.3認定）</p> | |
| | <p>【目的】 保育需要の多様化に対応するため、保育にかける児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>①児童定員 5人以上60人未満 ②開所時間 原則として、1日8時間以上 ③施設責任者 保育士・看護師・またはこれと同等と認めるもの ④職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 ⑤設備 良好な保育環境が確保されていること ⑥災害対策 防災設備</p> <p>* 認定の審査については神奈川県が行なう。町は、認定された保育施設に対して児童の年齢や児童数に応じた助成を行なう。</p> <p>【参考】 ・町外の認定保育施設（室）への入所児童数 0人</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|--|---|---|--|-------|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | |
| 9 | コミュニティ保育推進事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 市コミュニティ保育推進事業補助金交付要綱 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 5,099千円 | | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 家庭で乳幼児の養育をしている保護者の育児不安や孤立感などの解消手段の一つとして、地域で親子のグループを作り保育を通して、育児知識や技術を高めるコミュニティ保育活動を促進する。</p> <p>【参考】 ・グループ数 1 ・対象者数 約30人</p> <p>【内容】 ○小学校就学前の児童が10名以上在籍し、原則として週1回以上1回2時間以上の活動を行うグループに対して助成する。 ○助成内容 運営費：年額40,000円+乳幼児数×1,600円 保険料800円×乳幼児数</p> <p>【参考】 ・グループ数 50 ・対象者数 約1,300人</p> | <p>【参考】 ・ファミリー・サポート・グループ 1 ・育児サークル 3 対象者数 約35人</p> | <p>該当なし</p> <p>【参考】 ・グループ数 4 ・対象者数 約40人</p> | <p>該当なし</p> <p>(参考) グループ数 5 対象人数 53人</p> | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|---|-------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 10 | 児童福祉関係団体補助金 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 306千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 児童福祉関係団体に補助を行い、児童福祉行政の活性化を図る。</p> <p>【参考】 ①～④間での対象団体数 0</p> <p>【内容】 ①相模原保育ウイーク実行委員会補助金 相模原保育ウイーク（保育所等の保育内容を地域住民に理解並びに周知するためのイベント的なもの）を行う実行委員会に、保育ウイーク実施のための活動費用を助成する。 ②相模原保育室連絡協議会 相模原認定保育室の代表者が相互の情報交換や勉強会を実施するための活動費用を助成する。</p> <p>【参考】 補助予定額 ① 270千円 ② 36千円</p> | | <p>【参考】 ①～④間での対象団体数 0</p> | | <p>該当なし</p> <p>【参考】 ①～②間での対象団体数 0</p> |
| | | | | | <p>該当なし</p> <p>【参考】 ①～④間での対象団体数 0</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---|--|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 11 | 入所児童災害見舞金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 市児童生徒災害見舞金条例 | | | 城山町立学校等災害見舞金支給条例 城山町立学校等災害見舞金支給条例施行規則 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 130千円 | | | 10千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 保育所等の管理下における入所児童の負傷、疾病、身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付する。</p> <p>【内容】 医療見舞金 1～36万円 障害見舞金 10～200万円 死亡見舞金 200万円 特別見舞金 20万円以内 歯科見舞金 歯1本につき、5万円</p> <p>【参考】 偶発性が高い給付のため、特にありません。 (平成16年度決算金額 54千円)</p> <p>*上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害給付金があります。</p> | <p>【参考】 件数 10件（スポーツ振興センターへの請求）</p> | <p>【目的】 保育所等の管理下における入所児童の負傷、疾病、身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付する。</p> <p>【内容】 医療見舞金 1～35万円 障害見舞金 5～100万円 弔慰見舞金 100万円</p> <p>【参考】 偶発性が高い給付のため、特にありません。 (平成16年度決算金額 0千円)</p> <p>*上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害共済見舞金があります。</p> | <p>該当なし</p> <p>【参考】 独立法人日本スポーツ振興センター、災害共済に加入</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|--------------------|--|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 12 | 民間保育所入所児童保育委託 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 市保育所入所児童委託費支弁要綱 市保育所運営委託料交付要綱 市障害児保育推進事業委託料交付要綱 市開所時間延長促進事業委等委託料交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 5,213,618千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 2,302,263千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的及び内容】</p> <p>①保育所入所児童保育委託 相模原市が児童福祉法第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合の、保育の実施に要する費用につき、第45条の最低基準を維持するために要する費用を民間保育所に委託料として支出する。</p> <p>②保育所運営助成 保育所における児童及び職員の処遇向上を図るため、運営費の一部を民間保育所に対して助成する。</p> <p>③障害児保育推進事業委託 障害児の処遇向上を図るため、障害児を受け入れている民間保育所に、保育士の加配等に対して助成する。</p> <p>④開所時間延長推進事業委託 開所時間を延長して保育需要への対応を図るため、11時間開所に伴う経費の一部を民間保育所に対して助成する。</p> <p>【参考】</p> <p>①対象：民間保育所 38施設 (内分園2施設) 事業経費3,716,575千円</p> <p>②対象：民間保育所 38施設 (内分園2施設) 事業経費1,120,809千円</p> <p>③対象：障害児を受入している民間保育所 (対象障害児：年間延べ600人) 事業経費70,064千円</p> <p>④対象：民間保育所 38施設 (内分園2施設) 事業経費164,148千円</p> | | | <p>該当なし</p> <p>* 城山町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・探暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p> | |
| | | | | <p>該当なし</p> <p>* 藤野町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・探暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 13 | 民間保育所助成費 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 市乳児保育推進事業委託料交付要綱他 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 355,227千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 104,709千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的及び内容】</p> <p>民間保育所が行う特別保育拡充、施設整備等の、運営費の一部の補助を行う。具体的には次の12項目。</p> <p>①乳児保育促進事業補助金 ②施設整備費補助金 ③借入償還金補助金 ④土地賃借料補助金 ⑤分園施設賃借料補助金 ⑥分園運営費補助金 ⑦運営資金貸付金 ⑧一時保育促進事業補助金 ⑨時間延長型保育事業補助金 ⑩休日保育推進事業補助金 ⑪病後児保育事業 ⑫産休等代替職員雇用費補助金</p> <p>【参考】</p> <p>①対象：12施設 事業費17,512千円 ②対象：3施設 事業費43,716千円 ③対象：17施設 事業費51,759千円 ④対象：8施設 事業費6,141千円 ⑤対象：4施設 事業費19,265千円 ⑥対象：3施設 事業費8,159千円 ⑦対象：民間保育所職員の期末勤勉手当支給の不足時 事業費25,000千円 ⑧対象：32施設 事業費59,400千円 ⑨対象：36施設 事業費100,100千円 ⑩対象：4施設 事業費5,142千円 ⑪対象：1施設 事業費10,420千円 ⑫対象：産休等代替職員を雇用する民間保育所 事業費8,613千円</p> | | | <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。</p> | <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | | | |
|---------------|--|---------|---|------------------|---|--|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | | |
| 14 | 家庭保育福祉員委託事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | | |
| 根拠法令等 | 市家庭保育福祉員に関する規則 | | | 城山町家庭保育福祉員に関する規則 | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 510千円 | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 63千円 | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（3歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 次の9項目を委託。 ①保育単価基本分 児童1人あたり@87,070円 ②給食助成費 児童1人あたり@ 8,200円 ③光熱水費 児童1人あたり@ 400円 ④長時間保育費 月 5,500円 ⑤採暖費（10～3月） 月 2,500円 ⑥代替雇用助成費 福祉員1人あたり 月26,040円 ⑦健康診断助成費 7,680円 ⑧委託特別調整費 42,240円 ⑨保育奨励金 26,000円</p> <p>【参考】 当該事業は平成16年度末で事業廃止。</p> | | <p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（2歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 今年度申請なし</p> <p><歳出> 委託料 1歳以下56,000円 2歳 51,000円 保育奨励費 26,000円 (6ヶ月以上の受託者)</p> <p>【特定財源】 <歳入> 家庭保育福祉事業負担金 236,000円</p> <p>【参考】 平成17年度は科目立てのみ</p> | | <p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（3歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 2歳未満児1名（12ヶ月）の保育を1名の家庭保育福祉員に委託 <歳出> 委託料 85,000円×6ヶ月×1人=510,000円 【特定財源】 <歳入> 家庭保育福祉事業負担金 62,100円</p> <p>【参考】 平成17年度実績なし</p> | | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|---|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 15 | 保育所施設整備事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 48,521千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 相模原保育園の老朽化等に伴う施設整備を行う。並びに田名保育園の移転に伴う建替工事を行う。</p> <p>【内容】 ○相模原保育園改修関係 仮設園舎土地賃借、仮設園舎建設（リース）、平成17年度以降改修工事予定。 ○田名保育園移転関係 平成18年度建設、平成19年度現園舎解体（現在の園舎から別の敷地へ移設となる）。</p> | | | <p>該当なし</p> <p>【参考】 待機児童解消のための保育室等の増築（改築）、老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。</p> | |
| | | | | <p>該当なし</p> <p>【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---------|---|---|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 16 | 公立保育所民営化推進事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市公立保育所活性化・民間移管計画 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 410千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 多様化する保育ニーズへの対応、民営化により生じる人材の有効活用、限られた財源の有効活用を図るため、現在の公立保育所の一部を、設置主体運営主体ともに民間に移管を行う。 （民設民営）</p> <p>【内容】 文京保育園、古淵保育園の民営化に向けて運営法人を選定するための委員謝礼。</p> <p>【参考】 今後の民営化予定 平成20年度 南大野保育園 平成21年度 文京保育園 平成22年度 古淵保育園 以上3園</p> | | | <p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p> | |
| | | | | <p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---------|--------------------|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 17 | 保育所の設置認可等 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保育課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市民間保育所設置認可等事務取扱要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <p>○認可を行おうとする法人（若しくは個人）との事前協議</p> <p>○児童福祉審議会への報告</p> <p>○施設認可、変更認可に係る指導</p> <p>【参考】1</p> <p>平成17年度認可実績 1園 （平成17年4月1日付 私立保育園）</p> <p>当該保育所の設置認可事務については、民間保育所の施設整備とあわせて2名の担当職員で行っている。認可の件数や内容によって事務量は異なってくるため、一概に当該事務の必要人員は確定できないが、書類の数量も多く事前協議等に時間がかかるため、最低1名の人員は必要と思われる。</p> <p>【参考】2</p> <p>平成17年4月1日現在</p> <p>①保育所一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育園 17園 ・ 民間保育園 36園（内2園に分園あり） ・ 認可外保育園 60園（内23園は認定保育室） <p>※ 認定保育室 一定以上の基準に達している認可外保育施設に対して助成費を交付。</p> <p>②公立・民間保育園定員 6,328人 内 公立 2,210人 民間4,118人</p> <p>③入所児童数 6,608人 内 公立 2,250人 民間4,358人</p> | | | <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>神奈川県で行なっている事務事業である。</p> | <p>該当なし</p> <p>【参考】1</p> <p>神奈川県で行なっている事務事業である。</p> <p>【参考】2</p> <p>平成16年4月1日現在</p> <p>①保育所一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育所 1カ所 |

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|--|-------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 18 | 事務事業名 認可外保育施設支援事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 保育課 相模原市届出保育施設助成金交付要綱 | | | 福祉推進課 城山町届出保育施設利用者支援事業補助金交付要綱 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 2,298千円 | | | 108千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 52千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 届出保育施設の入所児童の健康や安全・衛生面において適切な保育が行われるよう助成を行う。 ・補助内容 入所児童の健康診断 調理・調乳担当職員の保健検査 施設賠償責任保険 3項目の助成基準額の2/3を補助 <p>【参考】 (H17.4.1現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内施設数 20施設 ・入所児童数 324人 | | | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 届出保育施設の入所児童の健康や安全・衛生面において適切な保育が行われるよう助成を行う。 ・補助内容 入所児童の健康診断 調理・調乳担当職員の保健検査 施設賠償責任保険 3項目の助成基準額の2/3を補助 <p>【参考】 (H17.4.1現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内施設数 2施設 ・入所児童数 30人 | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 9 | 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・審査部会 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市社会福祉審議会： 社会福祉法第7条第1項、相模原市社会福祉審議会条例 身体障害者福祉専門分科会： 社会福祉法第11条、社会福祉審議会条例第6条 審査部会： 社会福祉法施行令第3条、社会福祉審議会条例第7 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 4,018千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 障害者福祉に関する事項等を調査・審議する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 身体障害者福祉専門分科会（22名うち13名は臨時委員）</p> <p>○審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉に関する事項の調査審議 ・身体障害者更生支援施設又は養護施設の事業停止又は廃止を命ずる場合の意見 <p>2 審査部会（14名）</p> <p>○審議事項</p> <p>＜身体障害者の障害程度に関する事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害が法別表に該当しないと認める場合の諮問の実施 <p>＜身体障害者手帳交付に係る診断書交付医師に関する事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳交付のための診断書を交付する医師の指定及び取消に関する意見 <p>＜更生医療を担当する医療機関に関する事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生医療を担当させる医療機関を市長が指定又は取り消す場合の意見 ・指定更生医療機関の医療種類の変更申請に対し、市長が承認することへの意見 <p>○開催回数（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会 年3回開催 ・審査会 年24回開催（月2回） <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉専門分科会：22名うち13名は臨時委員 日額報酬12,600円 ○審査部会：14名 日額報酬19,000円 ○身体障害者手帳交付件数（平成16年度） <ul style="list-style-type: none"> ・交付件数：1,537件/年 ・紛失等再交付件数：286件/年 ○身体障害者手帳交付に係る診断書交付医師の指定：51人（平成16年度） ○更生医療を担当させる医療機関（指定更生医療機関）の指定等（平成16年度） <ul style="list-style-type: none"> ・指定：4件 ・変更：0件 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|--|--------------------------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 10 | 社会福祉協議会補助金（障害者・高齢者財産安全管理センター運営費） | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 | | | 城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 11,277千円 | | | 0千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 日常生活（在宅）において、財産の保全または管理が困難な意思能力のある障害者及び高齢者の権利を擁護し、居宅生活の安定を図る。</p> <p>【内容】 ○実施主体：（福）相模原市社会福祉協議会 ○実施内容 （1）日常的金銭管理サービス 日常生活に必要な預貯金の出し入れや公共料金等の支払の代行等を行う。 （2）書類等預かりサービス 定期及び定額の預貯金通帳、実印、不動産の権利証等を金融機関の貸金庫を利用して保管する。 （3）権利擁護相談 弁護士による権利擁護相談等 （4）福祉サービス利用支援サービス 福祉サービスに関する情報提供、手続きの援助及び利用料の支払（代行、代理等）、苦情解決制度の利用援助等を行う。</p> <p>【参考】 <対応> ○専門員：4名○生活支援員：5名 <賃金、報償費（平成18年度）> ○専門員：4名（賃金@174,500円×延べ48月＝8,376,000円） ○生活支援員：5名（賃金@840円×6時間×500日＝2,520,000円） ※審査会委員等報償費 ○審査会委員謝礼（@12,600円×4回×4人＝201,600円） ○顧問弁護士謝礼（@30,000円×12月×1人＝360,000円） <契約状況> ○平成18年度予算 ※（ ）内障害者数再掲 ・保全サービス：54（16）件 ・管理サービス：215（80）件 ・利用支援サービス：215（80）件 ・弁護士による権利擁護相談：35件</p> | | <p>平成17年度で廃止 平成13年度補助金廃止 地域福祉権利擁護は城山町社会福祉協議会で実施</p> <p>【参考1】 地域福祉権利擁護事業（県社協委託） 日頃のちょっとしたお手伝いをする事により、住みなれた家で、（地域）で暮らせるように支援するため、次の業務を実施する。 （対象：痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者） ①福祉サービスの利用援助 福祉サービスを利用するための手続き、利用料を支払う手続き等 ②日常的な金銭管理サービス 年金および福祉手当の受領に必要な手続き、医療費を支払う手続き等 ③書類等の預かりサービス 年金証書、預貯金の通帳等の保管 ④契約締結審査委員会を相模湖社協と合同開催 締結委員会委員5人（弁護士・医師・学識経験者・精神保健福祉士・社会福祉士）</p> <p>【参考2】 対応 専門員「社会福祉協議会常勤職員」1名 専門員「社会福祉協議会非常勤職員」1名</p> <p><契約状況> ○平成17年度予算 ①福祉サービス利用援助：60件 ②日常的な金銭管理サービス：60件 ③書類等預かりサービス：12件</p> | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 11 | 福祉バス提供事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市福祉バス提供事業実施要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 6,426千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 福祉団体が目的遂行のために行う行事に使用するバスを提供することにより、経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 ○対象：福祉団体等（身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者等） ○実施方法：利用団体の申請に基づいて提供する。（1回につき2日間を限度とする。） ○利用者負担：無料</p> <p>【参考】 ○提供団体数（平成18年度予算）17団体 <障害者団体> （身体障害者関係） ・相模原市身体障害者連合会 ・相模原市肢体障害者協会 ・相模原市視力障害者協会 ・相模原市聴覚障害者協会 ・相模原市車いす友の会 ・相模原市肢体不自由児者父母の会 ・相模原市傷痍軍人会 ・相模原市腎友会 ・生きる会（脳性マヒ者） （知的障害者関係） ・（社）相模原市手をつなぐ育成会 ・あじさい・青年学級（知的当事者） ・やまびこ会（相模原市自閉症児・者親の会） （精神障害者関係） ・みどり会（相模原市精神障害者家族会） （障害その他） ・相模原市障害者地域作業所等連絡協議会 （その他） ・相模原市戦没者遺族会 ・相模原市原爆被災者の会 ・相模原市母子寡婦福祉協議会 ○バス台数：日帰り40台、宿泊14台 計54台</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|--|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 12 | 障害者福祉団体補助金 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 | | | 城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則 | 藤野町福祉団体活動補助金交付要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 3,513千円 | | | 230千円 | 60千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 ○対象：市内福祉団体14団体 ○実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 ○交付団体(14団体) ①市障害児者福祉団体連絡協議会 225千円 ②みどり会(市精神障害者家族会) 135千円 ③市身体障害者連合会 405千円 ④市傷痍軍人会 133千円 ⑤市肢体不自由児者父母の会 135千円 ⑥市腎友会 135千円 ⑦市失語症友の会 135千円 ⑧津久井町身体障害者福祉会 219千円 ⑨津久井町肢体不自由児者父母の会 54千円 ⑩相模湖町身体障害者福祉会 80千円 ⑪市手をつなぐ育成会 135千円 ⑫市自閉症児・者親の会 135千円 ⑬市障害者地域作業所等連絡協議会(福祉シヨップ含む) 1,533千円 ⑭津久井町のぞみの会 54千円</p> | <p>【参考】 ○交付団体(3団体) ①町身体障害者福祉会 ②町肢体不自由児者父母の会 ③町のぞみの会</p> | <p>【参考】 ○交付団体(1団体) ①相模湖町身体障害者福祉会</p> | <p>【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。</p> <p>【内容】 ○対象：町内福祉団体3団体 ○実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 ○交付団体(3団体) ①町身体障害者福祉会 160千円 ②町肢体不自由児父母の会 45千円 ③町めばえ会 25千円</p> | <p>【目的】 会員各位の親睦を深めつつ、福祉の向上を図るため補助金交付する。</p> <p>【内容】 ○対象：町内福祉団体1団体 ○実施方法：利用団体の申請に基づいて助成する。</p> <p>【参考】 ○交付団体(1団体) ①藤野町たんぼぼの会 60千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------------|--|---------|---|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 13 | 障害者自立支援制度経費 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等 障害者自立支援法第15条、第16条 | | | 身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等 障害者自立支援法第15条、第16条 | 身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 45,038千円 | | | 2,747千円 | 284千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 1,570千円 | | | 944千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | 【目的】 障害者自立支援法の円滑な運営を目的とする。 （障害者自立支援法に係る事務的経費） 【内容】 ○制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席 ○かながわ自立支援給付等支払総合システムに係る運営委託 ○事業者情報提供システムの運用委託 ○その他消耗品の購入 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 ○支払総合システム回線：1回線 ○支払総合システム運営委託、かながわシステム負担金：人口割（市/県）7% ※平成17年4月1日現在市人口：623,642人 <平成18年度予算> ○報酬（委員等報酬）10,600千円 ○旅費 1,231千円 ○需用費 1,626千円 ○役務費（支払総合システム回線使用料等）1,230千円 ○委託料 21,520千円 ○使用料及び賃借料 73千円 ○備品購入費 50千円 ○負担金、補助及び交付金（かながわシステム負担金）8,708千円 | | 【参考】 ○支払総合システム回線：1回線 ○支払総合システム運営委託、かながわシステム負担金：人口割（市/県） ※平成17年4月1日現在町人口：28,943人 <平成17年度予算> ○旅費 39千円 ○需用費 21千円 ○役務費（支払総合システム回線使用料）109千円 ○委託料 216千円（かながわ支援費システム運営委託料） | | 【参考】 ○支払総合システム回線：1回線 ○支払総合システム運営委託、かながわシステム負担金：人口割 ※平成17年4月1日現在町人口：10,251人 <平成17年度予算> ○旅費 11千円 ○需用費 47千円 ○役務費（支払総合システム回線使用料）116千円 ○委託料 0千円 ○負担金、補助及び交付金（かながわ支援費システム負担金）77千円 神奈川県身体障害者・知的障害者福祉連絡協議会負担金 3千円 |
| | | | | 【目的】 障害者自立支援法の円滑な運営を目的とする。 （障害者自立支援法に係る事務的経費） 【内容】 ○障害程度区分判定等審査会の運営 ○制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年12回） ○かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 ○支援費事業者情報提供システムの運用委託 ○その他消耗品の購入 【参考】 ○支払総合システム回線：1回線 ○支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割（町/県）0.2% <平成18年度予算> ○旅費 50千円 ○需用費 269千円 ○役務費（支払総合システム回線使用料）552千円 ○委託料 286千円 （かながわシステム委託料） ○使用料及び賃借料 104千円 ○報酬 1,547千円 | 【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。 （支援費制度に係る事務的経費） 【内容】 ○制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席（年8回） ○かながわ支援費支払総合システムに係る運営委託 ○支援費事業者情報提供システムの運用委託 ○その他消耗品の購入 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 ○支払総合システム回線：1回線 ○支払総合システム運営委託、かながわ支援費システム負担金：人口割 ※平成17年4月1日現在町人口：10,461人 <平成17年度予算> ○旅費 36千円 ○需用費 118千円 ○役務費 （支払総合システム回線使用料等）50千円 （かながわ支援費システム負担金）80千円 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 14 | 障害福祉相談事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法第12条の3 知的障害者福祉法第15条の2 相模原市障害福祉相談員設置要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 5,616千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 障害者の更生支援の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、障害者に対する支援思想の普及など、障害のある者の福祉の増進に資する。</p> <p>【内容】 ○員数：身体障害者相談員19名 知的障害者相談員 11名 精神障害者相談員5名 計35名 ※資格：原則として、民生委員及び児童委員の職になく、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は保護者 ○活動：主に、電話での相談 (全員ボランティア保険に加入) ○報告：半年に一度、市に活動報告を行う ○手当：月額2千円を半年毎に支給 ○研修：年1回実施</p> <p>【参考】 ○相談員謝礼 2千円/月額 ○研修講師謝礼 30千円 ○ボランティア保険 600円/一人あたり年 ※障害種別相談員数 ・肢体不自由：10人 ・聴覚障害：2人 ・視覚障害：2人 ・腎臓機能障害：3人 ・知的障害：9人 ・精神障害5人 ※障害者数（障害種別：平成17年4月現在） ・視覚障害：986人 ・聴覚障害：1,041人 ・音声言語障害：162人 ・肢体不自由：7,237人 ・内部機能障害：3,414人 ・知的障害：2,516人</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--------|----------------|--|---------|--------|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| 合併協議事項番号 | 28 | 合併協議事項 | 各種事務事業の取扱い | | | 専門部会名 | 保健福祉部会 | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 15 | 事務事業名 | 身体障害者福祉車両等運行事業 | | | 協議ランク | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | | | | | |
| | | | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | |
| 担当課名 | 障害福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 相模原市身体障害者用福祉バス運行事業要綱 | | | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 49,500千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 3,015千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 福祉車両を運行することにより、通院・買い物等、日常生活の行動範囲を拡大し、障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者： 歩行が困難な身体障害者で車イス等を使用している者 ・市内に住所を有している在宅者で、障害の程度が概ね1級及び2級の下肢・体幹機能障害（児）者 ・上記者の介護人</p> <p>○利用の範囲： ①病院への通院、入退院等 ②福祉施設への入退所等 ③福祉団体等が主催する事業、会議への参加 ④公共機関での諸手続き ⑤買い物等</p> <p>○台数：リフト付車両4台 (大型2台、小型2台)</p> <p>○運行内容 日時：月～金…9：00～16：30 土 …9：00～11：30 範囲：原則として、市内及び隣接市町</p> <p>○利用者負担：無料</p> <p>○実施方法： 市社会福祉協議会に委託</p> <p>※特定財源： 国庫補助金 (1/2) →身体障害者福祉費補助金 1,641千円</p> <p>県補助金 (1/4) →身体障害者福祉事業補助金 546千円</p> <p>【参考】 ※平成17年度 ・延利用者数 7,755人</p> | | | <p>該当なし</p> <p>※参考 津久井町移送サービス事業</p> <p>【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャブ等による送迎を行い、外出の支援、社会参加の促進を図るとともに、介護者の負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【対象者】 町内に居住し次の各号のいずれかに該当し、交通機関の利用に支障のある者 (1)身体障害者の手帳交付を受けている者 (2)介護保険による要介護者及び要支援者 (3)前項に準ずる者で町長が認めた者</p> <p>【利用の範囲】 (1)医療機関への通院。 (病状悪化等緊急の場合を除く) (2)福祉施設への入退所時。 (3)官公庁への事務手続き (4)その他町長が必要と認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則として30キロ圏内</p> <p>【利用状況】 平成12年度 6,728回 平成13年度 6,843回 平成14年度 7,887回 平成15年度 8,554回 平成16年度 7,762回</p> <p>【参考】 ○町内に住所を有している在宅者で、障害の程度がおおむね1級及び2級の下肢・体幹機能障害（児）者 対象者： 223人</p> | | | <p>該当なし</p> <p>※参考 相模湖町ハンディキャブ（リフト付）運行事業</p> <p>【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャブ等を運行することにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。</p> <p>【事業内容】 ①歩行が不自由な65歳以上の高齢者で一般の交通機関の利用が困難な者 ②60歳以上の高齢者で下肢が不自由な者 ③障害者手帳の交付を受けている者等</p> <p>【利用者負担】 町内 一律 300円 町外1kmにつき 70円 50km以上 1km毎50円</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【利用状況】 平成16年度 町内 221回 町外 144回</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 494千円 ☆特定財源 県補助金 0千円</p> | | | <p>廃止</p> <p>平成18年4月から城山町社会福祉協議会で道路運送法第80条の許可を取得し、新たに福祉有償サービスを行う。 その事業に1/2補助する。</p> <p>内容 非常勤職員賃金 3,312千円 保険料等 538千円 通信運搬費 9千円 車検整備費 160千円 修繕・燃料費 875千円 労災保険料 19千円 消耗品費 6千円 健康診断料 29千円 合計 4,948千円</p> | | | <p>該当なし</p> <p>※参考 藤野町ハンディキャブ（リフト付）運行事業</p> <p>【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャブ等を運行することにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。</p> <p>【事業内容】 ①歩行が不自由な65歳以上の高齢者で一般の交通機関の利用が困難な者 ②60歳以上の高齢者で下肢が不自由な者 ③障害者手帳の交付を受けている者等</p> <p>【利用者負担】 町内 一律 600円 相模湖町・上野原町 1,000円 津久井町・城山町 1,200円 相模原市・八王子市 1,800円＋待機時間 (利用料は、往復)</p> <p>【実施方法】 藤野町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【平成17年度予算】 事業委託料 4,005千円 (うち、障害者分 327千円) ☆特定財源 県補助金 218千円</p> | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---|---|-------------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 16 | 障害児者入浴サービス事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (国) 訪問入浴サービス事業実施要綱(～H18.9.30) (国) 市町村地域生活支援事業(H18.10.1～) 相模原市障害者入浴サービス事業実施要綱 | | | | 藤野町重度障害児者巡回入浴サービス事業実施要項 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 13,880千円 | | | 0千円 | 1,200千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 5,920千円 | | | 0千円 | 900千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】在宅において入浴が困難な障害者に対し、入浴サービスを提供し健全で安らかな生活を営むことができるよう援助するとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象 市内に居住する重度障害者(身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2)で、家庭において入浴が困難な方(介護保険対象者を除く) ○実施方法 民間業者に委託 ※特定財源 国庫補助金(1/2) 身体障害者福祉費補助金 3,947千円 県補助金(1/4) 身体障害者福祉事業補助金 1,973千円</p> <p>【参考】 ○平成18年度利用状況(見込) ・登録者人数・・・44人 ・延回数・・・・・・2,477回 ○利用者負担：無料</p> | <p>【目的】家庭において入浴の困難な、要介護者及び重度心身障害者に対して入浴サービスを提供することにより、衛生管理を行うとともに、健康な生活を維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 (1) 訪問入浴サービス(入浴車両を利用) 対象 町内に居住する重度心身障害者(身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2)、又は要介護者で、家庭において入浴が困難な方 ○実施方法 津久井町社会福祉協議会に委託 ○利用者負担 1回 1,250円 *生活保護世帯 なし ○事業費 1,330千円 ※特定財源 障害者入浴サービス事業補助金 国庫補助金(1/2) 472千円 県補助金(1/4) 236千円 利用者負担金 180千円 (2) 施設入浴サービス(福祉施設を利用) 対象 町内に居住する要介護者及び重度心身障害者(身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2)、又は要介護者で、家庭において入浴が困難な方(介護保険サービス優先) ○実施方法 津久井町社会福祉協議会に委託 ○利用者負担 1回 1,250円 *生活保護世帯 なし ○事業費：9,500千円 ※特定財源 利用者負担金 864千円</p> <p>【参考】 ○平成17年度利用状況(見込) (訪問)・登録者人数・・・2人 ・延回数・・・・・・84回 (施設)・登録者人数・・・18人 ・延回数・・・・・・756回</p> | <p>【目的】在宅において入浴することが困難な在宅重度障害者に対して、移動入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを行うことにより重度障害者の福祉の向上及びその家庭の身体及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象 町内に居住する重度障害者(身体障害者手帳1・2級)で、自力で入浴することが困難なもの(家庭の同意及び医師の承認を受けている者) ○実施方法 社会福祉協議会に委託 ※特定財源 国庫補助金(1/2) 障害者入浴サービス事業補助金 643千円 県費補助金(1/4) 321千円</p> <p>【参考】 ○平成17年度利用状況(見込) ・登録者人数・・・2人 ・延回数・・・・・・117回 ○利用者負担：無料</p> | <p>【目的】在宅において入浴することが困難な在宅重度障害者に対して、移動入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを行うことにより重度障害者の福祉の向上及びその家庭の身体及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象 町内に居住する重度障害者(身体障害者手帳1・2級)で、自力で入浴することが困難なもの(家庭の同意及び医師の承認を受けている者) ○実施方法 民間業者に委託 ※特定財源 国庫補助金(1/2) 障害者入浴サービス事業補助金 600千円 県費補助金(1/4) 300千円</p> <p>【参考】 ○平成17年度利用状況(見込) ・登録者人数・・・2人 ・延回数・・・・・・96回 ○利用者負担：所得階層により「無料区分」0円 「有料区分」1,250円/回</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|--|---------|---|-------|-------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 17 | 重症心身障害児者通園事業 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | (国)重症心身障害児(者)通園事業実施要綱 相模原市重症心身障害児(者)通園事業実施要綱 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 17,223千円 | | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 8,611千円 | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ、もって在宅重症心身障害児(者)の福祉の増進に資する。</p> <p>【内容】 在宅で生活している重症心身障害児(者)が施設に通園して、リハビリ訓練等をうけるもの</p> <p>○対象 市内在住の重症心身障害児者</p> <p>○実施方法 社会福祉法人等に委託 (福)慈恵療育会に委託</p> <p>○利用者負担 給食サービス利用料 (食費相当額)等の実費相当額</p> <p>※特定財源 国庫補助金(1/2) 心身障害児(者)福祉対策費補助金 8,611千円</p> <p>※障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○利用者数 登録者数17名(H17.12) 平成18年度延べ利用者1,200人(見込み) (一日5人×240日)</p> | | <p>●該当の事業はないが、相模湖町心身障害児通園事業バンドこあら教室において、重症心身障害児の療育や家庭への支援、相談、助言を行っている。</p> <p>【参考】 OH17：対象児あり(脳性マヒ)こあらグループ(週2日契約)</p> | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|--|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 18 | 手話・要約筆記通訳者養成・派遣事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (国) コミュニケーション支援事業実施要綱 (H18.10~) 相模原市手話通訳者設置等要綱 相模原市要約筆記通訳者派遣事業実施要綱 | | | (福) 神奈川聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者派遣事業実施要綱 (福) 神奈川聴覚障害者総合福祉協会要約筆記者派遣事業実施要綱 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 8,723千円 | | | 24千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 4,486千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を養成するとともに、設置、派遣する。</p> <p>【内容】 <手話通訳者等養成事業> ○対象 手話通訳者、手話奉仕員及び要約筆記通訳者を希望する方(市に登録し活動できる方) ○実施方法 市社会福祉協議会に委託 <手話通訳者設置・派遣事業> ○窓口設置 窓口において障害者の相談・手続き等の手話通訳にあたる。(相模原福祉事務所、南福祉事務所) ○派遣 福祉事務所への派遣依頼により手話通訳者を派遣する。(市等が開催する大会等の通訳、個人的な用務で病院、市役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳) <要約筆記通訳者派遣事業> ○派遣 福祉事務所への派遣依頼により要約筆記通訳者を派遣する。(市等が開催する大会等の通訳、個人的な用務で病院、市役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳)</p> <p>※特定財源 国庫補助金 (1/2) 身体障害者福祉費補助金3,365千円 県補助金 (1/4) 身体障害者福祉事業補助金1,121千円</p> <p>【参考】 <手話通訳者等養成事業> 平成18年度予算 ○手話奉仕員養成講座(入門課程1講座(35時間)、基礎課程1講座(45時間)) ○手話通訳者養成講座(基本課程1講座(35時間))</p> | <p>【目的】 聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。</p> <p>【内容】 <手話通訳者・要約筆記者派遣事業> ○派遣 (福) 神奈川聴覚障害者総合福祉協会への派遣依頼により手話通訳者を派遣する。 (町等が開催する大会等の通訳、個人的な用務で病院、役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳)</p> <p>【参考】 <手話通訳者・要約筆記者派遣事業> 平成18年度予算 ○手話通訳者・要約筆記者謝礼(3回)</p> | 該当なし | | |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|---|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 18 | 手話・要約筆記通訳者養成・派遣事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p><手話通訳者設置・派遣事業> 平成18年度予算 ○通訳者：12名 ○手話通訳者謝礼（4時間未満：4,000円、4時間以上6時間未満：6,000円、6時間以上：8,000円） ○設置件数：74回 ○派遣件数：754回 ・市派遣 4時間未満 685回 4～6時間 21回 6時間以上 23回 ・県派遣 25回</p> <p><要約筆記通訳者派遣事業> 平成18年度 ○通訳者：18名 ○要約筆記通訳者謝礼（4時間未満：3,360円、4時間以上6時間未満：5,040円、6時間以上6,720円） ○派遣回数：336回 ・大会等派遣 4時間未満 236回 4～6時間 45回 6時間以上 41回 ・個人派遣 4時間未満 14回 4～6時間 0回 6時間以上 0回</p> | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|----------------|--|---------|---|---------------------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 19 | 身体障害者スポーツ・レクリエーション等事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | (県) 身体障害者スポーツ大会実施要綱 | | | (県) 身体障害者スポーツ大会実施要綱 | (国) 市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 (県) 身体障害者スポーツ大会実施要綱 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,261千円 | | | 81千円 | 0千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 5千円 | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 ○県身体障害者スポーツ大会 →練習会への支援、参加者送迎、参加者贈 ○全国障害者スポーツ大会 →参加者送迎 ○身体障害者作品展 →看板作成</p> <p>【参考】 ○県身体障害者スポーツ大会 ・参加者：3回計105人（平成17年度実績） ※選手送迎方法：借り上げバスにより市内から会場へ送迎 ○全国障害者スポーツ大会 →参加者送迎：6人（H17年度実績） ※選手送迎方法：借り上げバスにより市内から県庁まで送迎 (大会バス送迎用バス使用料 →平成18年度予算：11台 825千円) ○身体障害者作品展 →看板作成（1回）</p> | | <p>【参考】 ○県身体障害者スポーツ大会（平成17年度見込） ・参加者：計1回 計1人 現在参加予定者なし ○県身体障害者スポーツ大会（平成16年度実績） ・参加者：計0回 計0人</p> | | <p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 ○県身体障害者スポーツ大会 参加者送迎、参加者贈</p> <p>※特定財源：日本赤十字社神奈川県支部 県身体障害者スポーツ大会参加助成金 5千円</p> <p>【参考】 ○県身体障害者スポーツ大会「陸上競技、フライングディスク、水泳」 ・参加者3回計9人（平成17年度実績）</p> <p>※選手送迎方法：平成18年度より町マイクロバス廃止に伴い貸し切りバスにより町内から会場へ送迎予定</p> | |
| | <p>【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。</p> <p>【内容】 ○県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 参加者に対し、昼食の手配等の支援（参加者贈）</p> <p>【参考】 ○県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」 ・参加者：0人（平成16年度実績）</p> | | | | | |

事務事業現況調書

| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
|---------------|--|--|--|---|-------------------------|
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 20 | 身体障害児者介護給付費 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法、障害者自立支援法、児童福祉法、身体・知的・児童福祉法に基づく居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給等に関する規則、身体・知的・児童福祉法に基づく居宅支援、施設入所等の措置に係る費用の徴収に関する規 | | | 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、障害児に係る児童福祉法施行細則、身体障害者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則、障害者自立支援法 | 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 1,216,773千円 | | | 68,256千円 | 12,695千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 636,969千円 | | | 52,075千円 | 8,498千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 身体障害者等が支援費及び介護給付費対象サービス等を利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・居宅介護（ホーム・ガイドヘルプサービス）【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ・日帰り介護（デイサービス）【身体障害者】 ・短期入所（ショートステイ）【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 ○対象者 支援費等の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額及び介護給付費等から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源 （施設入所事業） 身体障害者保護費国庫負担金（1/2） 20,938千円 身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金（1/4） 10,469千円 （居宅介護事業・短期入所事業） （国）在宅福祉事業費補助金（1/2） 7,769千円 （県）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（1/4） 3,704千円</p> <p>※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 （平成18年度予算） ○デイサービス事業 120,040千円 →延利用回数：13,773人 ○居宅介護事業（知的障害者も含む） 680,089千円 （内訳） 身体487,420千円 知的129,351千円 児童55,052千円 精神8,266千円</p> | <p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源 （施設入所事業） 身体障害者保護費国庫負担金（1/2） 10,519千円 施設訓練等支援費負担金（施設入所事業） 5,259千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 3,638千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 1,819千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉対策費補助金（デイサービス事業） 0千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（デイサービス事業） 0千円</p> <p>【参考】 （平成17年度予算） ○居宅介護事業（知的障害者も含む） 15,442千円 （内訳） 居宅 15,355千円 児童 87千円 ・居宅介護 →利用実人数 18人（身体16人、知的1人、児童1人）</p> | <p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童・精神障害者】 ・短期入所【身体障害者・精神障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源：施設支援事業 国庫負担金（1/2） 17,582千円 施設訓練等支援費負担金（施設入所事業） 9,916千円 27,498千円 居宅介護 国庫補助金（1/2） 12,647千円 県費補助金（1/4） 7,942千円 20,589千円 短期入所事業 ・国庫補助金（1/2） 548千円 ・県費補助金（1/4） 275千円 823千円 デイサービス事業 ・国庫補助金（1/2） 1,997千円 ・県費補助金（1/4） 999千円 2,996千円 社会福祉法人等軽減事業 ・国庫補助金（1/2） 45千円 精神障害者ホームヘルプサービス 利用料 124千円</p> <p>【参考】 （平成18年度予算） ○デイサービス事業 3,995千円 →延利用人数：10人</p> | <p>【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童・児童】 ・短期入所【身体障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ・施設（療護施設、更生施設、授産施設）【身体障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源 国庫負担金（1/2）身体障害者保護費負担金（施設入所事業） 3,794千円 施設訓練等支援費負担金（施設入所事業） 1,896千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉事業費補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 1,872千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（居宅介護事業・短期入所事業） 936千円 国庫補助金（1/2）在宅福祉対策費補助金（デイサービス事業） 0千円 県費補助金（1/4）在宅障害者福祉対策推進事業補助金（デイサービス事業） 0千円</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|-----------|---|---|--|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 20 | 身体障害児者介護給付費 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | |
| 【事務事業の内容】 | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 <ul style="list-style-type: none"> →利用実人数：636人（身体299人、知的214人、児童123人、精神34人） 延利用時間：144,284時間 ・移動介護 <ul style="list-style-type: none"> →利用実人数：9人（身体4人） 延利用時間：393時間 ・移動介護 <ul style="list-style-type: none"> →利用実人数：681人（身体273人、知的290人、児童118人） 延利用時間：71,859時間 ○施設入所事業 404,359千円 <ul style="list-style-type: none"> →延人数：1,524人（施設数27） ○短期入所事業 12,285千円 <ul style="list-style-type: none"> →利用実人数：25人延利用日数：1,545日 | <ul style="list-style-type: none"> 延利用時間：9,696時間 ・移動介護 <ul style="list-style-type: none"> →利用実人数：9人（身体4人） 延利用時間：393時間 ○施設入所事業 42,730千円 <ul style="list-style-type: none"> →延人数：156人（施設数9ヶ所） ○短期入所事業 98千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 <ul style="list-style-type: none"> →利用実人数：1人（身体1人、知的0人、児童0人） 延利用時間：2,208時間 ・移動介護 <ul style="list-style-type: none"> →利用実人数：0人（身体0人、知的0人、児童0人） 延利用時間：0時間 ○施設入所事業 21,038千円 <ul style="list-style-type: none"> →延人数：72人（施設数4） ○短期入所事業 1,370千円 <ul style="list-style-type: none"> →利用実人数：2人延利用日数：168日 | <ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護・移動介護・重度訪問介護 27,730千円 <ul style="list-style-type: none"> 延利用人数65人 延利用時間：13,047.5時間 ○施設支援事業 35,164千円 <ul style="list-style-type: none"> →延人数：132人（施設数8） ○短期入所事業 1,097千円 <ul style="list-style-type: none"> →利用人数：身体4人（延利用日数：144日）精神1人（利用日数：7日） ○高額障害福祉サービス費 180千円 ○社会福祉法人等軽減事業 90千円 | <ul style="list-style-type: none"> 【参考】 （平成17年度予算） ○デイサービス事業 0千円 <ul style="list-style-type: none"> →利用回数：0回 ○居宅介護事業（知的障害者も含む） <ul style="list-style-type: none"> 居宅 4,666千円 児童 4,471千円 95千円 ○施設支援事業 7,605千円 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 21 | 身体障害児者補装具・日常生活用具給付事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法、児童福祉法、 (国)市町村地域生活支援事業、 相模原市重度身体障害児者日常生活用具給付等実施要綱、 相模原市点字図書給付事業実施要綱、 相模原市身体障害者補装具等自己負担金補給要綱 | | | 身体障害者福祉法、児童福祉法、 城山町補装具費用自己負担金交付要綱 城山町身体障害者福祉法の施行に関する細則 城山町障害児に係る児童福祉法の施行に関する細則 | 身体障害者福祉法、児童福祉法、 藤野町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱、藤野町身体障害者補装具費用自己負担金交付要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 283,821千円 | | | 11,710千円 | 7,610千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 124,195千円 | | | 8,075千円 | 4,378千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p><身体障害者日常生活用具給付(国)> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。</p> <p><身体障害者補装具給付(国)> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。</p> <p><身体障害児補装具・日常生活用具給付(国)> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p>【内容】</p> <p><身体障害者日常生活用具給付(国)> ○対象者：概ね障害程度が2級以上の者 ○種目：国制度39品目、市制度2品目(エアーマットレス、シャワーチェア) ○費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担</p> <p><身体障害者補装具給付(国)> ○対象者：身体障害者(18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者) ○種目：16品目 ○費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担</p> <p><身体障害児補装具・日常生活用具給付(国)> ○対象者：身体障害児(18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童) ○種目：補装具20品目、日常生活用具34品目、市単独2品目(エアーマットレス、シャワーチェア) ○費用負担：国の費用負担基準有だが、市の自己負担金補給制度により、全額市で負担</p> <p>※点字図書については、自己負担有り</p> <p>※特定財源：国庫負担金96,607千円 (5/10)身体障害児福祉費負担金、 身体障害者福祉費負担金、在宅福祉事業費補助金 (1/2)在宅福祉事業費補助金、 難病患者等居宅生活支援事業補助金 県負担金・補助金27,588千円 (1/4)身体障害者福祉事業補助金、 障害者福祉事業負担金 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況</p> | | | <p>【目的】</p> <p><身体障害者日常生活用具給付(県)> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。</p> <p><身体障害者補装具給付(国・県)> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。</p> <p><身体障害児補装具(国・県)・日常生活用具給付(県)> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p><難病患者等日常生活用具給付(国)> 在宅難病患者等に対して日常生活用具を給付することにより日常生活の便直を図り福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p><身体障害者日常生活用具給付(県)> ○対象者：概ね障害程度が2級以上の者 ○種目：国制度41品目 ○費用負担：国の費用負担基準有</p> <p><身体障害者補装具給付(国・県)> ○対象者：身体障害者(18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者) ○種目：16品目 ○費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担</p> <p><身体障害児補装具(国・県)・日常生活用具給付(県)> ○対象者：身体障害児(18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童) ○種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 ○費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有</p> <p><難病患者等日常生活用具給付(国)> ○対象者：特定疾患調査研究事業対象疾患患者他 ○種目：17品目 ○費用負担：生計中心者の前年度所得により決定</p> <p>※点字図書については、自己負担有り ※特定財源：国庫負担金(1/2) 障害者介護給付費等負担金 2,106千円</p> | <p>【目的】</p> <p><身体障害者日常生活用具給付(県)> 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。</p> <p><身体障害者補装具給付(国・県)> 身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。</p> <p><身体障害児補装具(国・県)・日常生活用具給付(県)> 身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行うとともに、日常生活用具の給付を行う。</p> <p>【内容】</p> <p><身体障害者日常生活用具給付(県)> ○対象者：概ね障害程度が2級以上の者 ○種目：国制度41品目 ○費用負担：国の費用負担基準有</p> <p><身体障害者補装具給付(国・県)> ○対象者：身体障害者(18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者) ○種目：16品目 ○費用負担：国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担</p> <p><身体障害児補装具(国・県)・日常生活用具給付(県)> ○対象者：身体障害児(18歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている児童) ○種目：補装具20品目、日常生活用具35品目 ○費用負担：補装具は国の費用負担基準有だが、町の自己負担金交付制度により、全額町で負担。日常生活用具については国の費用負担基準有</p> <p>※点字図書については、自己負担有り</p> <p>※特定財源： ○国庫負担金(1/2) 身体障害者保護費負担金 1,268千円 身体障害児援護費負担金 1,070千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|---|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 21 | 身体障害児者補装具・日常生活用具給付事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【参考】</p> <p>※平成18年度予算（）は市単</p> <p><身体障害者日常生活用具給付（国）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○給付件数：568件（20件） <p><身体障害者補装具給付（国）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○給付件数：8,742件（交付6,857件、修理1,885件） <p><身体障害児補装具・日常生活用具給付（国）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○給付件数：2,478件（補装具2,423件、日常生活用具55件） </div> <div style="width: 45%;"> <p>○国庫補助金（1/2）</p> <p>障害者自立支援事業費等補助金</p> <p style="text-align: right;">547千円</p> <p>障害福祉費補助金</p> <p style="text-align: right;">546千円</p> <p>○県負担金（1/4）</p> <p>身体障害者支援事業費負担金</p> <p style="text-align: right;">1,620千円</p> <p>身体障害児支援事業費負担金</p> <p style="text-align: right;">486千円</p> <p>○県補助金（1/4）</p> <p>在宅障害者福祉対策推進事業補助金</p> <p style="text-align: right;">546千円</p> <p>○国庫補助金（3/4）</p> <p>難病患者等日常生活用具給付事業補助金</p> <p style="text-align: right;">118千円</p> <p>【参考】</p> <p>※平成18年度予算</p> <p><身体障害者日常生活用具給付（県）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○給付件数：15件 <p><身体障害者補装具給付（国・県）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○給付件数：200件（交付180件、修理20件） <p>○自己負担金交付額720,000円</p> <p><身体障害児補装具給付（国・県）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○給付件数：30件 <p>○自己負担金補給額：216,000円</p> <p><身体障害児日常生活用具給付（県）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○給付件数：4件 <p><難病患者等日常生活用具給付（国）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○給付件数：1件 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 45%;"> <p>○県負担金（1/4）</p> <p>身体障害者支援事業負担金 634千円</p> <p>身体障害児支援事業負担金 535千円</p> <p>○県補助金（3/4）</p> <p>在宅障害者福祉対策推進事業補助金</p> <p>日常生活用具給付等事業補助金</p> <p style="text-align: right;">871千円</p> <p>【参考】</p> <p>※平成17年度予算</p> <p>（身体障害者日常生活用具給付（県））</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給付件数 9件 （身体障害者補装具給付（国・県）） ○給付件数 211件（交付201件、修理10件） ○自己負担助成額 447,785円 （身体障害児補装具給付（国・件）） ○給付件数 52件（交付52件、修理0件） ○自己負担助成額 112,650円 （身体障害児日常生活用具給付（県）） ○給付件数 2件 </div> </div> | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|--|---------|--|----------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 22 | 自立支援医療給付（更生医療） | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法 （国）障害者自立支援法・障害者自立支援医療事業 相模原市身体障害者補装具等自己負担金補給要綱 | | | 障害者自立支援法 | 身体障害者福祉法第13条の2 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 35,946千円 | | | 371千円 | 1,450千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 17,973千円 | | | 276千円 | 1,085千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療（心臓手術、人工透析等）について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 ○給付内容 診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所（指定医療機関）への収容、看護、移送など ○費用負担 国の費用負担有だが、市自己負担金補給制度により、自己負担金を全額市が負担 <p>※特定財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国庫負担金（5/10） 身体障害者福祉費負担金 17,973千円 ※障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※平成18年度予算 ○給付者数：165人 ○給付延人数：906人 | | <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※平成17年度予算 ○給付者数：3人 ○給付延人数：6人 | | <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※平成17年度予算 ○給付者数：2人 ○給付延人数：2人 | |
| | <p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療（心臓手術、人工透析等）について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 ○給付内容 診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所（指定医療機関）への収容、看護、移送など ○費用負担 国の費用負担有 <p>※特定財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国庫負担金（1/2） 障害者自立支援医療費負担金 184千円 ○県負担金（1/4） 身体障害者看護費負担金 92千円 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※平成18年度予算 ○給付者数：1人 ○給付延人数：1人 | | <p>【目的】 身体障害者の更生に必要な医療（心臓手術、人工透析等）について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 ○給付内容 指定医療機関へ医療費等の給付 ○費用負担 国庫負担金（1/2） 県費負担金（1/4） <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※平成17年度予算 ○給付者数：5人 ○給付延人数：15人 ○更生医療審査事務手数料 3千円 ○更生医療費 1,447千円 | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 23 | 障害者手帳交付診断料助成事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | 城山町身体障害者手帳等交付診断料助成要綱 | 藤野町身体障害者手帳診断料補助事業実施要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | | | | 242千円 | 50千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | | | | 0千円 | 17千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>○平成17年度予算 ・助成件数2,100件 (身障分1,860件、精障分240件)</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 (各年度4月1日現在) ・平成14年度: 749件 ・平成15年度: 927件 ・平成16年度: 1,130件 ・平成17年度: 1,678件</p> | | | <p>【参考】</p> <p>○平成14年度実績: 60件 219千円 ○平成15年度実績: 76件 293千円 ○平成16年度実績: 77件 282千円 ○平成17年度予算: 96件 384千円 ○精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 (各年度4月1日現在) ・平成14年度: 11件 ・平成15年度: 18件 ・平成16年度: 13件</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 (各年度4月1日現在) ・平成14年度: 3件 ・平成15年度: 10件 ・平成16年度: 8件 ・平成17年度: 0件</p> | |
| | | | | <p>【目的】 身体障害者手帳交付のために要する診断書料を助成することにより、手帳取得にかかる負担を軽減する。</p> <p>【内容】 ○対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>○助成額 限度額4,000円</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 ・旅費 2千円 ・助成件数60件</p> | <p>【目的】 身体に重度の障害をもつ方が身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書の作成及び診断書作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。(知的障害者の療育手帳交付の診断は、児童相談所が無料でやっている)</p> <p>【内容】 ○対象者 障害が重いため身体障害者手帳の交付申請に際し、身障法第15条指定医の往診を求めることが止むを得ないと町長が認めた者</p> <p>○助成額 限度額7,000円 ※障害者システム: なし</p> <p>【参考】 ○平成14年度実績: 0件 0千円 ○平成15年度実績: 0件 0千円 ○平成16年度実績: 0件 0千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | |
|----------------|--|---------|------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | | | |
| 24 | 住宅設備改善費助成事業 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | | | |
| 根拠法令等 | (県) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、相模原市重度障害者住宅設備改善費助成要綱 | | | (県) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、城山町重度障害者住宅設備改良費補助要綱 | (県) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱、藤野町重度障害者住宅設備改良事業費補助金要綱 | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 27,292千円 | | | 1,350千円 | 1,400千円 | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 900千円 | | | 725千円 | 700千円 | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【参考】 ○平成17年度予算 助成件数：3件 900千円 ○平成14年度助成状況 (実績) 助成件数：0件 ○平成15年度助成状況 (実績) 助成件数：1件 184千円 ○平成16年度助成状況 (実績) 助成件数：0件</p> <p>【内容】 ○対象者 身体障害者手帳1・2級の者等 ○対象工事等 ①浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事 (限度額40万円) ②天井走行式移動リフトの設置 (限度額100万円) ③環境制御装置の設置 (限度額60万円) ④視覚障害者用音声インターネットソフトの購入 (限度額5万円) ⑤障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入 (限度額10万円) ※障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算見込助成人数：100人</p> | | <p>【参考】 ○平成17年度予算見込助成件数：1件</p> | | <p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象者 身体障害者手帳1・2級の者等 ○対象工事等 ①浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事 (限度額40万円) ②天井走行式移動リフトの設置 (限度額100万円) ③環境制御装置の設置 (限度額60万円) ④視覚障害者用音声インターネットソフトの購入 (限度額5万円) ⑤障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入 (補助率2/3限度額10万円) ※特定財源 ○県補助金 (1/2, 10/10) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金 725千円</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算見込助成人数：5人</p> | | <p>【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象者 身体障害者手帳1・2・3級+IQ50以下、知的障害IQ35以下の者等 ○対象工事等 ①浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事 (限度額 1件40万円) ただし、所得区分に応じて自己負担額あり ※特定財源 ○県補助金 (1/2) 在宅障害者福祉対策事業補助金 700千円</p> <p>【参考】 ○平成17年度予算見込助成件数：3件</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 25 | 自動車運転訓練費助成事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (国) 市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 (～H18.9.30) (国) 市町村地域生活支援事業 (H18.10.1～) 相模原市下肢等障害者自動車運転訓練費助成要綱 | | | 城山町下肢等障害者自動車運転訓練費助成要綱 | (県) 市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 藤野町下肢等障害者自動車運転訓練費助成要綱 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 700千円 | | | 100千円 | 100千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 466千円 | | | 0千円 | 60千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 下肢等の障害者が、自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者 ○助成額：自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の額（限度額10万円）を助成する。</p> <p>※特定財源： ○国庫補助金 (1/2) 身体障害者福祉費補助金 350千円 ○県補助金 (1/4) 身体障害者福祉事業補助金 116千円 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算見込 助成件数：7件</p> | | | <p>【目的】 自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、下肢等障害者が日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進する。</p> <p>【内容】 ○対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害を有する者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害を有する者 ○助成額：自動車教習所において、技能試験に合格するまで技能教習に直接要する費用の2/3以内の額（限度額10万円）。</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算見込 助成件数：1件</p> | <p>【目的】 下肢等の障害者が、自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者 ○助成額：自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の額（限度額10万円）を助成する。</p> <p>※特定財源： (県) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金 (2/3) 市町村障害者社会参加促進事業補助金 60千円</p> <p>【参考】 ○平成17年度予算見込 助成件数：1件</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 26 | 自動車改造費助成事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (国) 市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 (～H18.9.30) (国) 市町村地域生活支援事業 (H18.10.1～) 相模原市身体障害者自動車改造費助成要綱 | | | 城山町身体障害者自動車改造費助成要綱 | (県) 市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 藤野町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 2,000千円 | | | 100千円 | 100千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 1,333千円 | | | 0千円 | 60千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。</p> <p>【内容】 ○対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、①・②ともに該当する者 ①自らが所有し運転する自動車で操縦操作等(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者 ②前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 ○助成額：改造に要する経費(限度額10万円) ※特定財源：国庫補助金(1/2) 身体障害者福祉費補助金 1,000千円 県補助金(1/4) 333千円</p> <p>※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 助成件数：20件</p> | | | <p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成することにより、日常生活の利便を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、①・②ともに該当する者 ①自らが所有し運転する自動車で操縦操作等(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者 ②前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 ○助成額：改造に要する経費(限度額10万円)</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 助成件数：1件</p> | <p>【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。</p> <p>【内容】 ○対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、①・②ともに該当する者 ①自らが所有し運転する自動車で操縦操作等(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者 ②前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 ○助成額：改造に要する経費(限度額10万円)</p> <p>※特定財源： (県) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金(2/3) 市町村障害者社会参加促進事業補助金 60千円</p> <p>【参考】 ○平成17年度予算 助成件数：1件</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|--|-----------------------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 27 | 自動車燃料費助成事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市在宅重度障害者等自動車燃料費助成要綱 | | | 城山町重度障害者社会参加促進事業費助成要綱 | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 48,032千円 | | | 10,266千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 在宅の重度障害者等が自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、重度障害者等の社会参加及び生活圏の拡大を促進し、福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級 ・知的障害者A1・A2 ・知能指数35以下と判定された者 ・特定疾患に罹患している者 ・小児慢性特定疾患に罹患している者 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 <p>○助成額(燃料券)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己運転(自己所有) @1,000円×24枚 = 24,000円/年 ・家族運転(家族所有) @1,000円×12枚 = 12,000円/年 <p>※年度途中からの助成は、月割枚数を交付タクシー利用料助成との重複受給不可</p> <p>【参考】</p> <p>○平成18年度予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付者数: 3,564人(本人運転884人、家族運転2,680人) ・利用枚数: 47,492枚(本人運転18,767枚、家族運転28,725枚) | | <p>【目的】 重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大を進める一助として、重度障害者及び当該介護者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○対象者(H17.4.1現在※施設入所者、長期入院者を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2・3級 (399人) ・知的障害者A1・A2 (56人) ・特定疾患に罹患している者(17年4月現在把握者数) (113人) ・リウマチ患者で身体障害者手帳(6級以上)を所持している者 (不明) ・障害者自立支援法に基づく自立支援医療の精神通院公費負担医療の適用を受けている者 (199人) ・小児慢性特定疾患に罹患している者 (62人) <p>○助成額(ガソリン券) @600円×60枚=36,000円/年</p> <p>※年度途中からの助成は、月割枚数を交付(4.5月に関しては満額を助成)</p> <p>※現在社会参加促進事業として一本化されておりタクシー券、バス共通カード、ガソリン券の内から一つのみ選択。(タクシー券・バス共通カードは福祉タクシー利用料助成事業内)</p> <p>【参考】</p> <p>○平成18年度予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付者数: 333人 ・利用枚数: 16,750枚 | 該当なし | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---|-------------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 29 | 障害児者宿泊費助成事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市障害児者等宿泊費助成要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 3,000千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 障害児者が宿泊施設を利用した場合に宿泊費用の一部を助成し、社会参加の促進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○対象者</p> <p>①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>②障害者更生相談所・児童相談所で知的障害と判定された者</p> <p>③特定疾患に罹患している者</p> <p>④その他市長が認めた者</p> <p>○助成内容：年度1回1泊分に対し、3,000円の助成</p> <p>【参考】</p> <p>○平成18年度予算見込み 利用者数：1,000人</p> | | | <p>該当なし</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 30 | 更生訓練費等支給事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法 (国)身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱 相模原市更生訓練費等の支給に関する要綱 相模原市就職支度金の支給に関する要綱 | | | 身体障害者福祉法17条の14 (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交付要綱 | 身体障害者福祉法17条の14 (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交付要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 2,750千円 | | | 283千円 | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 1,374千円 | | | 211千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | 【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。 【内容】 ①身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を市が負担する。 ②身体障害者更生援護施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。 ○対象者 ①身体障害者更生援護施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者 ②身体障害者更生援護施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者 ○対象費用 →更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別間わず一律280円/回(国基準) →就職支度金@36,000円 ※特定財源: 国庫負担金(1/2) 身体障害者福祉費補助金916千円 県支出金(1/4) 身体障害者福祉事業補助金458千円 ※障害者システム:障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 ○平成18年度予算 ・受給者延人数:更生訓練403人、通所5,357人 | | | | |
| | 【参考】 ○平成17年度予算 ・対象者実人数:2人 ・受給者延人数:更生訓練24人、通所0人 ・更生訓練費:113,400円 ○平成15年度実績 ・対象者実人数:2人 ・受給者延人数:更生訓練24人、通所0人 ・更生訓練費:75,600円 ○平成16年度実績 ・対象者実人数:2人 ・受給者延人数:更生訓練21人、通所0人 ・更生訓練費:102,970円 | | | | |
| | 【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。 【内容】 ①身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を町が負担する。 ②身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。 ○対象者 ①身体障害者更生援護施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者 ②身体障害者更生援護施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者 ○対象費用 →更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別間わず一律280円/回(国基準) →就職支度金@36,000円 ※特定財源:国庫補助金(1/2) 障害者自立支援事業費等補助金70千円 在宅福祉事業費補助金70千円 県補助金(3/4) 身体障害者更生訓練費給付費等補助金71千円 【参考】 ○平成18年度予算 ・受給者延人数:更生訓練48人、通所245人 | | | | |
| | 【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。 【内容】 ①身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部を町が負担する。 ②身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営により自立する場合に就職支度金(金品)を支給する。 ○対象者 ①身体障害者更生援護施設に入所している者であって生活保護受給者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額)から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の者 ②身体障害者更生援護施設に入通所しており、就職等により更生訓練を終了した者 ○対象費用 →更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部 ・1,050円/月～12,600円/月(施設種別ごとに異なる) ・施設通所に係る費用は、施設種別間わず一律280円/回(国基準) →就職支度金@36,000円 【参考】 ○平成17年度予算(該当者なし) | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 32 | 特別障害者等福祉手当支給事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 154,925千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 115,610千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 在宅の障害児者に対し手当を支給し福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○対象者</p> <p>①特別障害者手当：20歳以上の在宅の重度障害者で日常生活に常時特別の介護を必要とする者(国民年金障害等級の1級に該当する者のうち、特に重度の障害者) *障害基礎年金との併給可</p> <p>②障害児福祉手当：20歳未満の在宅の最重度障害児で日常生活に常時特別の介護を必要とする者(国民年金障害等級の1級に該当する者のうち、特に重度の障害児)</p> <p>③経過的福祉手当：昭和61年の法改正(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)の際、20歳以上の従来の福祉手当の受給者であって、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることのできない者(概ね国民年金障害等級の1級に該当する者)</p> <p>○支給額(月額)</p> <p>①特別障害者手当：26,520円 ②障害児福祉手当：14,430円 ③経過的福祉手当：14,430円</p> <p>○支給方法</p> <p>5月・8月・11月・2月の支給月に前3ヶ月分を口座振替により支給</p> <p>※特定財源：国庫負担金 特別障害者手当等給付費負担金115,610千円</p> <p>※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】</p> <p>○平成18年度予算</p> <p>①特別障害者手当：実人数612人 ②障害児福祉手当：実人数309人 ③経過的福祉手当：実人数73人</p> | | | <p>該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)</p> | <p>該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 33 | 在日外国人障害者等福祉給付金支給事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (県) 外国籍県民高齢者・障害者等給付金助成事業補助金交付要綱 相模原市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 2,160千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 720千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たす事が出来ない者(国籍要件や居住要件により加入できなかった者)で国民年金や厚生年金などの公的年金を受給していない者に福祉給付金を支給し、その福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者《共通要件》①～③を全て満たし、《個別要件》①～③の いずれかに該当する者</p> <p>《共通要件》 ①昭和61年(1986年)3月31日以前から日本に居住している ②本市に1年以上、外国人登録又は住民登録している ③原則として、公的年金を受給していない</p> <p>《個別要件》 ①昭和37年(1962年)1月1日に生まれた重度又は中度の在日外国人の障害者で、昭和57年(1982年)1月1日前に障害が発生した者 ②昭和22年(1947年)1月1日に生まれた重度又は中度の在日外国人の障害者で、昭和57年(1982年)1月1日から昭和61年(1986年)3月31日までの間に障害が発生した者 ③昭和36年(1961年)4月1日から昭和61年(1986年)3月31日までの間に障害が発生した重度又は中度の日本人の障害者で、障害が発生したときに日本国内に住所がなかった者 *生活保護の受給と本人の所得額による支給制限有り (重度障害者) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、 精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する者 (中度障害者) 身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかに該当する者</p> <p>○支給額 重度障害者：月額36,000円 中度障害者：月額24,000円</p> <p>○支給方法 9月(4月～9月分)と3月(10月～3月分)に口座振替により支給</p> <p>※特定財源：県補助金(1/3) 外国籍高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金720千円 ※障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---------|---|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 34 | 身体障害者ケア付住宅設置運営事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (国) 身体障害者自立支援事業実施要綱 (国) 身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱 相模原市身体障害者ケア付住宅設置運営事業補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 30,489千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 12,964千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>介護体制が整い、必要な整備が施された住宅の運営や、これらの住宅を運営する団体への助成を行ない、重度身体障害者の自立生活を支援する。</p> <p>【内容】</p> <p>○設置運営基準</p> <p>①入居対象者 身辺動作の介助、生活関連動作の援助を必要とし、自立の意欲がある18歳以上の身体障害者</p> <p>②入居定員 市制度：概ね5人程度 国制度：5～9、10～14、15～の3区分</p> <p>③ケア体制 身辺動作の介助、生活関連動作の援助及び緊急時の対応を図るなどのサービスを安定的に供給する体制を確保する。</p> <p>④運営委員会の設置 入居者、指導員、介助者等を構成員とした運営委員会を設ける。</p> <p>⑤費用負担 入居者は、飲食費・光熱水費・家賃その他私的な生活費を負担する。</p> <p>○事業内容</p> <p>①市制度(運営費補助金) 障害者の住まいを考える会「シャローム」 @95,000×入居者数×月数</p> <p>②国制度(委託) (福)県央福祉会3ヶ所 @8,643,000円(予算)×3</p> <p>※特定財源： 国庫補助金(1/2) 身体障害者福祉費補助金8,643千円 県支出金(1/4) 身体障害者福祉事業補助金4,321千円</p> <p>【参考】</p> <p>①市制度(運営費補助金)：1か所 ②国制度(委託)：3か所</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 35 | 身体障害者ケア付住宅家賃助成事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市生活ホーム等家賃助成事業補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 4,923千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>ケア付住宅利用者の家賃を助成することにより、経済的負担を軽減し、地域での自立した生活を支援する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交付対象 ケア付住宅運営主体 ○補助対象経費 家賃（管理費、共益費、消費全を含む）とし、入居者が負担する分に充てる ○補助率 1/2※月額120,000円を限度とする。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度予算 一対象施設：4か所 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|----------------|---|---|---------|--|---------------------------|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | |
| 37 | 民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課・地域整備課 | |
| 根拠法令等 | (県) 民営鉄道垂直移動施設整備事業補助金交付要綱 相模原市民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金交付要綱 | | | | (県) 民営鉄道垂直移動施設整備事業補助金交付要綱 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 41,332千円 | | | | 66,666千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 20,666千円 | | | | 16,666千円 | |
| 【事務事業の内容】 | 【目的】 民営鉄道事業者が駅舎にエレベーター・エスカレーターを整備する際その経費の一部を助成し、障害者や高齢者の利用に配慮した環境の整備を促進する。 【内容】 ○補助対象経費 1 基5,000万円を上限額とする。 ○補助基準額 補助対象経費の1/3 (県1/2・市1/2) ※補助対象経費の各負担割合については、国1/3、県市1/3、事業者1/3となる。 【参考】 ○平成18年度整備 2駅3基 | | | 【参考】 ○平成16年度整備 1駅 (エレベーター2基) ※平成16年度で整備終了 | 該当なし | 【目的】 藤野駅移動円滑化基本構想に定める特定事業のうち、町の玄関であるJR藤野駅のラ子内跨線橋に、お年寄りや身体障害者等がスムーズな公共交通機関の利用ができるようエレベーター2基の設置と身体障害者が安心して利用できる多目的トイレの設置に関してJRに補助を行う。 【内容】 ○事業費 200,000千円 ○補助対象経費の財源内訳 国1/3 町1/3 JR1/3 ○町負担額 66,666千円 うち県費 16,666千円 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 39 | 身体障害者手帳交付事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法 相模原市身体障害者障害程度認定に関する要綱 相模原市身体障害者障害程度再認定に関する要綱等 | | | 身体障害者福祉法第15条 身体障害者福祉法施行令第1条第3項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項 | 身体障害者福祉法第15条 身体障害者福祉法施行令第1条第3項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 345千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 100千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 法に定められた身体障害の障害程度に該当する人に対し、身体障害者手帳を交付する。</p> <p>【内容】</p> <p>○手帳交付の流れ</p> <p>①手帳交付申請 指定医師の診断書を添えて申請する。 (福祉事務所)</p> <p>②内部審査 市障害福祉課で診断書内容の審査を行う。</p> <p>③審査部会審査 内部審査で基準に適合しない場合、市から社会福祉審議会に諮問し、審査委員が審査して結果を市に答申する。 ※診断書に疑義がある場合は、申請者に返戻せず診断書作成医師に内容を照会する。</p> <p>④手帳交付等 審査結果に基づき手帳を交付し、却下・返戻の場合は通知をする。 ※約2週間を1サイクルとして事務を実施する。 ただし、紛失等再交付は、約1週間を1サイクルとして実施する。 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】</p> <p>○事業経費の内訳（平成18年度予算） 身体障害者手帳交付経費 345千円 (内訳：旅費、需用費等)</p> <p>○H16手帳交付件数：1,390件/年</p> <p>○紛失等再交付件数：203件/年</p> | | | <p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。</p> <p>県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 40 | 在宅障害者家庭内作業指導運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市在宅障害者家庭内作業指導事業補助金交付要綱 相模原市在宅障害者家庭内作業指導事業実施要領 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 4,500千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 外出が困難な在宅障害者を対象に家庭内のできる作業を提供・指導し、働く喜びと社会参加の意識を高める。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 知的障害・肢体不自由・視覚・言語等の障害があり、企業等への就労や、地域作業所等への通所が困難な者で、市長が適当と認めた者 ○実施主体 本企業が適切かつ効果的に行なわれると市長が認めた団体（市から運営費補助） ○利用定員 原則10名以上 Aランク 20名以上 Bランク 15～19名 Cランク 10～14名 ○指導員等 1名以上を配置する。 ○作業内容 作業材料の配布・作業指導・製品の回収・作業意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 ○工賃 収入から必要経費を控除した額を工賃として支払う。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度対象数 1（Cランク） ○運営費補助基準額 <ul style="list-style-type: none"> ・Aランク：5,100千円/年 ・Bランク：4,800千円/年 ・Cランク：4,500千円/年 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 41 | 障害者地域作業所運営事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (県) 精神障害者地域作業所指導事業補助金交付要綱、相模原市障害者地域作業指導事業補助金交付要綱、相模原市障害者地域作業指導事業実施要領 | | | 町立障害者地域作業所条例 町立障害者地域作業所に関する規則 障害者地域作業所等の重度加算負担に関する協定書 障害者地域作業所等の運営費補助にかかる負担に関する協定書 | (県) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱 藤野町障害者地域作業所運営費補助金交付要綱 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 435,220千円 | | | 30,556千円 | 13,922千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 71,735千円 | | | 18,289千円 | 4,885千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 障害者の地域ケア対策の一環として、地域の協力により、就労することが困難な障害者に対し、作業活動等を通じて、地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】 ○対象 知的障害、肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害等の身体障害、精神障害があり、企業等に就労することが困難な者で市長が適当と認めた者</p> <p>○実施主体 本事業が適切かつ効果的に行われると市長が認めた団体</p> <p>○利用定員等 定員は原則10名以上とし、概ね週5日以上実施すること。 ・Aランク：20名以上 ・Bランク：15～19名 ・Cランク：10～14名</p> <p>○作業内容 作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導</p> <p>※特定財源 県補助金 障害者地域作業指導事業補助金 69,235千円 諸収入（障害者地域作業所等運営費負担金） 2,500千円</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 民間 ・作業所数→（身体・知的）：20か所 精神：15か所 ・通所者数→（身体・知的）：310人 精神：310人</p> <p>○運営費補助基準額 ・Aランク：10,500千円/年 ・Bランク：9,100千円/年 ・Cランク：8,300千円/年</p> | <p>【目的】 町内に居住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。</p> <p>【内容】 ○対象 町内に居住し、就労することが困難な在宅心身障害者</p> <p>○実施主体 津久井町障害者地域作業所（竹の子作業所） 民間</p> <p>○利用定員等 Bランク：15～19名</p> <p>○作業内容 作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導</p> <p>※県補助金（1/2） 障害者地域作業指導事業補助金5,185千円</p> <p>【参考】 ○平成17年度予算 民間 ・作業所数→（身体・知的）：1か所 ・通所者数→（身体・知的）：17人</p> <p>○運営費補助基準額 ・Bランク：9,050千円/年</p> <p>【平成17年度予算額】 町補助金 10,370千円 （内）重度加算 1,320千円 通所交通費補助 984千円 施設管理委託 1,159千円 計 12,513千円</p> | <p>【目的】 町内に在住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。</p> <p>【内容】 ○対象 知的障害、肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害者・その他の身体障害者</p> <p>○実施主体 相模湖町障害者地域作業所（マープリングハウス） 民間</p> <p>○利用定員等 Cランク：10～14名</p> <p>○作業内容 作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導 1自主作業 石鹸づくり・雑巾縫い 2受注作業 製袋作業・プラスチック材作業 ・シール貼り等</p> <p>・工賃 1日 250円程度</p> <p>※県補助金（1/2） 障害者地域作業指導事業補助金4,090千円</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算 民間 ・作業所数→（身体・知的）：1か所 ・通所者数→（身体・知的）：13人</p> <p>○運営費補助基準額 ・Cランク：8,250千円/年</p> <p>(やまのべ館) 民間 在宅精神障害者地域作業所</p> <p>県補助 5,225,000円 町負担分 5,510,000円 計 10,735,000円</p> <p>(町負担内訳) 4町の人口割・通所者割で算定 城山町 (3人) 779,221円 津久井町 (18人) 2,715,897円 相模湖町 (9人) 1,149,634円 藤野町 (6人) 865,248円 計 (36人) 5,510,000円</p> <p>通所者交通費助成 やまのべ館 (7人分) 165,000円 かわせみの家 (2人分) 138,000円</p> | <p><施設維持管理経費（つくしの家）> 【目的】 町立つくしの家の適切な維持管理を図る。</p> <p>【内容】 施設修繕、警備委託、土地借上等</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算見込み 1,641千円 <地域作業所運営委託事業費（つくしの家）> 【目的】 就労が困難な在宅障害者に働く場を提供し、必要な作業及び訓練を行い、地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】 ○作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の取得・生活習慣等の指導を行う。 ○つくしの家運営委員会に運営を委託。（公設民営） ○平成16年度より知的障害者福祉法のデイサービス事業を実施 ○平成18年8月31日まで運営委員会に管理委託、平成18年9月1日からは直営化し、以降、指定管理者へ委任する方向で検討中</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 委託料総額 27,598千円 (利用料) 障害者デイサービス利用料 1,567千円 (国) 障害者介護給付費等負担金 (1/2) 10,415千円 (県) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金 (1/2・1/4) 6,307千円</p> <p><地域作業所等補助事業費> 1,281千円 ※相模原市諸収入に該当</p> <p>【目的】 本町の在宅重度障害者が相模原市所在の障害者地域作業所等（障害者地域活動センター含む）を利用する場合、当該障害者が重度障害者加算対象者であれば、相模原市が当該作業所等に補助金交付を行うため、本町負担分を相模原市に支払うものとし、また、当該作業所等を利用する場合に負担することとなる運営費負担金についても、本町負担分として相模原市に支払うものとする。</p> | <p>【目的】 町内に居住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。</p> <p>【内容】 ○対象 町内に居住し、就労することが困難な在宅心身障害者</p> <p>○実施主体 藤野町障害者地域作業所（共同作業所たんぼの家） 民間</p> <p>○利用定員等 Cランク：10～14名</p> <p>○作業内容 作業訓練を基本とし、就労意欲の涵養・人間関係の習得・生活習慣等の指導</p> <p>○サポートスペース 3障害（身体・知的・精神）の相談を実施</p> <p>※県補助金（1/2） 障害者地域作業指導事業補助金 4,885千円</p> <p>【参考】 ○平成17年度予算 民間 ・作業所数→（身体・知的・精神）：1か所 ・通所者数→（身体・知的・精神）：16人</p> <p>○運営費補助基準額 ・Bランク：9,050千円/年</p> <p>【平成17年度予算額】 町補助金 13,632千円 （内）重度加算 360千円 通所交通費補助 255千円 手数料 35千円 計 13,922千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|-----------|--------------|---|---------|---|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 41 | 障害者地域作業所運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | | | | <p>【内容】</p> <p>○対象 重度障害者加算（1人1月10,000円）、運営費負担金（作業所等補助基本額のうち市町村負担分（1/2）を、当該年度4月1日付けの在籍者数で割る）</p> <p>【参考】</p> <p>○平成18年度予算 民間 （重度障害者加算） ・作業所数 →（知的）：2か所 ・通所者数 →（知的）：3人 （運営費負担金） ・作業所数 →（知的・精神）：3か所 ・通所者数 →（知的・精神）：4人</p> <p><精神障害者地域作業指導事業（やまのべ館）></p> <p>【目的】 就労することが困難な在宅精神障害者の作業訓練等を実施する団体に対する運営費の補助を実施する。</p> <p>【内容】 地域作業所（相模原市：やまのべ館）への運営費負担金の支出。 ※本町からの通所者分の負担。 地域作業所の所在地である相模原市を窓口として、1市2町で通所者割により運営費を負担する。</p> <p>【参考】</p> <p>○平成18年度予算 在籍者3人 690千円/年</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--------------------|---------|--|---------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 42 | 障害者小規模通所授産施設運営事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (国) 障害者自立支援法 (国) 知的障害者施設措置費国庫負担金交付要綱 (国) 身体障害者保護費国庫負担金交付要綱 (国) 精神保健費等国庫負担金交付要綱 相模原市小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱 | | | (県) 神奈川県精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要綱 (県) 神奈川県精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱 城山町精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 15,382千円 | | | 12,552千円 | 1,086千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 7,951千円 | | | 10,455千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を通じて地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】</p> <p>○対象 知的障害・肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害・精神障害等の障害があり、企業等に就労することが困難な者で、市長が適当と認める者。</p> <p>○設置・運営主体 社会福祉法人または公益法人</p> <p>○利用定員等：10～19名</p> <p>○施設整備基準 作業室又は作業所・静養室・食堂・洗面所・便器 ⇒他施設との共同使用可能。</p> <p>○職員配置 知的障害者及び身体障害者小規模通所授産施設にあっては、施設長・生活指導員・作業指導員 ⇒施設長にあっては生活指導員 又は作業指導員と兼務が可。精神障害者小規模通所授産施設にあっては、施設長1人以上が常勤。施設長にあっては、精神保健福祉士、作業療法士、又は精神障害者社会復帰指導員と兼務が可。</p> <p>※特定財源 県補助金 (3/4、1/2) 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金 7,951千円</p> <p>※障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】</p> <p>○平成18年度予算 ・対象施設：1か所</p> <p>○補助金 15,382千円 (内訳) ・補助基本額 10,500千円 ・家賃補助額 2,400千円 ・重度加算額 480千円 ・事務費特別加算額 0千円 ・県補助金負担分 152千円</p> <p>※事務費特別加算は、新規の法人設立の場合のみ当初3年間補助を行う。</p> <p>城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費負担金として支出。</p> <p>城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費負担金として支出。</p> <p>【目的】 小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を通じて地域社会の一員として生活することを促進する。</p> <p>【内容】</p> <p>○対象 町内において精神障害者小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人</p> <p>○設置・運営主体：社会福祉法人</p> <p>○利用定員等：19名（利用者30～40名）</p> <p>○職員配置 施設長（精神保健福祉士）1名、常勤指導員 1名、指導員4名</p> <p>※特定財源 国県補助金 (3/4) 7,875千円 (3/4) 県単独補助金 (1/2) 426千円 (1/2) 藤野町及び相模原市運営費負担金 2,154千円</p> <p>【参考】</p> <p>○平成18年度予算 ・対象施設：1か所</p> <p>○補助金 12,552千円 (内訳) ・補助基本額 10,500千円 ・家賃補助額 1,200千円 ・県単独補助額 852千円</p> <p>城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費補助金として支出している。</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|---|-------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 43 | 障害者地域活動センター設置運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市障害者地域活動センター補助金交付要綱 相模原市障害者地域活動センター設置運営要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 98,520千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 法定（法内）施設に準ずる介護・支援体制を有する、重度障害者等の地域活動（社会参加）の場として整備し、社会的自立を図る。あわせて、施設退所者等の活動の場として位置付け、施設からの退所を促進する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 知的障害・肢体不自由・視覚・聴覚言語等の障害があり、企業等に就労することが困難な者で、市長が適当と認めた者。 ○設置・運営主体 社会福祉法人または公益法人 ○利用定員等 Aランク 定員20人以上、基準面積146.0㎡ Bランク 定員15～19人、基準面積109.5㎡ ○施設設備基準等 活動室・消火設備・食堂兼休憩室・事務室・ 便所（男女各1以上）・洗面所 ⇒他施設との共同使用可 ○職員配置 Aランク 常勤2・非常勤2・パート1・嘱託医1 Bランク 常勤2・非常勤1・パート1・嘱託医1 <p>※障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度予算 ・通所者数：115人（身障2人、知的113人、精障0人） ・活動センター数：6か所 | | | <p>該当なし ※事務事業41において記載。（相模原市への負担金）</p> | <p>該当なし</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|--|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 44 | 精神障害者地域生活支援センター運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (国) 障害者地域生活援助事業 相模原市精神障害者地域生活支援センター施設整備等補助金交付要綱 | | | 城山町精神障害者地域生活支援事業実施補助要綱 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 4,800千円 | | | 2,000千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 地域で生活する精神障害者の日常生活支援、日常的な相談等を行い、社会復帰の自立、社会参加を促進する支援センターの運営費の一部を助成する。</p> <p>【内容】</p> <p>○補助金の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃補助 月額40万円を限度に補助する。 (@400,000×12ヶ月=4,800,000) ※施設運営経費については国、県により補助されている。 <p>○補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 地域生活支援センターカミング ・運営主体 NPO法人エヌピーオーかむ ・設置場所 相模原市淵野辺4-15-6ウィーナス2F <p>○設置年月日 平成15年5月1日</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度予算 ・対象施設：1か所 | | | <p>【目的】 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応及び地域交流活動等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図り、精神障害者に対する理解の促進を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○補助金の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費、家賃等 (2,000,000) ※郡内における生活支援センターが未設置のため、本町が独自に実施しているもの。(町単) <p>○実施主体 城山町</p> <p>○運営主体 社会復帰施設を運営する非営利法人(ただし精神保健福祉法による生活支援センターは除く)</p> <p>○実施場所 社会復帰施設に附置して実施することを原則。</p> <p>○利用対象者 原則として町内の精神障害者が対象。</p> <p>○事業内容 生活支援プログラム、自立支援プログラム、地域交流プログラム、当事者活動支援</p> <p>○補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 かわせみ生活サポートセンター ・運営主体 社会福祉法人かわせみ会 ・設置場所 城山町原宿2-12-37 <p>○設置年月日 平成15年4月1日</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度予算 ・対象施設：1か所 | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 45 | 知的障害者スポーツ・レクリエーション等事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (国) 市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 (県) 知的障害者スポーツ大会実施要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 886千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 33千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 知的障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援等の促進を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県知的障害者スポーツ大会 →参加者送迎、参加者贈等 ※選手送迎方法 借上げバスにより市内から会場まで送迎 ○全国障害者スポーツ大会 →参加者送迎等 ※選手送迎方法：借上げバスにより市内から県庁まで送迎 ○本人活動支援 →知的障害者本人達が集まり、社会参加及び自立に向けての各種活動を行っている団体等に対し助成 ※特定財源 国庫補助金 (2/3) 身体障害者福祉費負担金33千円 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県知的障害者スポーツ大会 ・参加者：計375人 (平成16年度実績) ○全国障害者スポーツ大会 →参加者送迎：2人 (H16年度実績) <p>(大会バス送迎用バス使用料 →平成18年度予算：5台 420千円 ※他に自己車両で送迎する施設あり。)</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
|---------------|---|--|--|---|
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 46 | 知的障害児者介護給付費 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | | 担当課名 | | |
| | | 相模原市 (旧津久井町) (旧相模湖町) 城山町 藤野町 | | |
| 担当課名 | 障害福祉課 | 福祉推進課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 知的障害者福祉法、児童福祉法、障害者自立支援法 知的障害者・児童障害者福祉法に基づく居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給等に関する規則 知的障害者・児童障害者福祉法に基づく居宅支援施設 | 知的障害者福祉法、児童福祉法 知的障害者法施行細則、障害児に係る児童福祉法施行細則、障害者自立支援法 | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 2,262,968千円 | 76,866千円 | 76,858千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 1,261,781千円 | 57,671千円 | 61,775千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 知的障害者等が支援費及び介護給付費対象サービス等、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・日帰り介護（デイサービス）【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ○施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（基本的に国基準） ※ただし、知的障害者デイサービス支援費及び学齢に満たない児童居宅支援費に係る利用者負担額は、一律0円。 ※特定財源 施設支援事業 国庫負担金（5/10）59,095千円 県費負担金（2.5/10）29,547千円 短期入所事業 国庫補助金（1/2）3,048千円 県費補助金（1/4）1,524千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 国庫補助金（1/2）2,883千円 県費補助金（1/4）2,403千円 【参考】 （平成17年度予算） ○デイサービス事業 1,568千円 →利用回数：276回 ○施設支援事業 121,513千円 →延人数：556人（施設数 25ヶ所） ○短期入所事業 6,097千円 →利用人数：知的11人（延利用日数：1,013日）、児童7人（延利用日数：160日）</p> | <p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ○施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源 施設支援事業 国庫負担金（5/10） 県費負担金（2.5/10）30,564千円 短期入所事業 国庫補助金（1/2） 県費補助金（1/4）3,445千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 国庫補助金（1/2） 県費補助金（1/4）4,913千円 【参考】 （平成17年度予算） ○デイサービス事業 0千円 →利用回数：0回 ○施設支援事業 40,752千円 →延人数：192人月（施設数10） ○短期入所事業 4,593千円 →利用人数：知的6人（延利用日数：60日）、児童0人（延利用日数：0日）</p> | <p>【目的】 知的障害者等が障害者自立支援法等の対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ○施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 ○対象者 障害福祉サービスの支給決定を受けている者または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 障害者自立支援法による基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源 施設支援事業 国庫負担金（5/10） 国庫補助金（1/2）32,460千円 県費負担金（1/4）16,623千円 49,083千円 短期入所事業 国庫補助金（1/2）1,177千円 県費補助金（1/4）588千円 1,765千円 デイサービス事業 国庫補助金（1/2）2,083千円 県費補助金（1/4）1,041千円 3,124千円 グループホーム 国庫補助金（1/2）1,977千円 県費補助金（1/2・1/4）1,722千円 3,699千円 【参考】 （平成18年度予算） ○デイサービス事業 4,168千円 →利用回数：744回 ○施設支援事業 64,920千円 →延人数：301人 ○短期入所事業 2,355千円 →利用人数：知的19人（延利用日数：336日）</p> | <p>【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した場合、その費用を助成するもの。</p> <p>【内容】 ○対象事業 ＜居宅生活支援＞ ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助（グループホーム）【知的障害者】 ＜施設訓練等支援＞ ○施設（更生施設、授産施設、通動寮、のぞみの園）【知的障害者】 ○対象者 支援費の支給決定を受けている者（相互利用者含む）または、やむを得ない事由により措置される者 ○支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額（国基準） ※特定財源 施設支援事業 国庫負担金（5/10） 国庫補助金（1/2）53,684千円 県費負担金（2.5/10） 短期入所事業 国庫補助金（1/2） 県費補助金（1/4）5,820千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 国庫補助金（1/2） 県費補助金（1/4）2,271千円 【参考】 （平成17年度予算） ○デイサービス事業 0千円 →利用回数：0回 ○施設支援事業 64,737千円 →延人数：288人月（施設数10） ○短期入所事業 7,759千円 →利用人数：知的11人（延利用日数：788日）、児童7人（延利用日数：210日）</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|-----------|--|---------|---|-----|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 46 | 知的障害児者介護給付費 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | ○地域生活援助（グループホーム）事業 269,966千円 →延利用人数：2,141人（ホーム数65） | | ○地域生活援助（グループホーム）事業 6,126千円 →ホーム数：5（町外5） 延人数：60人（町外60人） | | ○地域生活援助（グループホーム）事業 6,552千円 →ホーム数：5（町外5） 延人数：60人（町外60人） |
| | | | ○地域生活援助（グループホーム）事業 5,423千円 →ホーム数：4（町外4） 延人数：48人（町外48人） | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|---|---------|---|---|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 47 | 生活ホーム等設置運営事業 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | (国) 知的障害者通動察及び福祉ホーム設置運営要綱、相模原市民間知的障害者福祉ホーム運営費取扱要領、相模原市市知的障害者生活ホーム設置運営要綱、同設置・改修費補助金交付要綱、相模原市精神障害者グループホーム等設置運営費助成要綱他 | | | 精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱 町精神障害者グループホーム設置運営費助成要綱 | 精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱 社会福祉法人の助成に関する条例 | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 95,679千円 | | | 4,180千円 | 1,335千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 51,790千円 | | | 2,798千円 | 500千円 | |
| 【事務事業の内容】 | 【目的】 知的障害者、精神障害者の自活に必要な住宅である「生活ホーム・グループホーム・福祉ホーム」の運営費等の助成を行なうことにより障害者の地域での生活を促進する。 【内容】 ○概要 <知的障害者運営費(一人あたり月額)> ・生活ホーム 重度130,480円 一般95,000円 ・グループホーム 重度130,480円 一般95,000円 ・福祉ホーム 48,000円 (慈仁舎に運営事業を委託) ・グループホーム設置費500,000円 <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円 ・福祉ホーム 48,000円 ・グループホーム設置費 500,000円 ※特定財源 国庫補助金(1/2) 心身障害児(者)福祉対策費補助金 904千円 県補助金(1/2・10/10) 生活ホーム等設置運営費補助金 50,886千円 【参考】 ○平成18年度予算 (福祉ホーム運営) 知的:2か所(延人数192)、精神:0か所(延人数0人) (生活ホーム・グループホーム運営) 知的生活ホーム:6か所(延人員48人)、精神グループホーム:17か所(延人員804人) ※か所数には市外含む。 | | 【参考】 ○平成17年度予算 精神障害者グループホーム 1ヶ所(延人員72人) | 【参考】 ○平成17年度予算 (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム:1か所(延人数12人) | 【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。 【内容】 ○概要 <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円(県基準単価) ※特定財源 国庫補助金(1/2) 1,419千円 県費補助金(1/2・1/4) 1,379千円 2,798千円 【参考】 ○平成18年度予算 (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム:1か所(延人数44人) ※か所数は町内のみ。 | 【目的】 社会福祉法人が行う知的障害者グループホームの設置に要する経費への補助及び社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費に要する経費への補助を実施する。 【内容】 ○概要: <知的障害者生活ホーム設置費> ・500,000円 ※特定財源:県補助金(10/10) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金 500千円 <精神障害者運営費(一人あたり月額)> ・グループホーム95,000円(県基準単価) ※特定財源:国庫補助金(1/2) 【参考】 ○平成17年度予算 (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム:1か所(延人数24人) |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---------|--|-----|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 48 | 生活ホーム等家賃助成事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | 福祉推進課 | | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市生活ホーム等家賃助成事業 補助金交付要綱 | | 町障害者グループホーム等家賃助成金交付要綱 | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 46,735千円 | | 759千円 | | 35千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 生活ホーム及びグループホームの市民利用者の家賃を助成することにより、経済的負担を軽減し、地域での自立した生活を支援する。</p> <p>【参考】 ○平成17年度予算 ・施設数：1か所</p> <p>【内容】 ○補助金交付対象 生活ホーム、グループホームの運営主体 ○補助対象経費 家賃（管理費、共益費、消費税を含む）とし、 入居者が負担する分に充てる。 ○補助率 (月額家賃（限度額120,000円）×1/2×（市民利用者数－生活保護受給者数／定員数） ＋生活保護住宅扶助を超えた額×対象者数）×月数 ※生活保護受給者の住宅扶助限度額を超えた負担については、その差額を市単で家賃助成している。</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 ・施設数：46か所</p> | | <p>【目的】 精神障害者及び知的障害者グループホーム等の入居者の家賃に対して助成を行うことにより、経済的負担を軽減するとともに、精神障害者及び知的障害者が地域で自立した生活を実現できるように支援する。</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 ・施設数：5か所（精神1、知的4） ※市町村民税非課税世帯、 預貯金等350万円以下が対象。</p> | | <p>【目的】 精神障害者グループホームの入居者の家賃に対して助成を行うことにより、経済的負担を軽減するとともに、精神障害者が地域で自立した生活を実現できるように支援する。</p> <p>【参考】 ・町民利用者数：2人</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--------------------|---------|-----------------------|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 49 | 更生施設等通園・通所者交通費助成事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市障害者施設等通所交通費助成金支給要綱 | | | 城山町障害者施設等通所交通費助成金交付要綱 | (町単) 藤野町障害者等共同作業所たんぼの家通所交通費助成要綱 (町単) 藤野町精神障害者地域作業所通所交通費助成要綱 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 52,478千円 | | | 503千円 | 703千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>【目的】 障害者が更生施設等に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 ○対象者 施設等に通所している身体障害者・知的障害者・精神障害者（主な施設：地域作業所・活動センター・第三陽光園・たんぼの家・虹の家・ロシナンテ・第1松が丘園・第2松が丘園等） ○対象経費 居所から施設等への通所に要する交通費（バス及び鉄道の当該区間の運賃） ○補助率：1/2 ○算出方法 通所日数×往復交通費×1/2 定期乗車券の額×1/2 ※障害者システム：障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 ・助成対象者：実人員943人 ・延べ通所者数：10,365人 ・1人当たり1か月平均交通費：5,063円</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>【参考】 ○平成17年度予算 ①通所実人数：16人 984千円 延人数：192人 1人当たり1か月平均交通費：5,125円 ②通所実人数：18人 1,425千円 延人数：216人 1人当たり1か月平均交通費：6,597円</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>【参考】 ○平成17年度予算 ・助成対象者：実人員8人 ・延べ通所者数：96人 ・1人当たり1か月平均交通費：3,156円</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>【目的】 障害者が障害者施設等に通所するための交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 ○対象者 施設等に通所している身体障害者、知的障害者、精神障害者（精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者地域作業所、知的障害者通所授産施設、知的障害者デイサービス施設等） ※生活保護対象者（交通費扶助対象者）及び障害者手帳割引対象者は除く。 ○対象経費 ・居所から施設等への通所に要する交通費。（バス及び鉄道の当該区間の運賃） ○補助率：1/2 ○算出方法：通所日数×往復交通費×1/2 定期乗車券の額×1/2</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 ・助成対象者：実人員11人 ・延べ通所者数：132人 ・1人当たり1か月平均交通費：3,810円</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>【目的】 障害者が町内（精神障害者のみ郡内）の地域作業所に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。</p> <p>【内容】 ○対象者 ①町内に住所を有する藤野町内の地域作業所に通所する障害者（共同作業所たんぼの家） ②町内に住所を有する郡内の精神障害者地域作業所に通所する障害者（かわせみの家、やまのべ館） ○対象経費 居所から施設等への通所に要するバス運賃 ○補助率：100% ○算出方法 通所日数×往復交通費 ※障害者システム：なし</p> <p>【歳出予算額内訳】 町共同作業所たんぼの家通所交通費助成（福祉班担当） 255千円 郡精神障害者地域作業所通所交通費助成（保健班担当） 448千円</p> <p>【参考】 ○平成17年度予算 町共同作業所たんぼの家通所交通費助成 ①通所実人数：5人 255千円 延人数：60人 1人当たり1か月平均交通費 4,250円 郡精神障害者地域作業所通所交通費助成 ②通所実人数：6人 448千円 延人数：72人 1人当たり1か月平均交通費 6,222円</p> </div> </div> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 50 | 施設入所医療費等経費 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱 相模原市在宅福祉サービス健康診断助成事業要綱 | | | (国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱 知的障害者福祉法による入所施設利用者にかかる医療費給付事務取扱要綱 | (国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱 (県)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 32,127千円 | | | 0千円 | 720千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 14,894千円 | | | 0千円 | 540千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>市単独事業：中核市移行事務 →十愛病院に入所しているものに対して、入所にかかる費用を負担するもの</p> <p>市単独事業 →在宅の低所得世帯の障害者が、福祉施設に一時入所する際に必要となる健康診断書の取得に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○対象者 医療審査事務手数料・医療費・十愛病院知的障害者入所施設に入所している者 健康診断助成 世帯の生計中心者の前年度市民が、非課税または均等割りのみ課税の世帯であって、止むを得ない事由により支援費の支給を受けることが著しく困難な者。</p> <p>○対象経費 医療費の自己負担分。十愛病院入所に係る費用(＠49,610円/月) 診断書作成に必要な診察及び検査に要する費用、並びに文書料</p> <p>※特定財源 国庫負担金(5/10) 施設福祉対策費負担金 14,894千円</p> <p>※障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】</p> <p>○医療費審査事務件数 平成18年 8,952件 ○医療費延べ件数 平成18年 8,999件 ○十愛病院加算(市単) 延月数 平成18年 24月 ○健康診断助成 6件</p> | | | | |
| | | | | <p>廃止 ※障害者自立支援法施行(H18.4.1)に関連して、入所施設に係る負担の見直しに伴い廃止。 (平成18年3月まで) ※平成18年4月から施設入所重度知的障害者は、県重度障害者医療費給付補助事業の対象。 (平成18年度予算 1,056千円、対象者17人)</p> <p>平成17年度</p> <p>【目的】</p> <p>【内容】</p> <p>○対象者 (国庫負担事業) →知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が措置することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】</p> <p>○対象者 知的障害者入所施設に入所している者</p> <p>※特定財源 国庫負担金(1/2) 726千円 県費負担金(1/4) 363千円</p> <p>【参考】</p> <p>○医療費審査事務手数料 40,311円×1.05(伸率)=42,327円 ○施設入所者医療費 1,383,185円×1.05(伸率)=1,452,345円 ○医療費対象者数 実人数23人</p> | |
| | | | | | <p>【目的】</p> <p>(国庫補助事業) →知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を町が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの</p> <p>【内容】</p> <p>○対象者 知的障害者入所施設に入所している者</p> <p>○対象経費 医療費の自己負担分</p> <p>※特定財源 国庫負担金(5/10) 360千円 県費負担金(1/4) 180千円</p> <p>【参考】</p> <p>○平成17年度予算 ・医療費延べ件数 23件×12ヶ月=276件 ・医療費審査事務手数料 276件 28千円 ・施設入所者医療費 60千円×12ヶ月=720千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---------|---|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 52 | 障害者福祉的就労協力事業所奨励事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱 | | | 城山町障害者福祉的就労奨励事業実施要綱 | 藤野町障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実施要綱 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 10,440千円 | | | 90千円 | 1,080千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 45千円 | 540千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 一般就労が困難な知的障害者（最低賃金が適用されない者） ○事業主体 市長が指定する協力事業所 ○奨励金 対象者1人あたり30,000円/月 （協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。） <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度予算 ・対象事業所数：21事業所 （対象者29人 延べ人数348人） | | | <p>【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 一般就労が困難な知的障害者（最低賃金が適用されない者） ○事業主体 市町村長が指定する協力事業所 ○奨励金 対象者1人あたり30,000円/月 （協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。） <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成17年度予算 ・対象事業所数：1事業所 （対象者1人 延べ人数3人） | <p>【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 一般就労が困難な知的障害者（最低賃金が適用されない者） ○事業主体 市町村長が指定する協力事業所 ○奨励金 対象者1人あたり30,000円/月 （協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。） <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成17年度予算 ・対象事業所数：3事業所 （対象者3人 延べ人数36人） |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 53 | 障害者地域作業所等健康診断事業補助金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市地域作業所等健康診断事業実施要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 2,588千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 地域作業所等の通所者及び職員の疾病の早期発見や健康の増進を図る。</p> <p>【内容】 地域作業所等連絡協議会が毎年実施している健康診断受診事業に対し助成を行う。</p> <p>○補助対象額 受診料の実費 (一人当たり限度額6,000円)</p> <p>○補助率 2/3</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 ・施設数58か所、対象人数647人</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---------|---|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 54 | 障害者一時ケア事業補助金 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市在宅障害者一時ケア事業補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 26,410千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 障害児者の保護者や家族等が地域活動、通院及び休養等のために、家庭内での介護が困難となった場合に、障害児者を一時的に介護する「障害者一時ケア事業」を実施する団体に補助金を交付することにより、障害児者のいる家庭を援護する。</p> <p>【内容】 ○事業実施施設 <施設名> 一時ケアもみの木ホーム（デイケア） 運営主体（社）市手をつなぐ育成会 一時ケアもみの木ホーム（ナイトケア） 運営主体（社）市手をつなぐ育成会 ふれあいデイホーム（デイケア） 運営主体（福）市社会福祉協議会 ヘルピングハンズ（デイケア） 運営主体（福）すずらの会</p> <p>※障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】 ○平成18年度予算 ・対象施設：4施設 ・延利用者数：4,150名</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 56 | 障害福祉施設運営費補助金 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市障害福祉施設運営費補助金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 238,269千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 相模原市の障害者が通所・入所する神奈川県内の障害福祉施設の自主的で柔軟な施設運営を促し、福祉サービスの維持向上及び地域間の均衡を図る。</p> <p>【内容】 民間障害福祉施設の自主的で柔軟な施設経営を促進し、サービス水準の維持・向上を目的に、社会福祉法人等が設置する障害福祉施設の運営に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>○対象 相模原市の障害者が通所・入所する神奈川県内の障害福祉施設（人件費等の経費について補助）</p> <p>【参考】 ○平成18年度補助対象数 ・知的障害者更生施設等62施設 ・身体障害者授産施設等12施設 ○利用者 627名</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 57 | 知的障害者援護施設建設資金借入償還金補助事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市知的障害者援護施設整備に係る市有地の貸付け及び建設費補助等助成要綱 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 30,555千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 社会福祉法人が知的障害者の援護施設の建設に要する費用を、「独立行政法人福祉医療機構」、「県社会福祉協議会」及び「市社会福祉協議会」から借入をした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。</p> <p>【内容】 借入償還金（元金）の1/4を補助金として交付する。</p> <p>【参考】 ○補助金交付先：11か所</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---------|--|-------|-------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | | 専門部会名 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 58 | 事務事業名 社会福祉事業団経費 | | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 社会福祉法 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 63,024千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団の本部運営に要する経費を補助する。</p> <p>【相模原市社会福祉事業団の概要】</p> <p>①設立年月日 平成6年4月1日</p> <p>②設立者 相模原市</p> <p>③所在地 相模原市松が丘1丁目23番1号</p> <p>④設立目的 市の福祉需用に対応するため、市と連携して適切な福祉サービスの提供を行い、もって広く市民福祉の向上と増進に寄与する。</p> <p>⑤業務内容 ・第一種社会福祉事業 ・第二種社会福祉事業 ・公益事業</p> <p>⑥経費内訳 ・市派遣職員3名分、総務課所管の事務費、理事会、総会、研修等に関する経費等</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 60 | 障害者福祉計画 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | | 福祉推進課 |
| 根拠法令等 | | | | | 障害者基本法 障害者自立支援法 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | 207千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【策定年月】 平成10年3月（基本計画、前期実施計画） 平成14年3月（中期実施計画）</p> <p>【計画期間】 平成10年度～平成22年度 ○基本計画 平成10年度～22年度 →施策の基本的方向を示すもの。 ○実施計画 具体的な方策を示すもの。 （前期）平成10年度～14年度 （中期）平成15年度～18年度 （後期）平成19年度～22年度</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画を策定した。</p> <p>【参考】 ○今後のスケジュール（概要） ・平成17～18年度：後期実施計画の策定 ・平成21年度：基本計画の見直し</p> | <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画の策定を目指す。</p> <p>【策定スケジュール】 《平成15年度》 策定委員会設置、第1回策定委員会、第1回部会開催 《平成16年度》 ・基礎数値を把握するためのアンケート調査の実施。</p> <p>【参考】 ○今後のスケジュール（概要） ・支援法等の動向も見定めた中で、新市において速やかに策定する。</p> | <p>【策定年月】 平成16年7月</p> <p>【計画期間】 平成16年度～平成20年度（本計画）</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も地域の中でともに生きる社会づくりを進めるため、相模湖町総合計画を踏まえ、障害者基本法に基づく「相模湖町障害者福祉計画」を策定し、障害者を主体とした施策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> | <p>【策定年月】 平成16年12月9日</p> <p>【計画期間】 平成16年度～平成22年度 ○基本計画 平成16年度～22年度 →施策の基本的方向を示すもの。 ○推進計画 平成16年度～22年度 →具体的な方策を示すもの。</p> <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も地域の中でともに生きる社会づくりを進めるため、城山町新総合計画を踏まえ、障害者基本法に基づく「城山町障害者福祉計画」を策定した。</p> <p>【進行管理※平成18年度から】 ○目的 計画の進捗状況を定期的に調査・把握し、町民の意見を反映するため、「障害者施策推進協議会」を設置し、計画の総括的推進体制の整備に取り組むもの。 ○内容 ・開催日数 年3回程度 ・委員候補者（案）19人 ○平成18年度予算（謝礼委員16人） ・学識経験者（1人）、医師（1人）、歯科医師（1人） ：90,000円 ・その他委員（13人）：117,000円 *平成18年度から障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の策定組織も兼ねる。</p> | <p>【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画の策定を目指す。</p> <p>【策定スケジュール】 《平成13年度》 保健福祉委員会設置、第1回保健福祉委員会開催 第1回～第5回ワーキンググループ会議開催 《平成14年度》 第1回～第5回計画策定部会開催 第2回保健福祉委員会開催 『藤野町障害者保健福祉計画』策定 ・計画期間 平成15～21年度</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|--------------|--------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 61 | 身体障害者福祉法に規定する売店設置に係る協議等 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法第22条 | | | 身体障害者福祉法第22条 | 身体障害者福祉法第22条 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | 【内容】 身体障害者福祉法第22条に基づき、身体障害者から公共的施設内に売店設置の申請があった場合に協議を図る。 <input type="checkbox"/> 売店設置数 3か所 <input type="checkbox"/> 設置者 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会 | | | 該当なし | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 63 | 指定居宅支援事業者、指定施設等の指定 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | ①身体障害者福祉法第17条の4、知的障害者福祉法第15条の5及び児童福祉法第21条の10に基づく指定居宅支援事業者の指定 ②身体障害者福祉法第17条の10及び知的障害者福祉法第15条の11に基づく指定施設の指定 ③市規則に基づく基準該当居宅支援事業者の登録 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <p>支援費支給決定障害者が、指定居宅支援、指定施設支援を受けた場合、指定事業者・指定施設が支援費を代理受領することとされている。</p> <p>この場合の、事業者・施設の指定について、厚生労働省令の定めるところにより居宅支援事業者や施設設置者の申請により、市がサービスの種類及び事業所ごとに行う。</p> <p>※県支援費支払総合システム：指定事業者に対しての支援費等の支払及び事業者指定を行うもの</p> <p><事務の流れ></p> <p>① 事前相談・調整</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 指定（登録）申請書受付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 審査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④ 指定・登録（原則毎月1日付け）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>⑤ 通知 （指定事業者・施設へ指定書・登録書を送付）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>⑥ 公告・情報提供 （県支援費支払総合システムに情報提供）</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 64 | 障害者支援センターの管理運営 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市立障害者支援センター条例 相模原市立障害者支援センター条例施行規則 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 152,313千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 13,554千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的・内容】</p> <p>就労が困難な知的障害者及び身体障害者の社会的、経済的自立の促進や障害者地域作業所等の支援を行う松が丘園の施設の管理等を「相模原市社会福祉事業団」に委託するもの。</p> <p>○委託内容</p> <p>運営、設備保守管理委託、清掃委託等</p> <p>※特定財源</p> <p>国庫補助金 (1/2) 身体障害者福祉費補助金 730千円</p> <p>県補助金 (1/2) 地域就労援助センター事業補助金 12,744千円</p> <p>諸収入 (松が丘園自動販売機光熱水費実費負担金) 80千円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 65 | けやき体育館の管理運営 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市立けやき体育館条例 相模原市立けやき体育館条例施行規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 50,177千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 1,533千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的・内容】 障害者の健康の増進、機能の回復及び教養文化活動の促進を図り、もって障害者の福祉の向上に寄与する。管理運営については、「相模原市社会福祉事業団」へ委託し、利用料金制度を導入している。</p> <p>【内容】 ○施設の概要 建物1,657.64㎡ 施設一体育室、機能訓練室、教室、和室、教養室、談話コーナー、事務室他</p> <p>【参考】 ○利用料（全日利用9～22時の場合） ・体育室（全面）：10,200円 ・機能訓練室、教養室、和室、教室：3,900円</p> <p>○障害者スポーツ講座 →参加者 10講座52回延べ1,385人（H18年度予算） ※知的障害者含む</p> <p>○障害者ふれあい文化講座 →参加者 9講座22回延べ357人（H18年度予算） ※知的障害者含む</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---------|---|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 66 | 市立身体障害者デイサービスセンターの管理運営 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法第18条第1項第2号 相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【設置目的】</p> <p>在宅身体障害者及びその介護を行なう者に対し、通所による機能訓練、創作的活動、介護方法の指導等のサービスを提供することによって、身体障害者の自立と社会参加を促進し、福祉の増進に寄与するため。</p> <p>【施設の概要】</p> <p>○名称：相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター</p> <p>【施設の運営内容】</p> <p>(1) 維持管理に関すること 設備保守点検、機械警備、施設内清掃、備品管理、その他施設の維持管理に必要なこと</p> <p>(2) 運営事業に関すること 身体障害者福祉法に基づく身体障害者デイサービス事業、その他デイサービスセンターの管理運営に必要な事業</p> <p>○運営費 委託業務を実施するために身体障害者福祉法に定める居宅生活支援費を事業収入として収受し、これをもって委託業務を実施する。</p> <p>○施設等使用料 委託者に施設、設備及び備品を無償で使用する。</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 67 | 進行性筋萎縮症療養給付 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | (国) 進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱 身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 8,614千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 4,307千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 進行性筋萎縮症者を入所措置し、必要な医療訓練及び生活指導を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容 医療機関に収容もしくは通所させ、必要な医療・訓練及び生活指導を行う。 ○実施方法 国立療養所箱根病院に委託 ○対象者 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者で、その治療等に長期間を要する者(18歳未満の者については、児童福祉法第27条2項により同様に委託することができる。) ○給付内容 医療費及び日用品費、期末一時扶助費等 ○費用負担基準(世帯の前年の所得税額によって23区分)により自己負担あり <p>※特定財源 国庫負担金(5/10) 身体障害者福祉費負担金4,307千円</p> <p>※障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度予算 ・入所実日数：2人 ・入所延月(人)数：24 | | | 該当なし | 該当なし |

| | | | | | |
|----------------|---------------------------|---|---------|---|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 70 | 事務事業名 在宅重度身体障害児者訪問診査事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 障害福祉課 | | | 福祉推進課 | |
| 根拠法令等 | | | | 城山町在宅重度障害訪問診査実施要綱 | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 18千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 14千円 | |
| 【事務事業の内容】 | 該当なし | | | <p>【目的・内容】</p> <p>身体の障害により、日常生活上支障がある在宅重度障害児者に対して、身体障害者福祉法第15条の指定医師を派遣して、診査及び更生相談を行う。</p> <p>平成17年度までは、身体障害者保護費国庫負担金及び身体障害者援護費県費負担金交付要綱に基づき、補助事業として実施していたが、要綱廃止により、平成18年度は町の単独事業となった。</p> <p>【参考】</p> <p>○平成18年度予算 ・医師謝礼 18千円 過去の実績・13年度 1件、14～17年度は実績無</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-----------------|----------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 6 | 老人福祉法に規定する福祉の措置 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 老人福祉法 | | | 高齢者福祉課 老人福祉法 | 健康福祉課 老人福祉法 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>○養護老人ホームへの入所措置 【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。 【方法】 入所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 相模原福祉事務所 34名 南福祉事務所 38名 合 計 72名</p> <p>○特別養護老人ホームへの入所措置 【目的】 やむを得ない事由（家族からの虐待を受けていないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在）により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定をする。 【方法】 本人の状況を勘案し、入所指針に基づいて随時福祉事務所が決定する。 相模原福祉事務所 1名 南福祉事務所 0名 合 計 1名</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>○養護老人ホームへの入所措置 【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。 【方法】 入所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 該当事者 なし</p> <p>○特別養護老人ホームへの入所措置 【目的】 やむを得ない事由（家族からの虐待を受けていないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在）により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定をする。 該当事者なし</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>○養護老人ホームへの入所措置 【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。 【方法】 入所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。</p> <p>○特別養護老人ホームへの入所措置 (該当事業なし)</p> </div> </div> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|---|---------|---|---|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 7 | 児童福祉法に規定する福祉の措置及び保育の実施 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | 児童福祉法 ・第22条（助産の実施） ・第23条（母子保護の実施） ・第24条（保育の実施） ・第25条の2（事務所長の採るべき措置） | | | 児童福祉法 ・第24条（保育の実施） | 児童福祉法 ・第24条（保育の実施） | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | 【目的】 ①保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成17年4月1日現在、認可保育所53園（私立36園、公立17園） 定員6,328人。入所児童数6,608人（内障害児71人、管外受託児177人） ・新規入所申込者（4月1日入所希望者）の受付→平成17年度新規入所申込児童2,235人、入所児童1,425人 ・年度途中入所申込者の受付→16年度途中申込児童1,726人、内入所児童008人 ・在園児の継続面接→平成17年度対象児童5,127人 ・年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務 ②助産の実施 保健上必要があるにもかかわらず経済的理由等により入院助産ができない妊婦に対し申請により実施する。 市内3施設（総合相模更生病院、のぞみ助産院、国立相模原病院）16年度実施件数24件 ③母子保護の実施 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子がその配偶者の監護すべき児童に福祉が欠ける場合に申請により実施する。 16年度は県外の2施設へ2家族実施。 ④福祉事務所長の採るべき措置 必要に応じて措置を採る。 【事務手順】 ①保育の実施 ・新規申込受付は市内各保育所（53園）で行なう。市報で周知する。 ・年度途中の申し込みは、随時福祉事務所で受付。入所日は各月1日（緊急入所は随時） ・継続面接は市内各保育所（53園）で行なう。 ②助産の実施 ③母子保護の実施 実情調査後実施の可否決定。 | | ①保育の実施 平成17年4月1日現在、公立11園<内町立5園> 267人 私立8園 8人 町立5園 定員379人 入所児童数273人(内受託16人、障害児1人) 認可外町立保育園2園 定員115人 入所児童55人(うち受託1人) 新規入所申込者（4月1日入所希望者）の受付→平成17年度保育所新規入所申込児童83人 内入所児童83人(他児童保育園17人) | ①保育の実施 平成17年4月1日現在、公立3園 定員180人 入所児童数69人(内受託 5人) | 【目的】 ①保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成17年4月1日現在、公立6園<内町立2園> 146人 私立15園 33人 町立2園 定員150人 入所児童数140人(内受託 6人) 新規入所申込者（4月1日入所希望者）の受付→平成17年度新規入所申込児童58人 内入所児童28人 その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり ②・③・④については、津久井保健福祉事務所において実施 | 【目的】 ①保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、公立1園 定員60人 入所児童数62人(内受託 1人) その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり ②・③・④については、津久井保健福祉事務所において実施 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|---|---------------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 母子及び寡婦福祉法に規定する福祉の措置 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 母子及び寡婦福祉法 ・第9条（福祉事務所） ・第13条（母子福祉資金の貸付け） ・第17条（居宅等における日常生活支援） ・第31条（母子家庭自立支援給付金） | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | 【目的及び内容】 ①母子父子家庭及び寡婦の相談、指導、調査、業務の実施 母子父子家庭及び寡婦からの相談に応じその福祉に関し必要な業務を行う。母子自立支援員が業務を行う。 ②母子寡婦福祉資金の貸し付け 経済的な自立助成と生活意欲の助長と扶養している児童の福祉増進のため資金の貸し出申請の受付を行う。 ・母子寡婦福祉資金（事業開始資金他12資金） ・母子福祉資金等利子補給 ③日常生活支援事業実施 母子父子寡婦家庭等で日常生活に支障をきたしている家庭への家事援助等について家庭生活支援員の派遣申請の受付を行う。 ④自立支援教育訓練給付金の給付 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座など受講した場合、母子家庭の母の自立促進を図るために給付金支給の申請受付を行う。 ⑤高等技能訓練促進費の支給 母子家庭の母が看護師などの資格を取得するために養成校へ通う場合の促進費支給の申請受付を行う。 【事務手順】 ②③④⑤は、母子自立支援員が申請受付、子育て支援課が審査、決定し通知発送。 | | | 該当なし 津久井保健福祉事務所に母子自立支援員が配置されている。 | 該当なし 津久井保健福祉事務所で実施 |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|---|---------|---|-----------------------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 9 | 身体障害者福祉法に規定する福祉の措置 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | |
| 根拠法令等 | ○身体障害者福祉法 ○障害者生活訓練コミュニケーション支援事業(国) ○障害者のあかいるくらし促進事業(国) ○身体障害者自立支援事業(国) △市障害者手帳交付診断料助成事業 ○市身体障害者補装具費等事故負担金補給要綱外 | | | 身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則 | 身体障害者福祉法 | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>○身体障害者手帳交付事務</p> <p>【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。</p> <p>交付状況 相模原福祉 7,834人 H17.5.1 南福祉 5,096人 合計 12,930人</p> <p>○自立支援医療(更生医療)</p> <p>【目的】 身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、その更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>○補装具の交付</p> <p>【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>○日常生活用具の給付</p> <p>【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>○住宅設備改善費助成</p> <p>【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。</p> <p>【内容】 ①重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。 ②天井走行移動リフト設置(限度額100万円) ③環境制御装置(限度額60万円) ④視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) ⑤障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p> | | <p>○身体障害者手帳交付事務</p> <p>交付状況 823人 H17.4.1</p> <p>○身体障害者手帳交付事務</p> <p>交付状況 244人 H17.4.1</p> <p>○更生医療</p> <p>【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>○補装具の交付</p> <p>【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>○日常生活用具の給付</p> <p>【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>○住宅設備改善費助成</p> <p>【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。</p> <p>【内容】 ①重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。 ②天井走行移動リフト設置(限度額100万円) ③環境制御装置(限度額60万円) ④視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) ⑤障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p> | | <p>○身体障害者手帳交付事務</p> <p>【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。</p> <p>交付状況 586人</p> <p>○更生医療</p> <p>【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>○補装具の交付</p> <p>【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。</p> <p>○日常生活用具の給付</p> <p>【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>○住宅設備改善費助成</p> <p>【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。</p> <p>【内容】 ①重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。 ②天井走行移動リフト設置(限度額100万円) ③環境制御装置(限度額60万円) ④視覚障害者インターネットソフト購入(限度額5万円) ⑤障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等(限度額10万円)</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|---|---|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 9 | 身体障害者福祉法に規定する福祉の措置 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>○自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】</p> <p>①自動車運転免許取得助成指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。</p> <p>②自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p> <p>○身体障害者自立支援事業「ケア付住宅」</p> <p>【目的】 身辺の介護や生活への援助を必要とする重度の身体障害者が自立するための支援を行う。</p> <p>【内容】 申請に基づいて入居の決定を行う。（常時医療ケアの必要な者は利用できない）</p> | | <p>○自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】</p> <p>①自動車運転免許取得助成指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。</p> <p>②自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p> | <p>○自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】</p> <p>①自動車運転免許取得助成指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。</p> <p>②自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------------------|---|---|----------|--|---|-----------------------------------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | | | | | |
| 10 | 知的障害者福祉法に規定する福祉の措置 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 | | | | | |
| 根拠法令等 | 知的障害者福祉法 | | | 知的障害者福祉法 知的障害者福祉法施行細則 | 知的障害者福祉法 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>①相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる。</p> <p>②日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>③職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>④療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。 相模原福祉 1,626人 (H17.5.1) 南福祉 906人 合 計 2,532人</p> <p>【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。</p> <p>⑤知的障害者福祉ホーム 【目的】 低額料金で住居を求めている知的障害者に対し、居室その他の施設を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。</p> <p>【方法】 申請に基づいて決定する。</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>④療育手帳の交付 平成16年度実績 新規 7件 更新 14件 再交付 9件 計 30件</p> <p>【参考】手帳所持者数 平成15年4月1日現在 128人 平成16年4月1日現在 133人 平成17年4月1日現在 139人</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>④療育手帳の交付 H17.4.1 交付 8人</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>①相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>②日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>③職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>④療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>⑤知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>①相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>②日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>③職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>④療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>⑤知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p> </td> </tr> </table> | | | | | <p>①相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる。</p> <p>②日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>③職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>④療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。 相模原福祉 1,626人 (H17.5.1) 南福祉 906人 合 計 2,532人</p> <p>【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。</p> <p>⑤知的障害者福祉ホーム 【目的】 低額料金で住居を求めている知的障害者に対し、居室その他の施設を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。</p> <p>【方法】 申請に基づいて決定する。</p> | <p>④療育手帳の交付 平成16年度実績 新規 7件 更新 14件 再交付 9件 計 30件</p> <p>【参考】手帳所持者数 平成15年4月1日現在 128人 平成16年4月1日現在 133人 平成17年4月1日現在 139人</p> | <p>④療育手帳の交付 H17.4.1 交付 8人</p> | <p>①相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>②日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>③職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>④療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>⑤知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p> | <p>①相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>②日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>③職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>④療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>⑤知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p> |
| <p>①相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる。</p> <p>②日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>③職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>④療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。 相模原福祉 1,626人 (H17.5.1) 南福祉 906人 合 計 2,532人</p> <p>【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。</p> <p>⑤知的障害者福祉ホーム 【目的】 低額料金で住居を求めている知的障害者に対し、居室その他の施設を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。</p> <p>【方法】 申請に基づいて決定する。</p> | <p>④療育手帳の交付 平成16年度実績 新規 7件 更新 14件 再交付 9件 計 30件</p> <p>【参考】手帳所持者数 平成15年4月1日現在 128人 平成16年4月1日現在 133人 平成17年4月1日現在 139人</p> | <p>④療育手帳の交付 H17.4.1 交付 8人</p> | <p>①相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>②日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>③職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>④療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>⑤知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p> | <p>①相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>②日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>③職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>④療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>⑤知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p> | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|---|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 11 | 生活保護法に規定する保護の決定、実施その他生活保護法の施行に関する事務 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 福祉推進課 |
| 根拠法令等 | 生活保護法 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 11,000,327千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 8,294,556千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>○被保護世帯等 (平成18年2月1日現在)</p> <p>保護世帯 3,805世帯 保護人員 5,866世帯 保護率 9.33%</p> <p>【参考】</p> <p>○被保護世帯等 (平成18年2月1日現在)</p> <p>保護世帯 95世帯 保護人員 143人 保護率 5.00%</p> <p>○16年度決算</p> <p>・扶助費 総額 9,218,725千円 ※医療扶助費の支払基金、介護扶助費の国保連支払分を除いた金額は 5,004,969千円</p> <p>・国負担金 6,981,264千円 ・国補助金 13,571千円 (生活保護適正実施推進事業)</p> <p>・生活保護費63条等返還金 54,172千円</p> <p>○法外援護</p> <p>・臨時的援護 住宅整理費・行路人旅費等 (・住宅整理費→現物給付 行路人旅費等→現物給付又は金銭給付 ・住宅保証料→金銭給付 ・行路人医療費等援護→現物給付)</p> <p>○実施体制</p> <p>・福祉事務所 2箇所 ・中核市に係る本課事務は、地域福祉課</p> | | | <p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所で実施</p> <p>【参考】</p> <p>○被保護世帯等 (平成18年2月1日現在)</p> <p>保護世帯 39世帯 保護人員 47人 保護率 4.54%</p> <p>○被保護世帯等 (平成18年2月1日現在)</p> <p>保護世帯 90世帯 保護人員 140人 保護率 6.04%</p> | <p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所で実施</p> <p>【参考】</p> <p>○被保護世帯等 (平成18年2月1日現在)</p> <p>保護世帯 19世帯 保護人員 28人 保護率 260%</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 12 | 婦人保護事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 政策秘書課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 売春防止法第35条(婦人相談員) ・厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業実施要領」 ・DV法第2条(地方公共団体の責務) | | | ・DV法第2条(地方公共団体の責務) | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 65千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 配偶者等から暴力を受けている女性の保護及び要保護女性の転落への未然防止と更生を図る。</p> <p>【内容】 ①売春防止法適用要保護女性の保護 ②DV法適用要保護女性の保護</p> <p>【事務手順】 ・婦人相談員が相談内容を聴取し要保護女性(売春防止法適用要保護女性かDV法適用要保護女性か判別)を決定。 ・売防法適用要保護女性は県立女性相談所へ保護依頼。 ・DV法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼。 ・県において、要保護決定後、一時保護所(シェルター)へ要保護女性を送致。</p> | | | <p>【目的】 配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。</p> <p>【内容】 ①売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施のため該当なし。 ②DV法適用要保護女性の保護→17年度0件</p> <p>【事務手順】 ・DV相談の実施 ・DV法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼 ・県において、要保護決定後、一時保護所(シェルター)へ要保護女性を送致</p> <p>【平成17年度予算】 一時保護費 65千円</p> | <p>該当なし</p> <p>《DV法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画課 【目的】 *配偶者等から暴力を受けている女性で緊急性のある方の保護を図る。 平成16年度実績 1件 *DV法第2条(地方公共団体の責務)</p> <p>【平成17年度予算】 一時保護費 65千円</p> <p>*男女参画事業調書にて資料あり。</p> <p>■売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 13 | 事務事業名 老人福祉施設入所者費用の決定 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 老人福祉法 | | | 高齢者福祉課 老人福祉法 | 健康福祉課 老人福祉法 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>①本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>②扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p> | | | <p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>①本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>②扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p> | <p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>①本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>②扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---|---|--|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 14 | 事務事業名 児童福祉施設入所者費用の決定 | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 児童福祉法第56条②③（費用の徴収及び負担） | | | 児童福祉法第56条②③（費用の徴収及び負担） | 児童福祉法第56条②③（費用の徴収及び負担） |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 ①保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。→17年4月1日対象児童（管外受託児除く）6,561名。</p> <p>②助産施設 「助産の実施に係る費用徴収基準表」により決定する。</p> <p>③母子生活支援施設 「母子保護の実施に係る費用徴収基準表」により決定する。</p> <p>【事務手順】 ①保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料（源泉徴収票、確定申告書控等）を受理し税資料に基づき計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更（保育料変更）を行う。</p> <p>②・③は入所者から家庭状況に応じた税資料（源泉徴収票、確定申告書控等）を受理し決定。</p> | <p>①保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。→17年4月1日対象児童（管外受託児除く）273名。</p> | <p>①保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。→17年4月1日対象児童（管外受託児除く）64名。</p> | <p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 ①保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。→17年4月1日対象児童（管外受託児除く）179名。</p> <p>②・③については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 ①保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料（源泉徴収票、確定申告書控等）を受理し税資料に基づき計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更（保育料変更）を行う。</p> <p>②・③については、津久井保健福祉事務所において実施</p> | <p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額を決定する。</p> <p>【内容】 ①保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。→16年4月1日対象児童（管外受託児除く）66名。</p> <p>②・③については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 ①保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料（源泉徴収票、確定申告書控等）を受理し税資料に基づき計算する。 ・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更（保育料変更）を行う。</p> <p>②・③については、津久井保健福祉事務所において実施</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 15 | 身体及び知的の障害児者に対する介護給付費及び訓練等給付費の支給要否決定並びに施設訓練等支援費の支給決定 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 | | | 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 身体障害者福祉法施行細則 知的障害者福祉法施行細則 | 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 身体障害者福祉法施行細則 知的障害者福祉法施行細則 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 障害者の居宅サービス（介護給付費等）及び施設サービス（施設訓練等支援費）の支給決定を行う。</p> <p>【内容】 ○介護給付費等の決定 ①居宅介護支援費 （1）身体介護（2）家事援助（3）移動介護 （4）日常生活支援</p> <p>②デイサービス （1）身体障害者デイサービス （2）知的障害者デイサービス</p> <p>③短期入所支援費 （1）身体障害者短期入所支援費 （2）知的障害者短期入所</p> <p>④知的障害者地域生活支援費</p> <p>○施設支援費の決定 ①身体入所 （1）身体障害者更生（2）身体障害者療護（3）身体障害者授産</p> <p>②身体通所 （1）身体障害者更生（2）身体障害者療護（3）身体障害者授産</p> <p>③知的入所 （1）知的障害者更生（2）知的障害者授産</p> <p>④知的通所 ①知的障害者更生 ②知的障害者授産 ③知的障害者通所</p> <p>【事務】 介護給付費及び支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。 決定者数 居宅 1,594人（全体） H16.3.31 施設 811人</p> | | | <p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 ○居宅支援費の決定 ①居宅介護支援費 （1）身体介護（2）家事援助（3）移動介護（4）日常生活支援</p> <p>②デイサービス （1）身体障害者デイサービス （2）知的障害者デイサービス</p> <p>③短期入所支援費 （1）身体障害者短期入所支援費 （2）知的障害者短期入所</p> <p>④知的障害者地域生活支援費</p> <p>○施設支援費の決定 ①身体入所 （1）身体障害者更生（2）身体障害者療護（3）身体障害者授産</p> <p>②身体通所 （1）身体障害者更生（2）身体障害者療護（3）身体障害者授産</p> <p>③知的入所 （1）知的障害者更生（2）知的障害者授産</p> <p>④知的通所 ①知的障害者更生 ②知的障害者授産 ③知的障害者通所</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p> | |
| | <p>【目的】 障害者の居宅サービス（介護給付費等）及び施設サービス（施設訓練等支援費）の支給決定を行う。</p> <p>【内容】 ○介護給付費等の決定 ①居宅介護支援費 （1）身体介護（2）家事援助（3）移動介護 （4）日常生活支援</p> <p>②デイサービス （1）身体障害者デイサービス （2）知的障害者デイサービス</p> <p>③短期入所支援費 （1）身体障害者短期入所支援費 （2）知的障害者短期入所</p> <p>④知的障害者地域生活支援費</p> <p>○施設支援費の決定 ①身体入所 （1）身体障害者更生（2）身体障害者療護（3）身体障害者授産</p> <p>②身体通所 （1）身体障害者更生（2）身体障害者療護（3）身体障害者授産</p> <p>③知的入所 （1）知的障害者更生（2）知的障害者授産</p> <p>④知的通所 ①知的障害者更生 ②知的障害者授産 ③知的障害者通所</p> <p>【事務】 介護給付費及び支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。 決定者数 居宅 1,594人（全体） H16.3.31 施設 811人</p> | | | <p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 ○居宅支援費の決定 ①居宅介護支援費 （1）身体介護（2）家事援助（3）移動介護（4）日常生活支援</p> <p>②デイサービス （1）身体障害者デイサービス （2）知的障害者デイサービス</p> <p>③短期入所支援費 （1）身体障害者短期入所支援費 （2）知的障害者短期入所</p> <p>④知的障害者地域生活支援費</p> <p>○施設支援費の決定 ①身体入所 （1）身体障害者更生（2）身体障害者療護（3）身体障害者授産</p> <p>②身体通所 （1）身体障害者更生（2）身体障害者療護（3）身体障害者授産</p> <p>③知的入所 （1）知的障害者更生（2）知的障害者授産</p> <p>④知的通所 ①知的障害者更生 ②知的障害者授産 ③知的障害者通所</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|--|----------|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 16 | 身体障害者更生援護施設入所者費用の決定 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 身体障害者福祉法 | | | 身体障害者福祉法 | 身体障害者福祉法 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p> | | <p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p> | | <p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|--|----------|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 17 | 知的障害者援護施設入所者費用の決定 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 知的障害者福祉法 | | | 知的障害者福祉法 | 知的障害者福祉法 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p> | | <p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p> | | <p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 19 | 特別児童扶養手当の認定請求事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 | | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>①支給手続き 申請主義、市の窓口に必要な書類を添えて申請し、市は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>②所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>③手当額 障害等級1級(重度)月額50,750円(H18.4~) 障害等級2級(中度)月額33,800円(H18.4~)</p> | | | <p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>①支給手続き 申請主義、福祉推進課窓口に必要な書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>②所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>③手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 障害等級2級(中度)月額33,900円</p> | <p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>①支給手続き 申請主義、健康福祉課窓口に必要な書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>②所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>③手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 障害等級2級(中度)月額33,900円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 20 | 障害児福祉手当、特別障害者手当等の決定 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>○特別障害者手当</p> <p>【目的】 20歳以上であって政令で定める程度の障害の状態にあるため日常生活うえにおいて常時特別の介護を必要とする在宅の重度の障害者に支給する。</p> <p>【内容】</p> <p>①障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。</p> <p>②支給条件 法に定められた施設に 入所している場合また3ヶ月以上に入院している場合は支給されない。</p> <p>③支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準額を超える場合、その年の8月から一年間支給しない。</p> <p>④支給額 1人につき月額26,440円(2月・5月・8月・11月支給) 指定金融機関で支給する。</p> <p>○障害児福祉手当</p> <p>【目的】 20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の障害者に支給する。</p> <p>【内容】</p> <p>①障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。</p> <p>②支給要件 (1)障害を支給事由とする各種給付制度で、定められたものに該当するときには給付しない。 (2)児童福祉施設その他定める施設を利用している間は支給しない。</p> <p>③支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準額を超える場合は支給しない。</p> <p>④支給額 1人につき月額14,380円(2月・5月・8月・11月支給) 指定金融機関で支給する。</p> | | | <p>該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)</p> | <p>該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)</p> |

事務事業現況調書

| | | | | |
|----------|--|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 20 | 障害児福祉手当、特別障害者手当等の決定 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| | <p>○神奈川県在宅重度障害者等手当</p> <p>【目的】 重度心身障害者等に対して、手当を支給することにより、重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>○対象</p> <p>①最重度 身体障害者手帳が1級・2級でかつ知能指数35以下のもの</p> <p>②重度 身体障害者手帳が1級・2級のもの・知能指数が35以下のもの・身体障害者手帳が3級でかつ知能指数50以下のもの</p> <p>③中度 身体障害者手帳が3級のもの・知能指数が40以下のもの・身体障害者手帳が4級でかつ知能指数50以下のもの。</p> <p>○支給要件 毎年4月1日現在で継続して県内に居住している方。施設入所中の方及び65歳以上で新規に障害者手帳を取得した方は対象外。</p> <p>○手当の額</p> <p>①最重度 年額60,000円 ②重度 年額35,000円 ③中度 年額25,000円</p> | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 21 | 重度心身障害者等福祉手当の決定 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | ○相模原市重度心身障害者福祉手当条例 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 重度心身障害者等に対して、手当を支給することにより、重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象 ①重度 身体障害者手帳が1級・2級のもの・知能指数が35以下のもの・身体障害者手帳が3級でかつ知能指数50以下のもの ②中度 身体障害者手帳が3級のもの・知能指数が40以下のもの・身体障害者手帳が4級でかつ知能指数50以下のもの。</p> <p>○支給要件 障害児福祉手当・特別障害者手当との併給はできない。また、施設入所者は対象外。</p> <p>○手当の額 ①重度 月額5,000円 ②中度 月額3,000円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---|--------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 22 | 高齢者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課、高齢者福祉課、津久井福祉課及び相模湖福祉課の主管に属するものを除く）の決定 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 相模原市高齢者家事援助サービス事業実施要綱 相模原市高齢者住宅設備改善助成要綱 相模原市徘徊高齢者SOSネットワークシステム運営事業実施要綱 相模原市高齢者緊急一時入所事業実施要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>○家事援助サービス</p> <p>【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p> <p>○住宅設備改善費助成</p> <p>【目的】 要介護度が自立で予防のため必要と認められた者に対して、手すりの取付や段差解消の工事費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 市民税が非課税または均等割のみ課税世帯が対象。助成限度額20万円。市民税非課税世帯は1割、均等割のみ課税世帯は5割を自己負担とする。</p> <p>○徘徊高齢者等SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>【目的】 痴呆性高齢者等の行方がわからなくなった場合に、警察・交通機関・福祉関係機関等の協力により早期発見を支援する</p> <p>【内容】 事前に本人の状況・緊急連絡先等の情報を事前登録することで協力が可能となる。登録には1年以内に撮影した本人の写真が必要。</p> <p>○緊急一時入所</p> <p>【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。</p> <p>【内容】 食事代等の負担あり。</p> | | | | <p>○家事援助サービス</p> <p>【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p> <p>○緊急一時入所</p> <p>【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。</p> <p>【内容】 食事代等の負担あり</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 23 | 身体及び知的の障害児者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課、障害福祉課、津久井福祉課及び相模湖福祉課の主管に属するものを除く）の決定 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課・高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | ○市障害者在宅福祉サービス総合利用登録実施要綱 ○市手話通訳者設置等要綱 ○市要約筆記者設置等事業実施要綱 ○市在宅重度障害者福祉タクシー利用助成要綱 ○市身体障害者自動車燃料費助成要綱 ○市障害者施設通所交通費助成金支給要綱 ○市障害児等宿泊費助成事業 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | ○障害者在宅福祉サービス総合利用登録 【目的】 在宅福祉サービスを進める上で登録することにより複合的な利用を可能とする。 【内容】 登録により寝具消毒乾燥・訪問入浴サービス・給食サービス・緊急通報サービスの利用を速やかに開始する。介護保険対象者は介護保険優先とする。 ○寝具消毒乾燥 【目的】 ねたきりの重度障害者で自宅での寝具乾燥困難な者を対象とする。 【内容】 寝具の消毒乾燥を年6回業者委託して実施する。 ○訪問入浴サービス 【目的】 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。 【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問して入浴介助を行う。 ○給食サービス 【目的】 重度の障害者で1人暮らしで自分で食事の支度をする事が困難な者を対象とする。 【内容】 週4回調理した夕食を自宅に直接届ける。（1食400円） ○緊急通報サービス 【目的】 1人暮らしの重度の障害者に対して急病等の緊急時に自動的に119番通報する装置を提供する。 【内容】 在宅の緊急時に簡易な操作で緊急通報が可能な装置を設置する。またかかりつけ病院や病歴を登録することで迅速・的確な対応が可能となる。 ○SOSネットワークシステム事前登録 【目的】 徘徊の見られる知的障害者が行方不明時に警察等関係機関の協力を要請し発見を支援する。 | | | ○障害者在宅福祉サービス総合利用登録 該当なし ○寝具消毒乾燥 該当なし ○訪問入浴サービス 該当なし ○給食サービス 事務事業番号D-6-22に記載 ○緊急通報サービス 事務事業番号D-6-37に記載 ○SOSネットワークシステム事前登録 該当なし ○手話・要約筆記通訳者の派遣 事務事業番号D-10-18に記載 ○宿泊施設利用料の助成 該当なし ○施設通所交通費助成 該当なし ○福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成 | ○障害者在宅福祉サービス総合利用登録 該当なし ○寝具消毒乾燥 該当なし ○訪問入浴サービス 該当なし ○給食サービス 該当なし ○緊急通報サービス 該当なし ○SOSネットワークシステム事前登録 該当なし ○手話・要約筆記通訳者の派遣 該当なし ○宿泊施設利用料の助成 該当なし ○施設通所交通費助成 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|---|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 23 | 身体及び知的の障害児者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課、障害福祉課、津久井福祉課及び相模湖福祉課の主管に属するものを除く）の決定 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】 本人の情報を事前登録し、行方不明時に警察その他関係機関に連絡、早期発見につなげる。 ○手話・要約筆記通訳者の派遣</p> <p>【目的】 聴覚障害者の相談・通院等の業務や公的事業への参加場面等に通訳者を派遣する。</p> <p>【内容】 本人・福祉団体等の申請に基づき、市に登録されている通訳者を派遣する。 ○宿泊施設利用料の助成</p> <p>【目的】 障害児者が宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 障害児者に対して一泊のみ3000円の助成を行う。 1人につき年一回の利用を限度とする。</p> <p>○施設通所交通費助成</p> <p>【目的】 障害児者が市内の知的・身障・精神の通所施設に通所する際にかかる交通費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 申請により路線バス・鉄道の通所負担額の二分の一について助成を行う。</p> <p>○福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成</p> <p>【目的】 在宅障害者の外出・社会参加等の促進を図る。</p> <p>【内容】 対象は身体障害者1-2級・療育手帳A1-A2所持者、タクシーの助成と自動車燃料費の助成のどちらかを選択する。いずれもチケットとなる。</p> | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---------|---|----------------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | | 専門部会名 | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | | 保健福祉部会 | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | | 協議ランク | |
| 24 | 母子・父子相談、女性相談、家庭児童相談その他福祉相談事業 | | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 児童福祉法第18条の2（福祉事務所の業務） 母子及び寡婦福祉法第8条2項（母子自立支援員業務） DV法第4条（婦人相談員の相談） 売春防止法第35条（婦人相談員） 児童虐待防止法第6条（児童虐待に係る通告） | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 母子、父子、寡婦、妊産婦、児童の保護者、女性等から福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供及び指導等を行う。通告については必要な状況把握を行い関係機関と連絡調整を行い必要な措置をとる。</p> <p>【内容】 ①母子自立支援員は、母子・父子家庭の生活に係る相談に応じる。 ②婦人相談員は、夫婦や家庭の問題など女性の悩みごと、DVなどの相談に応じる。 ③家庭児童相談員は、乳幼児や学齢期の児童全般的な相談に応じる。→16年度相談件数1083件。 ④社会福祉主事は、保育所入所に関する相談、児童虐待の通告、その他児童に関する相談や実情把握、調査などを行う。</p> <p>【事務手順】 ・相談員は保健福祉総合相談課において相談に応じる。 ・母子自立支援員（4名） 月～金 9：00～17：00 ・婦人相談員（4名） 月～金 9：00～17：00 ・家庭保育福祉員（2名） 月～金 9：00～17：00 ・相談員の相談業務以外については、福祉事務所窓口で社会福祉主事が相談・通告等に応じる。</p> | | | 該当なし 津久井保健福祉事務所において、母子自立相談員・家庭児童相談員を配置している。 | 該当なし 津久井保健福祉事務所内で実施 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-------|-------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 38 | 事務事業名 法外援護事務 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 福祉事務所 相模原市法外援護支給要綱 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 4,043千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | 被保護世帯等特別援護費 (4,042,700) 【目的】 生活保護法による被保護者等に法外援護費を支給し、その自立を助長することを目的とする。 (相模原市法外援護費支給要綱) (1) 被保護者等臨時的経費 対象 ・被保護者が死亡等により住居を明渡すこととなった時の住居整備費 ただし、扶養義務者又は相続人がいるとき、遺留金等で負担ができる とき、生活保護法による扶助が受けられるとき、他からの援助が受けられるときは支給しない。 ・被保護者が、転居等に必要となる保証人の確保に要する保証料 ・保護の適用にならない行人等が目的地に赴くときの旅費等 (2) ホームレス医療費等援護 対象 ・ホームレスが、医療機関を受診する場合の医療費及び受診する際に 必要となる場合の被服費 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|--|--|---|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | | 専門部会名 保健福祉部会 | | |
| 事務事業番号 7 | 事務事業名 陽光園管理運営事業 | | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 陽光園 | | | 福祉推進課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | 児童福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉施設最低基準、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準、相模原市立療育センター条例及び同施行規則、相模原市障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱 他 | | | 城山町在宅心身障害児等生活訓練会実施要綱 | 藤野町在宅心身障害児生活訓練会実施要綱 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 199,665千円 | | | 4,018千円 | 4,396千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 162,756千円 | | | 1,846千円 | 293千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室 障害に関する相談、判定、機能訓練等及び障害者 自立支援法第5条第7項に規程する児童デイサービス事業を行うとともに、療育に必要な指導及び助言を行う。 なお、相談等について、従来は児童のみを対象としていたが、平成16年度からは対象を広げ、障害児(者)地域療育等支援事業(中核市事務)として実施している。</p> <p>○対象 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児等 ※児童デイサービス事業は児童のみ</p> <p>○相談等件数(H16実績) ・初回相談 201件 ・経過相談 201件 ・医療相談 150件 ・巡回訪問 189件 ・機能訓練 216件 他 ※障害児(者)地域療育等支援事業相談件数 474件(H16実績)</p> <p>○児童デイサービス事業 ア 保育グループ(9グループ) 1グループ定員 8人 イ 心理グループ(12グループ) 1グループ定員 6人 ・療育時間 1時間30分(1日3、4グループ) ・契約児童数 77人(H17.4.1現在) ・利用児童数 延べ1,909人(H16実績) ・療育日数 192日</p> <p>○歳入【特定財源】 ①療育センター使用料(児童デイサービス) H18予算額 2,209千円 ②心身障害児(者)福祉対策費補助金(国庫) H18予算額 9,945千円 ※支援費総額から①を引いた金額の1/2</p> <p>2. 第一陽光園(定員50人) 児童福祉法第43条の規定により、就学前の知的障害の児童を通園させ保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。 ○対象 児童相談所により措置された知的障害児 ○措置児童数(H16実績) 平均 46人 ○歳入【特定財源】 ・陽光園児童福祉費負担金(国1/2、県1/2) H18予算額 97,698千円</p> <p>○その他 ・送迎バスあり ・給食あり ・園内療育時間 10:00~15:00</p> <p>3. 第二陽光園(定員40人) 児童福祉法第43条の3の規定により、就学前の肢体不自由のある児童を通園させ治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。 ○対象 児童相談所により措置された肢体不自由児 ○措置児童数(H16実績)</p> | <p>1. 療育相談室に相当する事業 ①療育相談(H16実績) ・初回相談 12件 ・医療相談 35件 ・評価会議 3回 ・経過相談 45件 ②生活訓練会(毎週月・水・木) 療育時間 9:30~12:00 H16実績 対象児童数 14人(年平均) 年間延べ117回、延べ742人 ③肢体不自由児訓練会(毎週金) 療育時間 9:30~12:00 H16実績 対象児童数 3人(年平均) 年間延べ44回、延べ88人 ④機能訓練会(毎月1回第3土) 療育時間 9:30~12:00 H16実績 対象児童数 7人 年間延べ12回、延べ36人</p> <p>【参考】 ○実施場所 ・生活訓練会 津久井保健センター機能訓練室 ・肢体不自由児訓練会 津久井保健センター指導室 ・機能訓練会 津久井保健センター機能訓練室</p> <p>○職員数 保育士 1、非常勤保育士 3 心理相談員 1(年16回)※謝礼対応 理学療法士 1(年13回)※謝礼対応</p> <p>○その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度) ・県津久井やまゆり園から心理相談員を派遣(年20回) ・県津久井保健福祉事務所から心理相談員を派遣(年12回)</p> | <p>1. 療育相談室に相当する事業 ①通園療育事業(児童デイサービス事業) ○形態 ア 児童単独通園クラス(バンダ) ・食事指導あり(弁当) ・療育時間 10:00~14:00 イ 母子通園クラス(こあら) ・食事指導あり(弁当) ・療育時間 10:00~13:00 ウ 学童デイサービス(小学生クラス) 平日 14:00~16:30 夏期休業中のクラス配置は、通常保育のクラス配置と異なる。</p> <p>○件数 *利用定員 バンダクラス 15人 こあらクラス 10人 学童クラス 3人 ・契約児童数29人(H17.4.1現在) ・利用児童数 延べ1,624人(H16実績) ・療育日数 216日</p> <p>②相談事業 ○件数(H16年度実績) ・療育相談(保育園、幼稚園、学校での相談を含む) 222件 ・発達相談(2回) 35件</p> <p>【参考】 ○児童デイサービス実施場所 柱北小学校空き教室</p> <p>○職員数 園長 1(兼務)、事務職 1(兼務) 児童指導員兼児童相談員 1(臨時) 保育士(非常勤) 6(週4日) 心理士(月1回)※謝礼対応</p> <p>○その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)</p> | <p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室に相当する事業 ①生活訓練会(月・水・金) 在宅心身障害児等に対する基本的な生活訓練及び指導並びに保護者に対する障害児等の正しい理解及び養育指導を行う 療育時間 (月・金) 10:00~12:00 (水) 10:00~12:00 及び [14:00~16:00] ※[]は幼稚園・保育園通園児が対象 H16実績 対象児童数 15人 年間延べ164回、延べ627人</p> <p>②肢体生活訓練会(火) 肢体にハンディのあるお子さんに、基本的な動作能力の機能回復訓練や生活習慣を身につけさせるための教室 療育時間 10:00~12:00 H16実績 対象児童数 1人 年間延べ20回、延べ20人</p> <p>③機能訓練会(第1・3土) 身体に障害のあるお子さんの基本的な動作能力の機能回復訓練や生活習慣を身につけるための訓練会 療育時間 14:00~17:00 H16実績 対象児童数 9人 年間延べ24回、延べ130人</p> <p>④療育相談 H16は実績なし</p> <p>【歳入(特定財源)】 ・在宅障害者福祉対策推進事業補助金 1,846千円(県補助金:補助対象事業費×1/2) 【負担金】5千円 ・神奈川県心身障害児通園訓練事業連絡協議会負担金</p> <p>2. 第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 →該当なし</p> <p>3. 第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 →該当なし</p> <p>4. 第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する施設 →該当なし</p> <p>【参考】 ○訓練会実施場所 城山町立保健福祉センターもみじ教室</p> <p>○職員数 非常勤保育士 3、事務職員(兼務) 1 理学療法士 1(年24回)※謝礼対応</p> <p>○その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回)</p> | <p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1. 療育相談室に相当する事業 ①生活訓練会(月・火・木) 在宅心身障害児等に対する基本的な生活訓練及び指導並びに保護者に対する障害児等の正しい理解及び養育指導を行う 療育時間 (月・木) 9:30~14:00 (火) 給食なし9:30~11:30 給食あり9:30~13:00 各2回 ※(火)は保育所にて実施 H16実績 対象児童数 16人 年間延べ131回、延べ890人</p> <p>②療育相談(年17回実施) H16実績 1回当り3.8人程度</p> <p>【歳入(特定財源)】 ・在宅障害者福祉対策推進事業補助金 H18予算額 293千円 (県補助金:補助対象事業費×1/2) 【負担金】 H18予算額 80千円 ・4町合同訓練会負担金 他1件</p> <p>2. 第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 →該当なし</p> <p>3. 第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 →該当なし</p> <p>4. 第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する施設 →該当なし</p> <p>【参考】 ○訓練会実施場所 藤野町立市民センター多目的ホール</p> <p>○職員数 非常勤保育士 4、事務職員(兼務) 1 心理相談員2※謝礼対応</p> <p>○その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 保健福祉部会 | | | |
| 事務事業番号 7 | 事務事業名 陽光園管理運営事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>○歳入【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽光園児童福祉費負担金(国1/2、県1/2) H18予算額 18,566千円 ・肢体不自由児診療報酬負担金 H18予算額 1,726千円 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所機能 ・送迎バスあり ・給食あり ・園内療育時間 10:00～15:00 <p>4. 第三陽光園(定員30人)</p> <p>知的障害者福祉法第21条の6の規定により、概ね18歳以上の知的障害者が通園し、日々の作業や社会体験活動、健康づくり等を利用者の特性に応じた形態で行うなど、生活の質の向上を目指した自立支援を図る。</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度に基づく契約者 <p>○契約者(利用者)数(H16実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均 25人 <p>○歳入【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設福祉対策費負担金(国庫) H18予算額 27,313千円 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎なし ・給食あり ・利用時間 9:00～16:00 <p>【負担金】 H18予算額 127千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本知的障害者福祉協会負担金 他6件 <p>【運営費】 H18予算額 160,639千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常勤職員の賃金等の経費 57,189千円を含む <p>【施設維持管理費】 H18予算額 38,899千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設修繕等の維持補修費 9,224千円を含む <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造 2階建 3,289.78㎡ ○所有車両 <ul style="list-style-type: none"> バス3台、ワゴン1台、バン1台、乗用1台、軽2台 ○職員数 61人(所長 1を含む)(H18.4.1) <p>【総務班】 担当課長 1、事務職 3、看護師 1、保健師 1、栄養士 1、理学療法士 1(1)、作業療法士 2(1)、言語聴覚士 2(1)、調理作業員 2(2)</p> <p>社会福祉職 3</p> <p>【療育相談室】 室長 1、福祉指導員 1、社会福祉職 10(2)、保育士 4、理学療法士 1</p> <p>【第一陽光園】 園長 1、福祉指導員 1、社会福祉職 1、保育士 12(2)</p> <p>【第二陽光園】 園長 1、医師(1)、社会福祉職 2、保育士7(4)、理学療法士 1</p> <p>※()書きは非常勤職員数で、61人には含まれていない。</p> <p>【第三陽光園】 (社会福祉事業団職員 社会福祉職 5(2))</p> | | | | |

市 民 部 会

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 市民部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 11 | 地域市民まつり助成事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民生活課 | | | 経済課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市地域市民まつり等助成金交付要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 5,050千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 心のかよいあう明るいまちづくりを図るため、地域（原則として公民館区域とする）における市民まつりの開催を推進することを目的とする。</p> <p>【対象】 ふるさとづくりを目的とした地域市民まつり事業及びこれに類する事業。</p> <p>【助成を受ける団体】 助成事業を実施するために地域の人々によって構成された団体。 その他、市長が認めた団体。</p> <p>【助成額の内訳】 H16年度 1地区@ 250,000円 × 17地区 @ 400,000円 × 2地区（2公民館区） 計 5,050,000円</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-----------|--------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 15 | ふれあい広場事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民生活課 | | | 町民課・生涯学習課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | 相模原市立ふれあい広場条例 相模原市立ふれあい広場施行規則 相模原市立ふれあい広場要綱 相模原市立ふれあい広場管理要綱 相模原市立ふれあい広場設置基準 相模原市広場基金条例 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 37,796千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 地域住民のコミュニティ活動を促進するための場として、軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等、子どもからお年寄りまでが自由にかつ多目的に利用できる「ふれあい広場」を、1公民館区に2箇所設置する計画で整備を進める。</p> <p>【広場設置数】 35箇所</p> <p>【整備施設】 防球ネット、園内灯、清掃用具保管庫、水飲み場、便所等の附帯設備及び植栽程度。 ただし、津久井町、相模湖町の広場は当面現状どおり。</p> <p>【管理方法】 広場の清掃や維持管理、利用調整など、維持管理に関する事は、地域で組織する「広場管理運営委員会」に平成17年度まで委託、平成18年度からアダプト制度を導入し、市直営で行う。</p> <p>【予算の内訳】 維持管理費 5,962千円 維持補修費 839千円 整備費 30,445千円</p> <p>広場用地取得事業の円滑な執行を図るため、相模原市広場基金を設置している。</p> <p>【基金の額】 20億円</p> | | | 該当なし | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 16 | 防災資機材整備事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民生活課 | | | 町民課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 地域防災計画 避難所運営マニュアル | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 195千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 発災時の避難場所の開設、運営を自主防災組織や避難者等が迅速に進められるよう、開設に必要な用紙類、筆記用具、その他必要な資材、消耗品等を避難所倉庫に保管し、3年毎に更新するもの。</p> <p>【更新する倉庫数】 上溝中学校他26小中学校倉庫 (対象倉庫設置数 82箇所)</p> <p>【更新物品の種類】 マジック・セロハンテープ・布テープ・乾電池・鉛筆・カッターナイフ</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|------|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 17 | 出張所維持管理事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民生活課 | | | 町民課 | 町民課・支所 |
| 根拠法令等 | 相模原市出張所設置条例 | | | | 藤野町役場支所設置条例 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 116,350千円 | | | | 2,089千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】 出張所（橋本出張所及び大野南出張所を除く）の維持管理及び施設修繕に関すること。 【施設名】 大野北出張所 大野中出張所 大沢出張所 田名出張所 上溝出張所 麻溝出張所 新磯出張所 相模台出張所 相武台出張所 東林出張所</p> <p>（津久井市民課所管） 串川出張所 鳥屋出張所 青野原出張所 青根出張所 中央連絡所</p> | | | 該当なし | <p>【内容】 維持管理及び施設修繕に関すること。 【施設名】 牧野支所 佐野川支所</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|---|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 20 | 市民健康文化センターの管理運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民生活課 | | | 町民課・(広域行政組合管理課) | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市立市民健康文化センター条例及び相模原市立市民健康文化センター条例施行規則 | | | 津久井郡広域行政組合青山健康会館条例 津久井郡広域行政組合青山健康会館条例施行規則 | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 344,520千円 | | | 9,814千円 | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 利用料金制度により計上せず | | | 9,814千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市民の健康保持及び増進並びに文化及び福祉の向上のために、市民の誰もが、運動、文化、レクリエーション活動等の多彩な目的に利用できる複合施設として、また、開かれた市民相互の交流の場として設置する。</p> <p>【施設の概要】 平成18年度から指定管理者の管理(両健康文化センターとも) (財)相模原市都市整備公社 (市民健康文化センター) ・所在地 麻溝台1,872番地1 ・敷地面積 7,986㎡ ・建築面積 4,079㎡ ・延床面積 6,261㎡ ・構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階 地上2階</p> <p>1階 プール 浴室 食堂、喫茶、売店 多目的広場 多目的会議室</p> <p>2階 大広間 和室 茶室 講習室 トレーニング室</p> <p>3階 ミニゲートボール場</p> <p>・開所時間 プール 午前9時30分～午後8時 浴室 午前10時30分～午後4時 ミニゲートボール場 午前9時～日没時</p> <p>その他の施設 午前9時～午後10時</p> <p>・利用実績(平成16年度) プール 115,122人 浴室 68,517人 その他 90,619人 (合計) 274,258人</p> <p>(北市民健康文化センター) ・所在地 下九沢2,071番地1 ・敷地面積 9,076㎡ ・建築面積 4,454㎡ ・延床面積 9,069㎡</p> | | | <p>該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【事業目的・内容】 津久井郡広域行政組合青山健康会館は地域振興環境対策事業の一環で、住民の健康の保持及び増進に寄与する施設として、津久井町が同時に設置した地域センター(西青山会館)と棟を併合して設置した。 運営は、津久井郡広域行政組合が行い、受付・清掃等の業務を地元自治会に委託している。</p> <p>【施設の概要】 開館年月日 平成13年5月15日 敷地面積 889.34㎡ 延床面積(全体) 289.43㎡ うち青山健康会館 142.69㎡ 開館時間 12:00～17:00 (西青山会館) 9:00～17:00 利用実績(平成16年度) 7,887人</p> <p>【平成17年度予算】 光熱水費 3,123千円 浄化槽・ボイラ等点検手数料 1,454千円 管理業務委託料 5,042千円 その他 195千円</p> <p>【基金】 青山健康会館基金 243,354千円 (平成17年4月1日現在)</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|---|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 20 | 市民健康文化センターの管理運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p>・構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階 地上3階</p> <p>地下1階 駐 車 場</p> <p>1階 プール レストラン 展示コーナー</p> <p>2階 障害者プール 娯楽室 談話室 多目的会議室 講習室</p> <p>3階 浴室 大広間</p> <p>・開所時間 プール 午前9時30分～午後8時 浴 室 午前10時30分～午後4時 その他の施設 午前9時～午後10時</p> <p>・利用実績（平成16年度） プール 196,075人 浴室 65,827人 その他 50,583人 (合 計) 312,485人</p> | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-------|-------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 21 | 斎場の管理運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民生活課 | | | 環境防災課 | 町民課・健康福祉課協議 |
| 根拠法令等 | 墓地、埋葬等に関する法律 相模原市営斎場条例 相模原市営斎場条例施行規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 253,479千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 49,022千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 火葬場及び葬儀施設等の運営管理</p> <p>【事業内容】 死体及び死産児等の火葬、葬儀施設等(式場及び霊安室)の使用許可</p> <p>【主な施設】 火葬炉 12基 収骨室 3室 葬儀式場 2室(大式場110人、小式場80人) 霊安室 1室(4基) 待合室 7室(和室6室、洋室1室) 式場控室 2室(和室) 駐車場 約140台</p> <p>【事業実績】 平成17年度 ①火葬 12歳以上 3,653体(市内3,204体、市外449体) 12歳未満 37体(市内 28体、市外 9体) 死胎児 132体(市内 102体、市外 30体) 改葬 5件(市内 3件、市外 2件) 身体の一部 40件(市内 23件、市外 17件) ②式場 大式場 通夜 305件(市内 305件、市外 0件) 告別式 305件(市内 305件、市外 0件) 小式場 通夜 306件(市内 305件、市外 1件) 告別式 306件(市内 301件、市外1件) ③霊安室 132件 403日(市内) 2件 2日 (市外)</p> <p>【開場等時間】 ①火葬棟 午前9時から午後5時 ②式場棟 午前8時30分から午後9時 ③予約受付 無休 24時間対応</p> <p>【休場日】 1月1日～3日及び管理上必要と認める日</p> <p>【休業日】 毎月第2友引の日</p> <p>【職員】 事務職2名、労務職2名、嘱託2名、非常勤1名</p> <p>【使用料】 財産使用料 540千円 斎場使用料 50,122千円 (内訳は事務事業番号7斎場使用料を参照)</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|-----------|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 23 | 地域センター管理運営事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民生活課 | | | 政策秘書課・町民課 | 総務課・社会教育課 |
| 根拠法令等 | 相模原市地域センター条例 相模原市地域センター条例施行規則 | | | | 藤野町立町民センター管理の設置及び管理に関する条例 藤野町立町民センター管理及び使用規則 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 35,516千円 | | | | 8,241千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 619千円 | | | | 30千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1. 地域センターの維持管理及び施設修繕に関すること。</p> <p>2. 非常勤職員の報酬の支払に関すること。</p> <p>3. 地域センターの運営及び諸経費に関すること。</p> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○串川地域センター（串川出張所併設） 開設年月日 平成3年4月1日 敷地面積 1,756.04㎡ 延床面積（全体） 1,167.08㎡ うち地域センター 992.98㎡ ○串川ひがし地域センター 開設年月日 平成8年4月20日 敷地面積 3,278.84㎡ 延床面積（全体） 597.97㎡ ○西青山地域センター 開設年月日 平成13年5月15日 敷地面積 889.34㎡ 延床面積（全体） 294.40㎡ うち地域センター 141.61㎡ ○鳥屋地域センター（鳥屋出張所併設） 開設年月日 昭和58年4月1日 敷地面積 3,131㎡ 延床面積（全体） 923㎡ うち地域センター 754㎡ ○青根地域センター（青根中学校併設） 開設年月日 昭和61年4月1日 敷地面積 中学校敷地内 延床面積（全体） 332㎡ ○津久井中央地域センター（津久井生涯学習センター併設） 開設年月日 平成9年4月15日 敷地面積 7,060.19㎡ 延床面積（全体） 1,542.34㎡ うち地域センター 88.14㎡ ○三井地域センター 開設年月日 昭和60年4月1日 敷地面積 1,031.39㎡ 延床面積（全体） 312.59㎡ ○小網地域センター 開設年月日 平成2年6月26日 敷地面積 973.96㎡ 延床面積（全体） 358.41㎡ | | | 該当なし | <p>1. 中央町民センターの管理運営に関すること。</p> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○藤野町立中央町民センター （図書室併設、町社会福祉協議会へ一部貸与） 開設年月日 昭和62年6月18日 敷地面積 848.22㎡ 延床面積（全体） 614.00㎡ うち中央町民センター 509.84㎡ <p>【平成17年度予算】 維持管理費 8,241千円</p> <p>【使用料・手数料の概要】 藤野町立町民センターの設置及び管理に関する条例第4条に規定する地域の文化、福祉の向上、産業の振興等に適合しない個人、営利の伴うもの、町外の者等の使用に係る料金収入</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|----------------------|---|---------|--|--------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 24 | 事務事業名 広場設置費補助事業 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民生活課 | | | 町民課・生涯学習課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | + | | 城山町コミュニティ施設等整備事業補助要綱 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | | 500千円 | | 1,000千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | | 0千円 | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | 該当なし | <p>○コミュニティと緑の環境づくり基金</p> <p>【目的】 地域のコミュニティ組織の育成及び活動の拠点となる広場の整備費用を補助する。</p> <p>【内容】 自治会が5年以上地域の広場として無償で借り受け広場として整備する費用及び返還時の現状復帰に要する経費に対しそれぞれ50万円まで補助を行う。</p> <p>*平成16年度事業実績 ・三井自治会 0円（ネット、水道等） ・大堀自治会 0円（水道整備等）</p> | | <p>【目的】 地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ・広場、児童遊園新設（1,000千円限度） 総事業費×1/2 ・面積50㎡以上に限る。 ・自治会が整備し要望する。</p> | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|------|----------------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 相談事業（市民相談） | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 22,070千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <p>市内3ヶ所に市民相談室を設け、市民の日常生活の悩みや心配ごとの相談を市民相談員が受けている。</p> <p style="margin-left: 20px;">○毎週月曜日 ・9:00～12:00、13:00～16:00</p> <p style="margin-left: 20px;">○毎週火曜日 ・9:00～12:00、13:00～16:00</p> <p>○市民相談室（月～金） ・9:00～17:00 ・相談員 3名</p> <p>○北市民相談室（第4月曜日を除く毎日） ・9:00～12:00、 13:00～16:00 ・相談員 2名</p> <p>○南市民相談室（月～金） ・9:00～12:00、 13:00～16:00 ・相談員 2名</p> <p>*相談員は、市のOB等で非常勤特別職員。全市で15名。市民相談室6名、北市民相談室5名、南市民相談室4名が配置されている。週2～3日勤務。</p> <p>平成16年度相談件数 6,177件</p> <p>○予算額 報酬等 22,070,000円</p> | | | 該当なし | 該当なし 相談があった場合は随時対応している。 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 市民部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 9 | 相談事業（法律相談） | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 9,970千円 | | | 672千円 | 180千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 ◎市民相談室 ○毎週火曜日〈予約制〉 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠18（弁護士3名×6枠） ○第4木曜日〈予約制〉（外国人法律相談） ・13:30～16:00 ・1枠40分 相談枠3枠（弁護士1名×3枠） としている。但し、外国人の相談が入らなかった場合、空いている枠は、1枠20分で日本人の予約を入れている。 *他に、県の法律相談が第1・3木曜日に開催される。</p> <p>◎北市民相談室 ○毎週水曜日〈予約制〉 ・13:30～16:00 ・1枠20分相談枠12（弁護士2名×6枠） ○第4木曜日〈予約制〉 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠6（弁護士1名×6枠）</p> <p>◎南市民相談室 ○毎週金曜日〈予約制〉 ・13:30～16:00 ・1枠20分相談枠18（弁護士3名×6枠） ○第2木曜日〈予約制〉 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠6（弁護士1名×6枠）</p> <p>○予算額 委託料等 9,970,000円 委託先は、横浜弁護士会。</p> | | <p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 ○奇数月の第3木曜日〈予約制〉 ・13:30～16:00</p> | <p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 ◎役場別館相談室 ○毎月第1、第3火曜日〈予約制〉 ・13:30～4:00（30分単位） 委託先 弁護士法人 谷口総合法律事務所 報償費 28,000円×2回×12月=672,000円</p> | <p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 ◎藤野町本庁舎会議室 ○奇数月 月1回（年6回）〈予約制〉 ・13:30～16:00 ・1枠30分 相談枠5（弁護士1名×5枠） 委託先は、谷口総合法律事務所（町顧問弁護士） 委託料 @30,000円×6回=180,000円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 10 | 相談事業（特設相談） | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 2,745千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】市民の相談の中で特に専門的な助言をするために各種の専門家による相談窓口を次のとおり開設している。</p> <p>【内容】</p> <p>◎外国人相談 市政や日常生活に関する一般相談を外国人相談員が受け付ける。</p> <p>市民相談室 中国語 水曜日 スペイン語 金曜日 ポルトガル語 金曜日 英語 第1・3水曜日 相談員 中国語3名 スペイン語2名 ポルトガル語2名 英語2名 相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00</p> <p>◎税務相談 報酬等 2,534,000円 土地売買、相続、贈与などの税金について税理士が相談を受ける。 <予約制> 市民相談室 第1・3水曜日 北市民相談室 第2水曜日 南市民相談室 第4水曜日</p> <p>◎登記相談 土地売買、相続などに伴う登記について司法書士が相談を受ける。 <予約制> 市民相談室 第4水曜日 北市民相談室 第1木曜日 南市民相談室 第2水曜日</p> <p>◎行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 市民相談室 第2水曜日 北市民相談室 第3水曜日 南市民相談室 第1水曜日</p> <p>◎人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 市民相談室 第1・3金曜日</p> | | | <p>【目的】町民からの国等に関する苦情や意見、要望等を受ける行政相談及び人権擁護に係る相談に応じる人権相談を開設している。</p> <p>【内容】</p> <p>◎行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 役場別館相談室（年4回開設）</p> <p>◎人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 役場別館相談室（年4回開設）</p> | <p>【目的】町民の相談の中で行政相談、人権相談については相談窓口を開設している。なお、その他の相談については、随時各課で対応している。</p> <p>【内容】</p> <p>◎行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 年5回開設</p> <p>◎人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 年5回開設</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|-----------|--|---|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 10 | 相談事業（特設相談） | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p style="margin-left: 20px;">北市民相談室 第4金曜日 南市民相談室 第2水曜日</p> <p>◎新築・増改築修理等の相談 市民住宅相談所(市内建設業者)が相談員。</p> <p style="margin-left: 20px;">市民相談室 第3木曜日 北市民相談室 第2木曜日 南市民相談室 第1木曜日</p> <p>◎労働相談 労働・社会保険や労働条件などの相談を社会保険労務士が受ける。 市民相談室 第1水曜日</p> <p>◎行政書士相談 相続、成年後見、契約書、官公署に提出する書類の作成などの相談を行政書士が受ける。 市民相談室 第3水曜日</p> <p>◎不動産相談 不動産取引や借地・借家契約に関する相談を宅地建物取引主任が受ける。 市民相談室 第2金曜日</p> <p>* 新築・増改築・修理等の相談は、相談員に文具券により謝礼を払っている。その他の相談は、相談員が所属する団体の自主事業であるため市の謝礼等の負担はない。</p> <p>* 相談時間の記載のない相談の相談時間は、 13:00～16:00</p> <p>○予算額 謝礼用文具券2人×34回×@2,000円＝ 136,000円</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|-------------------------------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 11 | 人権擁護委員 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 人権擁護委員法 | | | 人権擁護委員法 | 人権擁護委員法 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 550千円 | 150千円 | 86千円 | 85千円 | 80千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <p>人権擁護委員数 17人</p> <p>1、人権擁護委員の候補者の推薦事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月議会及び12月議会で提案している。 ・候補者は、公立学校長退職者や弁護士、自治会から選出される。 <p>2、相模原人権擁護委員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金として、550,000円を支出している。 | <p>【内容】</p> <p>人権擁護委員数 6人</p> | <p>【内容】</p> <p>人権擁護委員数 4人</p> | <p>【内容】</p> <p>人権擁護委員数 5人</p> <p>城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織している。</p> <p>1、活動内容</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月に開催される町もみじまつりに参加する。 ・人権週間中、役場別館にて懸垂幕を掲出する。 ・12月に街頭宣伝を実施する。 <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に4回(特設相談を参照) ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。(役場別館相談室) <p>2、人権擁護委員の候補者の推薦事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期満了前の議会に提案している。 ・候補者は、前任者と相談の上、公立学校長退職者等の中から推薦している。 <p>3、相模原人権擁護委員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金として、32,300円を支出している。 | <p>【内容】</p> <p>人権擁護委員数 4人</p> <p>藤野町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している</p> <p>【活動内容】</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報ふじのにて人権擁護委員を周知する。 ・人権週間にJR藤野駅前にて通勤者へのPR、本庁舎にて立て看板等の掲示 <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8、10、12、3月に相談日を開設 ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。 <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談日における情報交換等研修の一環とする。 <p>【人権擁護委員の候補者の推薦事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期満了前の議会に提案している。 <p>【相模原人権擁護委員協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金として、20,600円を支出している。 <p>○藤野町人権擁護委員・行政相談委員連絡会へ町から助成している。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|-------------------------------|-------------------------------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 12 | 行政相談委員 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 行政相談委員法 | | | 行政相談委員法 | 行政相談委員法 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 54千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 8人</p> <p>相模原市行政相談委員連絡会を組織している。</p> <p>1. 相模原市行政相談委員連絡会の活動内容</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月又は5月に開催される市民まつりに参加 ・ 主に5月、10月に「広報さがみはら」で相談委員を周知(行政相談週間にあわせて) <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月に3回(特設相談を参照) ・ 秋の行政相談週間の一環として「国県市合同行政相談」を実施 <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員と合同で視察研修(県内)を実施 ・ 県北ブロック自主研修会を実施 <p>2. 行政相談委員の推薦事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>3. 神奈川県行政相談委員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として48,000円を支出 | <p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人</p> | <p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人</p> | <p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人</p> <p>城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織している。</p> <p>1. 活動内容</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月に開催される町もみじまつりに参加 <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年に4回(特設相談を参照) <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県北ブロック自主研修会を実施 <p>2. 行政相談委員の推薦事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>3. 神奈川県行政相談委員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として6,000円を支出 | <p>【内容】</p> <p>行政相談委員数 1人</p> <p>藤野町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している。</p> <p>【活動内容】</p> <p>(1) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政相談週間にあわせて、広報ふじのにて行政相談委員の周知と相談日の周知する。 ・ 人権週間と合わせてJR藤野駅前において通勤者へのPR <p>(2) 相談活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね年5回(特設相談を参照) <p>(3) 研修活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談日を通じて情報交換 ・ 県北ブロック自主研修会を実施 <p>【行政相談委員の候補者の推薦事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 <p>【神奈川県行政相談委員協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分担金として、6,000円を支出している。 <p>○藤野町人権擁護委員・行政相談委員連絡会へ町よりまとめて助成している。</p> |

事務事業現況調書

| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
|---------------|--|--|--|--|------|
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 19 | 地域市政懇談会 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 地域市政懇談会実施要領（年度毎に策定） | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 153千円 | | | 0千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 地区自治会長等と市とのコミュニケーションの場を設け、お互いの理解を深め、住みよいまちづくりを推進する。</p> <p>【内容】（平成17年度） 市内18地区の地区自治会連合会を単位として、市長等と自治会長等が地域の課題について話し合いを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 地区自治会連合会と市との共同開催 ・開催日時 8月から11月までの間（9月は除く） 原則、平日の午後7時から9時まで ・開催場所 各地区の公民館等（18会場） ・出席者 地区の出席者は自治会長及び関係団体の代表者等（451人） 市の出席者は市長、両助役、教育長、企画部長、市民部長、広域行政担当部長 ・議題 事前に通告するものとする。ただし、時間に余裕のある場合は、フリートークとする。（103件） ・運営 進行等は地区自治会連合会が行う。 ・傍聴制度 各地区先着10名程度とし、発言は認めないものとする。（25人） <p>平成18年度は例年と同様に開催するが、旧相模原市区域では18会場、津久井町地域自治区では3会場、相模湖町地域自治区では2会場で開催する。</p> | <p>【参考】（平成17年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 町自治会連合会と町との共同開催 ・実施日時 日程については、年度ごとに計画11月 原則、平日の午後7時30分から9時30分まで（2時間） ・開催場所 各地区の自治会館又は公共施設（10会場） ・出席者等 地区の出席者は自治会長及び一般市民（356人） 町の出席者は町長、助役、教育長、 ・議題 全地区共通で事前に通告するものとし、時間に余裕のある場合は、フリートークとする。 ・運営 進行等は地区自治会連合会が行う。 ※その他、全自治会長62人と町長、助役、教育長が町政全般について話し合う「町政意見交換会」を年1回実施（平成17年度参加者34人） | <p>【参考】（平成17年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 町と自治会との共同開催 ・開催日時 11月から12月までの間 自治会の意向に基づき日時を設定 （土・休日でも実施） ・開催場所 各地区の集会所又は公共施設（17会場） ・出席者 地区の出席者は自治会長及び一般市民等（308人） 町の出席者は町長、助役、教育課長職、課長補佐職、主幹職、提案 者の ・議題 題の事務を所管する課・局等の説明 町からのテーマを事前にお知らせする。各地区ごとに案件を提出してもらう。 ・運営 進行については、課長職と自治会 長が協議し決定する。 ・傍聴制度 なし | <p>【目的】 町民の視点での町政運営は、政策自治体を目指す城山町にとって、あらゆる課題を見出すきっかけや、施策の展開方向の指針となり得るものであり、今後の町政運営の参考とすることを目的に町長以下関係職員が各地域等へ出向き、地域の方々と町づくり、地域づくりについての懇談の場を設定する。</p> <p>【内容】 通常、下記の内容で事業を実施しているが、平成17年度本事業は実施しなかった。</p> <p>町内12地区（自治会）を単位として、町長等と自治会長等が地域の課題等について話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 町主催 ・開催日時 9月から11月までの間 自治会の意向に基づき日時を設定 （土・休日でも実施） ・開催場所 各自治会館 ・出席者 地区の出席者は自治会長及び役員等、及びその他地域の住民 町の出席者は町長、助役、教育長、各部長（除く教育部長） ・議題 町からテーマを事前にお知らせし、特に必要と思われる事柄については、意見交換に入る前に町側からの説明を行う。 ・運営 進行・会場設営等全て町で行う ・傍聴制度 なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 20 | 市政世論調査 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 市政に関する世論調査要領（年度毎に策定） | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 2,189千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 3千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計的手法によつて的確に把握し、市政運営の有効な手段とする。</p> <p>【内容】（平成17年度） 市民意識の経年変化を知る項目や単年度ごとの項目を設定した調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象 市内在住の20歳以上の男女個人 ・標本数 3,000人 ・標本抽出 住民基本台帳からの等間隔系統抽出 ・調査方法 郵送法（郵送配布郵送回収はがき督促を1回） ・回収数 1,269 ・回収率 42.3% | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 21 | 市政モニター | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 市政モニター要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 668千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市政についての意見や提案等を迅速に収集することにより、施策の参考資料とすると共に、事業の企画、効果の測定等を行い、市政の効果的な運営を図る。</p> <p>【内容】 平成18年度から従前の制度を改め、次の内容で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期 1年 ・定員 200人 ・職務 市が依頼するアンケートへの回答、市政への意見・提案の提出 ・応募資格 公募で選考、満16歳以上（当該年度に満16歳となる者を含む）の市内在住者 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 22 | 市内施設めぐり | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 市内施設めぐり実施要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 319千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市民に市の施設を見学していただき、市政について理解を深めていただくため実施する。</p> <p>【内容】（平成17年度） 実施回数 44回（団体30回、個人14回） 計882人参加 実施期間 5月～12月（8月は除く） 募集定員 各回23人（内2回は33人） 募集方法 広報紙で公募、申込多数の場合は抽選 使用車両 市マイクロバス42台、市中型バス1台、借上バス1台 見学施設 博物館、公園、清掃工場、消防署等 添乗員 非常勤職員2人が交代で勤務</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|--|--|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 23 | 市民と市長が語る会 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 112千円 | | | 0千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 市民参加のまちづくりを推進するため、幅広く市民と市長が市政について積極的に意見交換等を行い、今後の市政に反映させるため実施する。</p> <p>例年、下記の内容で事業を実施しているが、平成17年度は本事業を実施しなかった。</p> <p>【内容】 開催方法 各回毎にテーマを設定し、そのテーマに沿って参加者と市長が意見交換を行う。 開催回数 年3回程度 参加者 テーマに関連する団体からの推薦者及び一般公募者 計10人程度</p> | | <p>【参考】 毎月第2月曜日（原則） 午前中又は夜間 1人30分を限度に町長との意見交換等を行う 来室希望者は、事前に予約する。 （平成17年度実績2名）</p> | <p>【目的】 町民と町長が直接話し合える場を設け、町政に関する意見交換等を行い、町民参加の町づくりを推進する。</p> <p>【内容】 毎月第1金曜日（原則） 午前中 1人30分を限度に町長との意見交換等を行う 来室希望者は、事前に予約する （平成17年度実績6名）</p> | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 24 | こども議会 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 |
| 根拠法令等 | こども議会開催計画 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 161千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>市の都市像「輝きと愛があふれる人間都市さがみはら」の実現に向け、未来の自分たちの住むまちへの希望や期待などについての発言の場である「こども議会」を開催し、市政及び議会に対する関心と理解を深めてもらう。</p> <p>例年、下記の内容で事業を実施しているが、平成17年度は本事業を実施しなかった。</p> <p>【内容】</p> <p>主催 市（協力 市教育委員会、市議会）</p> <p>実施場所 市議会議場</p> <p>出席者 こども議員（学校推薦）</p> <p>市長、両助役、収入役、教育長、市民部長、議会事務局長、学校教育部長、市議会議長、市議会副議長</p> <p>進行等 こども議長の進行により、年度ごとに定めるテーマに対して、こども議員全員が発言をし、市長が答弁する。</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|---|---------|---|-----------------------------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 25 | わたしの提案（市長への手紙）、陳情等に関する事務 | | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 市民相談課 | | | 町民課 | 企画課 | |
| 根拠法令等 | 相模原市広報広聴規則 わたしの提案等に係る電子メール取扱い要綱 電子メール利用基準 | | | 町長への手紙運営規程 城山町ホームページ運営規程 | 藤野町みんなの声を聞く座談会要綱 町長への手紙取扱い要綱 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 462千円 | | | 0千円 | 9千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 心のかよいう明るい住みよいまちづくりを推進するため、市民の意見や提案等をいただく制度として実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 わたしの提案 随時、市政に対する提案・要望を受け付けし、申出人には回答を行う。（市民への回答期限は、概ね3週間を目安としている） 受付手段 (1) 封書（郵便料は市で負担） 出張所、公民館など市の主な施設に専用紙と封筒を設置 一般封書、はがき等による投稿も受付 (2) 電子メール 市ホームページの「わたしの提案BOX」で受付 (3) 専用ファクシミリ FAXひばり通信で受付</p> <p>2 陳情、要望 市民団体等からの陳情・要望は、「わたしの提案」と同様に受け付けし、回答している。</p> <p>3 団体等との話し合い 団体等からの申出により、要望事項等について、事業担当課職員が出席して、話し合いを行っている。</p> <p>4 市民電子会議室「市民のひろば」 市のホームページ上で個人の意見表明や市民同士又は市民と行政との間での情報交換ができる場として、開設している。</p> <p>平成16年度実績 わたしの提案合計 577人 875件 （手紙 413人 654件） （Eメール 164人 221件） 陳情、要望 99団体 923件 市民のひろば 191件</p> | | <p>【参考】 平成16年度実績 ○町政への手紙合計 14件 （手紙 8件） （Eメール 6件） ○陳情、要望 29件</p> | | <p>【内容】</p> <p>1 町長への手紙 随時、町政に対する提案・要望を受け付けし、申出人には回答を行う（町民への回答期限は、概ね2～3週間以内を目安としている）受付手段 (1) 封書（郵便料は町で負担） 本庁舎、自治会館等に専用紙と封筒設置を年間1回、広報紙に専用紙を差込配布。一般封書、はがき等による投稿も受付 (2) 電子メール 町ホームページの「町長へのメール」において、電子メールで受付</p> <p>2 陳情、要望 市民団体等からの陳情、要望は、「町長への手紙」と同様に受け付けし、回答している</p> <p>3 団体等との話し合い 団体等からの申出など、要望事項等について、事業所管課職員の対応により、話し合いを行っている。</p> <p>4 電子掲示板「町政ご意見番（BBS）」 町のホームページ上で個人の意見表明や町民同士又は町民と行政の間での情報交換ができる「町政ご意見番（BBS）」を開設</p> <p>平成16年度実績 町長への手紙合計 39件 （手紙 17件） （Eメール 22件） 陳情、要望 17件 町政ご意見番 352件</p> | |
| | <p>【目的】 町政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、町政へ反映する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 町長への手紙（手紙） 随時、町政に対する提案、要望を受け付けし、申出人には回答を行う。 受付手段 (1) 封書（郵便料は町で負担） 年2回広報ふじのへ封書を掲載する。一般封書、はがき等による投稿も受付 (2) 電子メール 町ホームページの「お問い合わせ」において、電子メールで受付</p> <p>2 陳情、要望 陳情、要望は、その都度受付をし、回答する</p> <p>3 みんなの声を聞く座談会 町民が主体で開設するものに関係職員が参加し、町政の説明や各種団体等を対象にまちづくりの課題やその解決の方向性を議論し、住民のための町政のあり方について、「みんなの声を聞く座談会」と称して開催している。 ・対象 町内在住在勤する者で構成されたグループ等（5名以上） ・実施方法 団体グループからの申請 ・出席者 団体グループ・町関係職員 ・議題 住みよいまちづくりを主体とするが制約はない ・運営 進行については団体グループ側で行う</p> <p>4 該当なし</p> <p>平成16年度実績 町長への手紙合計 7件 （手紙 7件） 陳情、要望 7件</p> | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 市民部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 11 | 戸籍住民課連絡所維持管理事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 相模原市行政組織及び事務分掌規則 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 567千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | 【目的】 光が丘連絡所の施設維持管理のための経費 【経費】 (5 6 7 千円) ・ 需要費 3 2 0 千円 ・ 役務費 1 1 3 千円 ・ 委託料 1 3 4 千円 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|-----------|-----------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 12 | 日直代行員経費 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 日直代行員服務要領 | | | 城山町職員服務規程 | 藤野町職員服務規程 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,548千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に市役所及び出張所に日直代行員をおいて、戸籍の届出等の收受事務を行うもの。</p> <p>○身分 非常勤特別職</p> <p>○委嘱期間 1年間（4月1日～3月31日）</p> <p>○勤務時間 8：30～17：00</p> <p>○勤務場所 津久井総合事務所 相模湖総合事務所</p> <p>○職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p> <p>【財政的な影響額を把握するための基礎数値】 日直代行員報酬 6,150×228人=1,402,200 日直代行員報酬（年末年始） 9,050×12人=108,600 日直代行員報酬（研修） 6,150×6人=36,900 計 1,548,000円</p> | | | | |
| | <p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 ○身分 町職員</p> <p>○勤務時間 8：30～17：15</p> <p>○受付場所 役場本庁舎のみ</p> <p>○職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p> | | | | |
| | <p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 ○身分 町職員</p> <p>○勤務時間 8：30～17：15</p> <p>○受付場所 役場本庁舎のみ</p> <p>○職務内容 戸籍に関する届（出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等）及び死産届の受領。 死体（胎）埋火葬許可証の発行。</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|--|-----------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 13 | 住居表示整備事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課・総務課協議 |
| 根拠法令等 | 住居表示に関する法律 相模原市住居表示に関する条例 | | | 住居表示に関する法律・城山町住居表示実施要項 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 10,059千円 | | | 35千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | 【維持管理】 目的 住居表示実施区域について、街区表示板の更新及び新築建物の住居番号を付番するもの。 ○対象 297町 7004街区 ○付番件数 2700件(予定) ○事業費 1,260千円 | | | 【整備】 平成5年10月12日以降実施なし 【維持管理】 目的 住居表示実施区域について、街区表示板の更新及び新築建物の住居番号を付番するもの。 ○対象 21町 383街区 ○付番件数 100件(予定) ○事業費 35千円 | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---------|---|-------------------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 市民部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 14 | 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務（統計、総括及び指導を含む） | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 相模原市行政組織及び事務分掌規則 | | | 町民課 | 町民課 藤野町行政組織及び事務分掌規則 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>市内12箇所の出張所に対して、戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に係る指導と総括を行うことにより、事務の取り扱いの統一と円滑化を図る。また、市内の事務処理状況を把握するため、統計事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○（住民基本台帳、印鑑登録等に係る）窓口担当者を集めて窓口担当者会議を開催する。</p> <p style="padding-left: 20px;">年3回程度 場所（市役所本庁舎）</p> <p>○戸籍事務担当者を集めて、戸籍事務担当者会議を開催する。</p> <p style="padding-left: 20px;">年2回程度 場所（市役所本庁舎）</p> <p>○各出張所に事務処理状況報告書、及び（戸籍）事務処理実績報告書を提出させ、市内での事務処理件数の統計を出す。（毎月）</p> | | | <p>該当なし（支所なし）</p> | |
| | | | | | <p>【目的】</p> <p>窓口等における事務取扱を正確かつ迅速に行うため、窓口で取扱う諸事務内容について共通理解を深め、本庁及び支所との連携を密にし町民サービスを図る。</p> <p>【内容】</p> <p>○町内2箇所の支所に対し、各一人体制のため、異動時のみ担当者にマシンの扱いを講習。窓口対応の疑義問題は本庁照会。</p> <p>○扱う事務等 （戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、国民年金、介護保険、各種税証明、牧野財産区、施設利用等）</p> <p>○各支所より毎月手数料及び件数表を提出させ、町内での事務処理件数の統計を出す。（毎月）</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--------------------|---------|--|--------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 15 | 外国人登録事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 外国人登録法 | | | 外国人登録法 | 外国人登録法 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 363千円 | | | 20千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 21,000千円 | | | 241千円 | 330千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 ①戸籍住民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録原票記載事項証明書の発行 ②名出張所、連絡所 外国人登録原票記載事項証明書の発行</p> <p>【必要経費項目】 ①3町の登録者を本庁電算システムに入力 ②原票の居住地変更 ③職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住民オンライン (NEC) 登録事項をすべて電算入力し、証明書はプリンターより出力。</p> <p>【特定財源】 外国人登録事務委託金 21,000千円</p> | | | <p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録証明書の発行</p> <p>【必要経費項目】 ①原票の居住地変更 ②職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住基オンラインへ氏名、通称名、生年月日、性別、住所、世帯主、続柄</p> | |
| | | | | <p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 ①町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録原票記載事項証明書の発行、 ②2支所、 取扱なし</p> <p>【必要経費項目】 ①外国人登録入力装置により原票入力作成 ②原票の居住地変更 ③職権変更登録報告書</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---|---------|---------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 16 | 住民基本台帳カードの発行 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 住民基本台帳法 | | | 住民基本台帳法 | 住民基本台帳法 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 3,559千円 | | | 1,021千円 | 75千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 870千円 | | | 20千円 | 25千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>○住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政ICカードとしての独自利用、身分証明書として機能があるカードの交付</p> <p>【内容】</p> <p>○行政ICカードとしての独自利用は現在なし</p> <p>○申請及び交付場所は戸籍住民課及び12出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・即日交付はカード発行機が、戸籍住民課のみに設置のため、戸籍住民課にて処理。 <p>○事業費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基カード受付通知用厚紙 10千円 ・ICカード 951千円 ・カードプリンタリボン 294千円 ・住基カード用ケース 20千円 ・住基カード照会用封筒 48千円 ・住基カード発行関連機器リース料 797千円 <p>(津久井) 953千円</p> <p>(大野南) 486千円</p> <p>○住基カード交付実績 (H16年度) 1725件</p> <p>【手数料の概要】</p> <p>○一枚 500円</p> <p>【システムの概要】</p> <p>○住基カード発行関連システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム全般 NEC ・カード NTTコミュニケーションズ ・プリンタ トッパンフォームズ | <p>【目的】</p> <p>○住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政ICカードとしての独自利用、身分証明書として機能があるカードの交付</p> <p>【内容】</p> <p>○行政ICカードとしての独自利用は現在なし。</p> <p>○申請及び交付場所は町民課窓口。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・即日交付は町民課に機器設置済みのため可能。 <p>○事業費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基カード発行関連機器リース料 743千円 ・住基カード発行関連機器保守料 278千円 <p>【手数料の概要】</p> <p>○一枚 500円</p> <p>【システムの概要】</p> <p>○住基カード発行関連システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム全般 NEC ・カード 凸版印刷株式会社 ・プリンタ トッパンフォームズ | <p>【内容】</p> <p>○住民基本台帳カードは、10年間有効のICカードであり、住民票の広域交付や転入転出の特例及び身分証明書として利用することも可能、行政ICカード交付。</p> <p>○行政ICカードとしての独自利用は現在なし。</p> <p>申請及び交付場所は町民課。</p> <p>住基カード発行処理業務委託により、委託から10日程度で交付。</p> <p>○事業費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基カード発行処理業務委託料 75千円 <p>・住基カード発行処理業務 (財) 地方自治情報センター</p> <p>【手数料の概要】</p> <p>○一枚 500円</p> | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 17 | 公的個人認証事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 | | | 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 | 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 540千円 | | | 179千円 | 172千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>○様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】</p> <p>○電子証明書の発行等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的個人認証機器保守委託締結 ・ 電子証明書の交付実績（H16年度） 239件（取り扱い部署） ・ 鍵ペア生成装置が戸籍住民課のみに設置のため戸籍住民課にて一括処理。 <p>【システムの概要】</p> <p>○鍵ペア生成装置及び窓口受付端末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守 富士通ワイエフシー | | | <p>【目的】</p> <p>○様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】</p> <p>○電子証明書の発行等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的個人認証機器保守委託締結 ・ 電子証明書の交付実績（H16年度） 6件（取り扱い部署） ・ 鍵ペア生成装置は町民課に設置 <p>【システムの概要】</p> <p>○鍵ペア生成装置及び窓口受付端末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守 富士通ワイエフシー | <p>【目的】</p> <p>○様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】</p> <p>○公的個人認証機器保守委託</p> <p>○電子証明書の交付実績（H16年度） 1件</p> <p>○取り扱い部署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鍵ペア生成装置が町民課のみに設置のため、町民課にて一括処理。 <p>【システムの概要】</p> <p>○鍵ペア生成装置及び窓口受付端末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守 富士通ワイエフシー |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 市民部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 18 | 埋火葬許可及び改葬許可並びに斎場火葬炉使用承認事務（身体の一部に係るものを除く） | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | （旧津久井町） | （旧相模湖町） | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課/環境防災課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 墓地、埋葬等に関する法律 | | | 墓地、埋葬等に関する法律 | 墓地、埋葬等に関する法律 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 235千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | 【内容】 <input type="checkbox"/> 埋葬、火葬、改葬許可 <input type="checkbox"/> 市営斎場火葬炉使用承認 | | | 環境防災課所管事務 【内容】 <input type="checkbox"/> 改葬許可 【実績】 改葬申請2件（平成15年度） 町民課所管事務 【内容】 <input type="checkbox"/> 埋葬、火葬許可 | 【内容】 <input type="checkbox"/> 埋葬、火葬、改葬許可 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 19 | 死体解剖保存法第13条に規定する死体交付証明書の交付 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 死体解剖保存法 | | | 死体解剖保存法 | 死体解剖保存法 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | 【内容】 ○死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす） | | | 【内容】 ○死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす） | 【内容】 ○死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する（死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす） |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 20 | 相続税法第58条に規定する通知事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 相続税法 | | | 相続税法 | 相続税法 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <p>○相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌末日までに所轄税務署長に通知する</p> <p>○帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】</p> <p>戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> | | | <p>【内容】</p> <p>○相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌末日までに所轄税務署長に通知する</p> <p>○帳票は戸籍総合システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】</p> <p>戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> | <p>【内容】</p> <p>○相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌末日までに所轄税務署長に通知する</p> <p>○帳票は戸籍総合システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】</p> <p>戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|--------------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 21 | 破産者、禁治産者、準禁治産者、成年被後見人及び犯罪人名簿に関する事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 内務省訓令 | | | 町民課 内務省訓令 | 町民課 内務省訓令 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <p>○内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務</p> <p>○帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】</p> <p>戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p style="text-align: center;">○帳票は台帳で管理、作成(紙管理)</p> | | | | <p>【内容】</p> <p>○内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務</p> <p>○帳票は戸籍情報システムで管理、あわせて紙帳票も作成</p> <p>【システム概要】</p> <p>戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> |
| | <p>【内容】</p> <p>○内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務</p> <p>○帳票は戸籍情報システムで管理、あわせて紙帳票も作成</p> <p>【システム概要】</p> <p>戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> | | | | <p>【内容】</p> <p>○内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務</p> <p>○帳票は戸籍情報システムで管理、あわせて紙帳票も作成</p> <p>【システム概要】</p> <p>戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 22 | 公職選挙法第11条第3項及び第29条第1項に規定する通知事務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 公職選挙法 | | | 公職選挙法 | 公職選挙法 |
| | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | 【内容】 ○公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する | | | 【内容】 ○公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する | 【内容】 ○公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 23 | 人口動態調査 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 人口動態調査令 | | | 人口動態調査令 | 人口動態調査令 |
| | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 400千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 3,500千円 | | | 21千円 | 22千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 ○出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 ○帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 ○人口動態調査委託金</p> | | | <p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 ○出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 ○帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 ○人口動態調査委託金</p> | <p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 ○出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 ○帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 ○人口動態調査委託金</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---------|---|---------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 市民部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 24 | 住民実態調査 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 住民基本台帳法 | | | 住民基本台帳法 | 住民基本台帳法 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>○住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う</p> <p>【内容】</p> <p>○住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する</p> | | <p>【目的】</p> <p>○住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行なう</p> <p>【内容】</p> <p>○住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。”</p> | | <p>【目的】</p> <p>○住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行なう</p> <p>【内容】</p> <p>○住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。”</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 26 | 自動車臨時運行許可 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 道路運送車両法 地方公共団体の手数料の標準に関する法令 相模原市手数料条例 自動車の臨時運行許可に関する規則 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 206千円 | 0千円 | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | 0千円 | | | |
| 【事務事業の内容】 | 【内容】 ○臨時運行許可件数等 (大野南出張所合算数) ・番号標保有組数 345組 ・許可件数 (H16年度) 4,050件 ○事業費の内訳 ・自動車臨時運行許可申請書(証) (2部複写) 200冊 | 【内容】 ○臨時運行許可件数等 ・番号標保有件組数 (自動車) 60組 ・許可件数 (H16年度) 569件 | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 27 | 自衛官募集 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 環境防災課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 地方自治法、自衛隊法 | | | 地方自治法、自衛隊法 | 地方自治法、自衛隊法 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 87千円 | | | 43千円 | 20千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 87千円 | | | 43千円 | 20千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】</p> <p>自衛官募集事務</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 ○ 市ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク ○ 本庁舎、出張所への自衛官募集ポスターの掲示 ○ 市広報誌への自衛官募集記事の掲載 ○ 自衛官募集に係る住民基本台帳（4情報）の閲覧手数料の減免 <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛官募集事務委託金 | | | <p>【目的】</p> <p>自衛官募集事務</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 ○ 町ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク ○ 本庁舎への自衛官募集ポスターの掲示 ○ 町広報誌への自衛官募集記事の掲載 ○ 自衛官募集に係る住民基本台帳（4情報）の閲覧手数料の減免 <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛官募集事務委託金 | <p>【目的】</p> <p>自衛官募集事務</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁舎への自衛官募集ポスターの掲示 ○ 町広報誌への自衛官募集記事の掲載 ○ 自衛官募集に係る住民基本台帳（4情報）の閲覧手数料の減免 <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛官募集事務委託金 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|--|-----|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 28 | 児童手当に係る認定請求書等の受理 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <p>○認定請求書・額改定認定請求書の受付。</p> <p>○主に転入時、出生時に受付をする。</p> <p>○戸籍住民課受付分は台帳に記入した後、子育て支援課に送る。</p> <p>○所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参又は郵送してもらう。</p> <p>○オンライン上の項目を検索し請求書に書き加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の住民票コード ・対象児童数 ・国民年金加入者の基礎番号・取得日 ・児童手当受給の有無 <p>○転居は口座の変更の有無について、転出は児童手当所得証明書を必要な人にご案内する。</p> | | <p>【内容】</p> <p>○認定請求書・額改定認定請求書の受付。</p> <p>○主に転入時、出生時に受付をする。</p> <p>○町民課受付分は福祉推進課に送る。</p> <p>○所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参してもらう。</p> <p>○転出は児童手当所得証明書を必要な人にご案内する。</p> | | <p>【内容】</p> <p>○認定請求書・額改定認定請求書の受付。</p> <p>○主に転入時、出生時に受付をする。</p> <p>○所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、持参してもらう。</p> <p>○転出は児童手当所得証明書を必要な人にご案内する。</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|--|-------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 29 | 国民年金に係る資格取得届書等の受理 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 国民年金法 | | | 国民年金法 | 国民年金法 |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金運動の指示をかける。 ○年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入し、そのコピーを担当課へ送付する。 ○転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると、担当課に変更内容がオンラインでいくようになっている。個別に年金の処理を行う必要はない。 | | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金運動の指示をかける。 ○年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入する。 ○転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっている。個別に年金の処理を行う必要はない。 | | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は保険年金班に伝える。保険年金班の担当者は年金システムに基礎番号、取得日、種別等を入力し、その内容を住民異動届に記入する。 ○転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっているが、個別に年金の処理が必要である。 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 30 | 介護保険に係る資格者証の作成交付及び認定申請書等の受付 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課・高齢者福祉課 | 健康福祉課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | 【内容】 ○転入受付時、65歳以上の者(1号保険者)や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。 ○転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。 | | | 【内容】 ○町民課で転入受付後、高齢者福祉課で65歳以上の者(1号保険者)や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。 ○転居届受付時は、町民課で高齢者福祉課に変わり保険年金班で、資格証の住所欄を変更する。 ○転出届受付時は、町民課で高齢者福祉課にかわり保険年金班で、受給者資格証明書を必要に応じて交付する。 | 【内容】 ○転入受付時、65歳以上の者(1号保険者)や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。 ○転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。 |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|---------------|---|---------|--|---------|--|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 31 | 国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 | |
| 根拠法令等 | 国民健康保険法 | | | 国民健康保険法 | 国民健康保険法 | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証について <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続を戸籍住民課で受付、国民健康保険証の交付、回収等を行うことができる。 ○被保険者証について <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、被保険者証を交付することができる。 ○出産一時金、葬祭費について <ul style="list-style-type: none"> ・申請書を記入していただき受付し、国民健康保険課へ送付する。 ○高齢者受給者証について <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は国民健康保険課へ負担額の確認をしてから交付する。 | | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証について <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続若しくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を町民課（保険年金班窓口）で行う。 ○被保険者証について <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際、郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書の交付を町民課（保険年金班）で行う。 ○出産育児一時金、葬祭費について <ul style="list-style-type: none"> ・申請書を記入していただいた後は、町民課（保険年金班）が受付ける。 ○高齢者受給者証について <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に住所異動等で、住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際も負担割合を確認してから町民課（保険年金班）が交付する。 | | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証について <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を町民課（保険年金班）で行う。 ○被保険者証について <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書を保険年金班で交付することができる。 ○出産一時金、葬祭費について <ul style="list-style-type: none"> ・申請書を記入していただき保険年金班で受付する。 ○高齢者受給者証について <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担割合を確認してから保険年金班が交付する。 | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---------|-------|----------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 32 | 妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 保健推進課 | 健康福祉課 母子保健法 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠届出書を受理し、住民登録又は外国人登録を確認して母子手帳を交付している。 ○再交付や特殊交付も同様。 ○登録のない居住者は申請書のみ受付、担当課へ送付し、担当課より居住確認の文書送付し後日交付。 ○日本語を読めない外国人が希望した場合も英・中・ハンガール・スペイン・ポルトガル・タガログ語の母子手帳訳本も交付している。 <p>●保健所部会（E-1-30）「母子健康手帳交付事業」にて対応いたします。 （※城山町では町民課での妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付事務は行っていません）</p> <p>保健所部会（E-1-30）「母子健康手帳交付事業」で対応。 町民課での交付は行っていません。 ※虐待チェックリストの記入や相談があるため、保健師が交付するようにしています。</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|--|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 33 | し尿の処理に係る届出書の受付 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 環境防災課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | 【内容】 ○申請者からし尿収集申込（異動）届を受け取り担当の相模台収集事務所に送付している。 | 【内容】 申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り担当の津久井クリーンセンターに送付している。 | 【内容】 申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り担当の津久井クリーンセンターに送付している。 | 【内容】 申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り、事務委託の相模原市へ送付 | 【内容】 申請者から、し尿収集申込（異動）届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。あわせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。（なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている） |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---|---|-------|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 34 | 学齢児童及び生徒に係る入学期日の通知及び就学すべき学校の指定 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 教育総務課 | 教育総務課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | 【内容】 ○転入、転居等、住所異動の入力を行うと、オンラインにより自動的に就学通知書が発行されるため、住所の異動手続時に保護者へ渡している。 ○就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合は、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい手続きしてもらっている。 | | 【内容】 ○転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。 | | 【内容】 ○転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 37 | 証明書自動交付機システム維持管理事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 相模原市証明書自動交付機設置に関する規程 | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 15,851千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 証明書自動交付機を設置し、市民の利便を図る。</p> <p>【内容】 ○証明書の種類：住民票・印鑑登録証明書・税務証明書(一部) ○設置場所 ・本庁 (2台) ・橋本出張所 (1台) ・大野南出張所 (1台) ・相模台出張所 (1台) ・相模原駅連絡所 (1台) ○事業費の内訳 ・システムパッケージ保守委託 ・メンテナンスリース (6台分)</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--|---|---|-------------------------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 38 | 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 住民基本台帳法 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 | | | 住民基本台帳法 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 | 住民基本台帳法 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 26,246千円 | | | 9,471千円 | 5,266千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 ○住基カードの交付実績(H16年度) 1,725枚 ○2次稼働業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等) ・本庁及び出張所(12ヶ所) ※連絡所では取扱わない。 ○事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 6,773千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 12,601千円 ・住基台帳ネットワークシステム周辺機器リース料 2,555千円 ・消耗品費 252千円 (データ用媒体、トナーカートリッジ等) ・住基ネットアプリ適用作業 2,340千円</p> | <p>【参考】 ○住基カードの交付実績(H16年度) 55枚</p> <p>【参考】 ○住基カードの交付実績(H16年度) 1枚</p> | <p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 ○住基カードの交付実績(H16年度) 25枚 ○2次稼働業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等) ・本庁 ○事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 5,900千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 2,260千円 ・住基台帳ネットワークシステム周辺機器リース料 1,185千円 ・データ用媒体 126千円</p> | <p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 ○住基カードの交付実績(H16年度) 5枚 ○2次稼働業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等) ・本庁のみ ※支所では取扱わない。 ○事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 2,060千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 3,118千円 ・住基台帳ネットに係る消耗品 142千円</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|---------|------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 39 | 住民基本台帳事務オペレーション委託業務 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 町民課 | 町民課 |
| 根拠法令等 | 住民基本台帳 相模原市印鑑条例 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 33,000千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 住民基本台帳事務のオペレーション業務を委託し、事務の効率化を図る。</p> <p>【内容】 ○委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録に係る入力業務 ・ 住民基本台帳法9条19条に係る通知入力業務 ・ 住民基本台帳法9条19条に係る通知発送業務 ・ 住民票等の郵送請求事務に係る出力等諸業務 ・ 住民基本台帳カード作成等業務 ・ 住民登録入力業務 ・ 電話予約サービス業務 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 40 | 地番整理事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 戸籍住民課 | | | 経済課 | |
| 根拠法令等 | 住民基本台帳 相模原市印鑑条例 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>(概要) 本町では大規模開発地や土地区画整理実施区域（一部を除く）は、住居表示方式でなく地番整理方式を採用している。（区分不明確） 土地区画整理事業の場合には換地処分の翌日から町名変更を行うことから事業期間内に新町名地番整理業務を外部委託している。</p> <p>【委託内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公図の再製、登記簿の更正、新旧地番対照表作成（区域外） ・PRパンフレット作成、新旧住所対照表作成、町名地番案内図作成、住所変更通知書作成、本籍表示変更通知書作成、街区表示板作成・取付、街区案内板作成・設置 <p style="text-align: center;">平成15年実績 472万円</p> <p>【実施地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若葉台1～7丁目（大規模開発） ・原宿南1～3丁目（区画整理） ・向原3丁目（区画整理） <p>【通常業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街区表示(案内)板の維持管理(向原3丁目) ・区域内転入者への町名・居住番号表示板の配布(向原3丁目) <p>(課題) 相模原市は地番整理手法を行っておらず、全て住居表示方式を採用していることから、新市において地番整理手法を継続すべきか、住居表示方式へ転換するか否かについて協議する必要があり、また、新市移行に伴い街区案内(表示)板の表示替えの必要が生じる。</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--------------------|-----------|---|---|---------|------|----|-----------|-------------|------|----------------|-----|------------|------|--|--|---|-------------|---------|------------|-----|----------------|-----|----|---------|-------------|-----|---|-------------|---------|------------|-----|-----------|-------|----|---------|-------------|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 国民年金事務 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課名 | 国民年金課 | | | 町民課 | 町民課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準 | | | 国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準 | 国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 44,455千円 | | | 152千円 | 800千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 163,660千円 | | | 6,623千円 | 3,277千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】</p> <p>① 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき市が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発はNEC。</p> <p>② 国民年金推進相談員 市民の国民年金に関する相談・手続きに対応するため、年金制度に精通するものを委嘱する。身分は非常勤特別職。</p> <p>③ 特定財源 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>基礎年金等事務費交付金</td><td>163,193千円</td></tr> <tr><td>福祉年金事務費交付金</td><td>146千円</td></tr> <tr><td>特別障害給付金</td><td>53千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>163,392千円</td></tr> </table> 国民年金事務運営費(44,455千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 </p> <p>④ 負担金 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>(社)日本国民年金協会</td><td>13千円</td></tr> <tr><td>県都市国民年金事務連絡協議会</td><td>5千円</td></tr> <tr><td>その他研修会等負担金</td><td>15千円</td></tr> </table> </p> | 基礎年金等事務費交付金 | 163,193千円 | 福祉年金事務費交付金 | 146千円 | 特別障害給付金 | 53千円 | 合計 | 163,392千円 | (社)日本国民年金協会 | 13千円 | 県都市国民年金事務連絡協議会 | 5千円 | その他研修会等負担金 | 15千円 | | | <p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】</p> <p>① 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発はNEC。</p> <p>② 国民年金推進相談員 該当なし</p> <p>③ 特定財源 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>基礎年金等事務費交付金</td><td>6,609千円</td></tr> <tr><td>福祉年金事務費交付金</td><td>8千円</td></tr> <tr><td>特別障害給付金等事務費委託金</td><td>6千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,623千円</td></tr> </table> 国民年金事務運営費(152千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 </p> <p>④ 負担金 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>(社)日本国民年金協会</td><td>6千円</td></tr> </table> </p> | 基礎年金等事務費交付金 | 6,609千円 | 福祉年金事務費交付金 | 8千円 | 特別障害給付金等事務費委託金 | 6千円 | 合計 | 6,623千円 | (社)日本国民年金協会 | 6千円 | <p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】</p> <p>① 国民年金システム 適用（資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出）及び給付（老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理）等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発は日本電子計算(株)</p> <p>② 国民年金推進相談員 該当なし</p> <p>③ 特定財源 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>基礎年金等事務費交付金</td><td>2,731千円</td></tr> <tr><td>福祉年金事務費交付金</td><td>6千円</td></tr> <tr><td>協力連携に係る経費</td><td>540千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,277千円</td></tr> </table> 国民年金事務運営費(800千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 </p> <p>④ 負担金 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>(社)日本国民年金協会</td><td>6千円</td></tr> </table> </p> | 基礎年金等事務費交付金 | 2,731千円 | 福祉年金事務費交付金 | 6千円 | 協力連携に係る経費 | 540千円 | 合計 | 3,277千円 | (社)日本国民年金協会 | 6千円 |
| 基礎年金等事務費交付金 | 163,193千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉年金事務費交付金 | 146千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別障害給付金 | 53千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 163,392千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (社)日本国民年金協会 | 13千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県都市国民年金事務連絡協議会 | 5千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他研修会等負担金 | 15千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基礎年金等事務費交付金 | 6,609千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉年金事務費交付金 | 8千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別障害給付金等事務費委託金 | 6千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 6,623千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (社)日本国民年金協会 | 6千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基礎年金等事務費交付金 | 2,731千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉年金事務費交付金 | 6千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協力連携に係る経費 | 540千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 3,277千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (社)日本国民年金協会 | 6千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---------|---|-------|------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 市民部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | |
| 8 | 防犯活動等推進事業 | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 交通・地域安全課 | | | 環境防災課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 防犯活動推進員設置要綱 | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 6,817千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 26千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 概要 市内における犯罪の多発化に対応するため、地域住民・警察等関係機関と連携を図り、総合的な防犯対策を展開する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 防犯活動推進員 防犯啓発活動による地域住民の自主防犯意識の高揚、並びに防犯対策に関するアドバイス相談業務等を行なう。 (2) 防犯モデル地区 自主防犯活動に積極的に取り組んでいる地区や団体を防犯モデル地区として指定し、防犯活動の事例を身近なところで示すことにより、全体的な取り組みにつなげる。 H16：6団体、H17：12団体 (3) 防犯活動物品購入費補助 防犯活動団体における装備品の補充及び安全装備品等の購入経費の一部を補助することにより、安全で効果的な防犯活動の実施を支援する。 (4) 犯罪情報の提供 市民一人ひとりの防犯意識や自警意識の高揚を図るため、ホームページや電子メールによる犯罪発生状況や防犯対策等の情報提供を行う。 (5) その他 各種媒体を活用した啓発事業 JR町田駅南口環境浄化対策事業 等</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|---------|-----------------------------|---|---|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | | 専門部会名 市民部会 | | |
| 事務事業番号 9 | 事務事業名 連合防犯協会補助金 | | 協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 交通・地域安全課 | | | 環境防災課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 16,393千円 | | | 237千円 | 132千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 概要 防犯意識の高揚と自警心を喚起し、犯罪の発生を未然に防止することにより、犯罪のない明るい社会を実現するため、各連合防犯協会に活動費を補助する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額(H18予算) ・相模原連合防犯協会運営費 1,116千円 ・相模原南連合防犯協会運営費 1,066千円 ・相模原北防犯協会運営費 729千円 ・津久井郡連合防犯協会運営費 260千円 ・相模原連合防犯協会防犯灯 7,712千円 ・相模原南連合防犯協会防犯灯 4,972千円</p> <p>3 連合防犯協会事業内容 (1) 地域安全運動の実施 ・全国地域安全運動 ・年末年始特別警戒 (2) 防犯団体への助成 ・地区防犯協会 ・防犯指導員連絡協議会 ・暴力団排除対策推進協議会 等 (3) 防犯研修会の開催 地域に密着した防犯活動を指導できる人材の育成を図る。 (4) 防犯灯の設置及び維持管理 ・管理灯数 2,592灯(H16実績)</p> | | | <p>1 概要 防犯思想の徹底を図り、防犯意識の高揚と自警心を喚起し、各種犯罪の未然防止や地域ぐるみの防犯体制の確立により、犯罪のない明るい社会の実現を期するため、防犯関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額等(H18予算) ・津久井郡連合防犯協会負担金 122千円 ・津久井郡暴力団排除活動推進協議会補助金 78千円 ・防犯指導員活動補助金 32千円</p> <p>3 各団体事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除活動推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼時における暴力団の排除 (3) 防犯指導員 ・防犯パトロールの実施</p> | <p>1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然に防止し治安維持に寄与するため、関係団体に活動費を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額(H17予算) ・津久井郡連合防犯協会負担金 90千円 ・津久井郡暴力団排除推進協議会補助金 41千円</p> <p>3 事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼時における暴力団の排除</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|--------------------|---------|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 10 | 交通安全思想普及啓発事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 交通・地域安全課 | | | 環境防災課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 相模原市違法駐車等の防止に関する条例 | | | 城山町交通安全対策協議会規程 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 | 藤野町交通安全対策協議会規約 藤野町特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 5,017千円 | | | 2,366千円 | 466千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 概要 交通安全思想の普及及び意識の掲揚を図り、交通事故の減少に努める。 また、違法駐車等防止のための意識の啓発を図り、違法駐車等の防止を推進することにより、市民の安全で良好な生活環境を保持する。</p> <p>2 事業内容 (1) 交通安全思想普及啓発 ・交通安全標語、作文、ポスターの募集及び表彰 ・立看板の作成、配布 ・新入学児童に対し、交通安全リーフレットを配布 (2) 違法駐車等防止啓発 ・違法駐車等防止啓発員による「違法駐車等防止重点区域」における啓発活動の実施 *重点区域：相模大野駅、相模原駅、橋本駅 ・キャンペーン活動の実施</p> <p>3 事業費 (1) 交通安全思想普及啓発 867千円 (2) 違法駐車等防止啓発 4,150千円</p> | | | <p>1 概要 交通安全対策協議会を開催し、交通安全関係団体や機関と連絡調整を図る。また、啓発活動や広報活動を行い、交通事故防止を図る。 交通整理員を配置し、登下校時における児童・生徒の安全確保を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 城山町交通安全対策協議会 ・会議の開催(年1回) ・各季交通安全運動の実施 ・新入学児童に対し、ランドセルカバー・リーフレットを配布 (2) 交通整理員 ・町内4箇所に配置 (3) 交通安全啓発活動 ・立看板の作成、配布</p> <p>3 事業費 (1) 城山町交通安全対策協議会 委員報酬 30千円 交通安全対策事業委託料 132千円 (2) 交通整理員 2,091千円 (3) 交通安全啓発活動 立看板購入 45千円</p> | <p>1 概要 町内における道路交通の現況に鑑み、交通安全対策の充実に努めると共に、各関係機関及び団体相互間の密接な連絡を保持し、組織的な総合交通安全対策の樹立を図る。 また、啓発活動や広報活動を行い交通安全事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 交通安全思想普及 ・各季運動期間中に街頭指導を実施 ・幼児・小中学生に対する交通安全思想普及事業 ・啓発活動の実施 ランドセルカバー、ハンカチ、リーフレット等配布 (2) 交通安全環境の整備 ・立看板の作成、配布</p> <p>3 事業費(内訳) (1) 藤野町交通安全対策協議会より 90千円 (2) 一般会計より(啓発物品、看板等) 376千円</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|--------------------|---------|----------------|------------------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 11 | 交通安全教室事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 交通・地域安全課 | | | 環境防災課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | 相模原市児童交通指導員設置要綱 交通公園設置運営要綱 | | | 城山町交通安全対策協議会規程 | 藤野町交通安全対策協議会設置規程 |
| 歳出予算額（平成18年度） | 12,475千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 概要 交通安全指導員が、保育園、幼稚園、小学校PTA、自治会等に対して自転車の正しい乗り方、信号機の見方、街頭指導旗の振り方等を指導し、交通事故の減少に努める。</p> <p>2 事業内容 道路横断の仕方、自転車の乗り方の指導、交通安全映画の上映、ダミー人形を用いた自動車巻き込み実験等を行い、交通安全意識の高揚を図るとともに、正しい知識の普及を図る。 ○開催日時 土・日・祝日、火曜日を除く平日 午前10時から11時30分まで 午後2時から4時まで ○内 容 講話、歩行・自転車実技、映画、ダミー実験等</p> <p>3 指導員 交通安全指導員 6名 (非常勤特別職員)</p> | | | | |
| | <p>1 概要 高齢者を対象に、交通安全教室を開催し、高齢者の交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 高齢者を対象に、津久井警察署等の指導により交通安全教室を実施。</p> <p>3 その他 小学校主催の交通安全教室において、津久井警察署と町交通指導隊が連携し、自転車の正しい乗り方等の指導を実施。</p> | | | | |
| | <p>1 概要 幼児・児童を中心に交通安全教室及び自転車正しい乗り方教室を開催し、交通事故の危険性を教え、高い傾向にある幼児及び小学生の交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 幼稚園児及び小学生に対し、津久井警察署の協力を得ながら町交通指導隊等により交通安全教室及び自転車の正しい乗り方教室を実施。</p> | | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--------------------|---------|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 13 | 交通安全団体補助金 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 交通・地域安全課 | | | 環境防災課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 1,790千円 | | | 64千円 | 174千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 概要 「交通安全都市」宣言に基づき、市民総ぐるみで交通事故を防止するため、各種交通安全運動の実施、交通安全思想の高揚など多様な交通安全対策を推進するため、各交通安全協会に対し、活動費を補助をする。</p> <p>2 事業費及び事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原交通安全協会 721千円 ・相模原南交通安全協会 760千円 ・相模原北交通安全協会 309千円 | | | <p>1 概要 町民の交通安全意識を高揚し、交通ルールの遵守等により、交通事故の減少を図る為、交通安全推進関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業費及び事業内容</p> <p>(1) 津久井交通安全協会城山支部</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助額 64千円 (H18予算) ②事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全標語の募集 ・機関紙の発行 <p>(2) 津久井交通安全協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金 0千円 (廃止) | <p>1 概要 各季交通安全運動、啓蒙宣伝、安全教育等の実施による交通事故防止を図るため、交通安全推進関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業費及び事業内容</p> <p>(1) 藤野町交通安全対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助額 28千円 ②事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・各季の交通安全運動の実施 ・交通安全教室の開催 ・街頭活動の推進 <p>(2) 津久井交通安全協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助額 0千円 (廃止) ②事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・各季交通安全運動の実施 <p>(3) 津久井交通安全協会藤野支部</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助額 40千円 ②事業同上 <p>(4) 津久井交通安全協会牧野支部</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助額 30千円 ②事業同上 <p>(5) 幼児交通安全クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助額 45千円 ②事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児向け交通安全教室開催 |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|------------|--|---|---|--|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 14 | 交通指導隊事業 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 交通・地域安全課 | 防災課 | 総務課 | 環境防災課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | | 津久井町交通指導隊設置要綱 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 | 相模湖町交通指導隊設置要綱 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 | 城山町交通指導隊の組織活動に関する規程 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 | 藤野町交通指導隊設置規程 藤野町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 |
| 歳出予算額(平成18年度) | | 2,394千円 | 1,483千円 | 2,468千円 | 2,172千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | | 0千円 | 0千円 | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | 該当なし | <p>1 名称 津久井町交通指導隊</p> <p>2 目的 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、域自治体の交通事故防止および交通安全対策の推進を図る。</p> <p>3 委員等の構成 ・定数 20名以内 ・社会的信望があり交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熱意と能力を有するものの中から市長が委嘱任命する。(H17.4.1現在17名) ・任期 3年</p> <p>4 活動内容 ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・域自治体の公共行事における交通整理</p> <p>5 報酬(H18予算 1,362千円) ・隊長 年額 93,000円 ・副隊長 年額 76,900円 ・隊員 年額 69,700円</p> <p>6 費用弁償(H18予算 154千円) ・現地までの交通費</p> <p>7 出動手当(H18予算 240千円) ・一回の出動につき1,800円</p> <p>8 活動費交付金(H18予算 171千円)</p> <p>9 制服、装備品等(H18予算 310千円)</p> <p>10 交通指導車経費(H18予算 149千円)</p> | <p>1 名称 相模湖町交通指導隊</p> <p>2 目的 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、域自治体の交通事故防止および交通安全対策の推進を図る。</p> <p>3 委員等の構成 ・定数 15名以内 ・社会的に信望があり、交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熱意と能力を有するものの中から市長が委嘱任命する。 ・任期 3年</p> <p>4 活動内容 ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・域自治体の公共行事における交通整理</p> <p>5 報酬(H18予算 996千円) ・隊長 年額 90,000円 ・副隊長 年額 75,000円 ・隊員 年額 63,000円</p> <p>6 費用弁償(H18予算 22千円) ・現地までの交通費</p> <p>7 出動手当(H18予算 356千円) ・3時間未満の場合 900円 ・3時間以上の場合1,400円</p> <p>8 活動費交付金(H18予算 30千円)</p> <p>9 制服、装備品等(H18予算 79千円)</p> | <p>1 名称 城山町交通指導隊</p> <p>2 目的 人命尊重の理念に基づき、交通事故による犠牲者の絶滅を期し、正しい交通ルールを指導すると共に、交通事故の防止を図り、町民の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>3 委員等の構成 ・定数 24名 ・交通指導の知識経験があると認める者について町長が任命する ・任期 2年</p> <p>4 活動内容 ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・町及び自治会諸行事における交通整理</p> <p>5 報酬(H18予算 1,751千円) ・隊長 年額 100千円 ・副隊長 年額 78千円 ・班長 年額 73千円 ・隊員 年額 71千円</p> <p>6 費用弁償(H18予算 507千円) ・4時間以下の出動 2,400円 ・4時間超の出動 2,700円</p> | <p>1 名称 藤野町交通指導隊</p> <p>2 目的 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、その組織及び運営を明確にし、円滑なる推進を図る。</p> <p>3 委員等の構成 ・定数 20名以内 ・社会的に信望があり、交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熱意と能力を有するものの中から町長が委嘱任命する。 ・任期 3年</p> <p>4 活動内容 ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・町の公共行事における交通整理</p> <p>5 報酬(H17予算 2,004千円) ・隊長 年額 89千円 ・副隊長 年額 71千円 ・隊員 年額 61千円 ・3時間未満の場合800円 ・3時間以上の場合1,600円</p> <p>6 費用弁償(H17予算 68千円)</p> |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|--|---------|-------|------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 15 | 事務事業名 安全・安心まちづくり推進協議会補助金 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 交通・地域安全課 | | | 環境防災課 | 総務課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額(平成18年度) | 14,830千円 | | | | |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>1 名称 相模原市安全・安心まちづくり推進協議会</p> <p>2 目的 市、市民、警察、事業者等が協働して、地域における犯罪及び交通事故の防止等に取り組むことにより、すべての人が安全で安心して暮らし、及び活動できる相模原市を実現することを目的とする。</p> <p>3 事業 (1) 安全・安心まちづくり知識の普及及び啓発 (2) 安全・安心まちづくりに関する地域活動支援 (3) 安全・安心まちづくりに関する団体相互の情報交換及び連携の強化 (4) その他協議会の目的達成のために必要な事業</p> <p>4 会員 協議会の目的に賛同する 地域団体、事業者、行政機関等</p> | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|--|---|---------|---|--------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 6 | 消費者啓発事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 消費生活課 | | | 経済課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 2,891千円 | | | 135千円 | 42千円 |
| 歳入予算額（平成18年度） | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>【目的】※数値は17年度 消費者が自主性をもって、健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活知識の情報提供、啓発活動を行う。</p> <p>①くらしの情報提供事業 *消費生活情報紙・くらしの豆知識・消費者啓発リーフレット等を発行し、情報提供、消費者啓発を図る。 *出張所・公民館等市公共施設及び事業の際に配布。</p> <p>【内容】 ・消費生活情報紙 年4回 各1,800部 ・啓発リーフレット 5種類程度</p> <p>②消費生活展事業 *消費者団体等と共に、暮らしに関するパネル等の展示、啓発資料の配布等を行い、消費者に情報提供する。</p> <p>【内容】 ・パネル作成委託 ・出展者 8団体程度</p> <p>③消費者啓発講座・学習会事業 *消費者被害の未然防止のため、また、自立した消費者育成のため消費者啓発講座・学習会等を実施する。</p> <p>○消費者啓発講座 衣食住や環境など消費者問題に関する講座及び消費者被害未然防止のための講座・学習会等を開催 ・くらしの講座 3回 ・学習会 1回 ・月間事業講演会 2回 ・暮らしの問題交流会議 1回 ・暮らしを考えるつどい 1回</p> <p>○親子消費者教室 親子が楽しみながら、消費者としての知識を習得する実習などの教室を開催 2～3回</p> <p>○消費生活講座講師派遣 消費生活に関する問題について、地域の団体やサークル等が自主的に企画した講座等に、依頼を受けて講師を派遣する。 講師料は、原則として市負担</p> | | | <p>【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動</p> <p>① 消費者啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び生活設計（貯蓄等）に関する講座の開催</p> <p>【内容】 ・高齢者向け悪質商法被害未然防止講座 年1回（2会場） ・暮らしの講座 年1回（1会場）</p> <p>② 情報提供 パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供し、啓発を図るとともに、町内に被害が拡大する恐れのある悪質商法等が発生した場合に緊急情報誌を発行する。</p> | |
| | | | | <p>【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動</p> <p>① 消費者啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び消費者育成のための講座の開催</p> <p>【内容】 高齢者向け悪質商法被害未然防止講座開催 年1回（2会場）</p> <p>② 情報提供 ・パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供し、啓発を図る。</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|--|--------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 7 | 消費者保護事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 消費生活課 | | | 経済課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | 消費者保護基本法 | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 29,214千円 | | | 460千円 | 460千円 |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 1,062千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>①消費生活相談事業</p> <p>【目的】 消費生活に関する相談及び苦情等を受付処理することにより、市民の消費生活の安定と向上を図る。</p> <p>【内容】 商品の品質やサービスなどの問い合わせや契約上のトラブルなど、消費生活に関する相談や解決のための助言等を消費生活相談員が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談日 平日（北センターは年末年始・施設点検日を除く毎日） ・相談時間 午前9時～12時、午後1時～4時 ・相談場所 相模原消費生活センター 北消費生活センター 消費生活相談コーナー（南市民相談室内） ・相談員 10名（7名／日、但し、土曜日2名、日・祝日は2名／日） ・相談件数 平成16年度＝12,968件 *相談員経費（報酬） 22,866千円 （18年度当初予算） <p>*平成12年4月1日付けで相模原市と津久井4町の各首長が津久井4町の消費生活相談を相模原市が代行する協定を結んでいる。（平成18年度から2町） 負担金として、各町から460,000円を受けている。</p> <p>②消費者活動等助成事業 相模原市消費者団体連絡会に運営費の一部を助成し、活動の活発化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市消費者団体連絡会加盟 11団体 <p>【特定財源の概要】※18年度当初予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県補助金 22千円 ・労働保険被保険者負担金 120千円 ・2町負担金 920千円 | | | <p>①消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 304件（平成16年度）</p> <p>②消費者活動等助成事業 該当なし（消費者団体なし）</p> | |
| | | | | <p>①消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 77件（平成16年度）</p> <p>②消費者活動等助成事業 該当なし（消費者団体なし）</p> | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|---|---|---------|------|--------|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 8 | 消費生活推進事業 | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 消費生活課 | | | 経済課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 92千円 | | | | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | |
| 【事務事業の内容】 | ①消費生活事業推進協議会事業 【目的】 消費者保護行政の参考とするため、各界の代表者の意見を聞く協議会を開催する。 【内容】 ・年2回開催 ・協議会の構成 (委員15名、任期2年) 消費者 5名 関係団体・機関の代表 6名 学識経験者 2名 市職員 2名 ※モニター事業18年度から休止 | | | 該当なし | 該当なし |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|---------------|---|---|--|---|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | | |
| 10 | 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に規定する表示監視 | □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 消費生活課 | | | 経済課 | まちづくり課 |
| 根拠法令等 | 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法 | | | 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法 | 家庭用品品質表示法 藤野町家庭用品品質表示法事務取扱要領 消費生活用製品安全法 |
| 歳出予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 歳入予算額(平成18年度) | 0千円 | | | 0千円 | 0千円 |
| 【事務事業の内容】 | <p>①家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 <p>○対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定品目 90品目 ・年1～2日 実施地域を定めて、2,000点程度調査 <p>②消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 <p>○対象となる店舗への立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定製品 6品目 ・年1～2日 実施地域を定めて、5～6点調査 | <p>①家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 <p>○対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定品目 90品目 ・検査対象品目を指定し、立入検査を実施。 ・平成16年度は、30品目指定し、10店舗立入検査を実施。 <p>②消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 <p>○対象となる店舗への立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定製品 6品目 ・検査対象品目を指定し、立入検査を実施。 ・平成16年度は、1品目指定し、3店舗立入検査を実施。 | <p>①家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 <p>○対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査品目 100～120品目 ・年1回 実施 <p>②消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 <p>○対象となる店舗への立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査品目 1品目 ・年1回 実施 | <p>①家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 <p>○対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定品目 90品目 ・年1 実施 <p>②消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 <p>○対象となる店舗への立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定製品 1品目 ・年1 実施 | <p>①家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 <p>○対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定品目 90品目 ・年1 実施 <p>②消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の聴取 ・立入検査 ・特定製品の提出命令 <p>○対象となる店舗への立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定製品 1品目 ・年1 実施 |

事務事業現況調書

| | | | | | | |
|----------------|--|---------|---|---|--|---|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | | 専門部会名 | | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | | 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | | 協議ランク | | | |
| 6 | 窓口業務の取扱い | | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 | |
| 担当課名 | 出張所 | | | 町民課 | 支所 | |
| 根拠法令等 | 戸籍法 住民基本台帳法 相模原市印鑑条例 相模原市印鑑条例施行規則 相模原市出張所設置条例 相模原市庁舎管理規則 相模原市公印規則 相模原市手数料条例 相模原市手数料条例施行規則 | | | | 戸籍法 住民基本台帳法 藤野町印鑑条例 藤野町印鑑条例施行規則 藤野町支所設置条例 藤野町支所処務規程 藤野町公印規程 藤野町手数料徴収条例 | |
| 歳出予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | 0千円 | |
| 歳入予算額 (平成18年度) | 0千円 | | | | 0千円 | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】 出張所は、次の事務を所掌する。 ○戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・戸籍の届出の受付及び住民基本台帳への記載修正 ・住民異動届の受付及び処理 ・印鑑登録(さがみはらカード)申請の受付及び処理 ・住民基本台帳カード交付等申請書の受付及びカードの交付 ・転入通知未着者の照会及び処理 ○埋火葬許可及び改葬許可並びに斎場火葬炉使用承認(身体の一部に係るものを除く。)に関する事 ○住民実態調査に関する事 ○身分証明書その他証明書 ・広域交付住民票の交付 ○個人の市・県民税課税証明及び納税証明(法人市民税納税証明を除く。)に関する事(大野南出張所(上鶴間連絡所をのぞく。)の主管に属するものを除く。) ○自動車臨時運行許可に関する事(大野南出張所に限る。) ○所管区域内の行政に係る情報収集に関する事 ○市民の相談その他要望等の受付に関する事 ○児童手当、児童福祉手当(児童福祉手当は大野南出張所を除く。)等にかかる認定請求書の受理に関する事 ○医療連絡票の交付に関する事 ○老人医療証、乳児医療証、重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証の交付申請受付(重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証は大野南出張所を除く。) ○国民年金に係る資格取得届書等の受理に関する事 ○介護保険に係る資格者証の作成交付および認定申請書等の受付に関する事 ○国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付に関する事 ○妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付に関する事</p> | | | <p>【内容】 出張所は、次の事務を所掌する。 ○戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・戸籍の届出の受付 ・住民異動届の受付 ・印鑑登録申請の受付 ・住民基本台帳の閲覧 ○埋火葬許可及び改葬許可に関する事 ○身分証明書その他証明書 ○個人の市・県民税課税証明及び納税証明に関する事 ○固定資産税の諸証明及び公図の閲覧に関する事 ○所管区域内の行政に係る情報収集に関する事 ○市民の相談その他要望等の受付に関する事 ○老人医療証の交付申請受付 ○国民年金に係る資格取得届書等の受理に関する事 ○介護保険に係る資格認定申請書等の受付に関する事 ○国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付に関する事 ○妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付に関する事 ○し尿の処理に係る届出書の受付に関する事 ○地域自治団体等との連絡に関する事</p> <p>連絡所は、次の事務を所掌する。 ○戸籍謄抄本の交付に関する事 ○住民票及び戸籍の附票の写し並びに住民票記載事項証明書の交付に関する事 ○印鑑登録証明書の交付に関する事 ○地域自治団体等との連絡に関する事</p> | <p>該当なし</p> | <p>【内容】 支所は、次の事務を所掌する。 ○戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・戸籍の届出の受付 ・戸籍謄抄本の交付に関する事 ・住民異動届及び印鑑登録に関する事 ・住民票及び戸籍の附票の写し並びにその他諸証明書等の交付に関する事 ・印鑑登録証明書の交付に関する事 ○埋火葬許可及び改葬許可に関する事 ○課税及び納税証明並びに固定資産税の諸証明等に関する事 ○国民年金に関する事 ○介護保険に関する事 ○国民健康保険に関する事 ○その他関連する窓口業務に関する事 ○施設の利用及び管理に関する事 ○地区の団体等に関する事</p> <p>牧野支所は、上記の事務以外に次の事務を所掌する。 ○牧野財産区に関する事</p> |

事務事業現況調書

| | | | | |
|-----------|---|---|-----|-----|
| 合併協議事項番号 | 合併協議事項 | 専門部会名 | | |
| 28 | 各種事務事業の取扱い | 市民部会 | | |
| 事務事業番号 | 事務事業名 | 協議ランク | | |
| 6 | 窓口業務の取扱い | <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | |
| | 相模原市 (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 【事務事業の内容】 | <p> すること。 <input type="checkbox"/>し原の処理に係る届出書の受付に関すること。 <input type="checkbox"/>地域自治団体等との連絡に関すること。 <input type="checkbox"/>学齢児童及び生徒に係る入学期日の通知及び就学すべき学校の指定に関すること。 <input type="checkbox"/>不在者投票に関すること。 <input type="checkbox"/>連絡所に関すること（当該連絡所の所属する出張所に限る。）。 <input type="checkbox"/>シティ・プラザはしもと（相模原市橋本6丁目2番1号）の維持管理及び秩序保持に関すること（橋本出張所に限る。）。 <input type="checkbox"/>相模原市南合同庁舎（相模原市相模大野5丁目31番1号）の維持管理及び秩序保持に関すること（大野南出張所に限る。）。 <input type="checkbox"/>出納員の設置に関すること。 ・市税、税外諸収入金の収納及び公金払込領収書、調定報告書の作成 <input type="checkbox"/>ゴミ収集所設置及び移設申込書の受付 <input type="checkbox"/>マッサージ等施術助成券の交付申請受付（大野南出張所を除く。）。 <input type="checkbox"/>出張所ホームページに関すること ※出張所・・・12出張所 </p> <p> 連絡所は、次の事務を所掌する。 <input type="checkbox"/>戸籍謄抄本の交付に関すること。 <input type="checkbox"/>住民票及び戸籍の附票の写し並びに住民票記載事項証明書の交付に関すること。 <input type="checkbox"/>印鑑登録証明書の交付に関すること。 <input type="checkbox"/>身分証明書、不在住・不在籍証明書及び住居表示・本籍表示変更証明書の交付に関すること。 <input type="checkbox"/>外国人登録原票記載事項証明書の交付に関すること。 <input type="checkbox"/>個人の市・県民税課税証明書及び納税証明（法人市民税納税証明を除く。）に関すること。 <input type="checkbox"/>現金出納員の事務補助 ※連絡所・・・6連絡所 </p> | | | |

事務事業現況調書

| | | | | | |
|----------------|--|--|---------|------|--------|
| 合併協議事項番号 28 | 合併協議事項 各種事務事業の取扱い | 専門部会名 市民部会 | | | |
| 事務事業番号 7 | 事務事業名 出張所の維持管理及び秩序保持 | 協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input type="checkbox"/> B幹事会 <input checked="" type="checkbox"/> C専門部会 | | | |
| | 相模原市 | (旧津久井町) | (旧相模湖町) | 城山町 | 藤野町 |
| 担当課名 | 出張所 相模原市庁舎管理規則 | | | 町民課 | 町民課・支所 |
| 根拠法令等 | | | | | |
| 歳出予算額（平成18年度） | 399,369千円 | | | | |
| 歳入予算額（平成18年度） | 515千円(シティプラザはしもと 光熱水費実費負担金) | | | | |
| 【事務事業の内容】 | <p>【内容】</p> <p>○シティ・プラザはしもと維持管理及び秩序保持に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎施設維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・旅費（15千円） ・需要費（1,177千円） ・役務費（1,295千円） ・委託料（17,804千円） ・使用料及び賃借料（263,133千円） ・公課費（0千円） ・負担金補助金及び交付金（16,200千円） ◎施設維持補修費 <ul style="list-style-type: none"> ・需要費（300千円） <p>○南合同庁舎の維持管理及び秩序保持に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎施設維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・需要費（23,275千円） ・役務費（5,048千円） ・委託料（68,711千円） ・使用料及び賃借料（460千円） ・備品購入費（150千円） ・公課費（9千円） ◎その他施設維持補修費 <ul style="list-style-type: none"> ・需要費（800千円） ◎一般事務費 <ul style="list-style-type: none"> ・需要費（972千円） ・負担金補助金及び交付金（20千円） <p>○南合同庁舎における文書の收受及び集配に関すること。</p> <p>○南合同庁舎の事務室等の配置に関すること。</p> <p>○南合同庁舎の連絡調整に関すること。</p> <p>○財務事務に関すること。</p> | | | 該当なし | 該当なし |